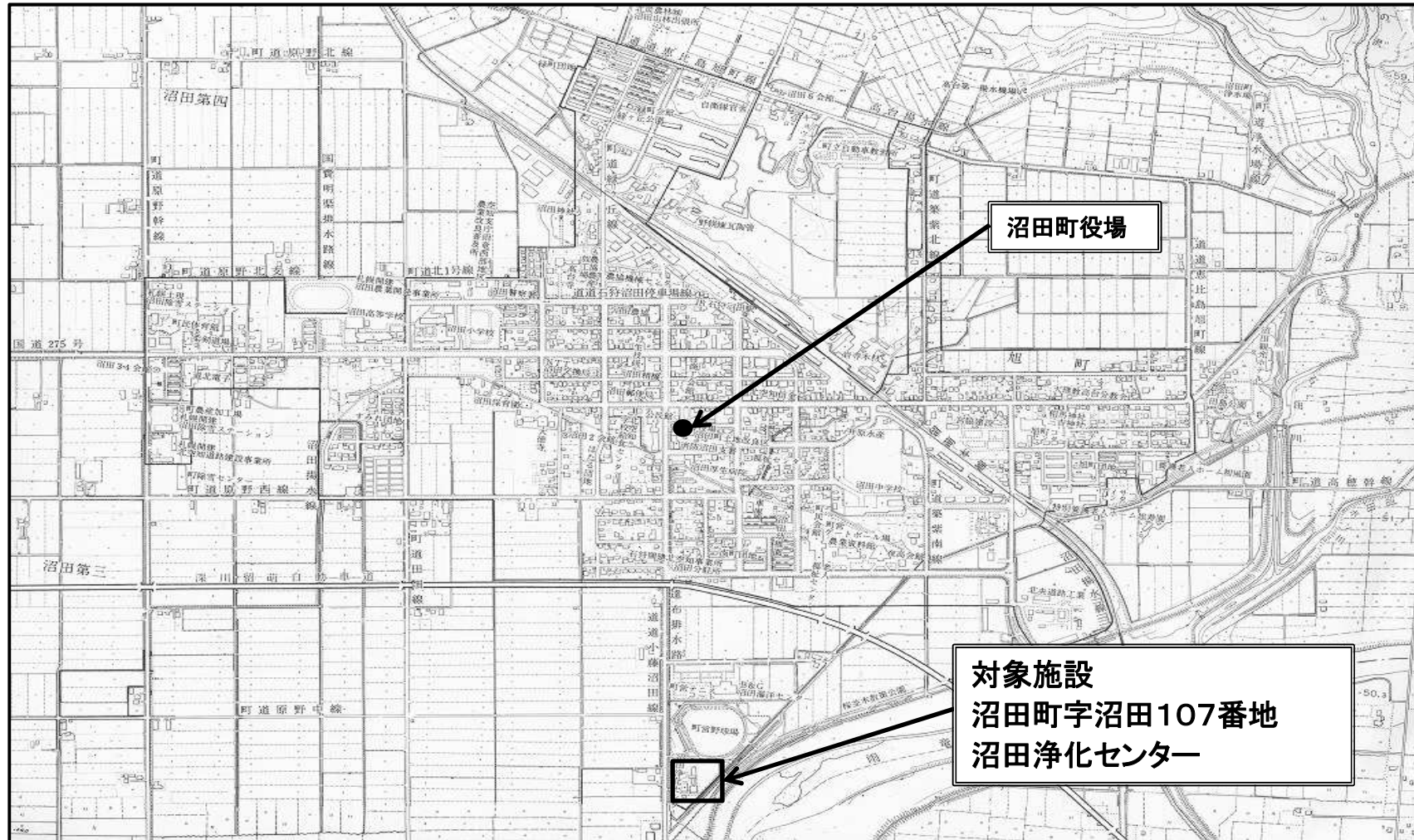


位置図

位置図



特記仕様書

沼田浄化センター（管理棟等）耐震補強・改修工事

工事特記仕様書

（機械設備・電気設備）

令和 8 年 3 月

北海道沼田町
株式会社 沼田コーン

① 機 械 設 備

目 次

第1章 総 則.....	1
§ 1 概 要.....	1
§ 2 施工範囲.....	1
§ 3 仕様書の適用等.....	1
§ 4 建設リサイクル法.....	2
§ 5 工事中の安全確保.....	2
§ 6 工事カルテ作成、登録.....	4
§ 7 完成図書.....	5
§ 8 その他.....	5
第2章 付帯設備（配管類）.....	6
第3章 複合工.....	7
§ 1 鋼製加工品類.....	7
§ 2 被覆工.....	7

第1章 総 則

§ 1 概 要

本工事は、沼田浄化センターにおける機械設備工事を行うものである。その主要設備は下記の通りである。

- (1) 付帯設備（配管類）
- (2) 複合工

§ 2 施工範囲

本設備の施工範囲は、上記の設計・製作・配管・配線・塗装・撤去・搬入・据付け等であり、これによって生じる手直しまでの一切の施工、これに必要なコンクリート基礎工事、仕上工事、貫通部のはつり復旧、池、ピット内の排水、仮設工事等の付帯工事を含むものである。

尚、本設備の施工に当たっては、将来計画を十分に考慮の上、関連工事との協調をはかり施工するものとする。特に工事の施工にあたっては、現在運転中の施設であるため、維持管理者と十分な協議を行い、処理場の運転に可能な限り支障のない実施計画を立案して施行にあたること。

§ 3 仕様書の適用等

一般仕様書及び、標準仕様書は下記に準じるものとする。

- (1) 土木工事共通仕様書 最新版
北海道土木部監修
社団法人 北海道土木協会
- (2) 機械設備工事一般仕様書 最新版
編著 日本下水道事業団
発行 (財)下水道業務管理センター
- (3) 機械設備工事共通仕様書 最新版
国土交通大臣官房官庁営繕部監修
社団法人 公共建築協会
- (4) 機械設備標準仕様書 最新版
編著 日本下水道事業団
発行 (財)下水道業務管理センター

§ 4 建設リサイクル法

- (1) この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。
- (2) 建設リサイクル法に係る特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルトコンクリート）を用いた工作物等の解体においては、「建設工事に係る資材の再資源化などに関する法律施行規則」に定められた方法により分別解体等すること。

分別解体等を実施する者（下請け含む）は、建設業法の土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業に係る第3条第1項の許可を受けた者か、解体工事業登録を受けた者が施工すること。

また、解体工事業登録を受けた者が分別解体等実施する場合は、分別解体等を実施する場所において解体工事業に係る登録等に関する省令に定められた解体工事業者登録票を掲示し、解体工事登録者が選任した建設リサイクル法に規定される技術管理者に、その分別解体等を監督させなければならない。
- (3) 分別解体等によって発生する特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、発生木材、アスファルトコンクリート塊）は、再資源化すること。また、工事状況・再資源化施設の状況等により、難しい場合は、その理由書並びに必要な書類を提出の上、変更等について工事監督員と協議すること。再資源化施設の所在地等は、工事監督員に確認すること。
- (4) 当該工事受注後速やかに再資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の必須事項を記載し工事監督員に提出すること。また、実施状況を把握し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、工事完成後工事監督員に提出するとともに、1年間保存すること。

§ 5 工事中の安全確保

- (1) 請負者は、「土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術調査課 監修）及び「建設機械施工安全技術指針（建設省建設経済局建設機械課長 平成7年11月22日）を参考にし、常に工事の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。
- (2) 請負者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、又は公衆に支障を及ぼす等の施工をしてはならない。
- (3) 請負者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達、平成5年1月12日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。
- (4) 工事に使用する建設機械の選定、使用等については、設計図書により建設機械が指定されている場合には、請負者はこれに適した建設機械を使用しなければならない。

ただし、請負者はより条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。
- (5) 請負者は、工事箇所及び園周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさな

いよう必要な措置を施さなければならない。

- (6) 請負者は、豪雨、出水、その他天災に対しては、天気予報等に注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。
- (7) 請負者は、稼働中の施設内工事である場合は、安全確保・事故防止対策を講じると共に、以下のことを実施しなければならない。
 - 1) 酸欠等の恐れのある既設人孔、その他地下構造物等に出入りする場合、有毒ガス、酸素欠乏空気等の有無を事前に調査し、退避計画の作成を行うこと。
 - 2) 焼却炉、炭化炉、又は薬品やガス使用施設等に隣接する場合、当該施設を事前に調査し、運転中の事故に備えた退避計画の作成を行うこと。
- (8) 請負者は、工事現場に行方関係者以外の者の立入りを禁止する場合は、板囲、ロープ等により囲うと共に、立入り禁止の標示をしなければならない。
- (9) 請負者は、工事期間中安全遵守を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全の確保に努めなければならない。
- (10) 請負者は、請負者の負担と責任において現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化（イメージアップ）に努めるものとする。
- (11) 請負者は、本工事の施工に際して、現場状況に即した安全・訓練等を実施しなければならない。
 - 1) 工事着手後、原則としてひと月当たり半日以上の時間を割り当て、下記の項目から選択し定期的に作業員全員参加による安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。
 - ア 安全活動のビデオ等、視覚教材による安全教育
 - イ 本工事内容の周知徹底
 - ウ 土木工事安全施工技術指針の周知徹底
 - エ 本工事現場で予想される災害対策訓練
 - オ 本工事現場で予想される事故対策
 - カ その他、安全・訓練等として必要な事項
 - 2) 請負者は、施工計画書の中に工事内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を記述するか、あるいは別途作成し、監督職員に提出しなければならない。
 - 3) 請負者は、安全に関する研修・訓練等の実施状況をビデオ等又は報告書に記録した資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示すると共に、検査時に提出しなければならない。
- (12) 請負者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係機関及び関係者と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。
- (13) 請負者は、工事現場が隣接又は同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うと共に、非常時における臨機の措置を定める

等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。

- (14) 監督職員が、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条第1項に既定する措置を講じるものとして、同条第2項の既定に基づき、請負者を指名した場合には、請負者はこれに従うものとする。
- (15) 請負者は、工事中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に、重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。
- (16) 請負者は、施工計画の立案に当たっては、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮の上、施工方法及び施工時期を決定しなければならない。特に梅雨、台風等の出水期の施工に当たっては、工法、工程について十分に配慮しなければならない。浸水等の水害被害が予想される工事現場では、急激な増水・気象変化に対し、迅速に対応できる事故防止対策・退避計画を作成すること。
- (17) 災害発生時もしくは、災害発生の恐れがある場合において、請負者は第三者及び作業員等の人命の安全確保を全てに優先させるものとする。
- (18) 請負者は、工事施工箇所に地下埋設物等の存在が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し、監督職員に報告しなければならない。
- (19) 請負者は、施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に報告し、その処置については占有者等の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。
- (20) 請負者は、地下埋設物物件等に損害を与えた場合は、直ちに監督職員に報告すると共に、関係機関に連絡し応急措置を取り、捕集しなければならない。
- (21) 請負者は、災害の発生が予想される場合に関し、以下のことを実施しなければならない。
 - 1) 浸水等の発生が予想される工事現場では、梅雨、台風等の時期以前に災害発生等緊急時に必要な措置に対する準備を行ない、監督職員にその内容を提出すること。
 - 2) 気象情報として各種注意報が発令された場合、巡視等により災害を未然に防ぐための点検を実施すること。
 - 3) 浸水等の発生が予想される工事現場では、気象情報として各種警報が発令された場合、災害発生の有無を速やかに監督職員に報告すること。
 - 4) 工事箇所と同一の県内において、震度4以上の地震が発生した場合、災害発生の有無を監督職員に報告すること。

§ 6 工事カルテ作成、登録

請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に、工事実績情報として「工事カルテ」を作成し工事監督員の確認（記名・押印）を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は引渡し後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請を

しなければならない。ただし、工事請負代金額500万以上2,500万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。

登録機関発行の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた再には、その写しを直ちに工事監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

§ 7 完成図書

請負者は、工事完成迄に完成図書を作成し、製本及び電子成果品（CD）を提出する。完成図書の内容には、維持管理上必要な情報を記載すること。

§ 8 その他

本工事の施工にあたり疑義の生じた場合は、協議のうえ監督員の指示に従うこと。

第2章 付帯設備（配管類）

§ 1 小配管（口径350mm以下）・弁類

1. 施工目的

耐震壁新設に伴い支障となる配管を移設するものである。

2. 配管仕様および施工範囲

番号	配管名	材質	施工範囲 (A, φ)	施工箇所	備考
1	給水管	SGPW	25A	XB1-YB1附近	20A横水栓あり

- ・ 新設給水管については、付近柱にアスベスト含有塗材が使用されているため、配管サポートは柱面には設置しないこと。

第3章 複合工

§ 1 鋼製加工品類

1. 鋼製加工品仕様及び施工範囲

番号	名称	設置場所	材質	塗装	数量	備考
1	配管サポート①	XA2-YA2	SS400	屋内露出	1式	給水管ホ (撤去・新設)
2	配管サポート②	XA2-YA3	SS400	屋内露出	1式	給水管ホ (撤去・新設)
3	配管サポート③	XB1-YB1	SS400	屋内露出	1式	脱臭管ホ (撤去・新設)
4	配管サポート④	XB1-YB1	SS400	屋内露出	1式	給水管ホ (撤去・新設)
5	鋼製加工品	XA1-YA2	SS400	屋内露出	1式	給油配管カバー (撤去・新設)
6	鋼製加工品	XA1-YA3	SS400	屋内露出	1式	給油配管カバー (撤去・新設)

- ・ 配管サポート①②について、既存サポートはアスベスト含有が確認された面に設置されているため、撤去時は必要な対策を講じること。新設する給水配管サポートは新設耐震壁面に設置すること。
- ・ 配管サポート①②について、既存サポートはアスベスト含有が確認された面に設置されているため、撤去時は必要な対策を講じること。新設する脱臭配管サポートは耐震壁を設置した面（建築工事にてアスベスト除去済）に設置すること。
- ・ 配管サポート④については、柱壁面から配管サポートをとらず、床面等に配管サポートを設置すること。
- ・ 鋼製加工品（給油配管カバー）について、新設される耐震壁に曝気装置グリースポンプが再設置されるため、その給油配管を保護するために設置する。

§ 2 被覆工

1. 配管被覆仕様及び施工範囲

番号	名称	設置場所	数量	備考
1	配管被覆撤去	XA1-YA3	1式	φ200排水管

- ・ 新設耐震壁設置の支障となるため、配水管の配管保温を一部撤去する。

② 電 氣 設 備

目 次

第 1 章. 総 則.....	1
第 2 章. 電気設備機器	13
第 3 章. 配管・配線工事仕様.....	14
第 4 章. 施工.....	15

第1章. 総 則

第1節 総則

本仕様書は、沼田町（以下、本町とする）が発注する沼田浄化センター耐震補強工事（電気設備）に適用する。

第2節 工期

本工事の工期は、令和 年 月 日より令和 年 月 日までとする。

第3節 適用

本工事においては、電気設備工事共通仕様書（R07 国土交通省営繕部監修）、電気設備工事一般仕様書（R07 日本下水道事業団）、機械設備工事共通仕様書（R07 国土交通省営繕部監修）、建築工事共通仕様書（R07 国土交通省営繕部監修）及び土木工事共通仕様書（R06-10）に準拠するものとする。

本特記仕様書と設計書及び図面との間に、記載事項についての相違がある場合は、監督員に確認し指示を受けなければならない。

第4節 打ち合わせ

請負人は、契約締結後すみやかに担当技術者を本市に派遣し、監督員と図面及び関係図書にもとづき、本設備の詳細なる技術的打合せを行わなければならない。打合せは、必要に応じて何回も行い、打合せ事項については、その都度議事録を2部（内1部は承認返却分）ただちに提出し、監督員の承認を受けなければならない。

第5節 提出図書

請負人は、上記の技術的打合せ及び現場の実測調査の後、指定期間内に下記の書類を提出し、監督員の承認を受けなければならない。

提出書類一覧表

	書類名	提出期日	提出部数
工事着工時	工事工程表	契約後 14 日以内	4 部
	現場代理人等通知書	契約後 14 日以内	3 部
	経歴書	契約後 14 日以内	3 部
	請負代金内訳書	契約後 14 日以内	2 部
	職務分担通知書	契約後 30 日以内	1 部
	緊急連絡先通知書	契約後 30 日以内	1 部
	下請負者通知書	甲がもとめたとき	1 部
	主要機器材料製作者通知書	契約後 60 日以内	1 部
	施工計画書	現場着工 30 日前	1 部
	工事旬報	そのつど	1 部
工事中	機器設計製作打合せ議事録	そのつど	1 部
	機器設計製作図書の承諾図書	製作前	1 部
	施工設計図書の承諾申請書	施工前	1 部
	機器材料搬入簿	そのつど	1 部
	工場検査申請書	そのつど	1 部
	検査試験成績表	そのつど	1 部
	工場検査報告書	そのつど	1 部
	施工体制台帳	そのつど	1 部
	火災保険等契約書写	そのつど	1 部
	建設業退職金共済制度掛金収納書写	そのつど	1 部
	月別工事予定及び進捗状況表	そのつど	1 部
完成時	工事完成通知書	そのつど	1 部
	完成図書	完成検査日	2 部
	工事記録写真帳	完成検査日	1 部
	請求書（完成払い）	そのつど	2 部
	引渡書	そのつど	2 部

(注)・提出部数は原則上記表によるが、監督員が指示した場合はこの限りでない

- ・ 上記提出書類に変更が生じた場合は直ちに変更書類を提出すること
- ・ 提出書類は、正本 1 部で他は写しで可とする
- ・ 提出部数には、返却分は含まない

第6節 施工計画書

請負者は、工事着手前に工事目的物を完成させるために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。また、この計画書は内容に変更が生じた場合にはそのつど当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更計画書を提出しなければならない。

第7節 工事カルテ作成・登録

請負者は、完成時において工事請負代金額 500 万円を超える工事について、受注時には契約後 14 日以内に、登録内容の変更は変更があった日から 14 日以内に、完成時は完成検査までに工事实績情報システム (CORINS) に基づき、工事实績情報として「工事カルテ」を作成し監督員の承認を得た後に、(財)日本建設情報総合センターに提出しなければならない。

第8節 施設の保全

既設構造物を汚染または損傷を与える恐れのある場合は適切な養生を行うものとし、これらに損傷を与えた場合は、速やかに監督員に報告し請負者の責任で復旧しなければならない。

第9節 工事に用電力及び用水

請負者は、工事に用及び検査に必要な電力・用水及びこれに要する仮設材料については、請負者の責任で負担しなければならない。

第10節 工事対象物の保管責任

請負者は、工事が完成し引き渡し完了までの工事対象物の保管責任を負わなければならない。

第11節 工事完成後の処理

請負者は、工事の完成に際しては、その責任と費用分担において不要材料及び仮設物を処分または撤去し、清掃しなければならない。

第12節 工事現場の明示

請負者は、工事現場の一般通行人の見やすい場所に工事名、工期、事業主体名、発注者名、工事請負者名、現場責任者名 (電話) を記入した工事標識板を設置しなければならない。

第13節 工事用地等の使用

請負者は、発注者から工事用地等の提供を受けた場合は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。工事に必要な土地を第三者から借用した場合は、その土地の所有者との間の契約を遵守し、苦情または紛争が生じないよ

うに努めなければならない。また、上記の土地は工事完了後速やかに自ら復旧しなければならない。この義務を履行しない場合は、請負者に支払うべき請負代金額から控除するものとし、この控除額についての意義を申し立てることは出来ない。

第14節 工事施工体制台帳

請負者は、工事を施工するために締結した下請負代金額が3,000万円以上になる場合は建設業法及び「施工体制台帳の活用に関する取扱いについて」の定めるところにより施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、監督員に提出しなければならない。また、各下請負者の施工分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

第15節 維持管理業者との調整

請負者は、処理場維持管理業担当者（町管理担当職員および委託会社職員）に十分な説明を行い施工にあたらなければならない。

第16節 工事現場発生品

請負者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、廃棄物管理票（マニフェスト）の写しにより、適正に処理されていることを確認するとともにその写しを監督員に提出しなければならない。

第17節 工事材料の品質

請負者は工事に使用する材料の品質を証明する資料を請負者の責任と費用負担において整理し提出しなければならない。

第18節 監督員による検査

監督員は、工事が契約図書の内容に基づき適切に行われているかどうかの確認をするため、必要に応じて工事現場又は製作工場に立ち入り、立会い又は資料の提出を請求出来るものとし、請負者はこれに協力しなければならない。

この場合の立会い及び検査等に必要な人員及び資機材等の準備、写真、資料等の整理に要する費用は請負者の負担とする。

確認および検査は、各工種において段階的に行なえる様に監督員に、事前に工程表を提示すること。

（特に、完成時不可視となる部分の工事については、必ず行なうこと）

第19節 数量の算出

請負者は、設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督員に提出しなければならない。

第20節 工事完成検査

請負者は、工事完成後、工事完成通知書を監督員に提出しなければならない。
書類提出を提出する際は以下の要件を満たしていることを条件とする。

- ・ 設計図書に記載されている全ての工事が完成していること。
- ・ 工事中に監督員が請求及び指示した変更・改修工事が完成していること。
- ・ 工事記録写真・出来形管理資料・工事関係図書及び報告書等の資料整理が完了していること。
- ・ 請負者の社内検査で合格していること。

監督員は、工事完成通知書を提出された後、検査日を請負者に通知し、検査内容は以下の通りとする。

- ・ 工事出来形について、形状・寸法・精度・数量及び出来ばえの検査。
- ・ 工事管理状況について書類・記録・写真等の検査。

検査員は、補修の必要があると判断した場合、請負者に対して期限を定め補修の指示を行うことが出来る。

第21節 諸法令の遵守

請負者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は請負者の責任と費用負担において行わなければならない。
なお、主要な法令は以下に示す。

- (1) 会計法（令和元年5月改正 法律第16号）
- (2) 建設業法（令和3年5月改正 法律第48号）
- (3) 下請代金遅延等防止法（平成21年6月改正 法律第51号）
- (4) 労働基準法（令和2年3月改正 法律第14号）
- (5) 労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）
- (6) 作業環境測定法（令和元年6月改正 法律第37号）
- (7) じん肺法（平成30年7月改正 法律第71号）
- (8) 雇用保険法（令和4年3月改正 法律第12号）
- (9) 労働者災害補償保険法（令和2年6月改正 法律第40号）
- (10)健康保険法（令和3年6月改正 法律第66号）
- (11)中小企業退職金共済法（令和2年6月改正 法律第40号）
- (12)建設労働者の雇用の改善等に関する法律（令和4年3月改正 法律第12号）
- (13)出入国管理及び難民認定法（令和3年6月改正 法律第69号）
- (14)道路法（令和3年3月改正 法律第9号）
- (15)道路交通法（令和4年4月改正 法律第32号）
- (16)道路運送法（令和2年6月改正 法律第36号）
- (17)道路運送車両法（令和4年3月改正 法律第4号）
- (18)砂防法（平成25年11月改正 法律第76号）
- (19)地すべり等防止法（平成29年6月改正 法律第45号）

- (20)河川法（令和 3 年 5 月改正 法律第 31 号）
- (21)海岸法（平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号）
- (22)港湾法（令和 4 年 3 月改正 法律第 7 号）
- (23)港則法（令和 3 年 6 月改正 法律第 53 号）
- (24)漁港漁場整備法（平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号）
- (25)下水道法（令和 4 年 5 月改正 法律第 44 号）
- (26)航空法（令和 4 年 6 月改正 法律第 62 号）
- (27)公有水面埋立法（平成 26 年 6 月改正 法律第 51 号）
- (28)軌道法（令和 2 年 6 月改正 法律第 41 号）
- (29)森林法（令和 2 年 6 月改正 法律第 41 号）
- (30)環境基本法（令和 3 年 5 月改正 法律第 36 号）
- (31)火薬類取締法（令和元年 6 月改正 法律第 37 号）
- (32)大気汚染防止法（令和 2 年 6 月改正 法律第 39 号）
- (33)騒音規制法（平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号）
- (34)水質汚濁防止法（平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号）
- (35)湖沼水質保全特別措置法（平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号）
- (36)振動規制法（平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号）
- (37)廃棄物の処理及び清掃に関する法律（令和元年 6 月改正 法律第 37 号）
- (38)文化財保護法（令和 3 年 4 月改正 法律第 22 号）
- (39)砂利採取法（平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号）
- (40)電気事業法（令和 4 年 6 月改正 法律第 74 号）
- (41)消防法（令和 3 年 5 月改正 法律第 36 号）
- (42)測量法（令和元年 6 月改正 法律第 37 号）
- (43)建築基準法（令和 4 年 5 月改正 法律第 55 号）
- (44)都市公園法（平成 29 年 5 月改正 法律第 26 号）
- (45)建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号）
- (46)土壌汚染対策法（平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号）
- (47)駐車場法（平成 29 年 5 月改正 法律第 26 号）
- (48)海上交通安全法（令和 3 年 6 月改正 法律第 53 号）
- (49)海上衝突予防法（平成 15 年 6 月改正 法律第 63 号）
- (50)海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（令和 3 年 5 月改正 法律第 43 号）
- (51)船員法（令和 3 年 6 月改正 法律第 75 号）
- (52)船舶職員及び小型船舶操縦者法（平成 30 年 6 月改正 法律第 59 号）
- (53)船舶安全法（令和 3 年 5 月改正 法律第 43 号）

- (54)自然環境保全法（平成 31 年 4 月改正 法律第 20 号）
- (55)自然公園法（令和 3 年 5 月改正 法律第 29 号）
- (56)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- (57)（令和 3 年 5 月改正 法律第 37 号）
- (58)国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- (59)（令和 3 年 5 月改正 法律第 36 号）
- (60)河川法施行法抄（平成 11 年 12 月改正 法律第 160 号）
- (61)技術士法（令和元年 6 月改正 法律第 37 号）
- (62)漁業法（令和 3 年 5 月改正 法律第 47 号）
- (63)空港法（令和 4 年 6 月改正 法律第 62 号）
- (64)計量法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）
- (65)厚生年金保険法（令和 3 年 6 月改正 法律第 66 号）
- (66)航路標識法（令和 3 年 6 月改正 法律第 53 号）
- (67)資源の有効な利用の促進に関する法律（令和 4 年 5 月改正 法律第 46 号）
- (68)最低賃金法（平成 24 年 4 月改正 法律第 27 号）
- (69)職業安定法（令和 4 年 3 月改正 法律第 12 号）
- (70)所得税法（令和 4 年 6 月改正 法律第 71 号）
- (71)水産資源保護法（平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号）
- (72)船員保険法（令和 3 年 6 月改正 法律第 66 号）
- (73)著作権法（令和 3 年 6 月改正 法律第 52 号）
- (74)電波法（令和 4 年 6 月改正 法律第 70 号）
- (75)土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法
- (76)（令和 4 年 4 月改正 法律第 32 号）
- (77)労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和 4 年 3 月改正 法律第 12 号）
- (78)農薬取締法（令和元年 12 月改正 法律第 62 号）
- (79)毒物及び劇物取締法（平成 30 年 6 月改正 法律第 66 号）
- (80)特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律
- (81)（平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号）
- (82)公共工事の品質確保の促進に関する法律（令和元年 6 月改正 法律第 35 号）
- (83)警備業法（令和元年 6 月改正 法律第 37 号）
- (84)個人情報保護に関する法律（令和 4 年 5 月改正 法律第 54 号）
- (85)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- (86)（令和 2 年 6 月改正 法律第 42 号）
- (87)製造物責任法（平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号）
- (88)エネルギーの使用の合理化に関する法律（令和 4 年 5 月改正 法律第 46 号）
- (89)国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律

- (90) (令和3年5月改正 法律第36号)
- (91) 高圧ガス保安法 (令和4年6月改正 法律第74号)
- (92) ダイオキシン類対策特別措置法 (令和4年6月改正 法律第68号)
- (93) 悪臭防止法 (令和4年6月改正 法律第68号)
- (94) 電気用品安全法 (令和4年6月改正 法律第74号)
- (95) 電気工事士法 (令和4年6月改正 法律第74号)
- (96) 電気通信事業法 (令和4年6月改正 法律第70号)
- (97) 有線電気通信法 (昭和28年法律第96条)
- (98)

第22節 完成検査

本設備の各機器が現場で据付完了後、試運転、調整及び予備試験並びに全施工区域の跡片付け、清掃等の一切の整備が終了した後に正規の運転条件のもとに所定の完成検査を受け、これに合格しなければならない。

第23節 検査要領

検査を受ける時に現場代理人及び担当電気工事士は必ず立会い、検査に必要な測定具工具、電灯、脚立等の器具、材料、消耗品、配線並びに人員を整え検査が迅速かつ円滑に実施出来るように留意しなければならない。

第24節 試運転

なお、前記の試運転、調査試運転及び完成検査に要する費用は全て請負者の負担とする。

第25節 施工監理

請負者は、施工計画書の示される作業手順に従って施工し、施工管理を行わなければならない。

第26節 履行報告

請負者は、進捗状況がわかる書類を作成し、監督員に提出し承認を得なければならない。

第27節 使用人の管理

請負者は、使用人等（下請負者またはその使用人およびこれに準ずるもの）の雇用条件、賃金の支払い状況、宿舍環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。

また、使用人に対して適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する対応等の指導および教育をおこなうとともに、工事が適正に遂行されるように管理および監督しなければならない。

第28節 工事中の安全管理

請負者は、土木工事安全施工技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、令和 2 年 3 月）および建設機械施工安全技術指針（建設省建設経済局建設機械課長、平成 17 年 3 月 31 日）を参考にして、常に工事の安全に留意し、現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

工事の施工にあたり関連する法令の主なものは下記のとおりであるが、これらの諸法令を遵守し、工事を安全かつ円滑なる進捗を図るとともに、諸法令の運用は受注者において行う。

- ・労働基準法
- ・労働安全衛生法
- ・建設業法
- ・消防法

第29節 安全・訓練等の実施について

請負者は、本工事の施工に際して、現場状況に即した安全・訓練等を実施しなければならない。

第30節 跡片付け

請負者は、工事の全部または一部の完成に際して、その責任と費用負担において、一切の請負者の機器、余剰資材、残骸および各種仮設物を片付け、かつ撤去し、現場および工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にすること。

第31節 事故報告

請負者は、工事中に事故が発生して場合には、ただちに監督員に連絡するとともに、監督員が定める期日までに事故報告書を提出しなければならない。

第32節 環境対策

請負者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達・昭和 51 年 3 月 2 日、昭和 62 年 4 月 16 日一部改正）、関連法令および仕様書の規定を遵守のうえ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画および工事を実施の各段階において十分に検討し、周辺地域への環境保全につとめること。

第33節 官公庁等への手続き等

請負者は、工事施工に必要な関係官公庁、その他のものに対する諸手続きは、監督員の承諾を得てから請負者の責任において迅速に処理しなければならない。

第34節 周辺住民への対応

請負者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないようにつと

めなければならない。

また、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、請負者が対応するべき場合は誠意をもってその解決にあたるとともに、交渉等を行う場合は、事前に監督員に報告するとともに、交渉経過を文書にて監督員に報告しなければならない。

第35節 規格・基準等

請負者は、当該工事の施工にあたり、下記の規格・基準を準拠すること。

- (1) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (2) 日本産業規格（J I S）
- (3) 電気学会電気規格調査会標準規格（J E C）
- (4) 日本電機工業会標準規格（J E M）
- (5) 日本電線工業会標準規格（J C S）
- (6) 日本照明器具工業会規格（J I L）
- (7) 電池工業会規格（S B A）
- (8) 日本電力ケーブル付属品工業会規格（J C A A）
- (9) （社）日本内燃力発電設備協会規格（N E G A）
- (10) 日本計量機器工業連合会規格（J M I F）
- (11) 工場電機設備防爆指針〔ガス蒸気防爆（2006）、粉じん防爆〕
- (12) 電気技術規程（JEAC）〔高圧受電設備規程〕、〔内線規程〕
- (13) 北海道電力（株）電気供給約款
- (14) 高調波抑制対策ガイドライン及び高調波抑制対策技術指針
- (15) その他関連法令・条例・規格

第36節 システム設計

請負者は、土木・建築等の構造物、機械設備の事前調査を十分に行ったうえで、発注者が貸与する設計図書により設計意図を充分把握し、検討（各種容量計算の確認）および他工事との取り合い確認を経て、施設に合った最適な機器・材料を選択しシステムとしての組み合わせを行い、最終的に据え付けるまでに係わる技術的な検討を行うこととする。

なお、検討に際しては以下の条件に注意すること。

- (1) 信頼性
- (2) 安全性
- (3) 操作性
- (4) 拡張性
- (5) 維持管理性
- (6) 地域特性

(7) 環境対策

第37節 承諾図書

請負者は、前記のシステム設計に基づき提出図書一覧表に記載する図書を作成すること。

機器の容量等の決定にあたっては、下記の計算書を作成し事前に提出すること。

(1) 共通事項

- ・耐震計算、電線・ケーブル選定根拠

第38節 工事写真

請負者は、工事中的写真を「工事記録写真撮影要領」に基づき撮影し、工事着手前、工事中、工事完成後の順に整理編集して、工事完成後、写真帳およびネガアルバム（CD-R 可）とともに提出すること。

また、前節の容量計算結果と施工状況の確認を行うことのできる写真を撮影し、写真帳に収めること。

第39節 総合試運転

本工事においては、総合試運転は行わない。

第40節 機械設備工事との取り合い

機械設備は、全て既設であり取り合いはないが、既設機器を調査し工事を行うこと。

第41節 電源切換工事

更新時においては、流入水量の少ない時期を監督員に確認し、ポンプ場の機能を長時間停止しない工程とすること。

第42節 建設工事に係る資材の再資源化等

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成12年法律第104号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、解体工事に要する費用等に定める事項は契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

1) 分別解体等の方法（工程ごとの作業内容及び解体方法）

工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法（※）
配電盤基礎等	有	手作業・機械作業の併用

2) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施 設 名 称	所 在 地
コンクリート	(有)北海工業	雨竜郡沼田町字沼田1228番地
木くず	(株)道環リサイクル	樺戸郡新十津川町字中央89番地4

なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。
 ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

また、上記施設は参考であり請負者が任意に選定可能とする。

第2章. 電気設備機器

第1節 施工目的

耐震補強工事による壁新設に伴い、支障となる既設ケーブルラック、電線管の移設を行うものである。

第2節 機器名称及び施工箇所（今回新設）

- | | |
|---------------------|-----------------|
| (1) 500W アルミケーブルラック | 7.6m程度（1系 OD 棟） |
| (2) 200W アルミケーブルラック | 2.1m程度（2系 OD 棟） |
| (3) 300W アルミケーブルラック | 4.7m程度（1系終沈棟） |

第3節 機器名称及び施工箇所（今回撤去）

- | | |
|---------------------|-----------------|
| (1) 500W アルミケーブルラック | 7.6m程度（1系 OD 棟） |
| (2) 200W アルミケーブルラック | 1.5m程度（2系 OD 棟） |

第4節 機器名称及び施工箇所（今回一時撤去再設置）

- | | |
|--------------------------|-------------|
| (1) 1系 DO 計変換器（スタンション含む） | 1台（1系 OD 棟） |
|--------------------------|-------------|
- ※スタンション基礎コンは新設

第5節 特記事項

- (1) 終沈棟のケーブルルート変更に伴い、亘長が不足するケーブルは直線接続材料を用いて延長すること。
- (2) OD 棟のケーブルラックの更新にあたってはケーブルは原則流用とすること。曝気装置 VVVF 盤から配線されているケーブルのみ今回更新対象とする。
- (3) 電線管は原則既設流用とする。
- (4) 撤去のうち有価物は場内仮置きとする。仮置き場所は監督員と協議とする。

第3章. 配管・配線工事仕様

第1節 電線類

(1) ケーブル

本工事に使用するケーブル・電線類は JIS および JCS 製品とする。

- ・ 高圧ケーブルは、CE または CET
- ・ 低圧ケーブルは、CE または CET
- ・ 制御用ケーブルは、CEE
- ・ 計装用ケーブルは、CEE-S または KPEV-S
- ・ 同軸ケーブルは、ポリエチレン絶縁網組形高周波同軸ケーブル

(2) 端末処理

- ・ 端末処理材は、JCAA製品を使用すること。
なお、本工事においては高圧ケーブルは、径によらず端末処理を施すこと。低圧ケーブルは 60sq 以上のケーブルに処理すること。

(3) 圧着端子

- ・ 圧着端子類は、JIS製品を使用すること。

(4) 直線接続材

- ・ 直線接続材料は、JCAA製品を使用すること。

第2節 電線管類

(1) 配管類

本工事に使用する配管類の規格を下表に示す。

区分	名称	規格
金属管	鋼製電線管	JIS C 8305
	金属製可とう管	JIS C 8309
合成樹脂管	合成樹脂製可とう管	JIS C 8411
	硬質塩化ビニル電線管	JIS C 8430
	硬質塩化ビニル管	JIS K 6741
	波付硬質合成樹脂管	JIS K 6720 6921 6922

(2) ボックス類

- ・ 屋内に使用するプルボックスは、合成樹脂製とし、本体と蓋の間にはパッキンを挿入した防水形を使用すること。ただし、強度の必要なものは

SUS製とする。

- ・ 屋外に使用するプルボックスは、SUS製とし、本体と蓋の間にはパッキンを挿入した防水形を使用すること。
- ・ プルボックス下面には水抜き穴を設けること。
- ・ 蓋の止めネジは、SUS製とする。
- ・ 板厚は、1.6mm以上とする。
- ・ 内部には、接地端子を設けること。

第4章. 施工

第1節 据え付け・配線工事

機器の据付、配管、配線工事においては

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「電気設備工事標準図」に準拠すること。

また、施工の前には必ず施工計画書および施工承認図を監督員に提出し、承諾を得てから工事を行なうこと。

既設機器を運転しながらの更新工事となるため、施工にあたっては既設状況を十分に調査し、工事中に処理場の機能を損なうことのないように十分注意すること。

第2節 試 験

現場（一部工場での検査も認める）においては、以下の試験を行なうこと。またその結果は試験（検査）成績書として工事完成後に納品すること。様式は特に定めない（受注者の標準とする）。

計測設備	動作試験
	外観検査
	電源試験
	ループ試験
配管・配線・ケーブルラック	外観構造検査
	絶縁抵抗測定

第3節 アスベスト含有建材

本施設の施工場所に係るアスベスト含有建材が使用されている箇所は以下の通り

- ・ OD棟 外壁（塗膜モルタル）、内壁（塗膜+下地調整材）
- ・ 終沈棟 内壁（塗膜+下地調整材）

参 考 图 面

沼田浄化センター（管理棟等）耐震補強・改修工事

詳細設計図

（建築・建築機械・建築電気・機械設備・電気設備）

令和8年3月

北海道沼田町
北株式会社ドーナツ

図 面 目 録 (建築構造)

番 号	図 面 名 称	縮 尺
S - 01	構造細目共通図(建築構造物)(1)	NONE
S - 02	構造細目共通図(建築構造物)(2)	NONE
S - 03	構造細目共通図(建築構造物)(3)	NONE
S - 04	構造細目共通図(建築構造物)(4)	NONE
S - 05	構造細目共通図(建築構造物)(5)	NONE
S - 06	構造細目共通図(建築構造物)(6)	NONE
S - 07	耐震改修標準詳細図	NONE
S - 08	管理棟 伏図(改修前後)	1/100
S - 09	管理棟 軸組図(改修前後)(1)	1/100
S - 10	管理棟 軸組図(改修前後)(2)	1/100
S - 11	管理棟 1階補強詳細図(1)	1/50
S - 12	管理棟 1階補強詳細図(2)	1/50
S - 13	管理棟 1階補強詳細図(3)	1/50
S - 14	管理棟 1階補強詳細図(4)	1/50
S - 15	管理棟 2階補強詳細図(1)	1/50

番 号	図 面 名 称	縮 尺
S - 16	最終沈澱池(既設棟) 伏図(改修前後)	1/100
S - 17	最終沈澱池(既設棟) 軸組図(改修前後)	1/100
S - 18	最終沈澱池(既設棟) 1階補強詳細図(1)	1/50
S - 19	最終沈澱池(既設棟) 1階補強詳細図(2)	1/50
S - 20	最終沈澱池(既設棟) 1階補強詳細図(3)	1/50
S - 21	最終沈澱池(既設棟) 1階補強詳細図(4)	1/50
S - 22	ポンプ室・オキシレーションディッチ1系 伏図(改修前後)	1/100
S - 23	ポンプ室・オキシレーションディッチ1系 軸組図(改修前後)	1/100
S - 24	ポンプ室・オキシレーションディッチ1系 1階補強詳細図(1)	1/50
S - 25	ポンプ室・オキシレーションディッチ1系 1階補強詳細図(2)	1/50

I 工事概要及び範囲						
1. 工事場所	北海道雨電郡沼田町字沼田63番地他					
2. 工事範囲	※ 下記●は、工事対象範囲を示す。					
	名称	構造種別・階数	数量	単位	備考	
	沼田浄化センター	RC地上2階地下1階	1	棟	管理棟	
		RC平屋建て地下1階	1	棟	OD棟	
		RC平屋建て地下1階	1	棟	水処理棟	
内訳						
	名称	構造	階数	型別	戸数	延べ面積(m ²)
					戸	
					戸	
					戸	
					戸	
					0 戸	
3. 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律の対象の有無 ● 有 ○ 無						
4. 指定部分工事						
(1) 工事範囲 図面による						
(2) 指定工期 令和7年6月13日から令和8年3月31日まで						
5. 別途工事						
6. 施工区分(分離発注の場合のみ記入) ※ 下記●は、工事対象範囲を示す。						
項目	工	種	電	暖	生	備
躯体の設備配管用のクランプ、箱接合及びケーブル等の充填	○	●	○	●	●	補強は建築
上記の補強	○	○	○	○	○	補強は建築
設備機器用天井、壁、床下地の開口及び開口補強	●	○	○	○	○	埋込電灯、ステップ、フタ等
設備機器用天井、壁、床仕上げ材の切込	○	○	○	○	○	補強は建築
設備用天井、床点検口	●	○	○	○	○	
防火戸用煙感知器、自動閉鎖装置	○	○	○	○	○	
設備機器用基礎	●	○	○	○	○	
トドレ/排水金物	○	○	○	○	○	配管は衛生
流し台、ユニットバスの排水トラップ	○	○	○	○	○	接続は衛生
木製建具枠の取付け	○	○	○	○	○	木製建具枠のレールの欠込は建築
換気扇等取付枠	○	○	○	○	○	
間上 防雪フード	○	○	○	○	○	
外壁進入換気ガラリ及び防風板	○	○	○	○	○	
水道検針蓋	○	○	○	○	○	
灯台集中盤への配線接続	○	○	○	○	○	

II 各工事	
1.	図面(工事数量総括表を含む)及び、この特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁記録部監修「公共建築工事標準仕様書 令和4年版(各工事項)」(以下「標準仕様書」という)、「公共建築改修工事標準仕様書 令和4年版(各工事項)」(以下「改修標準仕様書」という)、「建築物解体工事共通仕様書 令和4年版」(以下「解体共通仕様書」という)及び、「北海道建設部土木工事共通仕様書(令和4年10月版)」による。
2.	特記事項の適用については次にによる。
(1)	章は○印を、項目は▷印を塗りつぶしたものを適用する。
(2)	特記事項は○印を塗りつぶしたものを適用し、塗りつぶさない場合は×印を付けたものを適用する。
(3)	特記事項で○印を塗りつぶしたものと、○印の付けたものがある場合は、共に適用する。
(4)	特記事項に記載の○内表示番号は、標準仕様書の該当項目、該当図又は該当表を示す。
3.	この特記仕様書に施工部位の記載のないものは図面によるものとする。
4.	本工事における工事監理業務委託の有無 ● 有 ○ 無
5.	次の場合に該当し、発注者が必要と認める場合は、設計変更する。 ただし、階数の確定による変更は除く。
(1)	設計図書間に不一致等がある場合
(2)	設計図書に記載されている内容が数量総括表等と一致しない、又は脱漏している場合等
(3)	設計図書と現場の状態とに不一致等がある場合
(4)	設計図書により示した条件と現場の状態が一致しないことにより施工方法・範囲の変更を必要とする場合等
4.	設計図書のとおり施工することにより施設利用者又は使用者の利便性、安全性を損ねることが判明した場合等
9.	受注者からの提案に基づく施工方法が設計図書のとおり施工することより経済性、工法的に合理性があると判明した場合等
(3)	関係機関等との協議結果による工法変更及び仮設工変更等がある場合 なお、大空間等の仮設工事において施工条件に変更が生じた場合や受注者からの提案がより経済性や工法的な合理性に優れていると認められる場合は、原則として設計変更の対象とする。
6.	関係法令等
(1)	受注者は、工事の施工に当たり、周辺環境の保全に努めるとともに適用を受ける関係法令等を通守し、必要に応じて次の関係法令等に従い手続き等を行い、工事を適切に施工すること。 ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という) ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「リサイクル法」という) ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「リサイクル法」という) ・ ポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」)の廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下「PCB特別措置法」という) ・ 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(以下「フロン回収破壊法」という) ・ ダイオキシン類対策特別措置法 ・ 労働安全衛生法 ・ 大気汚染防止法 ・ 騒音規制法 ・ 振動規制法 ・ 水質汚濁防止法 ・ 石綿障害予防規則 ・ 特定化学物質等障害予防規則 ・ 建築基準法 ・ 環境基本法 ・ 土壌汚染対策法 ・ 建設副産物適正処理推進条例

- (2) 受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱 建築工事項」及び「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン」を遵守し、災害防止に努めること。
7. 工事に係る留意事項及び施工条件は、次のとおりとする。

III 総合評価方式による必要事項

- 標準型総合評価方式
技術提案について
1. 技術提案の保護
技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、右特記が無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する事項が含まれる提案については、この限りではない。
2. 責任の所在
発注者が技術提案等を適正と認めることにより、設計図書において施工方法を指定しない部分の工事に係る落札者の責任が軽減されるものではない。
3. 技術提案に係る履行確認及びペナルティ
- 簡易型総合評価方式(施工計画審査タイプ)
技術評価項目について
1. 責任の所在
発注者が技術評価項目申請を適正と認めた場合においても、技術評価項目に係る施工に関する受注者の責任は軽減されるものではない。
2. 技術評価項目に係る履行確認
簡易な施工計画、配置予定技術者、担い手の育成・確保、地域の守り手確保に係る技術評価項目については、工事施工中又は工事完了時において履行状況について確認を行う。
3. 「地域の技能士等の活用」の履行確認
当該工事施工中に、監督員が施工の立会時に合わせて、技能士等の資格、居住地及び作業状況を確認し、その確認状況を受注者が写真撮影することを原則とし、技能士選定通知書に添付するものとする。
4. 技術評価項目に係るペナルティ
加点評価した技術評価項目を受注者の責により履行できない場合は、工事施行成績評定ポイント表の評定点合計から減点するものとし、その内訳は次のとおりとする。
ただし、自然災害など受注者の責によらない場合はこの限りでない。
- (1) 簡易な施工計画
1. 入札時に加点評価した簡易な施工計画について、不履行が発生し、入札時の評価が下がる場合に減点する。
イ 減点は、1項目当たり最大5点とする。
2. 主任(監理)技術者
イ 減点は、1項目当たり最大5点とする。
3. 「地域の技能士等の活用」の履行確認
イ 減点は、1項目当たり一律5点とする。
ウ その他の評価項目については、履行確認が必要となる場合のみに適用する。
- 簡易型総合評価方式(施工実績審査タイプ)
技術評価項目について
1. 責任の所在
発注者が技術評価項目申請を適正と認めた場合においても、技術評価項目に係る施工に関する受注者の責任は軽減されるものではない。
2. 技術評価項目に係る履行確認
配置予定技術者、担い手の育成・確保、地域の守り手確保に係る技術評価項目については、工事施工中又は工事完了時において履行状況について確認を行う。
3. 「地域の技能士等の活用」の履行確認
当該工事施工中に、監督員が施工の立会時に合わせて、技能士等の資格、居住地及び作業状況を確認し、その確認状況を受注者が写真撮影することを原則とし、技能士選定通知書に添付するものとする。
4. 技術評価項目に係るペナルティ
加点評価した技術評価項目を受注者の責により履行できない場合は、工事施行成績評定ポイント表の評定点合計から減点するものとし、その内訳は次のとおりとする。
ただし、自然災害など受注者の責によらない場合はこの限りでない。
- (1) 主任(監理)技術者
2. 主任(監理)技術者が交代し、新しく配置された技術者の資格、継続教育の評価の合計点が、入札時の評価より下がる場合に減点する。
なお、技術者の交代の理由が、死亡や健康上の理由、退職等、やむを得ない場合においても評価が下げられ減点する。
イ 減点は、評価が下がる項目の組合せに応じて、最大4点とする。
- (2) 追加配置した技術者
追加配置した技術者が交代し、新しく配置された技術者が評価基準に該当しない場合は、5点減点する。
- (3) 地域の技能士の活用、地域企業の活用、地域資材の活用、その他の評価項目の不履行による減点
1. 申請のあった計画に対して、明らかに不履行が認められ、入札時の評価が下がる場合に減点する。
イ 減点は、1項目当たり一律5点とする。
ウ その他の評価項目については、履行確認が必要となる場合のみに適用する。

● 第1章 一般共通事項	
項目	特記事項
▶ 1. 産産材等の優先使用	本工事に使用する主要資材は、産産資材及び北海道認定リサイクル製品を使用するよう努めること。(木材及び木材製品は除く。)
▶ 2. 環境への配慮	<p>本工事に使用する建築材料等は、測定対象化学物質を含有していないものき基本とし、安全データシート(SDS)や成分組成表により確認を行うほか、次の7.から7.を満たすものとする。</p> <p>7. ホルムアルデヒド放散建築材料に指定されている材料は、JIS又はJASに定められたF☆☆☆☆を使用する。ただし、F☆☆☆☆の材料がない場合は工事監督員と協議すること。</p> <p>4. 接着剤は、フタル酸ジノープチル及びフタル酸ジエーテルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑性剤を使用している環境対応型(配慮型)のものとする。</p> <p>9. 家具、道具類及び二次製品は、測定対象化学物質を含有しない含有が極めて少ないものとする。</p> <p>※1 化学物質を放散する建築材料等 合板/木質系フローリング/構造用パネル/集成材/単板積層材/ MDRF/バーティカルボード/その他の木質建築材/ユリア樹脂板/ 壁紙/保温材/接着材/断熱材/接着剤/塗料/仕上材料/ 表面処理用木材保存(防菌・防蟻)剤</p> <p>(2) 環境物品等の調達 本工事の資材に係る環境物品等の調達は、北海道グリーン購入基本方針に基づく現行の環境物品等調達方針により行うよう努める。 上記における調達方針として、資材(樹材及び材料を含む)のこの包及び容体、可能な限り簡便であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷軽減に配慮したものを積極的に選択・使用するよう努めること。</p> <p>(3) 工事中の留意事項 7. 換気の励行 工事期間中は、室内や足場内等の通風、換気を十分に行い、室内に放散された化学物質を室外に放出させること。 4. 施設利用者にシックハウスを発症した場合の措置 改修工事期間中に当該施設利用者がシックハウス症候群となった場合は、工事監督員に速やかに報告するとともに、工事監督員、施設管理者と連携を図りながら原因究明に努めること。 また、施設管理者へ建築材料等の情報提供やVOC測定を行うなど工事監督員と協議の上、必要な措置を行うこと。</p> <p>(4) 室内空気中の化学物質の濃度測定 室内空気中の化学物質の濃度を測定し、厚生労働省の指針値以下であることを確認の上、報告すること。 【測定対象化学物質の種類及び指針値】 測定対象化学物質 厚生労働省の指針値(25℃の場合) ホルムアルデヒド 0.08ppm(100µg/m³) トルエン 0.07ppm(260µg/m³) キシレン 0.05ppm(200µg/m³) エチルベンゼン 0.08ppm(308µg/m³) ステレン 0.05ppm(220µg/m³) パラジクロロベンゼン 0.04ppm(240µg/m³) ※パラジクロロベンゼンは文部科学省対象建築物のみ適用 濃度測定 ○ 行う ● 行わない 測定箇所 ()箇所 ※測定する位置は、図示による。 測定回数 * 1回 ○ 2回 測定時期 ※ 測定を行う時期は、工事監督員の指示による。 測定方式 拡散法(パッシブ方式)または厚生労働省が示す標準的な測定方法(アクティブ方式)により実施すること。 分析方法 厚生労働省の示している分析方法による。 (測定時の平均室温が20度未満の場合は、厚生労働省が示す温度、湿度による補正(ホルムアルデヒド)を行うこと。)</p>
▶ 3. 地域材の優先使用	本工事に使用する木材または木材を原料とする資材を使用する場合は、地域材を優先的に使用することとし、使用した材種の種別、産地等を監督員に報告すること。 地域材とは、道内の森林で産出され、道内で加工された木材をいう。
▶ 4. 合法木材の使用	木材又は、木材を原料とする資材を使用する場合は、間伐材や合法性の証明された材を使用すること。 また、木材の合法性の証明は、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(平成18年2月林野庁)に準拠し、資材納入業者から証明を受けるとともに、証明書類を工事完了年度から起算して5年間保存すること。
▶ 5. 特別な材料の工法	設計図書等に指定されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法とする。
▶ 6. 品質計画	建築基準法に定められた区分等 ・ 風速(Vo= JZ m/s) ・ 地表面粗度区分(○ I ○ II ○ III ○ IV) ・ 垂直積雪量(● 210 cm ○ 150 cm(併基))
▶ 7. 工事写真	工事写真及び完成写真は、北海道建設部建築局宮構工事記録写真撮影要綱による。 本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事とすることができる。この場合は、宮構工事記録写真撮影要領別添「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」によるものとする。
▶ 8. 技能士	(1) 技能士の適用は次の職種とし、従事する技能士の氏名・職種及び資格を記載した書面により工事監督員に報告すること。 ただし、作業の経験なものは、工事監督員との協議により省略することができる。 なお、施工計画書等の記載事項や添付資料(資格証明書)により、選定技能士の内容が確認出来る場合も「技能者選定通知書」の提出を省略できる。 <職種> 型枠施工・鉄筋施工・防水施工・内装土施工・サッシ施工・ガラス施工・塗装・塗装・建築板金・石材施工・建築大工・及び・左官・ブロック建築・タイル張・ALCパネル施工・カーテンウォール施工・造園・樹根着刑法入地・コンクリート圧送施工・非常気圧和機着施工・配管・熱線施工・柱基礎建築・厨具設備施工・自動ドア施工・バルコニー施工・ウェルポイント施工・道具製作・量尺等

(2) 技能士は、職業能力開発促進法による1級、2級若しくは単一等級の資格を有し、地域技能士会の発行する資格証明書又は、技能検定合格書の写し或いは、技能士手帳の写しを上記(1)の書面に添付する。											
(3) 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行う。											
▶ 9. 施工中の安全確保及び環境保全等	<p>受注者は、標準仕様書に定められた安全確保及び環境保全等のほか、特に次の事項に留意し、工事現場の事故防止に努める。</p> <p>(1) 労働者の安全衛生教育の徹底すること。</p> <p>(2) 工事現場の安全パトロールの励行すること。</p> <p>(3) 建設機械器具などの危害防止処置の徹底すること。</p> <p>(4) 第三者に災害及ぼしてはならない。</p> <p>(5) 公害防止に努めること。</p> <p>(6) 公道の汚染防止に努めること。</p> <p>(7) 善良な管理者の注意をもってしても、災害又は公害の発生のおそれがある場合は、工事監督員と協議すること。</p> <p>受注者は、工事の施工中の交通事故防止のため交通安全管理に努め、次の事項を遵守すること。</p> <p>(1) 工事現場中の安全管理(交通誘導員の配置日及び人数を含む)について、工事着手に先立ち作成する総合施工計画書で計画すること。 なお、社員の指定は資材搬出入運行路線・点検体制、その他車両運行に係る安全対策等について道路管理者等関係機関と十分な事前協議を行い、以後も常に連絡を密にとりながら適切な処置を講ずること。</p> <p>(2) 常に下請負人も含む工事現場中の交通安全管理状況の把握に努め、管理状況を適宜工事監督員に報告すること。</p> <p>(3) 工事に関連して交通事故が発生したときは速やかに書面により工事監督員に報告すること。</p> <p>(4) 運搬には、許可業者を選定するなどして、過積載又は過労運転等に伴う交通事故防止に努めること。</p> <p>(5) 建設機械(フォークリフト等)は、排出ガス対策型を使用し、かつ、低騒音・低振動型の車両を使用すること。</p> <p>工事完成時の提出図書等は、次により工事監督員に提出する。</p> <p>(1) 完成関係 ・ 完成図を製本したもの * 完成図(A3判・製本) * 2部 ○ 部 ・ 設計原図の貸与 * 有り ○ 無し ・ CADデータの貸与 * 有り ○ 無し ・ CADデータの貸与有りの場合 * 完成図のCADデータ及びPDFデータ C D-R1枚 (2) 安全に関する資料(提出部数) * 1部 ○ (部) (3) 保守に関する指導案内書(機器取扱説明書) 各設備の機能が十分に発揮しうよう、主要機器を含めた装置の取扱説明書及び保守についての事項を記載したものとする。 指導案内書 A4判カラーを標準とする。 建設戸数+1部 同上データ ○ D-Rによる 1式 (4) その他、必要とする書類については、工事監督員の指示による。</p>										
▶ 10. 交通安全管理											
▶ 11. 工事完成時の提出図書等											
▶ 12. 工事特性・創業工夫・社会性等	<p>受注者は、工事施工において、自ら考案実施した創業工夫や社会性等及び技術力に関する事項について工事完了時までに所定の様式により提出することができる。</p>										
▶ 13. 電力基本料金	本受電から引渡しまでの電力基本料金 ● 本工事 ○ 別途 発生料の処理等は次にによる。「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下「建設リサイクル法」という)、「資源の有効な利用の促進に関する法律」(以下「有効資源利用促進法」という)、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令及び「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理する。 処分を行った場合は、その施設の許可書等(写し)、受入伝票又はマニフェスト伝票等(写し)を工事監督員に提出すること。										
▶ 14. 発生材の処理等	<p>明示している処分場所については、受入可能な施設のうち、積算し運搬費等も含めて一番安価な処理施設としているが、処理施設場所を指定するものではない。 受注者の提示する処理施設と積算した処理施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。 ただし、異なる処理施設となった理由が受注者の責によるものでない判断される場合は、設計変更の対象とせず。 なお、下記の内容を変更する場合は、別途、工事監督員と協議をする。</p> <p>(1) 発生材のうち、引き渡しを要する範囲は次にによる。工事監督員の指示する方法及び位置に準拠、整理し所定の発生材報告書により工事監督員に報告する。</p> <p>引き渡しを要する範囲: (2) 受注者が処分する有価物の範囲は次にによる。 有価物の範囲: なお、有価物は、次の登録又は許可業者で処分すること。 7. 廃棄物再生事業者登録(知事登録) イ 金属くず許可業者(警察許可) (3) 特別管理型産業廃棄物</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>処分場所</td> <td>{ } (総合) 振興局管内 (km)</td> </tr> <tr> <td>種 類</td> <td>片道運搬距離 (km)</td> </tr> <tr> <th>種 類</th> <th>処理方法</th> </tr> <tr> <td>処分場所</td> <td>{ } (総合) 振興局管内 (km)</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	処理方法	処分場所	{ } (総合) 振興局管内 (km)	種 類	片道運搬距離 (km)	種 類	処理方法	処分場所	{ } (総合) 振興局管内 (km)
種 類	処理方法										
処分場所	{ } (総合) 振興局管内 (km)										
種 類	片道運搬距離 (km)										
種 類	処理方法										
処分場所	{ } (総合) 振興局管内 (km)										
工事名	沼田浄化センター(管理棟等)耐震補強・改修工事										
図面名称	共通特記仕様書(1)										
検収年月	令和 8年 3月	縮尺	-								
受託業者	株式会社ドーコン	図面番号	共特-01								

再資源化を図るもの（特定建設資材廃棄物）	
種 類	コンクリート塊（有筋）
処分場所	(有)二ヶ産業 片道運搬距離 (14.8 km) () km () km () km
種 類	アスファルト・コンクリート塊
処分場所	[] (総合) 振興局管内
種 類	建設発生木材
処分場所	(有)二ヶ産業 片道運搬距離 (14.0 km) () km () km () km

※ 設計上、特定建設資材廃棄物は発生しない場合で、受注者の都合により実際に特定建設資材を発生させ、廃棄物として処分する場合は、当該特定建設資材廃棄物の再資源化等実施方法の確定後に、工事監督員の確認を受けること。

再資源化を図るもの（特定建設資材廃棄物以外）	
種 類	
処理区分	○ 縮減 ○ 現場で使用
処分場所	[] (総合) 振興局管内
処分場所	片道運搬距離 () km
その他の発生材	
種 類	
処理区分	○ 中間処理 ○ 最終処分
処分場所	[] (総合) 振興局管内
処分場所	片道運搬距離 () km
種 類	
処理区分	○ 中間処理 ○ 最終処分
処分場所	[] (総合) 振興局管内
処分場所	片道運搬距離 () km

(7) 建設廃棄物の収集・運搬は、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者とする。
当該運搬には、次に掲げる表示を行い、環境省令で定める書面を備え付けること。

産業廃棄物収集運搬車	
業者名	() () () () () ()
許可番号	x x x x x

(8) 「建設リサイクル法」対象工事及び「資源有効利用促進法」で定められた次の資材の搬入、副産物の搬出がある工事は、工事着手時に再生資源利用・利用促進計画書を提出し、提出時にその内容を説明するとともに、書面または映像（デジタルサイン等）により工事現場の見やすい場所へ掲示し、可能な限りインターネットの利用により公表するよう努めなければならない。
また、工事完了時に再生資源利用・利用促進実施書を提出し、工事監督員から請求があった時は、当該実施状況を報告すること。

有効資源利用促進法で定められた一定規模以上の工事
(次表の一つでも該当するもの)

土	砂	500 m ³ 以上
砂	石	500 t 以上
加熱7ｽﾌﾟﾙ混合物		200 t 以上

再生資源利用計画書
次のような指定副産物を搬入する建設工事

土	砂	500 m ³ 以上
コンクリート塊	合計	
7ｽﾌﾟﾙ・ｺﾝｸﾘｰﾄ塊		200 t 以上
建設発生木材		

15. 特殊な建設副産物
(1) 施工調査計画
特殊な建設副産物の施工調査は、次による。(7.3.1)
なお、分析調査の結果、設計図書と異なる場合は、工事監督員と協議する。
7. 使用状況について、設計図書及び目視により製造所名、製造年、型式、種類、数量等を調査する。
4. 分析調査
○ 行う ○ 行わない

16. 特殊な建設副産物の回収及び処分
(1) フロン (7.3.1)
(2) ハロン (7.3.2)

関係自治等に依り、登録を受けた回収業者。

処理区分	* 回収
場所	[] (総合) 振興局管内 片道運搬距離 () km

4. 建材用断熱材フロン

処理区分	* 焼却
場所	[] (総合) 振興局管内 片道運搬距離 () km

(2) ハロン (7.3.2)
ハロン消火設備のハロン容器は、ハロン消火設備設置業者に回収を委託。

処理区分	* 回収
業者名	
住所	
場所	片道運搬距離 () km

17. 北海道循環資源利用促進税
18. 自主施工期間の施工条件
19. 季節労働者などの雇用手配
20. 下請負人の選定
21. 火災保険等

22. 法定外の労災保険の付保

(3) イオン化式感知器 (7.3.3)
製造業者に回収を委託。

処理区分	* 回収
業者名	
住所	
場所	片道運搬距離 () km

(4) 六ふっ化硫黄ガス (7.3.4)
製造業者に回収を委託。

種類	○ 絶縁閉閉器 ○ 絶縁変圧器等の受変電機器
処理区分	* 回収
業者名	
住所	
場所	片道運搬距離 () km

(5) P F O S (ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)) (7.3.5)

種類	○ 泡消火剤 ○ その他 ()
処理区分	○ 中間処理 ○ 最終処分
場所	[] (総合) 振興局管内 片道運搬距離 () km

(6) その他の特殊な建設副産物 (7.3.5)

種類	○
処理区分	○ 処理 ○ その他の処理方法 ()
業者名	
住所	
場所	片道運搬距離 () km
種類	○
処理区分	○ 処理 ○ その他の処理方法 ()
業者名	
住所	
場所	片道運搬距離 () km

本工事で発生する産業廃棄物が、道内の最終処分場に直接搬入される場合、又は中間処理場に搬入される場合でも残さ等が発生し、最終処分場に搬出される場合は、循環税が課税されるので適正に処理すること。
自主施工期間中は、低温時施工により品質管理上支障の起こす恐れのない工種は、これを積極的に活用できる。
ただし、支障の起こす恐れのある次の工種は、工法等を工事監督員と十分協議の上、施工するものとする。

<工種> コンクリート・屋外防水・屋上防水・タイル・左官・塗装・緑化工事その他これに類する工事
工事施工に際しては、職業安定機関と密接な連携を図り、季節労働者などの雇用手配に努める。
本工事の施工にあたり、地域経済の活性化、雇用確保、及び技術力の保持・育成の観点から、可能な限り市内の企業を下請負人に選定するよう配慮する。

工事着手から完成引渡しまでの間を契約金額に相当する保険等に加入するものとし、取扱は次による。

- 付保する保険
工事の内容により、火災保険、建設工事保険、組立保険等の1以上の保険を付保する。
なお、受注者自ら上記の保険に追加して付する特約等については、これを妨げるものではない。
- 保険金
原則として請負代金額とする。
- 保険の期間
保険の加入期間は原則として工事着手日から完成引渡しまでの間とする。
T 業者手引 ~ 実際のT工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は測量を開始すること）の初日をいう。
完成引渡し ~ 工期に14日追加した日とする。
- 対象外工事
次に掲げる工事は、対象外工事として保険を付さない事ができる。

- 解体、撤去、分解又は片づけ工事
- 外構工事
- 保険契約の変更
保険契約締結後に請負代金額の変更又は工期延長等があった場合は、相応の保険契約を変更しなければならない。
- 保険証券等の提出
保険契約を締結（変更も含む）した場合は、当該保険証券等の写しを提出しなければならない。
- 協議
この取扱いにより難い事項については、必要に応じて受注者は、発注者と協議するものとする。

本工事の受注者は、下記に従い、法定外の労災保険に付さなければならない。
(1) この特記仕様書における「法定外の労災保険」とは、従業員等が業務上の災害によって身体の障害（後遺障害、死を含む）を蒙った場合に、法定労災保険の給付に上乗せして雇用者が従業員等又はその遺族に支払う金額に対し、保険会社が雇用者に保険金を支払うことを定める契約を言う。
(2) 受注者は、本請負工事の契約工期を包含する保険期間による「法定外の労災保険」（以下、「法定外労災保険」という）を締結しなければならない。本請負工事に係る契約締結時に「法定外労災保険」の契約を締結していない場合は、工事着手の前に「法定外労災保険」を締結すること。
(3) 受注者は「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の本本を、工事着手の前に、工事監督員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。

(4) 契約書に基づき本請負工事の工期を変更したことにより、工期が「法定外労災保険」の保険適用外に及んだ場合、受注者は速やかに変更後の工期による保険期間の変更又は保険の追加契約を行い、変更又は追加した「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の本本を、工事監督員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。

23. 現場環境改善
24. 快適トイレの設置

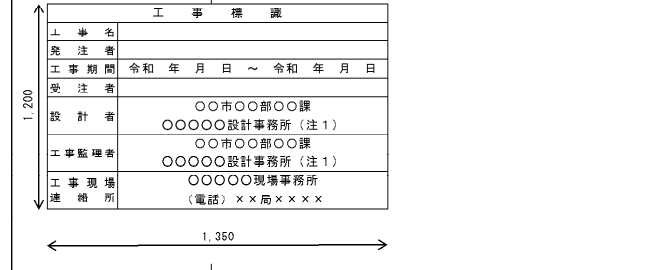
(5) 本請負工事で求める「法定外労災保険」については、保険契約に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わず、保険契約の事実のみを定めるものとする。

魅力ある建設工事を推進するため、工事現場の環境改善に努めること。
本工事は、「快適トイレ設置工事」の対象工事である。

- 受注者が当該工事の現場に快適トイレを設置する場合は、建設現場を男女ともに働きやすい職場環境へと改善することを目的に、快適トイレの設置を検討すること。
- 快適トイレとは、次の7.及びイの各項目を全て満たすものとする。うについては、必須ではないが、整備していればより快適になると思われる項目なので、設置を検討すること。
- 快適トイレに求める標準仕様
- 洋式（洋風）便座
- 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付き含む）
- 臭い逆流防止機能（フラッパー機能：必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策をとること）
- 容易に閉かない施錠機能（二重ロック等：二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの）
- 照明設備（電源がなくても良いもの）
- 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上）
- 快適トイレとして活用するために備える付属品
- 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

- サニタリーボックス
- 鏡付きの洗面台
- 便座除菌シート等の衛生用品
- 推奨する仕様、付属品
- 室内寸法900×900mm以上（半畳程度以上）
- 設置位置
- 着替え台
- フラッパー機能の多重化
- 窓など室内温度の調整が可能な設備
- 小物置き場等（トレットペーパー予備置き場）
- 快適トイレの設置にあたっては、以下に留意する。ただし、女性が現場にいない場合はこの限りではない。
- 具体的な実施内容や設置時期については、施工計画書提出時に、(2)の項目を満たすことを確認できる資料を工事監督員に提出し、規格・設置基準等の詳細について、協議のうえ決定すること。
- 手配が困難な場合は、工事監督員と協議のうえ設置しないことができる。

工事現場には「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。
受注者は、着工後速やかに公衆の見やすい場所に工事標識を掲示する。
※建設コスト情報看板は1,000万円以上が対象



注1 設計又は工事監理を設計事務所に委託した場合、事務所名も併せて記載する。

27. 公共事業労務費調査に対する協力
(1) 本工事が北海道の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査等に必要事項を正確に記入し北海道に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
(2) 調査等を提出した事業所を北海道が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者となった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
(3) 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に資金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。
(4) 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合、受注者は、当該下請負人（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

28. 工事実績情報の登録
受注者は、受注時、変更時及び完了時に（10日以内）工事実績情報システム（O O R I N S）に基づき、「工事カルテ」を作成し、工事監督員の確認を受けた後に、（財）日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。また、同センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを工事監督員に、提出しなければならない。
（対象工事：請負代金額50万円以上の全工事）

29. 施工体制台帳の整備
建設業法に基づく施工体制台帳を作成し、施工管理体制に関する事項を工事監督員に提出しなければならない。（対象工事：工事1件の請負代金額が200万円以上の工事）ただし、200万円未満の工事であっても下請契約を締結する場合は、提出すること。
また、公衆の見やすい場所に施工体系図を掲示する。

30. 中間検査の実施

(1) 中間検査の実施
本工事において、次の段階で中間検査を実施する。

実施対象建物名称	実施箇所	実施時期
○	○ 基礎工事	○ 配筋完了時
○	○	○ 躯体完了時
○	○	○ 鉄骨建方完了時
○	○	○ 完了時
○	○	○ 完了時

(2) 上記のほか、発注者が中間検査の実施を必要と認めた場合は、別途文書により通知する。
(3) 受注者は、中間検査実施可能日について、その14日前までに工事監督員に報告し、検査に際して「骨組工事中間検査実施基準」（北海道建設部建築局）に掲げる関係資料を準備する。

31. 抜き打ち検査の実施

(1) 抜き打ち検査の実施
本工事において、次の段階で抜き打ち検査を実施する。

実施対象建物名称	実施部位	実施時期
○	○ 杭工事	○ 杭工事施工中
○	○	○

32. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応

- 受注者は、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否しなければならない。また、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。
- 受注者は、前記により警察へ通報を行った際には、速やかにその内容を工事監督員に報告しなければならない。
- 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が発生した場合は、工事監督員と協議するものとする。

33. 石狩市暴力団の排除の推進に関する条例

石狩市暴力団の排除の推進に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、受注者が工事を下請負（資材、原材料の購入を含む）に付する場合には、下請負人は次の各号に掲げる要件すべてを満たさなければならない。

- 市が行う指名競争入札に関する指名停止中でないこと
- 暴力団関係事業者（条例第2条に規定する暴力団関係事業者を言う。以下同じ。）でないこと
- 暴力団関係事業者等であること等の理由により、市が行う競争入札への参加を除外されていないこと

34. 重点的な監督業務の実施

公共工事の品質確保のために、重点的な監督業務の対象工事に指定された場合は、「建設部建築局各種工事重点監督実施要領」を適用する。
なお、対象工事に指定した場合は、別途文書により通知する。

35. 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律への加入又は保証金の供託を行うこと

受注者は、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づき、保険への加入又は保証金の供託を行うこと。

36. 電子納品

北海道建設部建築局制定の「骨組工事電子納品運用ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に基づき、工事書類を電子成果品として納品する。

- 電子納品の対象書類
電子納品の対象書類は、工事写真及び完成図面を基本とするが、詳細については「ガイドライン」を参照し、工事監督員と協議の上、決定するものとする。
- 情報共有
7. 情報共有の対象書類は「ガイドライン」に示すとおりとするが、詳細については工事監督員と協議の上、決定する。
- 本工事における情報共有は、電子メールを利用する。なお、受注者側の通信環境などから、施工・管理する上で効率化が期待できない場合は、工事監督員との協議によりデータ授受の方法やデータ種類を決定する。

3. 要領・基準
電子納品は、「ガイドライン」に基づき実施するほか、特に記載のない限り国土交通省で定めている「骨組工事電子納品要領」及び「官庁登録事業に係る電子納品運用ガイドライン【骨組工事編】」を準用する。

4. 電子納品・情報共有実施に伴う環境整備
7. 受注者は、電子納品及び情報共有を行うに当たり、必要なハード環境及びソフト環境を予め保有している。又は手配可能であること。

4. 本工事の契約締結後、受注者は「ガイドライン」に基づき、着手時チェックシートによりインターネット環境や利用ソフト、情報共有対象書類、電子納品対象書類等について工事監督員と協議すること。

5. 電子納品
本工事の電子納品対象書類は、電子媒体（CD-R等）により2部を市販ファイル（A4版）に綴じて提出する。

6. 調査への協力
受注者は、電子納品及び情報共有に関し、工事監督員から調査依頼があった場合、特段の理由がない限りその調査に応じなければならない。

7. その他
電子納品及び情報共有の遂行にあたり疑義が生じた場合は、工事監督員と十分協議すること。

37. 「骨組工事における地域外（遠隔地）からの建設資材調達に係る設計変更について（試行）」

- 建設資材の安定的な確保を図るために地域外（遠隔地）から調達せざるを得ない場合には、事前に工事監督員と協議すること。その場合、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を工事監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

工事名	沼田浄化センター（管理棟等）耐震補強・改修工事		
図面名称	共通特記仕様書（2）		
検収年月	令和 8年 3月	縮尺	-
受託業者	株式会社ドーコン	図面番号	共特-02

38. 「當繕工事における地域外（遠隔地）からの労働者確保に要する費用の積算方法等」の試行について
- 本試行の対象となる建設資材は、生コンクリート・鉄筋・鉄骨・アスファルト・砕石等（砂、砂利、割石等）及び仮設材（運搬に要する費用のみ）とする。
 - 受注者の責に備すべき理由による増加費用については、設計変更の対象としない。
 - 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合には、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。
 - 本工事は、今後、不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保の方策について変更が生じ、適正な工事の実施が困難となる場合に、必要となる費用について支出実績を踏まえ、設計変更により対応する試行工事である。なお、当該試行による変更項目は、次による。

(実績変更対象項目)
 共通仮設費：共通仮設費率に含まない項目の費用
 現場管理費：監査及び監査に要する費用
 資金以外の食事、通勤費等に要する費用

※労働者確保が出来ず、安易に地域外から確保しても、工事施工箇所の地域において労務のひっ迫状況が確認されなければ、労働者確保に要する費用の設計変更はできません。

- 受注者から協議を受け、設計変更が必要と認められる場合は、次のとおりとする。
- 発注者は、実績変更対象項目について特記仕様書により、積算方法を明確にすることとする。
- 受注者は、労働者確保に要する方策に変更が生じ、北海道建設部當繕工事共通積算基準等の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終変更時点で設計変更をすることがあるので、受注者は、労働者確保に要する費用の設計変更を希望する場合は、工事着手日までに「労働者確保に係る実施計画書」（様式1-2）及び「労働者確保に係る実施計画書（詳細内訳）」（様式1-3）を工事打合せ簿に添付し工事監督員に提出する。受注者は、「労働者確保に係る実施計画書」等の提出時には、入札時に立案した予算計画における各費用の内訳がわかる資料（見積書等）を整理し保管すること。ただし、労働者確保に要する方策に変更が生じても、設計変更を希望しない場合は、「労働者確保予定表」の提出は不要とし、工事打合せ記録簿で確認を行う。
- 工事着手日までに「労働者確保に係る実施計画書」等を工事監督員に提出出来ない場合は、原期、労働者確保に要する費用の設計変更は行わない。
- 工事着手日までに「労働者確保に係る実施計画書」等を工事監督員に提出した受注者は、労働者確保に要する方策に変更が生じた場合、速やかに、適正な工事の実施が困難になった理由を工事打合せ記録簿に記載し、工事監督員に提出し協議を行う。
- 受注者は、工事監督員と協議を行い、労働者確保に要する費用の設計変更が必要と認められた場合、最終積算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更を請求する際は、実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書」（様式2-1）、「労働者確保に係る実績報告書（詳細内訳）」（様式2-2）及び実績変更対象費について実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の控えのものは金額の証明性を証明する金額計算書など。）を、工期終了の30日前までに工事監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- 受注者の責による工事工程の遅れ等受注者の責に備すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合には、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

費目	実績変更対象項目	当初積算方法
共通仮設費	(地域外労働者確保に要する) 現場事務所（敷地外）、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地増上りに要した地代及び建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用	当初積算では計上していない。
宿舎費（仮設建物費）	(地域外労働者確保に要する) 労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用 「労働者送迎費」労働者をマイクローバス等での送迎現場に送迎輸送するために要した費用（運転手賃金、車両料、燃料費等含む）	当初積算では計上していない。
募集及び解雇に要する費用（労務管理費）	(地域外労働者確保に要する) 労働者の雇手当、労働者の帰省旅費、手当	当初積算では計上していない。 (地域外労働者以外にかかる募集及び解雇に要する費用については現場管理費率に含む)
資金以外の食事、通勤等に要する費用（労務管理費）	(地域外労働者確保に要する) 労働者の食事補助、交通費の支給	当初積算では計上していない。 (地域外労働者以外にかかる資金以外の食事、通勤等に要する費用については現場管理費率に含む)

39. 週休2日工事
- 本工事は、「週休2日工事」の対象工事であり、「當繕工事における週休2日工事実施要領」に従い実施する。
 - 受注者は、月単位の週休2日の取組の希望の有無を工事着手前に工事監督員に工事打合せ記録簿等で報告するものとする。
 - 予定価格は、月単位の4週8休以上を前提に、補正係数1.04により労務費を補正して工事費を積算して作成する。
 - 現場閉所（現場休息）の達成状況が月単位の4週8休に達しない場合は補正係数を1.02に変更し、週間の4週8休に達しない場合は補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。
 - 用語の定義については、実施要領を確認すること。
 - 現場閉所（現場休息）の確認は、次により行うものとする。

- 工事着手前
 - 受注者は、現場における準備作業（現場事務所や仮設資材の搬入・設置）等に着手する日及び後片付け作業（現場事務所や仮設資材の撤去・撤出等）を終える日、工場製作のみを実施する期間などで対象外とする期間について、工事監督員に確認のうえ予定を決定し、対象期間を設定する。
 - 分離・分割発注した工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう調整したうえで現場閉所（現場休息）の予定日を決定する。
 - 受注者は、現場閉所（現場休息）の予定日を明示した計画工程表（任意様式とし、他の書類と兼ねることが出来る。）を工事監督員に提出する。
- 工事着手後
 - 工事監督員は、適宜、対象期間内の現場閉所（現場休息）の状況を確認する。
 - 工事監督員は、現場閉所の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用を努める。
- 受注者を対象としたアンケート調査の協力依頼があった場合には、これに協力するものとする。
- 職務並行改修工事
 - 職務並行改修工事において、施設管理者の要望等により施工時期や施工時間外及び深夜（以下、時間外等という。）の作業をせざるを得ない場合において、必要な時間外労働及び深夜労働に係る労務費の割増分に相当する費用について次により設計変更を行う。なお、設計図書に施工時期・施工時間等の施工条件について記載があるもの及び小規模な修繕工事は除く。
 - 受注者は、時間外等の作業を行う計画がある場合、事前に工事監督員と協議すること。その場合、工事監督員に次の書類を提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- 施設管理者からの要望等の内容を記載した打合せ記録簿
- 制限される施工時期・施工時間により遅延する工程を記載した工事工程表
- 時間外等作業の計画を記載した時間外等作業計画書
- その他、工事監督員が求める書類
- 受注者は、設計変更の手続き後に時間外等作業を実施すること。また、時間外等作業終了後は、工事監督員に次の書類を提出又は提示し、実施状況を報告すること。
- 時間外等作業の実施内容を記載した時間外等作業実施報告書
7. の状況が確認できる作業日報等の作業記録の提示
- 工事監督員等との協議の結果設計変更が認められない場合、受注者は再度施設管理者と調整を行う。
- 時間外等作業に係る割増労務費の算出方法は次のとおりとする。

時間外（深夜）割増労務費 = (労務単価 × K) × 作業時間数

※ K (割増係数) = 割増対象賃金比 × 1 / 8 × 割増係数
 ※ 労務単価及び割増対象賃金比は、「公共工事設計労務単価表（農林水産省・国土交通省）」の職種別単価及び別表-1「割増対象賃金比」の数値を採用する。

※ 割増係数は、時間外0.25、深夜0.25とする。（積算標準単価に平均的能力の作業員による標準作業量の労務費が含まれているため、時間外労務費の割増係数は、割増分のみ（1.25-1=0.25）とする。）

41. 防寒養生
- 防寒養生は、次の範囲とする。
- 養生期間
 - 12月16日から3月15日を原則とする。
 - ただし、12月16日以前と3月15日以降において品質確保の観点から防寒養生の実施が必要となる期間については設計変更できるものとする。
 - なお、寒中コンクリートの養生期間については、第6章コンクリート工事 11節 寒中コンクリート 表0.11.11による。
 - 養生方法
 - 仮囲 ○ 土家仮囲 (* 単管足場+コバネット程度)
 - 側仮囲 (* ビニールシート ○ コバネット)
 - 探照 ○ 外部探照 ○ 内部探照
- 次に示した項目は、必要に応じて設計変更できるものとする。
- 対象期間
 - * 夏期（6月1日～8月31日）
 - 対象項目
 - * 遮光ネット
 - * いずれの項目もリース代を対象とする

43. 建設キャリアアップシステム活用モデル工事の実施について
- 本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を促進するため、CCUSの活用に関する評価対象項目を設定し、その達成状況に応じた工事施行成績評価を実施する試行工事である。
 - 本工事に於いて使用する用語の定義は以下のとおりとする。
 - 技能者：元請企業及び下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。
 - カードリーダー：CCUSに対応したICカードリーダーをいう。
 - 現場利用料：CCUSのシステム利用料のうち、技能者の就業履歴回数（カードタッチ）ごとに発生する料金であり、元請として現場を登録する事業者が支払を行う費用をいう。
 - 対象期間：CCUS活用モデル工事の現場において技能者の就業履歴を蓄積すべき期間のことをいい、工期から準備期間、不働働日及び後片付け期間を除いた期間とする。ただし、現場着手日までに事業者登録、技能者登録及び管理者ID（現場管理者）登録が完了していない場合は、これらの登録が全て完了した日の翌日を期間の始まりとする。

- 本工事に於いて、受注者が工事着手前に発注者に対してCCUSの活用に取り組む事を希望し、下記の評価対象項目ごとの判断基準（以下「基準」という。）を全て達成した場合、工事施行成績評価において加点評価を行うものとする。
 - (評価対象項目)
 - ①事業者登録
 - ②管理者ID（現場管理者）登録
 - ③技能者の就業履歴の蓄積
 - ④アンケートの提出
 - (判断基準)
 - ①元請企業の登録
 - ②当該現場の登録
 - ③対象期間の日数の50%以上蓄積
 - ④工事完成までに発注者に提出
 - ※底に事業者登録を終えている場合は、①の基準を満たしているものとする。
 - 発注者は、受注者に対して(3)に掲げる基準の達成状況を記載した資料の提出を求めることにより、基準の達成状況を確認するものとする。
 - (提出資料の例)
 - 就業履歴一覧（月別カレンダー）など
 - 受注者が、(3)に掲げる全ての基準を達成した場合は、工事施行成績評価基準の工事成績評価の調査項目別適用率における評価項目「5. 創業工夫・単施工関係」の「その他」欄に「CCUS活用モデル工事の基準達成」と記載して、加点評価することとする。
 - CCUS活用のためのカードリーダー設置費用及び現場利用料（カードタッチ費用）について、次のとおり、設計変更時に支出実績に基づき、共通仮設費として計上することとする。
 - この際、これらの費用は現場管理費率及び一般管理費等率の対象外とする。
 - カードリーダー設置費用
 - カードリーダーの購入等の費用について、購入又はリースを証する領収書等による支出実績と現場での使用実績を確認し、現場で使用するOSがWindowsの場合は1台あたり1万円、iOSの場合は1台あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。原則として、1工事あたり2台を上限とするが、施工箇所が点在する工事の場合など入構箇所等の事情により、2台を超えるカードリーダーが設置されている場合、受注者協議を行い、必要と認められる場合は、2台を上回る費用を計上することができるものとする。このほか、カードリーダーではなく、顔認証カメラや顔認証型のリーダーでも入構管理を行う場合についても、OSがWindowsの場合は1台あたり1万円、iOSの場合は1台あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。
 - また、カードリーダーではなく、スマートフォンや携帯電話等を活用した入構管理サービスを使用する場合は、1工事あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。
 - なお、ここに示す上限額は全て税抜き価格とし、カードリーダー以外の機器（パソコン、タブレット）や通信費は計上しない。
 - 現場利用料（カードタッチ費用）
 - 現場における現場利用料は、受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき、共通仮設費として計上することとする。
 - なお、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、（一財）建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。
 - 受注者は、別に定めるアンケートを工事完成までに発注者に提出するものとする。
 - 本条に定めのない事項については、必要に応じて受発注者の協議により定めるものとする。
 - 本工事は、「遠隔臨場試行工事」の対象であり、當繕工事における遠隔臨場試行実施要領に従い実施する。
 - * 発注者指定方式 ○ 受注者希望方式
 - 受注者希望方式の場合には、受注者は、対象工事の特性等を踏まえ、遠隔臨場の実施を希望する時には、工事監督員にその旨を報告し、確認を得なければならない。
 - 受注者は、遠隔臨場を実施する前までに、適用する工種・確認項目、使用機器及び仕様、実施方法及び安全対策、必要な費用の概算額を示した実施計画（任意様式とし、他の書類と兼ねることが出来る。）を策定し、工事監督員の確認を受けなければならない。
 - 受注者は、ウェアラブルカメラ等により撮影した映像及び音声等をWeb会議システム等を用いて工事監督員に配信し、双方向通信を使用して工事監督員の立会い、協議、検査及び調整を行う。
 - なお、遠隔臨場に用いる機器は、立会い等に限らず、定例会議、現場と設計図書相互の不一致若しくは事故の報告時などにも、使用することができる。
 - 遠隔臨場を実施することによって生じる費用は、共通仮設費に積上げ計上（現場管理費率及び一般管理費等率の対象外）する。
 - なお、従来の立会・確認に要する費用は共通仮設費に率計上しているため、積上げ計上できる費用は追加が必要となったものに限るものとする。
 - 受注者を対象としたアンケート調査の協力依頼があった場合には、これに協力するものとする。
 - 本工事は、當繕工事情報共有システムの対象工事である。
 - 情報共有システムは、次の各号に掲げる条件を満たすものとし、別紙1「着手時協議チェックシート」を用いて受発注者協議により決定する。なお、受注者は決定後速やかに情報共有システムの契約を行う。
 - 情報共有システムの提供方式はASP方式とする。
 - 国土交通省大臣官房官庁室情報部「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 2019年版 當繕工事編」で求める機能をすべて満たすものとする。
 - 情報共有システムの操作研修や相談窓口の利用が可能なものとする。
 - 工事構築のうち情報共有システムで処理するものは、別紙1「着手時協議チェックシート」を用いて受発注者協議により決定するものとする。
 - 様式については下記URL参照のこと
- URL <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/kkh/169850.html>

- (1)(3)で決定された工事構築の決裁は、情報共有システム上で行うことを原則とする。
 - また決裁に用いる協議簿等は情報共有システム上の様式を用いる。
 - なお、情報共有システムによる書類等の提出・受理などの処理を行うことで、紙への「署名・押印」と同等の処理を行なったことと見なす。
- 情報共有システムで作成された工事構築等は電子データを利用した検査（電子検査）を原則とする。
- 情報共有システムで作成された工事構築一式は、電子媒体（CD-R等）で納品すること。納品の内容については當繕事業電子納品運用ガイドライン「當繕工事編」（案）に即したものとす。
- 受注者は、納品後速やかに情報共有システムから工事構築一式及び利用者情報の消去を行うものとする。
- その他、本項に定めのない事項は、発注者と受注者とが協議し、定めるものとする。
 - 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
 - なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、受注者が申出た日とし、工事工程表、総合施工計画書、工事打合せ記録簿いずれかを示すこと。
 - 不明な点については、北海道建設部建設政策局建設管理課作成施工体制Q&A参照のこと。

46. 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間

工事名	沼田浄化センター（管理棟等）耐震補強・改修工事		
図面名称	共通特記仕様書（3）		
検収年月	令和 8年 3月	縮尺	—
受託業者	株式会社ドーコン	図面番号	共特-03

Table with columns for Item, Remarks, and other project details. Includes sections for 1. Supervision, 2. Construction, 3. Foundation, 4. Waterproofing, 5. Drainage, 6. New materials, 7. Asphalt waterproofing, 8. Waterproofing, 9. Safety, 10. Drainage, 11. Siding, 12. Aluminum cladding, 13. Guarantee, 14. Concrete repair.

Table with columns for Item, Remarks, and other project details. Includes sections for 8. Asphalt repair, 9. Composite resin resin, 10. Building waterproofing, 11. Siding, 12. Aluminum cladding, 13. Guarantee, 14. Concrete repair.

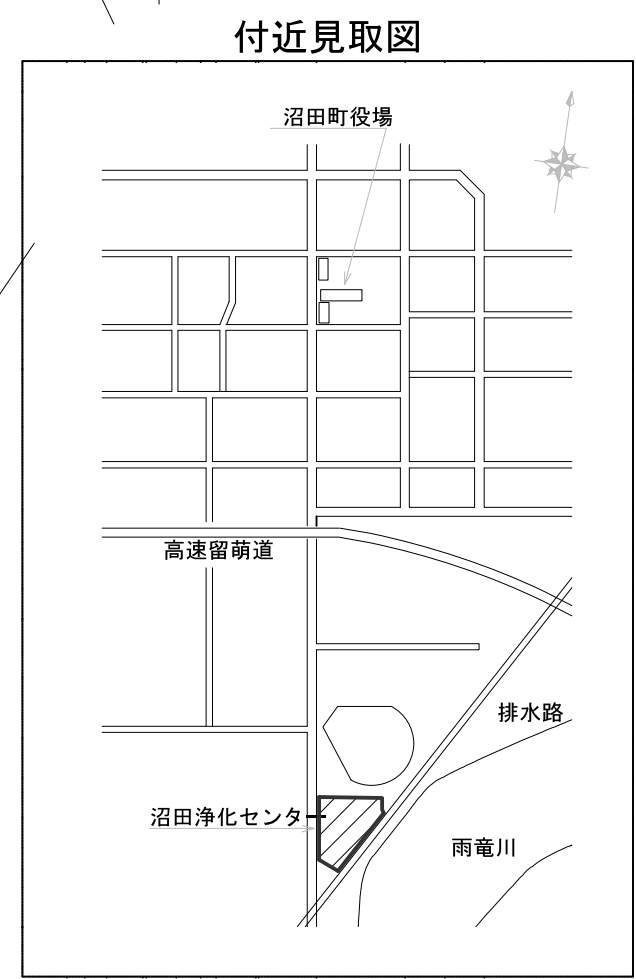
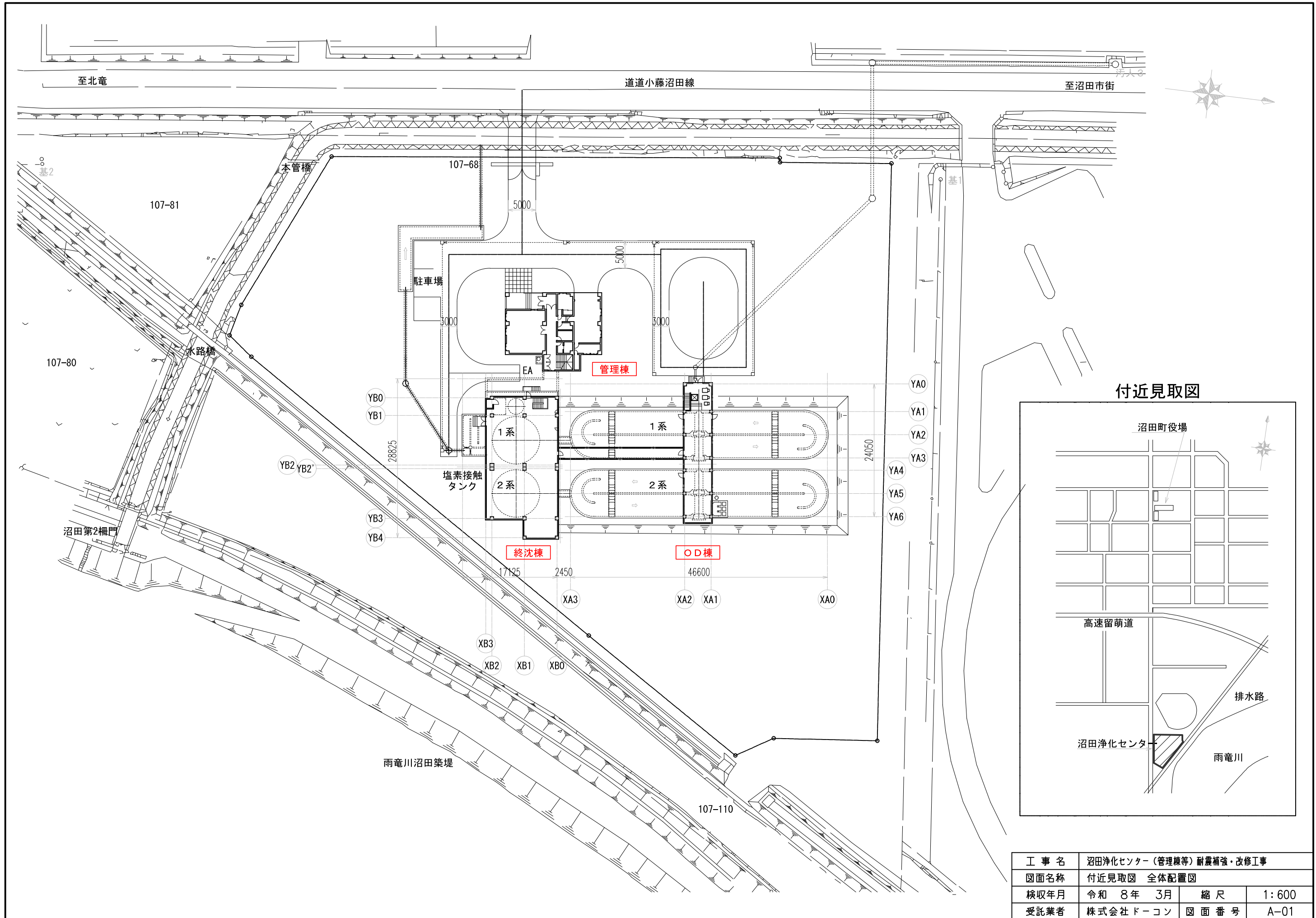
Table with columns for Item, Remarks, and other project details. Includes sections for 2. Structural repair, 3. Aluminum cladding, 4. Structural repair, 5. Structural repair, 6. Tiling, 7. Other.

Table with columns for Item, Remarks, and other project details. Includes sections for 1. Construction, 2. General, 3. Aluminum cladding, 4. Net, 5. Painting, 6. Painting, 7. Steel, 8. Wood, 9. Hardware, 10. Automatic door, 11. Hand-drawn door, 12. Window, 13. Window, 14. Overhead door.

Project summary table with columns for Name, Name, Year, Month, Scale, and Agency. Includes project name '沼田浄化センター(管理棟等)耐震補強・改修工事' and agency '株式会社ドーコン'.

Main project specification table with columns for Item, Remarks, and other details. Includes sections for concrete, steel, and asbestos removal.

Project summary table with fields: 工事名 (Project Name), 図面名称 (Drawing Name), 検収年月 (Inspection Date), 受託業者 (Contractor).



工事名	沼田浄化センター（管理棟等）耐震補強・改修工事		
図面名称	付近見取図 全体配置図		
検収年月	令和 8年 3月	縮尺	1:600
受託業者	株式会社ドーコン	図面番号	A-01

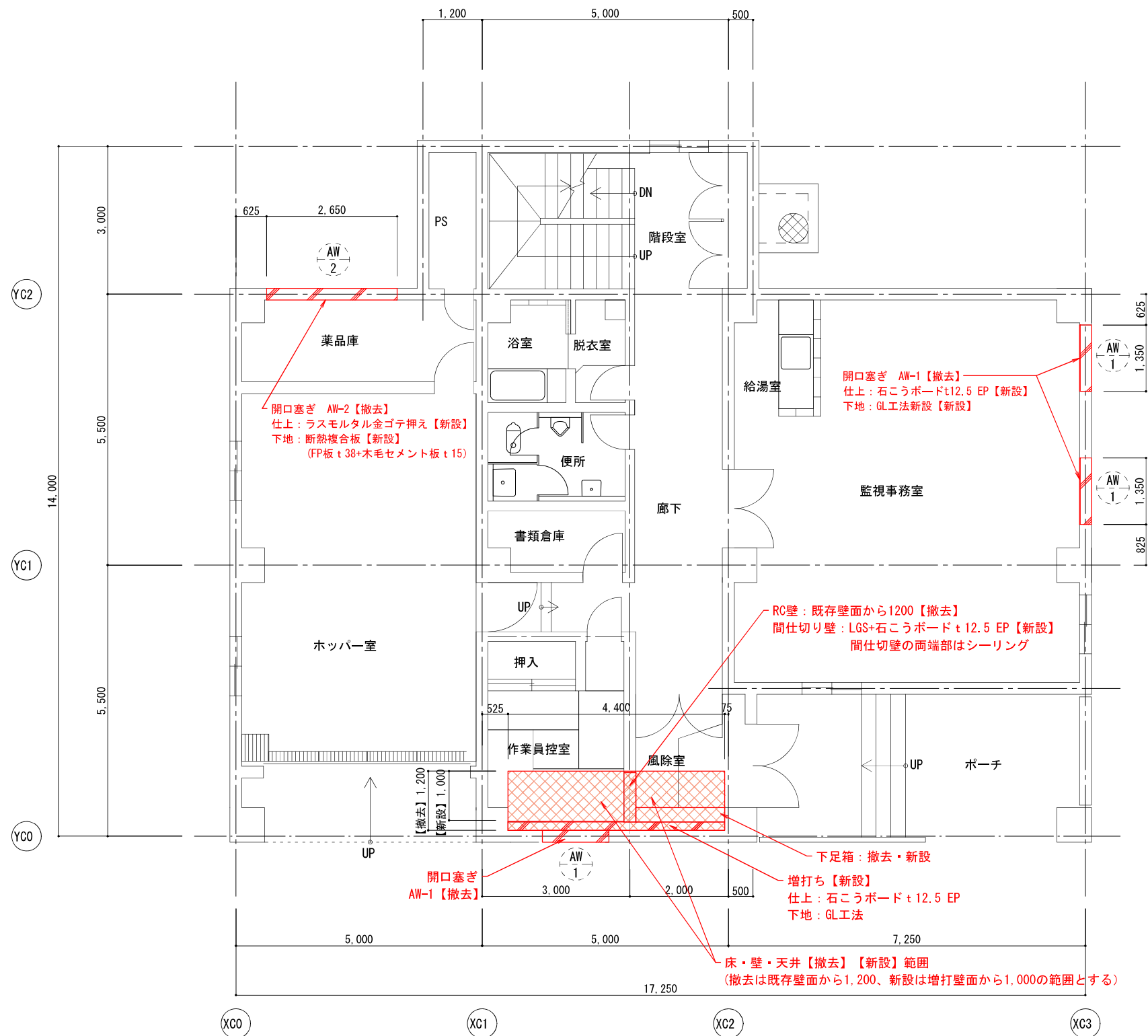
外部仕上表

外壁	屋根	軒天	断熱材	特記事項																														
コンクリート打放し(B)の上、 複層塗材				<p>■凡例</p> <p>SOP : 合成樹脂調合ペイント塗り WUC : 水性反応硬化形ウレタンクリア塗 EP-G : つやあり合成樹脂エマルジョンペイント塗 C-W : クリアワックス</p> <p>PB : 石膏ボード FB : フレキシブルボード SUS : ステンレス C : コンクリート下地 CB : コンクリートブロック下地 M : モルタル下地 G : GL工法 S : 軽量鉄骨下地 W : 木下地 シンタ : 押えコンクリート クロス : ビニルクロス貼り GW板 : グラスウール成型板 32kg FP : 押出し成型型ポリスチレン (B種2号) PUF : 硬質ウレタンフォーム保温板 (2種2号) EPS : ビーズ法ポリスチレンフォーム保温材 特号 発泡ウレタ 軟付硬質ウレタンフォームA種1 (現場発泡品ノンフロン) 天井化粧石膏ボードは全て不燃とする。 コンクリート打放し (A種) クリート打放し仕上げ (A種) 化粧型枠</p> <p>■その他</p> <p>アスファルト露出防水断熱工法: D1-1 アスファルト保護防水断熱工法: A1-1 アスファルト露出防水: D-1 防音壁: PB12.5+9.5、グラスウール24kg充填+遮音シート、LGS、PB12.5+9.5 ラジエーターコア: 全て小口処理のこと 木製巾木: 材種は青木とし、仕上げはEPとする。 木製廻り縁: 材種は青木とし、仕上げはEPとする。 壁のPBはLGS65部t=12.5、LGS50部t=12.5、ただしEP-G仕上りはt=12.5 化粧ケイカル板の見切りはジョイナー工法とする。 脱気装置は100平米につき1カ所設置 OA1 : OAフロアー直敷タイプH=50 OA2 : OAフロアー直敷タイプH=下地コンクリート面、防塵塗装) 岩綿吸音板は下地PB t 9.5の二重張りとする 長尺ビニルシートA : ノンワックスタイプt=2.0 (溶接工法) 長尺ビニルシートB : 抗菌タイプt=2.0 (溶接工法) タイルカーペットA : 原着ナイロンt=6.5ループ タイルカーペットB : 原着ナイロンt=7.5ループ ビニル床タイル : 帯電防止タイプとする 点字タイル : 点字紙、誘導タイル</p>																														
ポーチ	開口部	庇1・2	その他																															
<p>■ホルムアルデヒド対策 特定発散建築材料名 発散等級</p> <p>普通合板、ボード類 ☆☆☆以上 木製建具、製作家具 ☆☆☆以上 流し台・吊戸棚 F☆☆☆☆以上 ビニルクロス F☆☆☆☆以上 接着剤・塗料 F☆☆☆☆以上 その他対象建築材料 ☆☆☆以上</p> <p>■防火認定</p> <table border="0"> <tr> <td>不燃強化石膏ボード t12.5NM-8615</td> <td>準不燃石膏ボード t9.5</td> <td>QM-9828</td> </tr> <tr> <td>不燃石膏ボード t12.5NM-8619</td> <td>準不燃耐水石膏ボード t9.5</td> <td>QM-9826</td> </tr> <tr> <td>不燃石膏ボード t9.5NM-0441</td> <td>準不燃化粧石膏ボード t9.5</td> <td>QM-0524</td> </tr> <tr> <td>不燃耐水石膏ボード t12.5NM-9639</td> <td>ビニルクロス (不燃)</td> <td>NM-0326</td> </tr> <tr> <td>不燃化粧石膏ボード t9.5NM-1864</td> <td>吹付タイル (不燃)</td> <td>NM-8573</td> </tr> <tr> <td>岩綿吸音板 (不燃)</td> <td>NM-8599</td> <td>屋上防水</td> </tr> <tr> <td>ケイ酸カルシウム板 (不燃)</td> <td>NM-8578</td> <td>炭酸カルシウム発泡板</td> </tr> <tr> <td>キッチンパネル (不燃)</td> <td>NM-2183</td> <td>断熱複合板</td> </tr> <tr> <td>ウレタン塗膜防水</td> <td>DR-0179</td> <td>木毛セメント板</td> </tr> <tr> <td>不燃ルーバー</td> <td>NM-0750</td> <td></td> </tr> </table>					不燃強化石膏ボード t12.5NM-8615	準不燃石膏ボード t9.5	QM-9828	不燃石膏ボード t12.5NM-8619	準不燃耐水石膏ボード t9.5	QM-9826	不燃石膏ボード t9.5NM-0441	準不燃化粧石膏ボード t9.5	QM-0524	不燃耐水石膏ボード t12.5NM-9639	ビニルクロス (不燃)	NM-0326	不燃化粧石膏ボード t9.5NM-1864	吹付タイル (不燃)	NM-8573	岩綿吸音板 (不燃)	NM-8599	屋上防水	ケイ酸カルシウム板 (不燃)	NM-8578	炭酸カルシウム発泡板	キッチンパネル (不燃)	NM-2183	断熱複合板	ウレタン塗膜防水	DR-0179	木毛セメント板	不燃ルーバー	NM-0750	
不燃強化石膏ボード t12.5NM-8615	準不燃石膏ボード t9.5	QM-9828																																
不燃石膏ボード t12.5NM-8619	準不燃耐水石膏ボード t9.5	QM-9826																																
不燃石膏ボード t9.5NM-0441	準不燃化粧石膏ボード t9.5	QM-0524																																
不燃耐水石膏ボード t12.5NM-9639	ビニルクロス (不燃)	NM-0326																																
不燃化粧石膏ボード t9.5NM-1864	吹付タイル (不燃)	NM-8573																																
岩綿吸音板 (不燃)	NM-8599	屋上防水																																
ケイ酸カルシウム板 (不燃)	NM-8578	炭酸カルシウム発泡板																																
キッチンパネル (不燃)	NM-2183	断熱複合板																																
ウレタン塗膜防水	DR-0179	木毛セメント板																																
不燃ルーバー	NM-0750																																	
共通事項																																		

内部仕上表

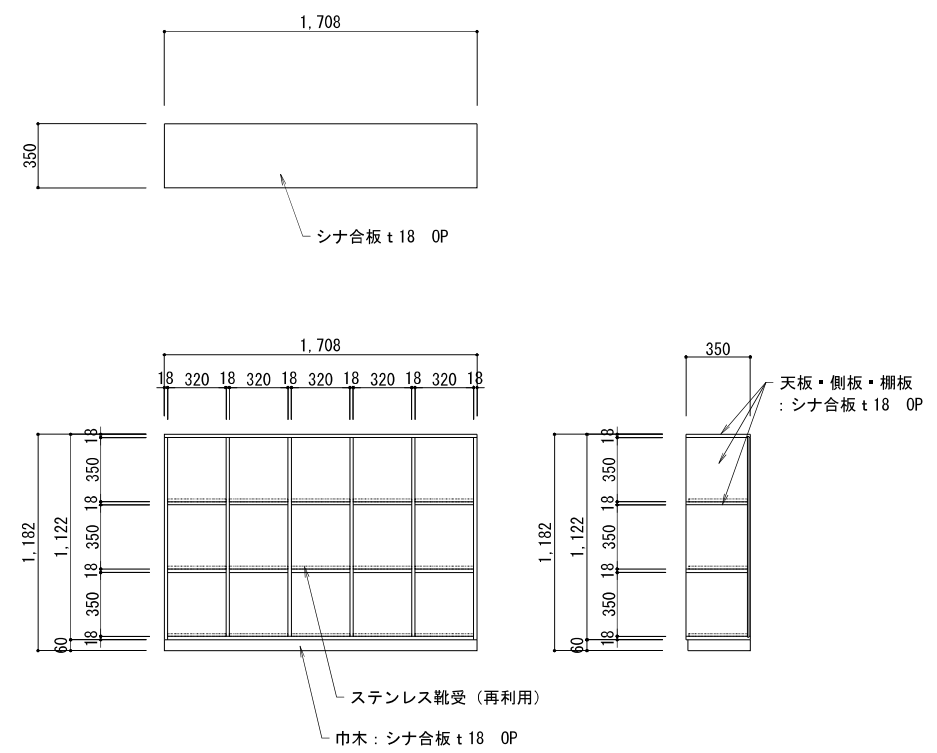
階	室名	床	巾木		壁			柱型	天井		天井高	備考
			下地	高さ	壁	下地	仕上		下地	仕上		
1階	監視事務室	ビニル床シート	M	ビニル巾木	75	石こうボード t12 (一部) 撤去・新設	G	EP	壁仕上に 同じ	ロックウール吸音板 t12	2,500	
	作業員控室	天然木化粧合板 t15 畳敷き込み t60 (一部) 撤去・新設	W	畳寄せ		石こうボード t12	G	SP	壁仕上に 同じ	杉葎目化粧石こうボード t9 (一部) 撤去・新設	2,350 2,500	
	備品庫	コンクリート金ゴテ 床用塗材	C	モルタル金ゴテ押え ラスモルタル金ゴテ押え		モルタル金ゴテ押え ラスモルタル金ゴテ押え	C	複合板	壁仕上に 同じ			
	風除室	ビニル床シート t2 磁器質タイル 50角 (タイルのみ一部) 撤去・新設	M	ビニル巾木	75	モルタル金ゴテ押え ラスモルタル金ゴテ押え	C	複合板	VP	壁仕上に 同じ	ロックウール吸音板 t12 (一部) 撤去・新設	2,500
2階	発電機室	コンクリート金ゴテ 無筋コンクリート t300	C	モルタル金ゴテ押え ラスモルタル金ゴテ押え		コンクリート打放し 複合板 (一部) 撤去・新設	C	複合板	壁仕上に 同じ	断熱複合板	スラブ下	

工事名	沼田浄化センター (管理棟等) 耐震補強・改修工事		
図面名称	仕上表		
検収年月	令和 8年 3月	縮尺	-
受託業者	株式会社 ドーコン	図面番号	A-02



■撤去建具表 (4周シーリング撤去共)

符号・個数	引違い窓 (二重サッシ) 3カ所	引違い窓 (二重サッシ) 1カ所
室名	作業員控室、監視事務室	薬品庫
窓図		
見込	枠見込: 100+70	枠見込: 100+70
材種	アルミ	アルミ
仕上	アルマイト	アルマイト
硝子	外側: PG-3-6-3ペア 内側: PG-3	外側: PG-3-6-3ペア 内側: PG-3
金物	クレセント、水切り、他附属金物一式	クレセント、水切り、他附属金物一式
備考		

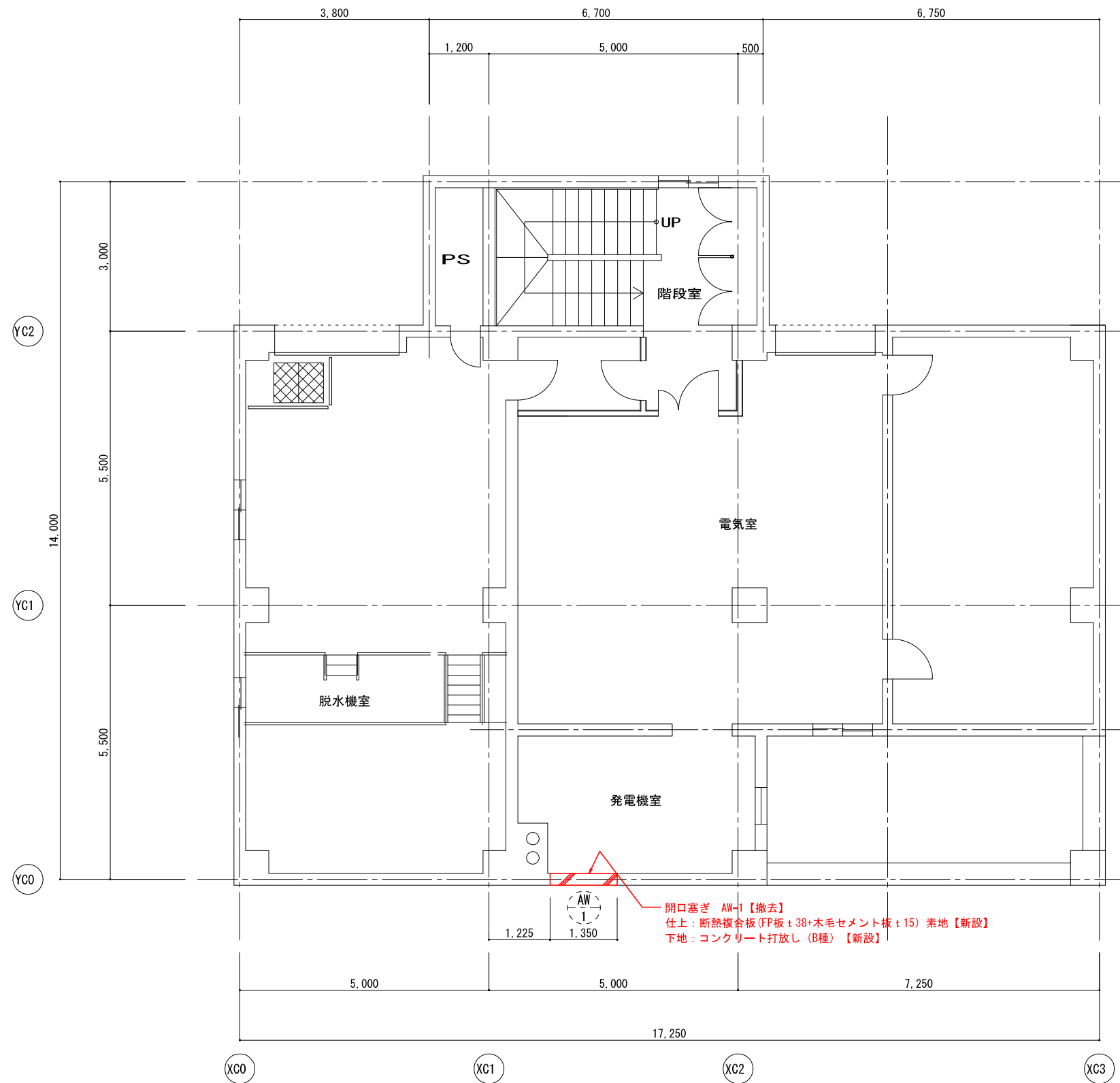


下足箱 (撤去・新設) S=1:40

1階平面図 S=1:100

RC壁 新設 (開口塞ぎ周囲200mmの範囲の仕上げ新設も含む) 四周シーリング (内外共)

工事名	沼田浄化センター (管理棟等) 耐震補強・改修工事		
図面名称	管理棟 1階平面図		
検収年月	令和 8年 3月	縮尺	1:100
受託業者	株式会社 ドーコン	図面番号	A-03



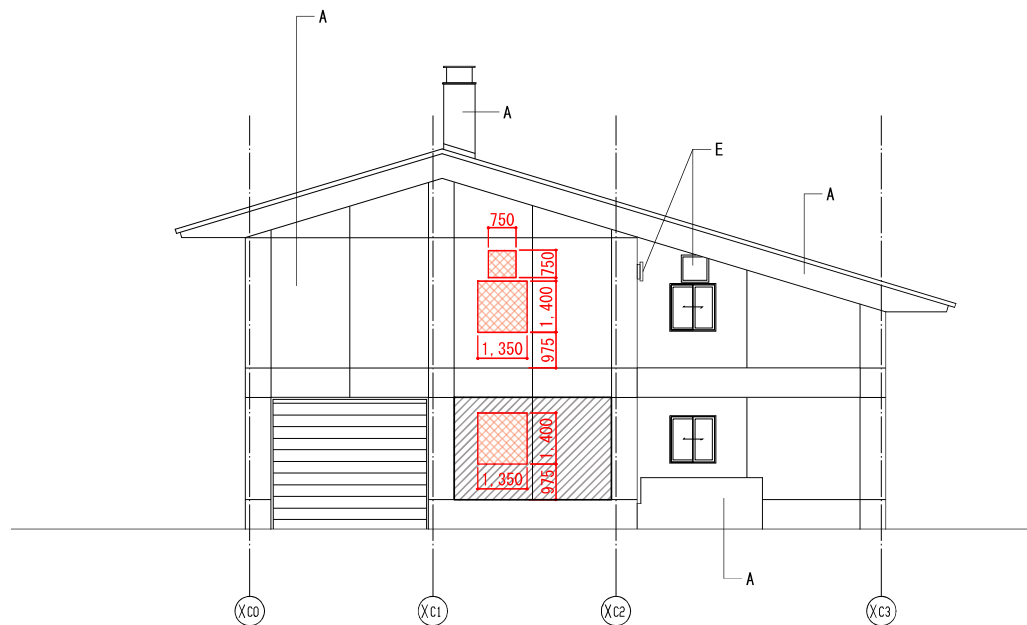
■撤去建具表 (4周シーリング撤去共)

符号・個数	AW 引違い窓 (二重サッシ)	1カ所
室名	発電機室	
姿図		
見込	枠見込: 100+70	
材種	アルミ	
仕上	アルマイト	
硝子	外側: PG-3-6-3ペア 内側: PG-3	
金物	クレセント、水切り、他附属金物一式	
備考		

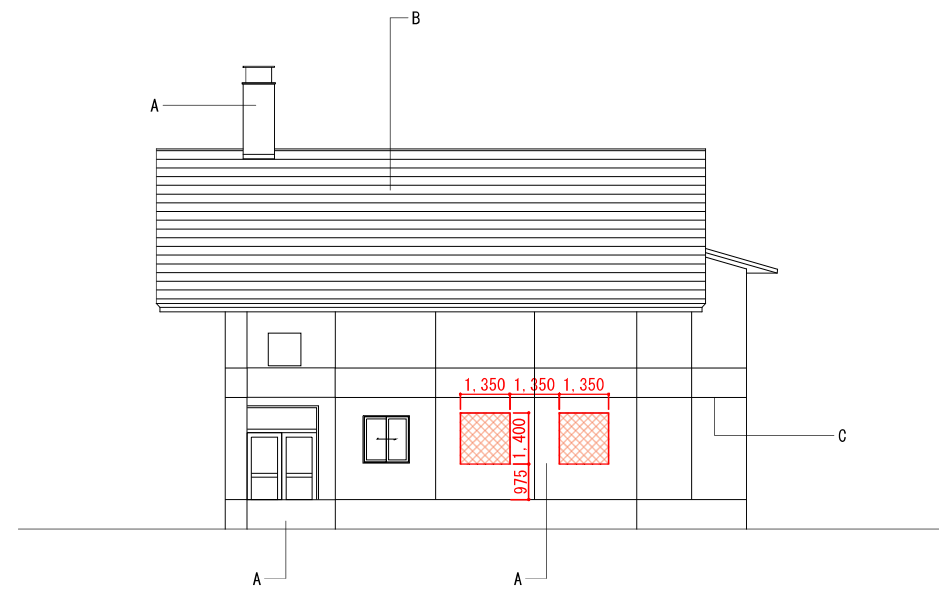
2階平面図 S=1:50

RC壁 新設 (開口塞ぎ周囲200mmの範囲の仕上げ新設も含む) 四周シーリング (内外共)

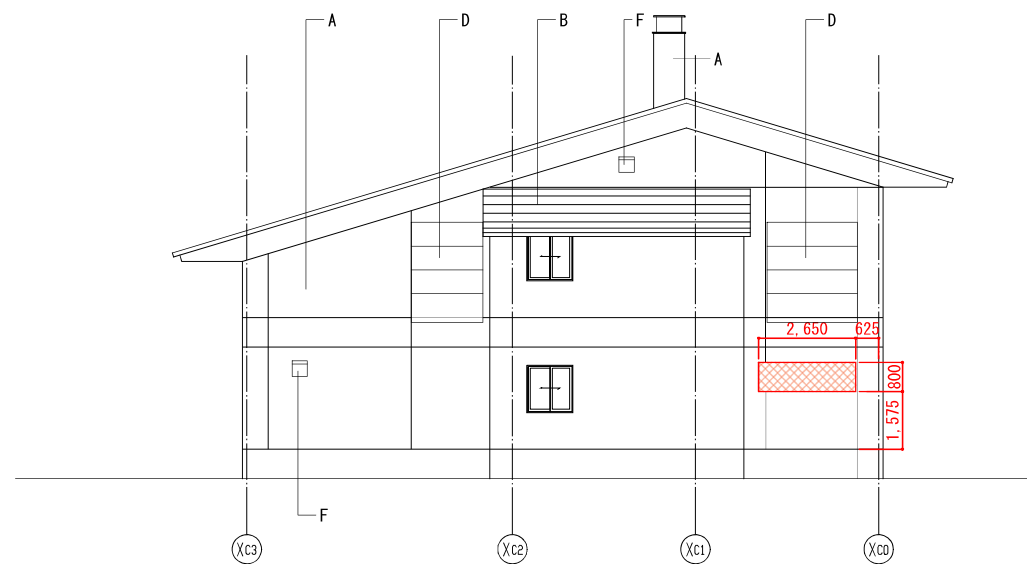
工事名	沼田浄化センター (管理棟等) 耐震補強・改修工事		
図面名称	管理棟 2階平面図		
検収年月	令和 8年 3月	縮尺	1:100
受託業者	株式会社 ドーコン	図面番号	A-04



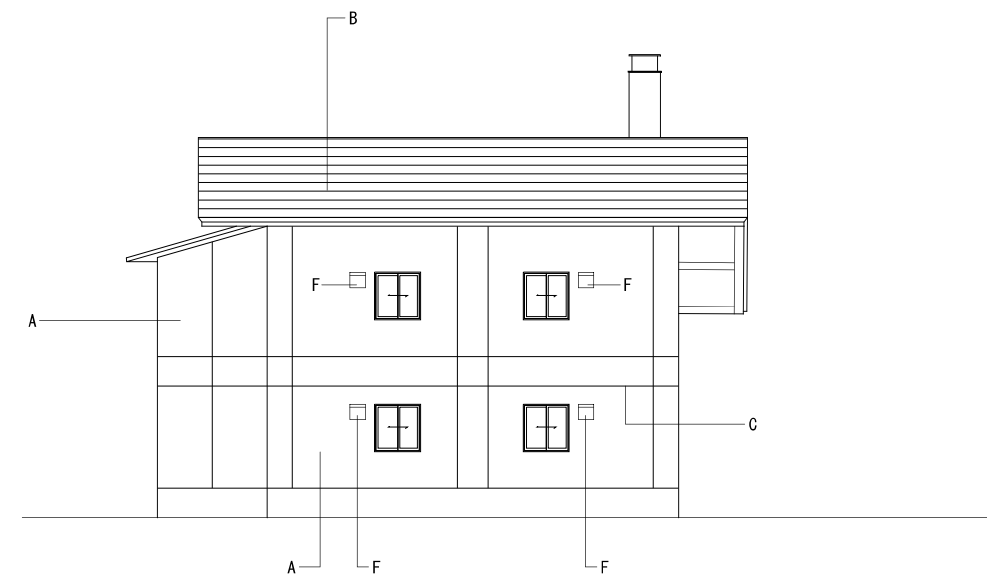
西側立面図 S=1:200



南側立面図 S=1:200



東側立面図 S=1:200

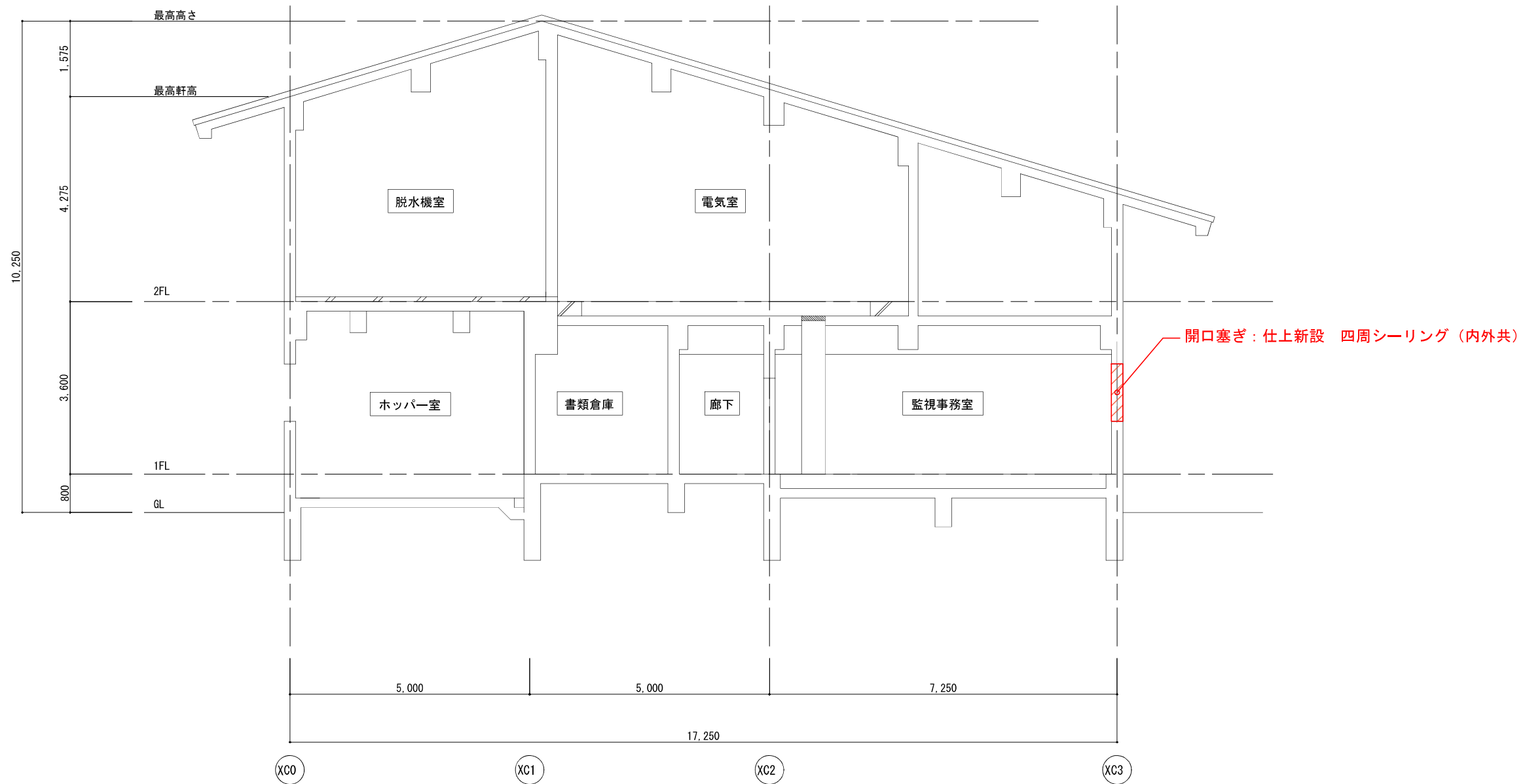


北側立面図 S=1:200

記号	仕上	記号	仕上
Ⓐ	コンクリート打放し 複層仕上塗材 RE	Ⓓ	断熱パネル
Ⓑ	フッ素鋼板 t 0.4 横葺	Ⓔ	ステンレス製 風除板
Ⓒ	化粧目地	Ⓕ	ステンレス製 フード

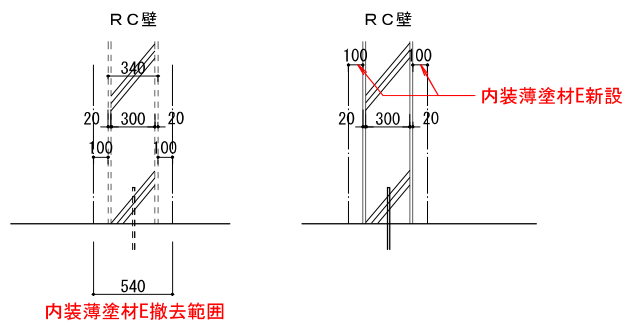
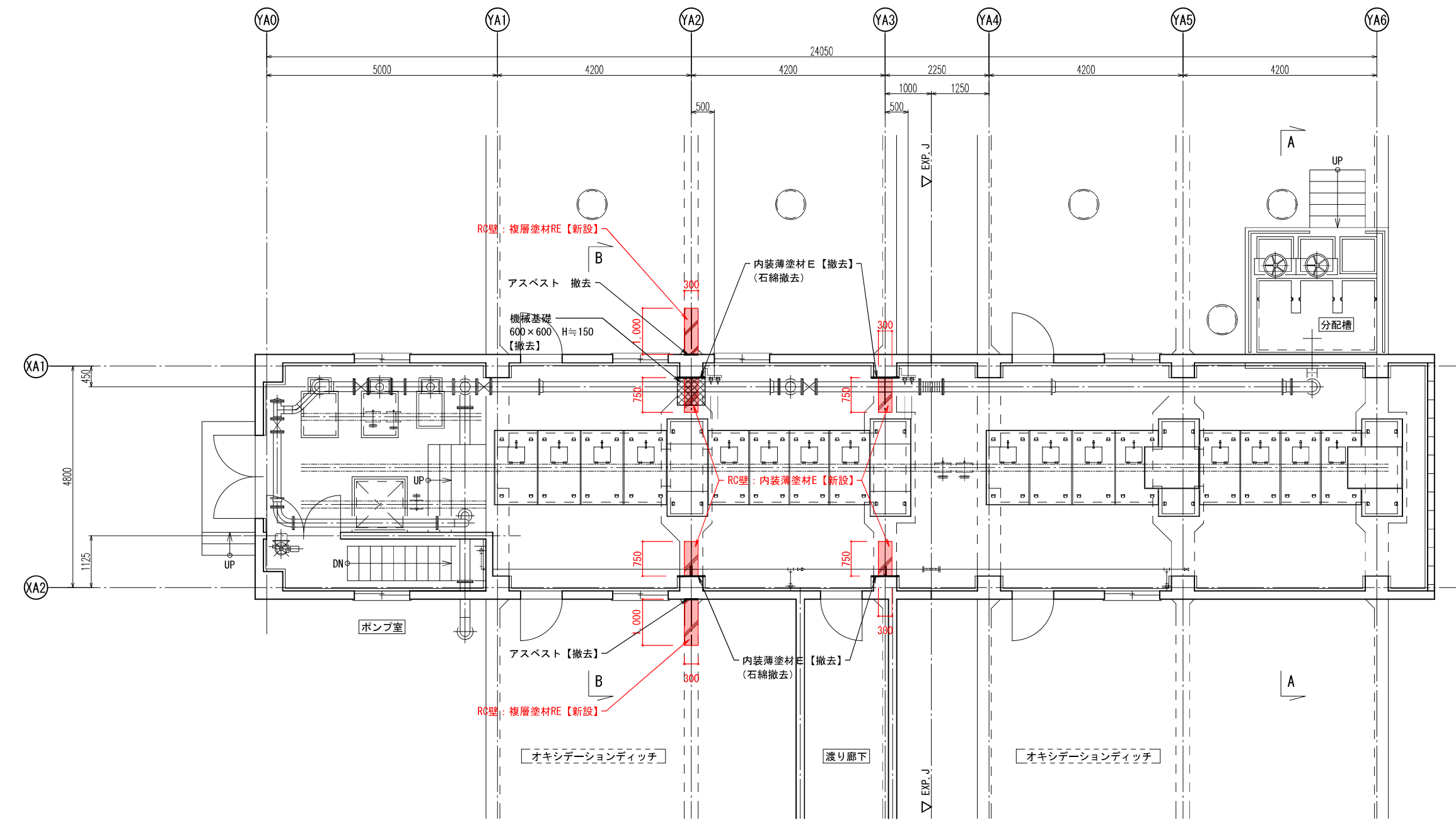
- RC壁 複層塗材RE【新設】
(開口塞ぎ周囲200mmの範囲の仕上げ新設も含む)
- RC壁 増打ち

工事名	沼田浄化センター(管理棟等)耐震補強・改修工事		
図面名称	管理棟 立面図		
検取年月	令和 8年 3月	縮尺	1:200
受託業者	株式会社ドーコン	図面番号	A-05



断面図 S=1:50

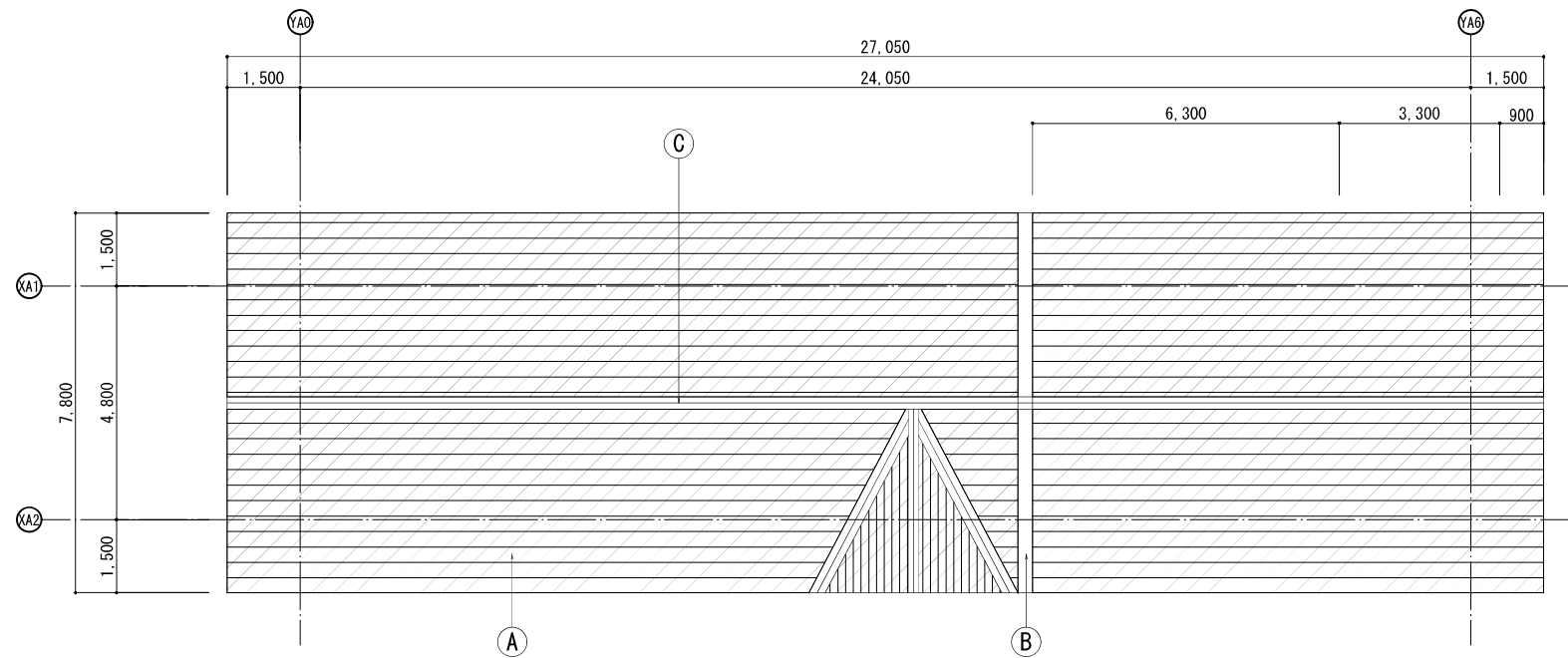
工事名	沼田浄化センター(管理棟等)耐震補強・改修工事		
図面名称	管理棟 断面図		
検収年月	令和 8年 3月	縮尺	1:100
受託業者	株式会社ドーコン	図面番号	A-06



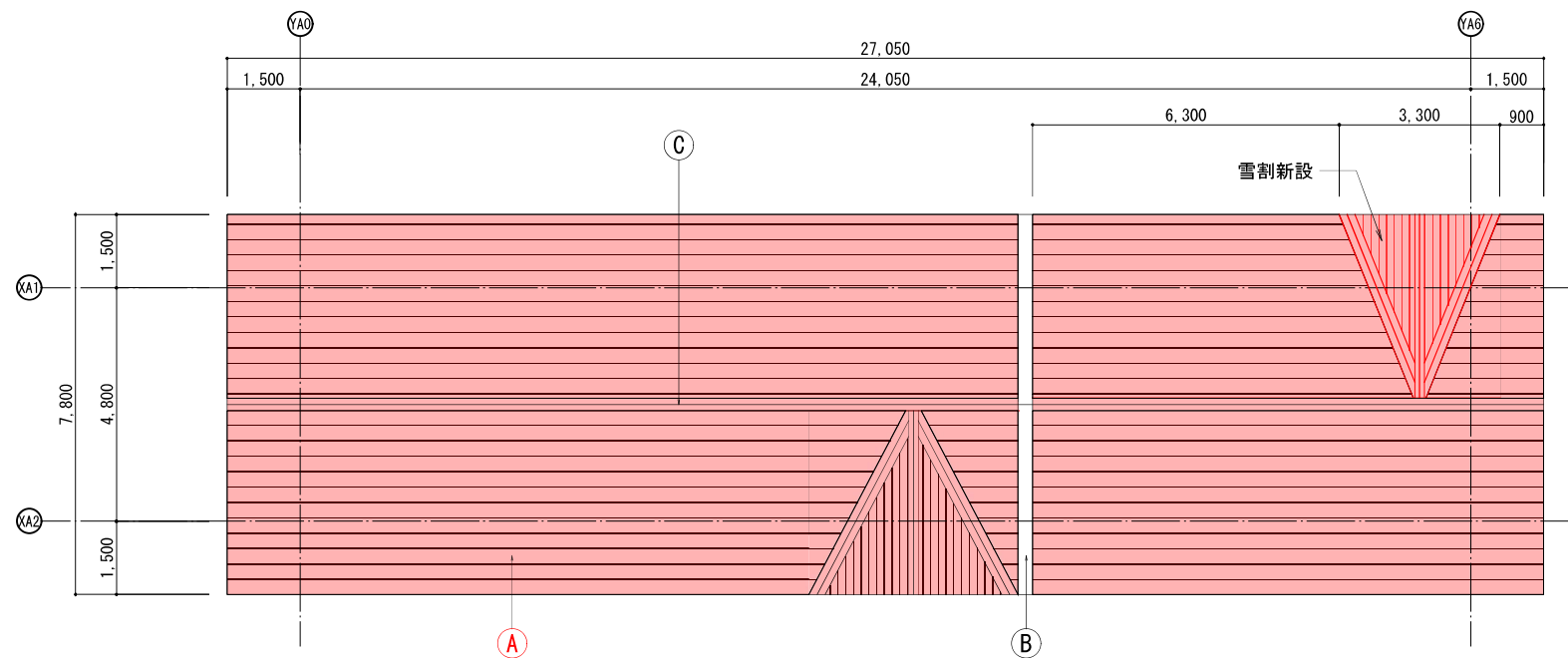
1階平面図 S=1:100

RC壁 新設

工事名	沼田浄化センター（管理棟等）耐震補強・改修工事		
図面名称	OD棟 1階平面図		
検収年月	令和 8年 3月	縮尺	1:100
受託業者	株式会社ドーコン	図面番号	A-07

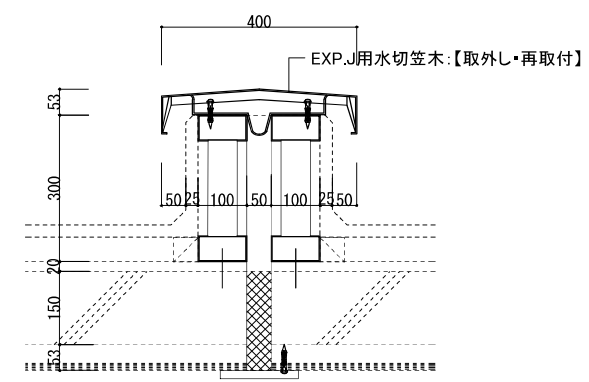


撤去



雪割新設

改修後

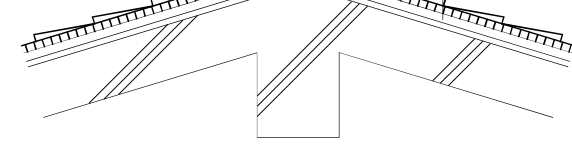


屋根EXP. J廻り詳細図

屋根伏図 S=1:150

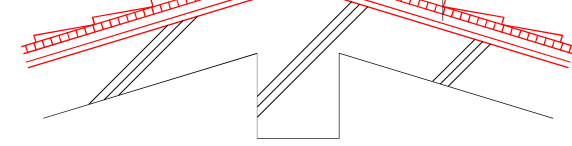
記号	仕上
(A)	フッ素鋼板 t 0.4 (撤去・新設)
(B)	EXP. J (笠木部分) 取外し・再取付
(C)	棟納め: フッ素鋼板 t 0.4 (撤去・新設)

- 棟納め フッ素鋼板 t 0.4 【撤去】
- 棟納め下地 30*100 既存のまま
- フッ素鋼板 t 0.4 (横葺) 【撤去】
- 屋根裏貼り断熱材ポリエチレンフォーム t 4.0 【撤去】
- アスファルトルーフィング22kg 【撤去】
- 木毛セメント板 t 25 【撤去】
- 複合金物タルキ 【撤去】
- モルタル t 20 既存のまま



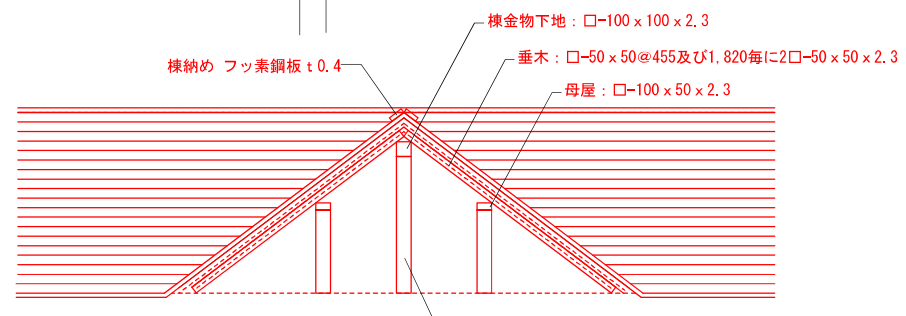
撤去

- 棟納め フッ素鋼板 t 0.4 【新設】
- 棟納め下地 30*100 既存のまま
- フッ素鋼板 t 0.4 (横葺) 【新設】
- 屋根裏貼り断熱材ポリエチレンフォーム t 4.0 【新設】
- アスファルトルーフィング22kg 【新設】
- 木毛セメント板 t 25 【新設】
- 複合金物タルキ 【新設】
- モルタル t 20 複合金物、垂木、撤去部分の補修



改修後

- 垂木: □-50 x 50 @ 455 及び 1,820 毎に 2 □-50 x 50 x 2.3
- 棟金物下地: □-100 x 100 x 2.3
- 捨て板 カラーGL鋼板 t 1.0
- 破風板: 窯業系サイディング t 14
- 耐水合板 t 12 (1類)
- 防水シート
- 下端包み カラーGL鋼板 t 0.4
- 水抜きパイプ (SUS製) φ 20 x 2箇所
- 母屋: □-100 x 50 x 2.3
- 真束: □-100 x 100 @ 600
- 下地鋼材類は錆止め塗装
- 柱脚: 金属系アンカー-M10 x L50
- 柱底: 均しモルタル t 20程度

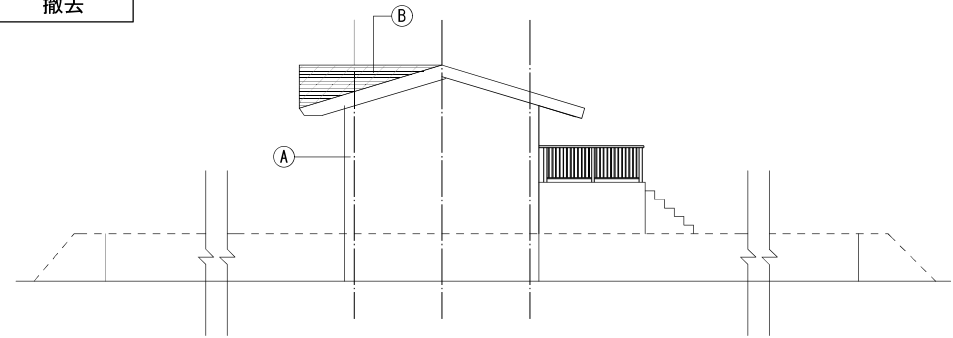


雪割屋根部分

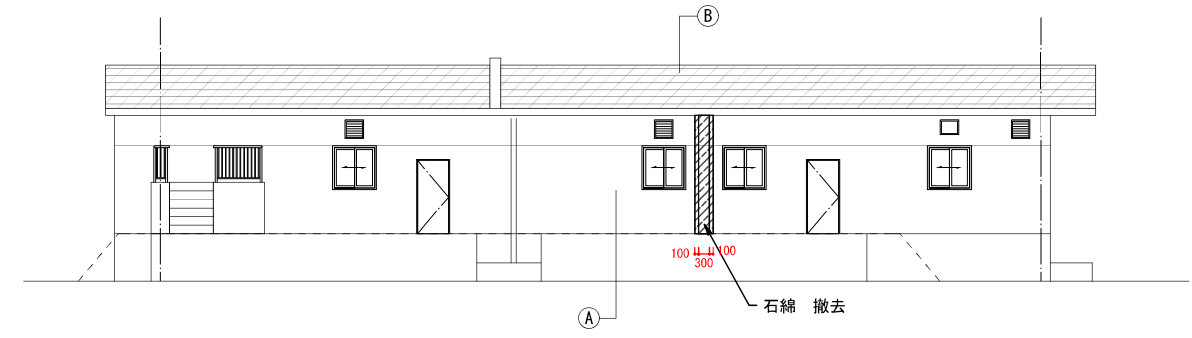
— 雪割屋根 新設

工事名	沼田浄化センター(管理棟等)耐震補強・改修工事		
図面名称	OD棟 屋根伏図		
検収年月	令和 8年 3月	縮尺	1:150
受託業者	株式会社ドーコン	図面番号	A-08

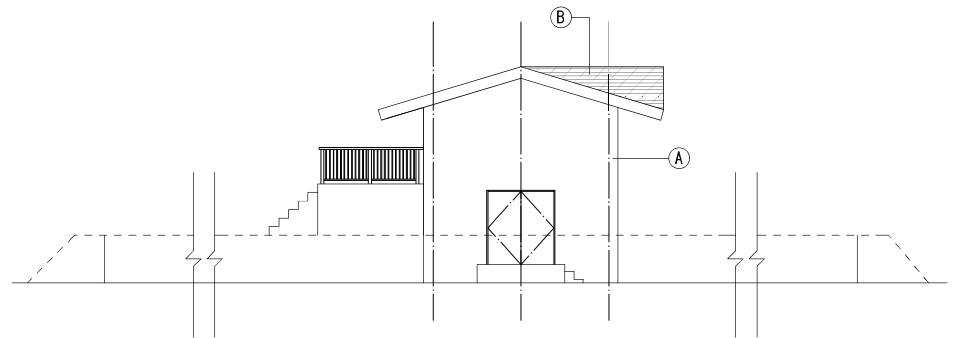
撤去



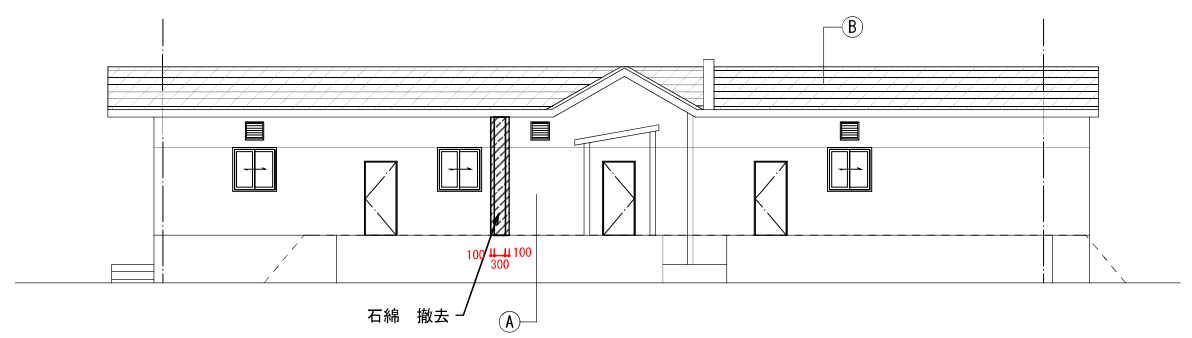
東側立面図 S=1:200



北側立面図 S=1:200

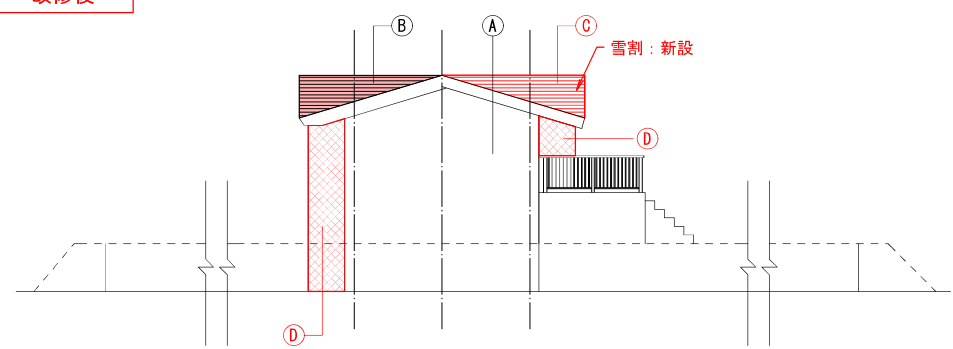


西側立面図 S=1:200

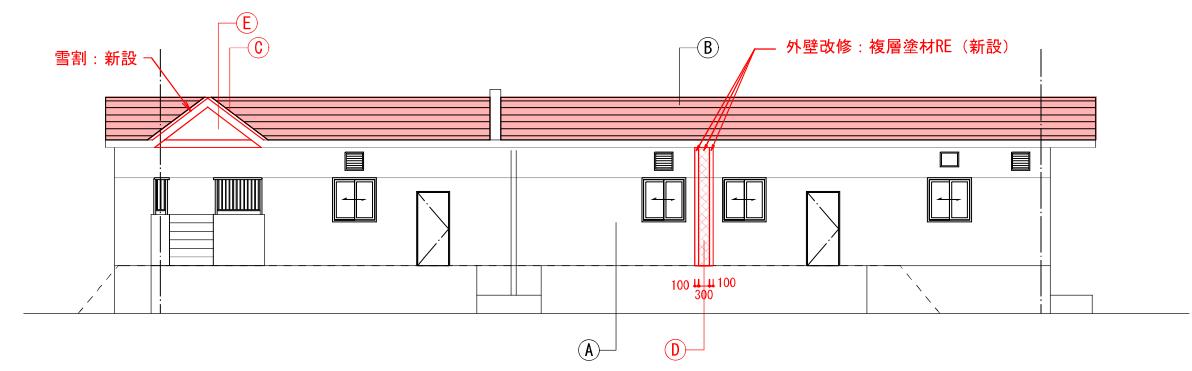


南側立面図 S=1:200

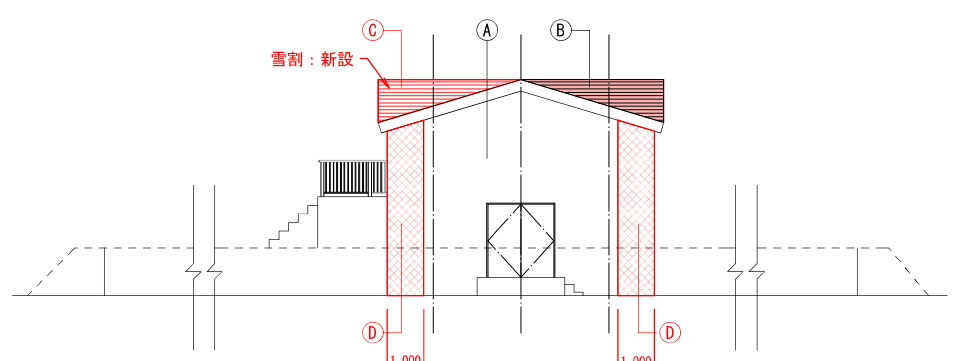
改修後



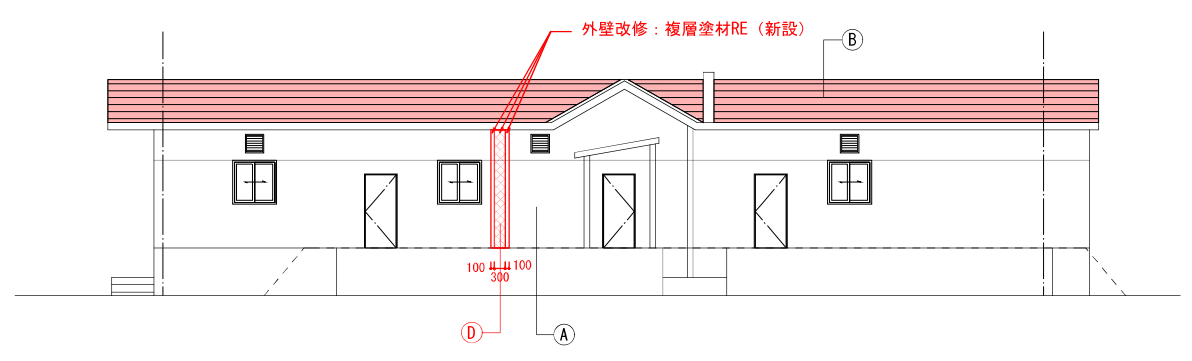
東側立面図 S=1:200



北側立面図 S=1:200



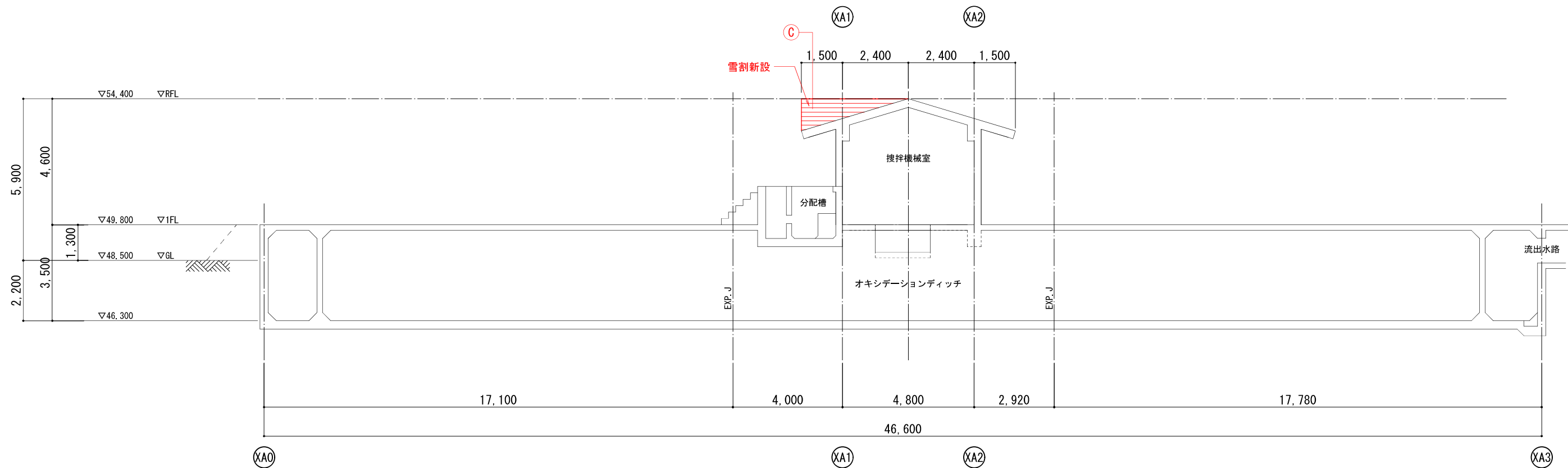
西側立面図 S=1:200



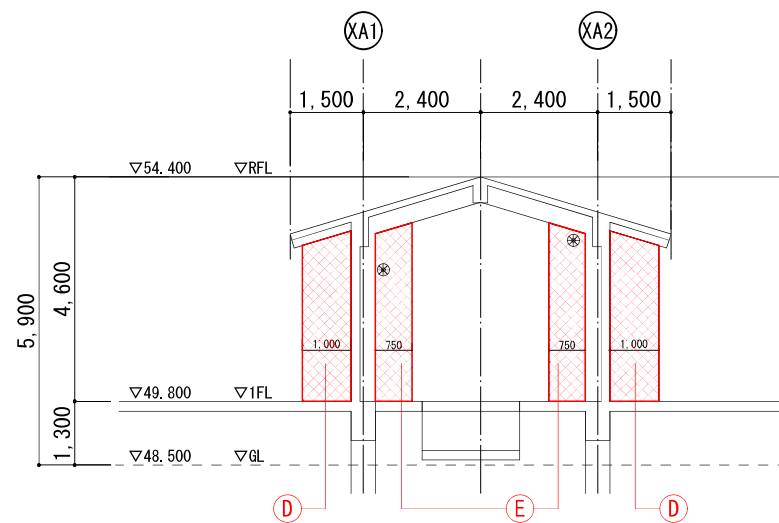
南側立面図 S=1:200

記号	仕上
(A)	コンクリート打放し 複層仕上塗材 RE
(B)	フッ素鋼板 t0.4
(C)	雪割屋根：フッ素鋼板 t0.4 (新設)
(D)	RC壁：複層塗材RE (新設)
(E)	窯業系サイディングt14 (新設)
	屋根板金：フッ素鋼板t0.4(撤去)
	屋根板金：フッ素鋼板t0.4(更新)
	RC壁：新設

工事名	沼田浄化センター(管理棟等)耐震補強・改修工事			
図面名称	OD棟 立面図			
検収年月	令和 8年 3月	縮尺	1:200	
受託業者	株式会社ドーコン	図面番号	A-09	



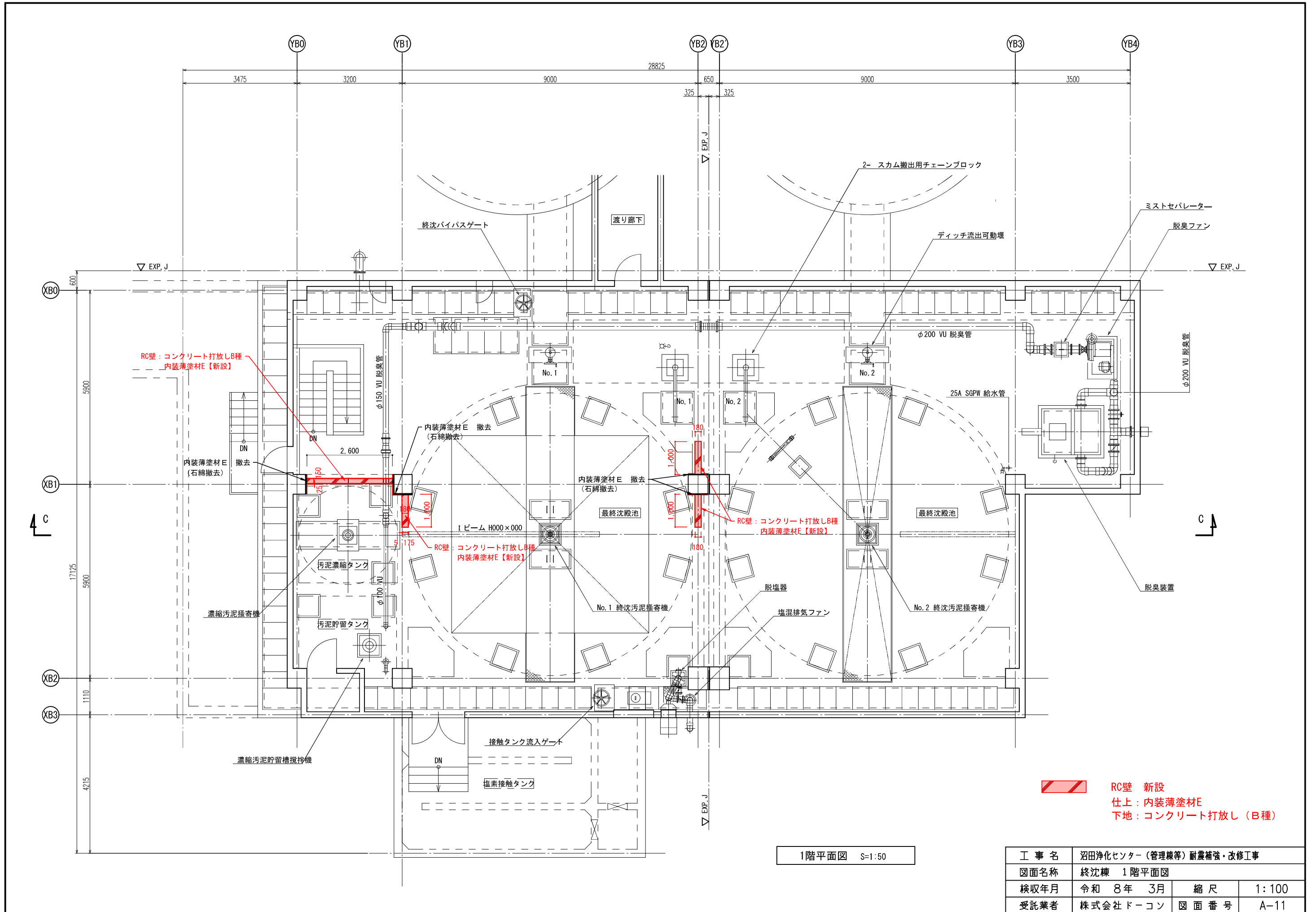
A - A 断面図 S=1:200



B - B 断面図 S=1:200

記号	仕上
(A)	コンクリート打放し 複層仕上塗材 RE
(B)	フッ素鋼板 t0.4
(C)	雪割屋根：フッ素鋼板 t0.4 (新設)
(D)	RC壁：複層塗材RE (新設)
(E)	RC壁：内装薄塗材E (新設)
	屋根板金：フッ素鋼板t0.4(撤去)
	屋根板金：フッ素鋼板t0.4(更新)
	RC壁：新設

工事名	沼田浄化センター(管理棟等)耐震補強・改修工事		
図面名称	OD棟 断面図		
検収年月	令和 8年 3月	縮尺	1:150
受託業者	株式会社ドーコン	図面番号	A-10



RC壁：コンクリート打放しB種
内装薄塗材E【新設】

内装薄塗材E 撤去
(石綿撤去)

内装薄塗材E 撤去
(石綿撤去)

RC壁：コンクリート打放しB種
内装薄塗材E【新設】

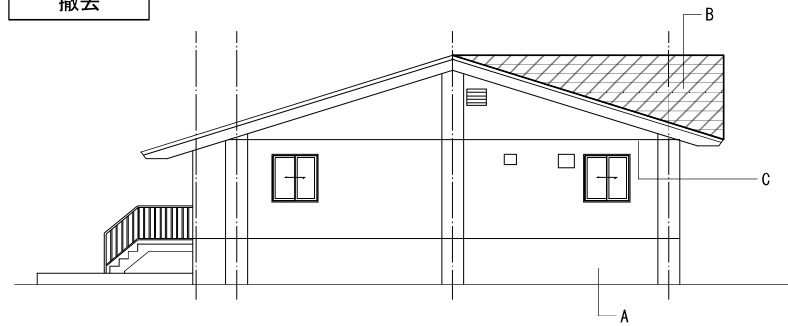
RC壁：コンクリート打放しB種
内装薄塗材E【新設】

RC壁 新設
仕上：内装薄塗材E
下地：コンクリート打放し（B種）

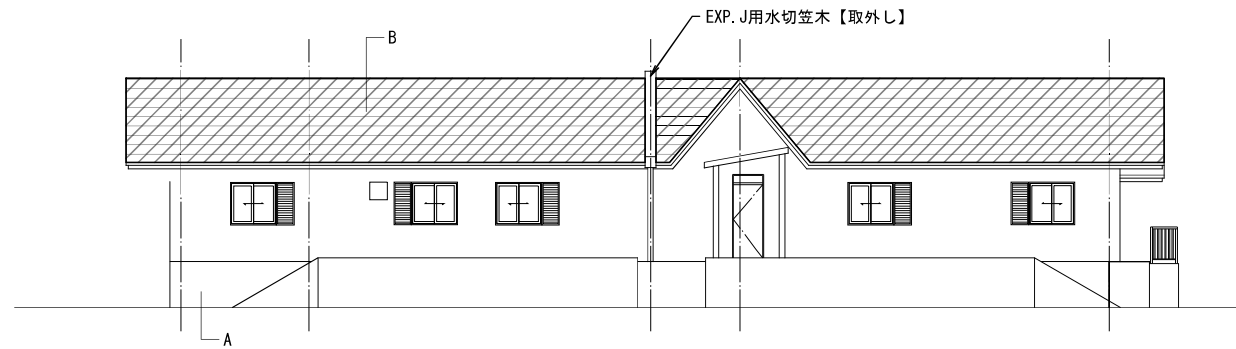
1階平面図 S=1:50

工事名	沼田浄化センター（管理棟等）耐震補強・改修工事		
図面名称	終沈棟 1階平面図		
検収年月	令和 8年 3月	縮尺	1:100
受託業者	株式会社ドーコン	図面番号	A-11

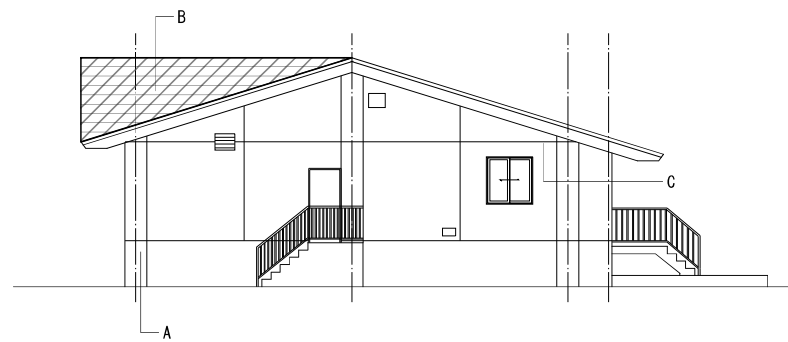
撤去



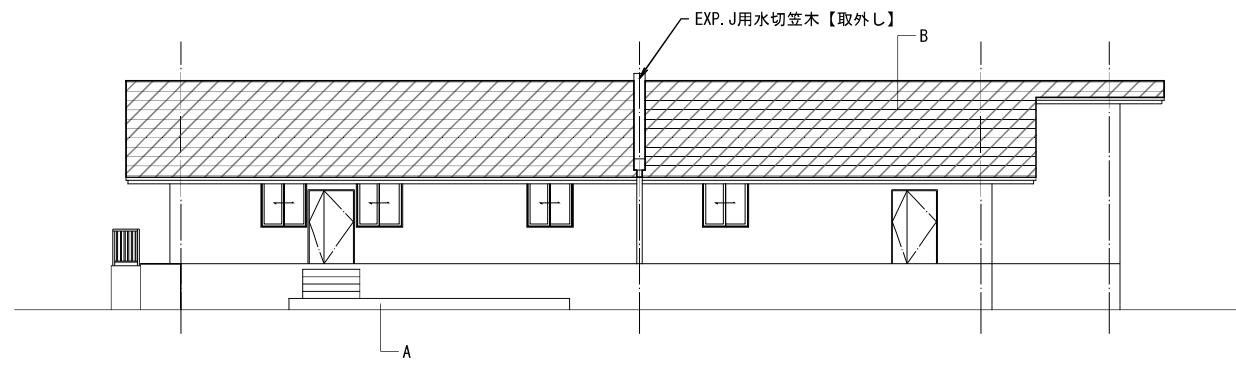
東側立面図 S=1:200



北側立面図 S=1:200

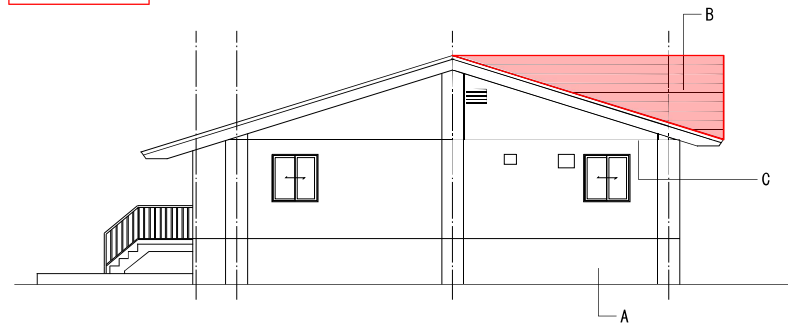


西側立面図 S=1:200

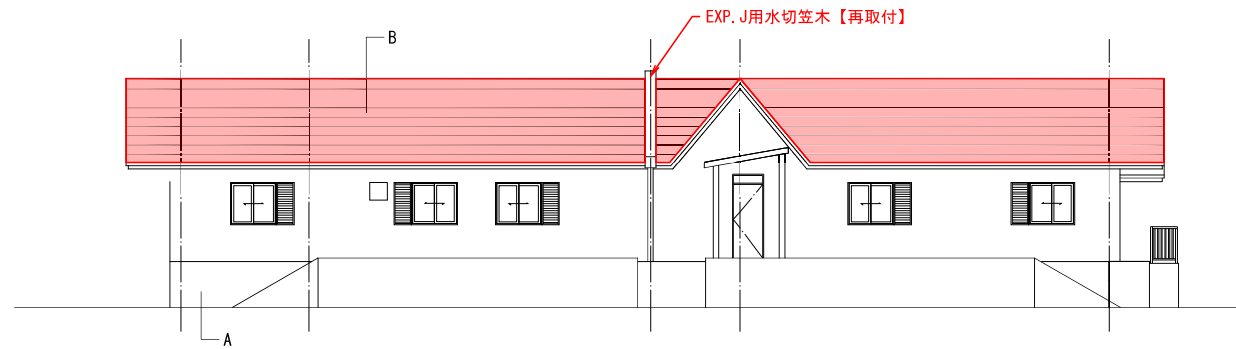


南側立面図 S=1:200

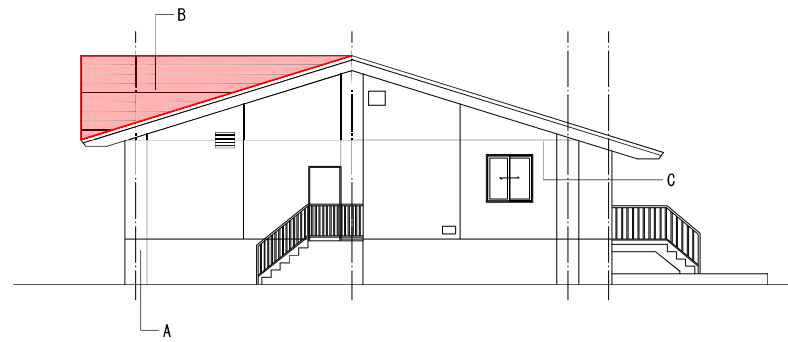
改修後



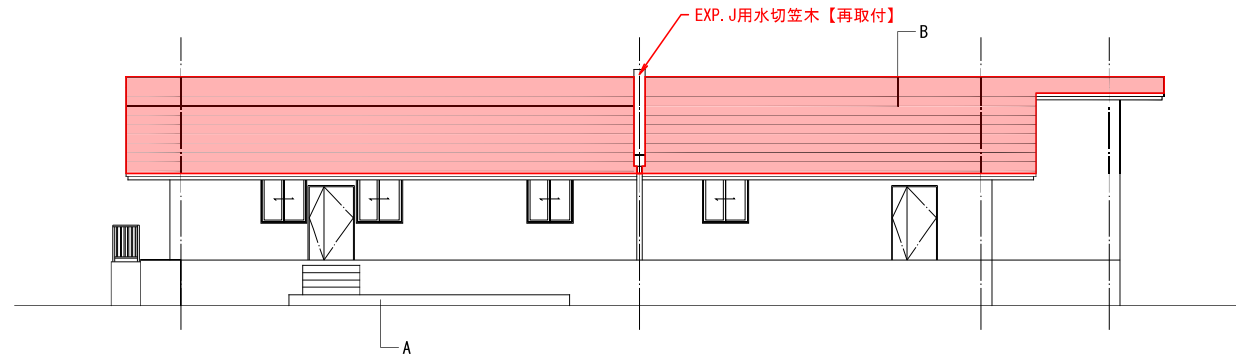
東側立面図 S=1:200



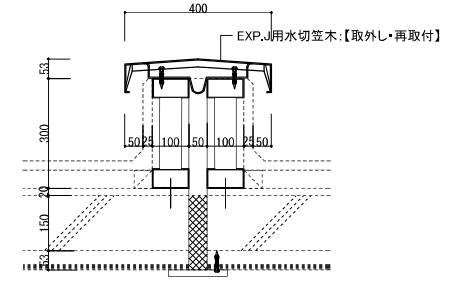
北側立面図 S=1:200



西側立面図 S=1:200



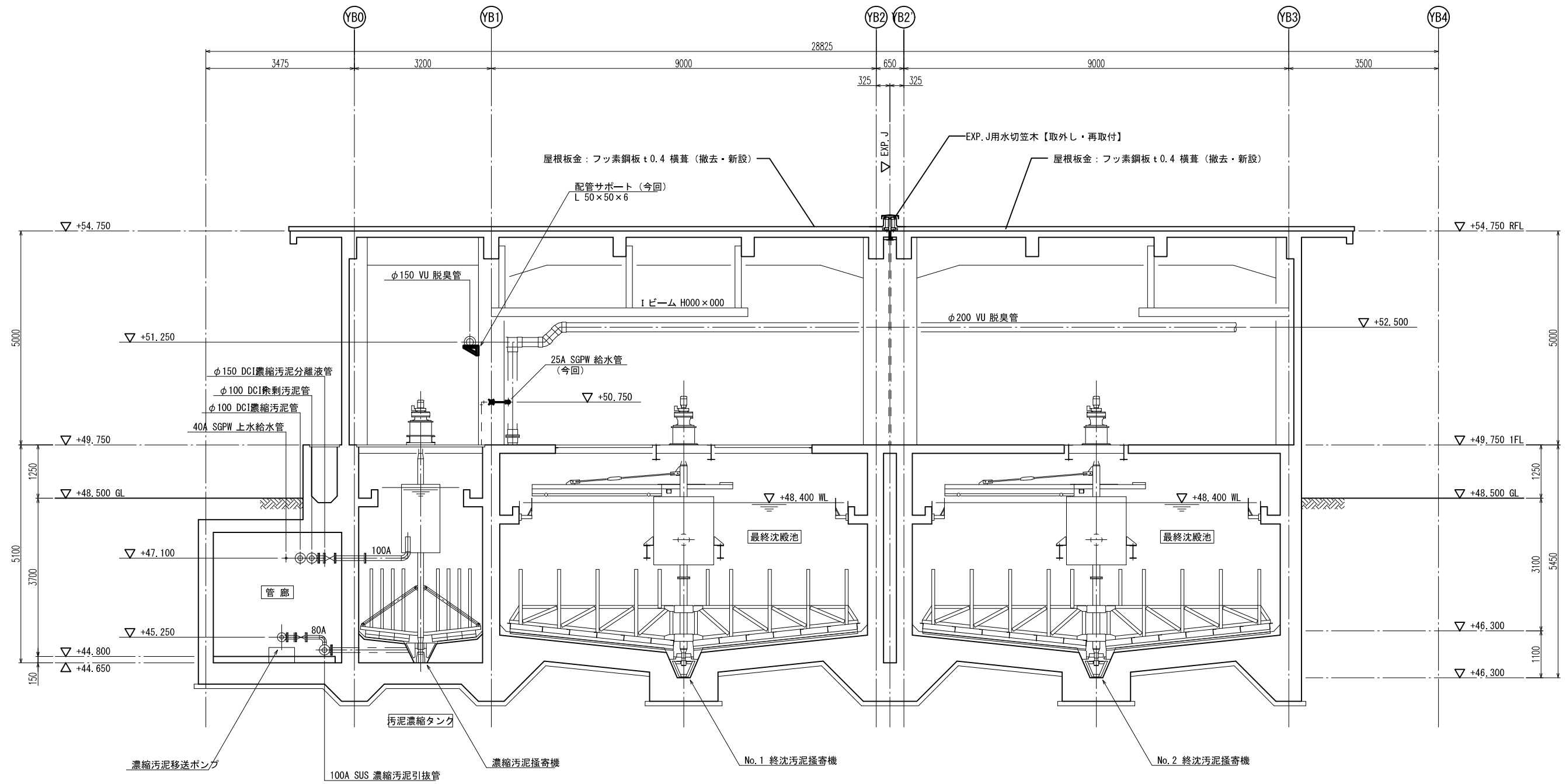
南側立面図 S=1:200



屋根EXP. J廻り詳細図

記号	仕上
(A)	コンクリート打放し 複層仕上塗材 RE
(B)	フッ素鋼板 t0.4 横葺 (撤去・更新)
(C)	化粧目地
(D)	断熱パネル
(E)	ステンレス製 風除板
(F)	ステンレス製 フード
▨	屋根板金 : フッ素鋼板 t0.4 (撤去)
■	屋根板金 : フッ素鋼板 t0.4 (新設)

工事名	沼田浄化センター(管理棟等)耐震補強・改修工事		
図面名称	終沈棟 立面図		
検収年月	令和 8年 3月	縮尺	1:200
受託業者	株式会社ドーコン	図面番号	A-12



断面図 S=1:50

工事名	沼田浄化センター（管理棟等）耐震補強・改修工事		
図面名称	終沈棟 断面図		
検収年月	令和 8年 3月	縮尺	1:100
受託業者	株式会社ドーコン	図面番号	A-13

構造細目共通図 (建築構造物)

< 令和4年版 >

※本図面は(一社)全国上下水道コンサルタント協会が著作権を有するものである。使用にあたっては、上記協会への使用願いの提出と、配布番号の記載が必要である。枠外右下の【協会員番号】と【配布番号】の記載が無い図面は無効とする。

1 特記事項

1.1 適用範囲

(1) 本構造細目共通図は下水道施設における処理場、ポンプ場の建築構造物に適用する。
 (2) 図面及び構造細目共通図に記載されていない事項は、下記に基づくものとし、これらに相違がある場合は監督職員に確認し指示を受ける。

1) 建築工事特記仕様書 2) 建築改修工事特記仕様書 3) 建築工事一般仕様書 4) 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 5) 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)	(別紙による。) (別紙による。) (令和 4年版) (令和 4年版) (令和 4年版)
国土交通省大臣官房官庁営繕部 国土交通省大臣官房官庁営繕部	

(3) 項目は、○印のついたものを適用する。○印のない場合は、※印のあるものを適用する。○印と※印のある場合は、共に適用する。

1.2 鉄筋の仕様

鉄筋の種類及び継手は、別紙建築工事特記仕様書又は建築改修工事特記仕様書による。

1.1 表 鉄筋の種類及び継手

種類	種別	径
鉄筋の種類	SD 295	※D16以下
	SD 345	※D19以上
鉄筋の継手	重ね継手	下記以外
	ガス圧接	※D19以上、D29以下の柱、梁主筋
	機械式継手	※図示による。

1.3 コンクリートの仕様

コンクリートの仕様は、別紙建築工事特記仕様書又は建築改修工事特記仕様書による。

1.2 表 コンクリートの仕様

分類	コンクリート種別	設計基準強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	セメントの種類
鉄筋コンクリート	地上	※24 (既存: ※21)	※18	※普通ポルトランドセメント
	地下基礎、基礎梁	※24 (既存: ※21)	※15	※普通ポルトランドセメント
無筋コンクリート	※普通コンクリート	※18	※15	※普通ポルトランドセメント

注1: 無筋コンクリートには捨てコンクリートを含む。

1.4 砕石及び捨てコンクリート

砕石及び捨てコンクリートの厚さは、特記がなければ 1.3 表による。

1.3 表 砕石及び捨てコンクリートの仕様

種別	厚さ (mm)
砂利または砕石	※ 60
捨てコンクリート	※ 50

2 共通事項

2.1 記号及び符号

設計図中で使用する記号及び符号は、2.1 表及び 2.2 表を標準とする。

2.1 表 鉄筋の断面表示

径	D10	D13	D16	D19	D22	D25	D29	D32
記号	●	×	∅	●	○	⊙	⊗	⊚

2.2 一般凡例

記号・符号	内容	※印の説明及び注意事項
F※	フーチング断面種別	※ 番号
※1C※2	柱断面種別	※1 階数 ※2 その階の番号
※1G※2	大梁断面種別	※1 階数、地中大梁はFとする ※2 その階の番号 X方向 1, 2, 3, ... Y方向 A, B, C, ...
CG※	片持大梁断面種別	※ 番号、階別区分はしない
※1B※2	小梁断面種別	※1 地中小梁のみFとする。 ※2 階別区分はしない 地中小梁を除く
CB※	片持小梁断面種別	※ 番号、階別区分はしない
※1W※2	壁配筋種別	※1 E: 耐震壁, K: 階段壁 D: 土圧, 水圧を受ける壁 階別区分はしない 壁厚 (cm) ※2
※1S※2※3	床版配筋種別	※1 片持床版のみCとする ※2 床版厚 (cm) ※3 配筋種別 (英大文字) 階別区分はしない
※1K※2	階段の配筋種別	※1 A: 片持床版形 B: 二辺固定床版形 ※2 配筋種別 (数字) 階別区分はしない
CB※	コンクリートブロック壁	※ 壁厚 (cm)
	打ち増し範囲	
	梁・床版の上がり下がり	一般には基準FLよりの+、-に 応じた凡例により表示
(※)	床用積載荷重	積載荷重の値 (kN/m ²)
STP	あばら筋、スターラップ	梁、基礎梁、小梁
HOOP	帯筋、帯鉄筋、フープ	柱
S.HOOP	スパイラル筋、らせん筋	柱
	幅止め筋	柱、梁、壁
	組立筋	床版、底版

2.2 一般注意事項

(1) 設計図は監督職員の承諾を得なければ変更してはならない。変更の必要を生じた場合は、監督職員と協議すること。

3 鉄筋の折曲げ加工

鉄筋の折曲げ加工は、3.1 表を標準とする。
 (1) Dは、折曲げ内法直径を示す。
 (2) dは、鉄筋直径(呼び名)を示す。

3.1 表 鉄筋の折曲げ形状及び寸法(末端部)

曲げ角度	折曲げ図	折曲げ内法直径(D)		使用箇所
		SD295 SD345	D19 D38	
180°		D16以下	D19 D38	柱、梁の主筋 杭基礎のベース筋 D16以上の鉄筋
135°		3d以上	4d以上	D13以下の鉄筋 あばら筋、帯筋、 スパイラル筋
90°		3d以上	4d以上	T形及びL形の梁の あばら筋
135° 90°		3d以上	4d以上	90° 幅止め筋

(注) 1. 片持スラブ先端、壁筋の自由端側の先端で90°フック又は135°フックを用いる場合は、余長を4d以上とする。
 2. 90°未満の折曲げの内法直径は図面による。

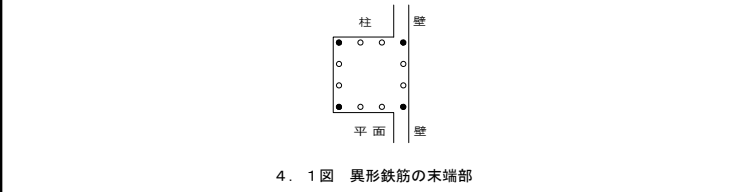
4 異形鉄筋の末端部

4.1 フックを設ける位置

異形鉄筋の末端部には、4.1 表によりフックを設ける。

4.1 表 フックを設ける位置

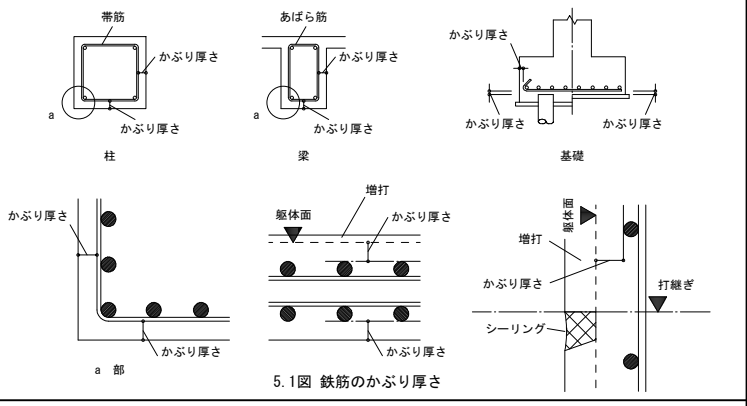
部位	継手方式		備考
	重ね継手	圧接継手	
柱	四隅の主筋	—	1) 最上階の柱頭部 4.1 図の●印 8.1 図参照
	上下階の柱断面が異なる場合	—	1) 下階の柱主筋を引き通すことができない柱頭部 4.1 図の●印 8.2 図参照
	帯筋 (HOOP)	1) 末端部 2) 継手部	1) 末端部
梁	あばら筋 (STP)	1) 末端部 2) 継手部	1) 末端部 11.1 図参照
杭基礎	独立フーチング基礎の底盤筋	1) 末端部 2) 継手部	1) 末端部 20.1 図参照
煙突の鉄筋	1) 末端部 2) 継手部	1) 末端部	壁の一部となる場合を含む
幅止め筋	—	—	3.1 表参照



5 鉄筋のかぶり及び間隔

5.1 かぶり厚さ

かぶり厚さとは、一番外側の鉄筋(幅止め筋、組立筋を除く)の外側から躯体面までの距離(5.1 図)をいう。
 鉄筋組立後のかぶり厚さは、最小かぶり厚さ以上を確保し、最小かぶり厚さに許容施工誤差10mmを加えた厚さ以内に納めるものとする。



5.2 最小かぶり厚さ

最小かぶり厚さは、5.1 表による。
 (1) 床版、梁、基礎及び擁壁で、直接土に接する部分のかぶり厚さには、捨てコンクリートの厚さを含まない。
 (2) 柱及び梁の主筋にD29以上を使用する場合は、主筋のかぶり厚さを径の1.5倍以上として最小かぶり厚さを定める。
 (3) 溶接金網にも適用する。

5.1 表 鉄筋の最小かぶり厚さ (mm)

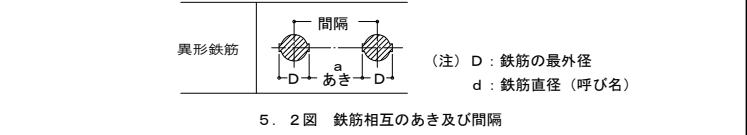
構造部分の種類	埋置区分	※ 通常の施工の場合	・ 埋置対策を必要とする場合
	一般	床、耐力壁以外の壁	30
柱、梁、耐力壁		40	50
底版		40	50
土、水に接する部分	柱、梁、床、壁	40	50
	底版、基礎	60	70
煙突等高熱を受ける部分		60	70

1: 打継目地部分は目地底より最小かぶり厚さを確保する。
 2: 杭基礎の場合の最小かぶり厚さは、杭先端からとし、「21 杭基礎の補強」を参照。
 3: 仕上なしの場合を標準とする。

5.3 鉄筋相互のあき及び間隔

鉄筋相互のあきは、下記の最大値のもの以上とする。ただし、機械式継手及び溶接継手の場合のあきは図面による。

- (1) 粗骨材の最大寸法の1.25倍
- (2) 最小のあき25mm
- (3) 隣り合う鉄筋の平均径(呼び名の数値)の1.5倍



5.2 表 鉄筋径と鉄筋間隔の関係一覧

鉄筋径 (mm)	鉄筋相互のあき・a			最小鉄筋心間隔
	鉄筋径 d	最外径 D	粗骨材径 × 1.25	
D10	11	25mm	鉄筋径 × 1.5	15mm
D13	14			20mm
D16	18			24mm
D19	21			29mm
D22	25			33mm
D25	28			38mm
D29	33	44mm	77mm	

工事名	沼田浄化センター(管理棟等) 耐震補強・改修工事		
図面名称	構造細目共通図 (建築構造物) (1)		
検収年月	令和 8 年 3 月	縮尺	-
受託業者	株式会社ドーコン	図面番号	S-01

6 鉄筋の継手及び定着

6.1 継手及び定着

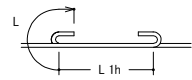
6.1.1 鉄筋の重ね継手

- 鉄筋の重ね継手の長さは、6.1表による。
- 径が異なる鉄筋の重ね継手の長さは、細い鉄筋の径による。
- 主筋及び耐震壁の鉄筋の重ね継手の長さは40dとする。ただし、SD390、SD490を使用する場合は特記による。

6.1表 鉄筋の重ね継手の長さ

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 F_c (N/mm ²)	L ₁ (フックなし)		L _{1h} (フックあり)	
		L ₁	L ₂	L _{1h}	L _{2h}
SD295	24, 27	35d	30d	25d	20d
	30	35d	30d	25d	20d
SD345	24, 27	40d	35d	30d	25d
	30	35d	30d	25d	20d

- (注) 1. L₁、L_{1h} : フックなし重ね継手の長さ及びフックあり重ね継手の長さ
 2. フックありの場合のL_{1h}は、6.1図に示すようにフック部分Lを含まない。



6.1図

6.1.2 継手の特記事項

- 継手は、極力応力の小さい位置に設ける。

6.1.3 鉄筋の定着

- 鉄筋の定着の長さは、6.2表による。

6.2表 鉄筋の定着の長さ

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 F_c (N/mm ²)	フックなし				フックあり			
		L ₁	L ₂	L ₃		L _{1h}	L _{2h}	L _{3h}	
				小梁	スラブ			小梁	スラブ
SD295	24, 27	35d	30d	20d	かつ150mm以上	25d	20d	10d	—
	30	35d	30d			25d	20d		
SD345	24, 27	40d	35d	20d	かつ150mm以上	30d	25d	10d	—
	30	35d	30d			25d	20d		

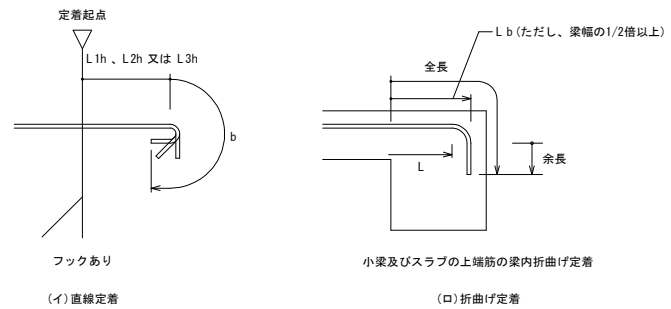
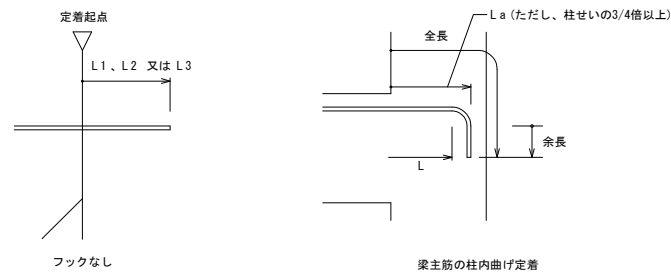
- (注) 1. L₁、L_{1h}、L₂、L_{2h} : 以外の直線定着の長さ及びフックありの長さ

- L₂、L_{2h} : 2割割壊の恐れのない箇所への直線定着の長さ及びフックあり定着の長さ
- L₃ : 小梁及びスラブの下端の直線定着の長さ(基礎耐圧スラブ及びこれを受ける小梁を除く)なお、片持小梁及び片持スラブの場合は、20d及び10dを25d以上とする。
- L₃ : 小梁の下端筋のフックあり定着の長さ
- フックあり定着の場合は、6.2図(イ)に示すようにフック部分bを含まない。また、中間部での折曲げは行わない。

6.1.4 定着の方法

定着の方法は6.2図による。
 なお、(ロ)折曲げ定着の梁主筋の柱内折曲げ定着において、仕口内に縦に折曲げて定着する鉄筋の定着長さLが、6.2表のフックあり定着の長さを確保できない場合は、全長を6.2表に示すフックなし定着長さとし、かつ、余長を8d、仕口面から鉄筋外面までの投影定着長さを6.3表に示す長さのみ込ませる。

- (注) 1. L_a、L_bは、6.3表の鉄筋の投影定着長さを示し、下記条件を満たすものとする。
 ・梁主筋の柱内定着においては、原則として柱せいの3/4倍以上
 ・小梁主筋の大梁内定着においては、原則として大梁幅の1/2倍以上
 ・スラブの梁内定着においては、原則として梁幅の1/2倍以上



6.2図 定着の方法

6.3表 鉄筋の投影定着長さ

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 F_c (N/mm ²)	L _a	L _b
SD295	24, 27	15d	15d
	30	15d	15d
SD345	24, 27	20d	15d
	30	15d	15d

- (注) 1. L_a : 梁主筋の柱内折曲げ定着の投影定着長さ(基礎梁、片持ちスラブを含む)。
 2. L_b : 小梁及びスラブの上端筋の梁内折曲げ定着の投影定着長さ(片持ち小梁及び片持ちスラブを除く。)

6.2 隣り合う継手の位置及び定着

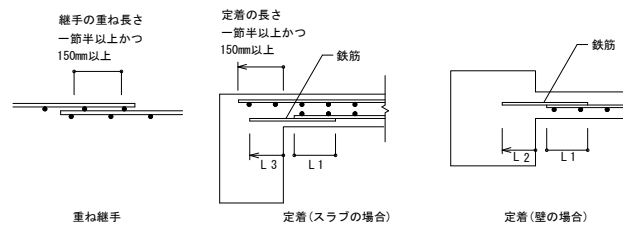
- 隣り合う継ぎ手の位置は、6.4表により、a寸法を守ること。ただし、壁の場合及びスラブ筋でD16以下の場合を除く。

6.4表 隣り合う継手の位置

重ね継手	フック有りの場合	L _{1h} 、L _{2h} 、L _{3h}	
		L _{1h}	L _{2h} 、L _{3h}
重ね継手	フックなしの場合	L ₁	L ₁
		L ₁	L ₁
圧接継手	—	L ₁	L ₁
		L ₁	L ₁

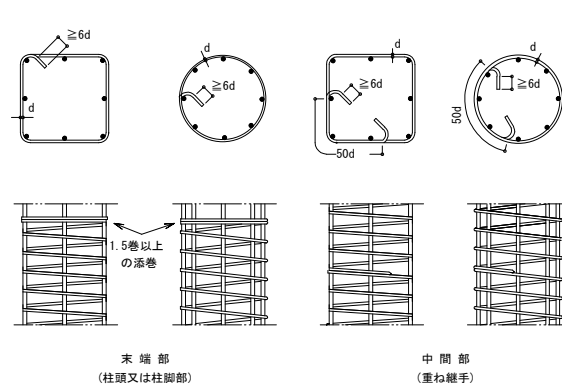
$a \geq 0.5L_{1h}$ $a \geq 0.5L_{2h}$ $a \geq 0.5L_{3h}$
 $a \geq 0.5L_1$ $a \geq 0.5L_1$
 $a \geq 400\text{mm}$

- 溶接金網の継手及び定着は、6.3図による。



6.3図 溶接金網の継手及び定着要領

(3) スパイラル筋の継手及び定着



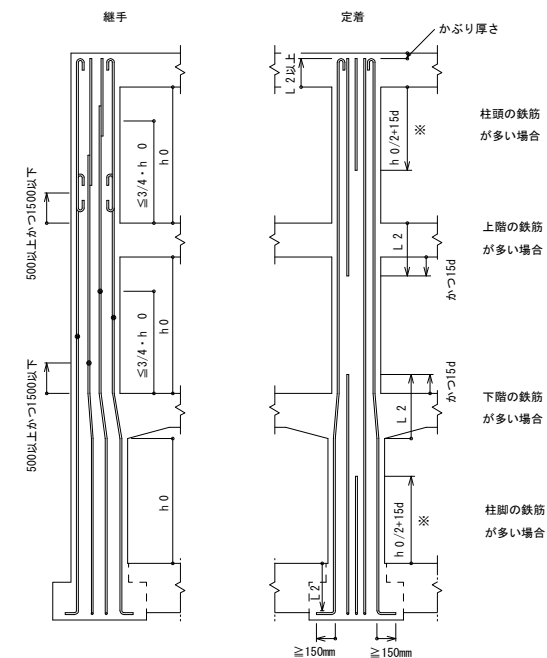
6.4図 スパイラル筋の継手及び定着要領

7 (欠番)

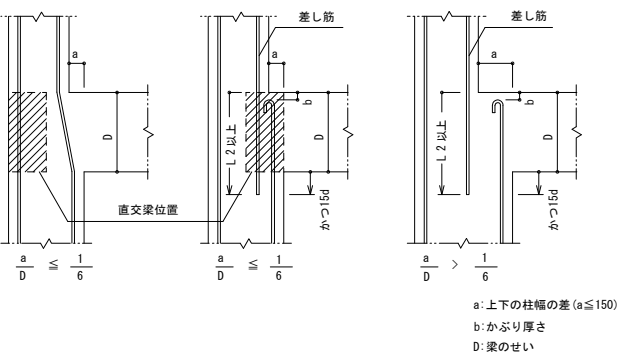
8 柱筋の継手及び定着

8.1 一般事項

- 継手長さはL₁とし、定着及び余長は、8.1図による。
- 柱頭定着長さL₂が確保出来ない場合は、図面による。
- 上下の柱断面が異なる場合の柱主筋の折曲げ及び定着は、8.2図による。
- 柱の継手及び圧接中心位置は、梁上端から500mm以上、1500mm以下かつ3/4h₀(h₀は柱の内法高さ)以下とする。
- ※鉄筋のカットオフの位置及び長さは図面による。



8.1図 柱主筋の継手、定着及び余長

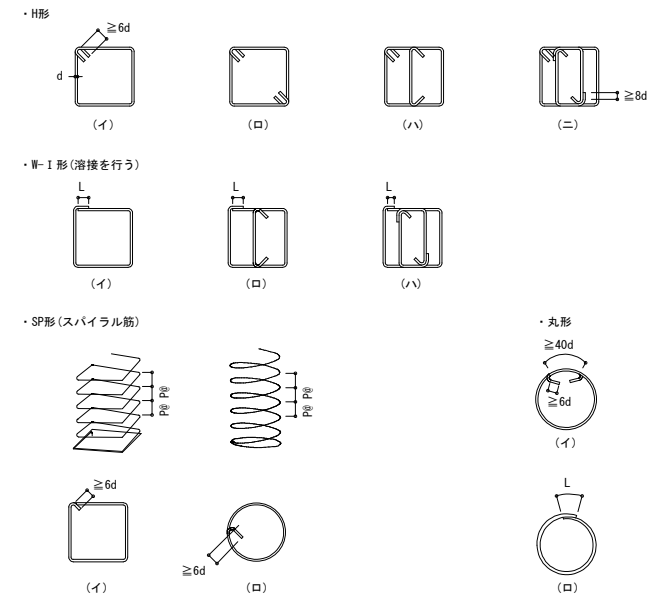


8.2図 上下の柱断面が異なる柱主筋の折曲げ及び定着

9 帯筋

9.1 帯筋の形状

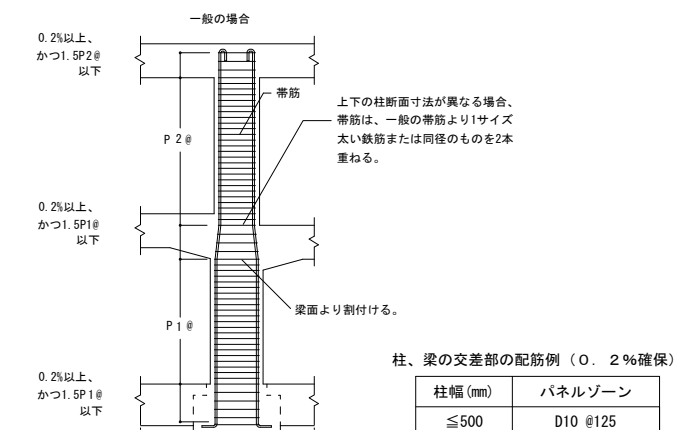
- 帯筋の形状は、9.1図とし、種別は図面による。図面になければ下記による。
 - H形を標準とする。
 - H形の135°曲げのフックが困難な場合は、W-I形とする。
 - 溶接する場合の溶接長さLは、両面フレア溶接の場合は5d以上、片面フレア溶接の場合は10d以上とし、組立前に行う。
 - SP形において、柱頭及び柱脚の端部は、1.5巻以上の添巻きを行う。



9.1図 帯筋組立の形

9.2 帯筋の割付け

- フック及び継手の位置は交互とする。
- 帯筋の割付けは、9.2図による。ただし、図面にある場合はそれによる。
- 柱、梁の交差部(パネルゾーン)の帯筋のせん断補強比は、0.2%以上を確保し、補強筋間隔 ≤ 1.5Pとする。



9.2図 帯筋の割付け

柱幅 (mm)	パネルゾーン
≤ 500	D10 @125
≤ 600	D10 @100
≤ 700	D10 @100
≤ 800	D13 @150
≤ 900	D13 @125
≤ 1000	D13 @125
≤ 1100	D13 @100
≤ 1200	D13 @100

※1.5P1、1.5P2のピッチは150mm以下とする。

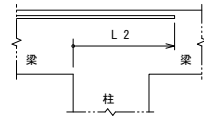
工事名	沼田浄化センター(管理棟等)耐震補強・改修工事		
図面名称	構造細目共通図(建築構造物)(2)		
検収年月	令和8年3月	縮尺	-
受託業者	株式会社ドーコン	図面番号	S-02

10 大梁筋の継手及び定着

10.1 大梁（基礎梁以外の大梁に限る）主筋の継手、定着及び余長

大梁主筋の継手及び定着の一般事項

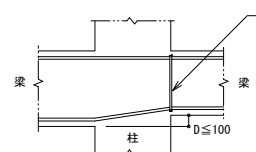
a. 梁主筋は、原則として、柱をまたいで引き通すものとし、引き通すことが出来ない場合は、b. により柱内に定着することができる。
ただし、やむを得ず梁内に定着する場合は、10.1図による。



10.1図 梁主筋の梁内定着

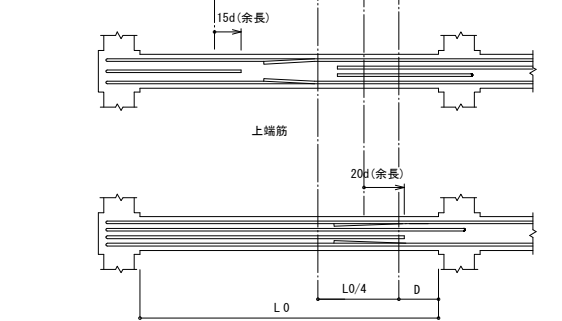
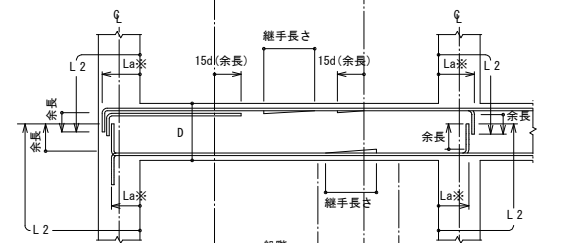
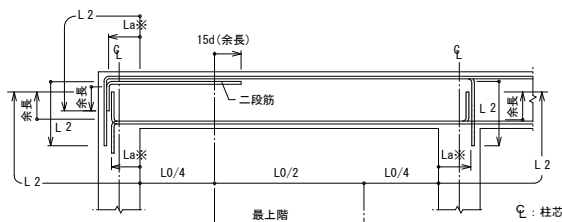
b. 梁主筋を、柱内に折曲げて定着する場合は次による。
なお、定着の方法は、6.1.4による。
上端筋：曲げ下ろす。
下端筋：原則として曲げ上げる。

c. 段違い梁は10.2図による。
吊上げ筋は、一般のあばら筋より1サイズ太い鉄筋又は同径のものを2本重ねたものとする。



10.2図 段違い梁

10.2 ハンチのない場合

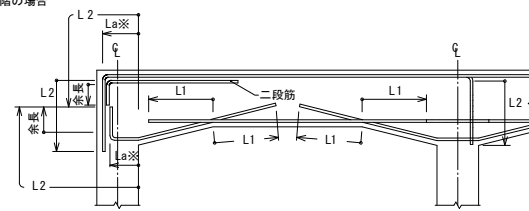


(注) 1. 継手中心位置は次による。
上端筋：中央 L0/2 以内
下端筋：柱面より梁せい (D) 以上離し、L0/4 を加えた範囲以内
2. 4. 異形鉄筋の末端部で定めた鉄筋には、フックを付ける。
3. 印は、継手及び余長を示す。
4. 破線は、柱内定着の場合を示す。
5. 梁筋カットオフ位置及び余長は図面による。
※ La の数値は、原則として、6.3表の数値かつ柱せいの3/4倍以上とする。

10.3図 大梁の重ね継手、定着及び余長

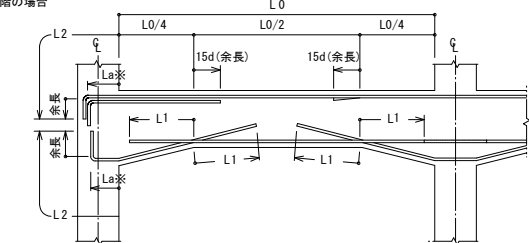
10.3 ハンチのある場合

(1) 最上層の場合



10.4図 ハンチのある大梁の定着及び余長（最上層）

(2) 一般層の場合

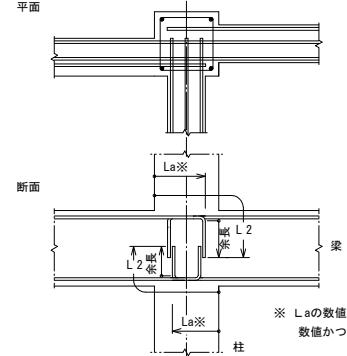


10.5図 ハンチのある大梁の定着及び余長（一般層）

(注) 1. 4. 異形鉄筋の末端部で定めた鉄筋には、フックを付ける。
2. 印は、継手及び余長を示す。
3. 梁内定着の端部下端筋が接近するときは、のように引き通すことができる。
4. 破線は、梁内定着の場合を示す。
5. 梁筋カットオフ位置及び余長は図面による。
※ La の数値は、原則として、6.3表の数値かつ柱せいの3/4倍以上とする。

10.4 水平段差のある場合

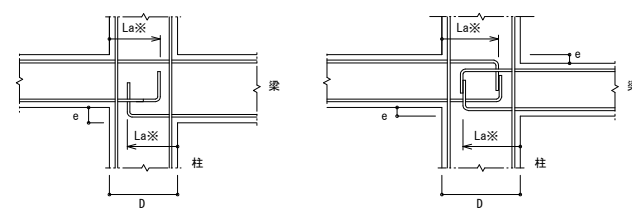
水平段差のある場合



10.6図 大梁の定着及び余長（水平段差のある場合）

10.5 鉛直段差 (e) のある場合

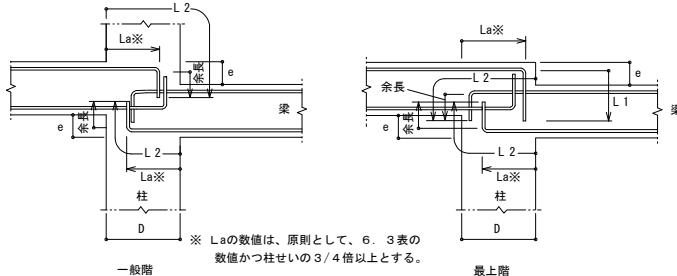
(1) e/D ≤ 1/6 の場合



定着の長さは、10.3図に準ずる
※ La の数値は、原則として、6.3表の数値かつ柱せいの3/4倍以上とする。

10.7図 鉛直段差梁（その1）

(2) e/D > 1/6 の場合



10.8図 鉛直段差梁（その2）

11 梁のあばら筋、腹筋及び幅止め筋

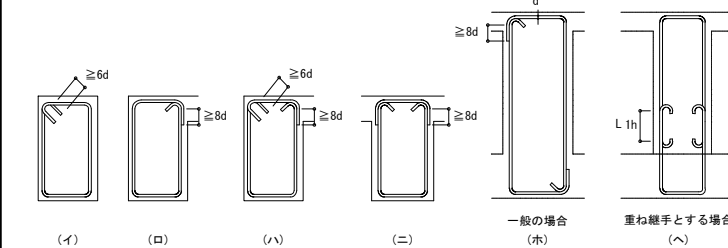
11.1 一般事項

- 腹筋に継手を設ける場合の継手長さは、150mm程度とする。
- 壁梁の場合、腹筋の定着長さ及び継手長さは、L2 とする。
- 土圧、水圧を受ける梁は、図面による。
- 幅止め筋及び受け用幅止め筋は、D10-1000mmピッチ程度とする。

11.2 あばら筋組立の形及びフックの位置

(1) 形は、11.1図 (イ) を標準とする。
ただし、(イ) によることが出来ない場合は、下記の方法によることができる。

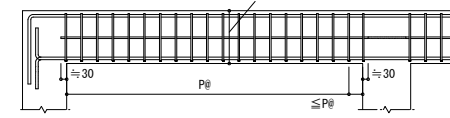
- 床版が片側に付く場合は、(ロ) 又は (ハ)
 - 床版が両側に付く場合は、(ロ) ~ (ニ)
- (2) フックの位置
- (イ) の場合は交互とする。
 - (ロ) の場合 床版が片側に付く場合は床版の付く側、床版が両側に付く場合は交互。
 - (ハ) の場合は床版の付く側を90°折曲げ、8d 確保する。
 - (ホ) (ヘ) の場合は梁の上下にスラブが付く場合でかつ、梁せいが1.5m 以上の場合に適用する事ができる。（基礎梁）



11.1図 あばら筋組立の形及びフックの位置

11.3 あばら筋の割付け

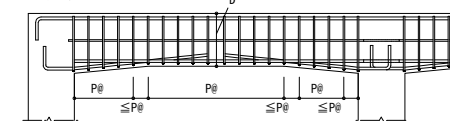
(1) 間隔が一律でハンチのない場合



(注) 1. あばら筋は、柱面の位置から割付ける。
2. 図中の P@ は、特記されたあばら筋の間隔を示す。

11.2図 あばら筋の割付け（その1）

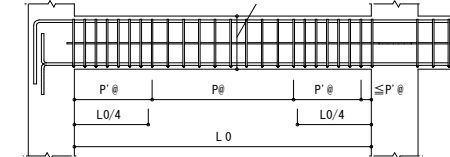
(2) 間隔が一律でハンチのある場合



(注) 1. あばら筋は、柱面の位置及びハンチに切り替わる位置から割付ける。
2. 図中の P@ は、特記されたあばら筋の間隔を示す。

11.3図 あばら筋の割付け（その2）

(3) 梁の端部で間隔の異なる場合



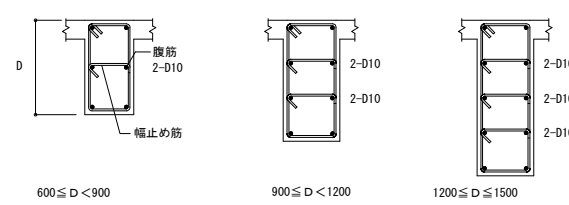
(注) 1. あばら筋は、柱面の位置から割付ける。
2. 図中の P'@、P@ は、特記されたあばら筋の間隔を示す。

11.4図 あばら筋の割付け（その3）

11.4 腹筋及び幅止め筋

(1) 一般の梁

a) 腹筋及び幅止め筋



11.5図 腹筋及び幅止め筋

(2) 特殊な梁

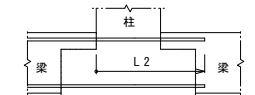
腹筋及び幅止め筋は、図面による。

12 基礎梁及び底版の継手及び定着

12.1 基礎梁主筋の継手、定着及び余長

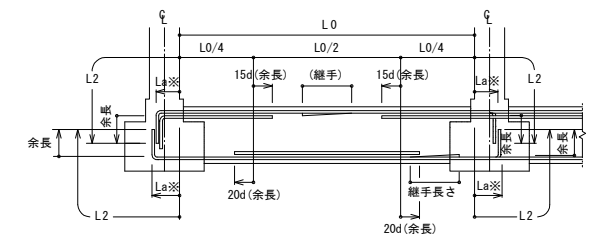
(1) 一般事項

- 梁筋は、連続端で柱に接する梁筋が同数の時は柱をまたいで引き通すものとし、鉄筋の本数が異なる場合は柱内に定着する。やむを得ず梁内に定着する場合は、12.1図による。
- 梁筋を柱内に定着する場合は10.1 (1) b) による。

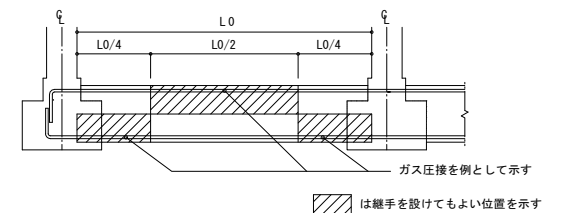


12.1図 梁筋の基礎梁内への定着

(2) 独立基礎で基礎梁（スラブなどの上載荷重を受ける場合）の主筋の継手、定着及び余長

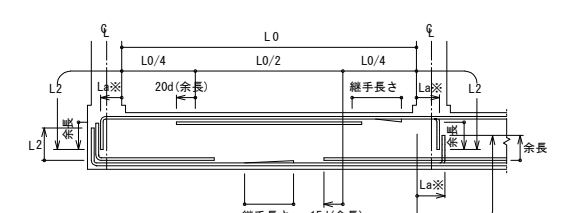


(注) 1. 図示しない事項は、10.1による。
2. 印は、継手及び余長位置を示す。
3. 破線は、柱内定着の場合を示す。
※ La の数値は、原則として、6.3表の数値かつ柱せいの3/4倍以上とする。
4. 基礎梁内の主筋カットオフ位置及び余長は図面による。



12.2図 主筋の継手、定着及び余長（その1）

(3) 連続基礎及びべた基礎の基礎梁（基礎梁の下方より地反力（杭反力）を受ける場合）の主筋の継手、定着及び余長



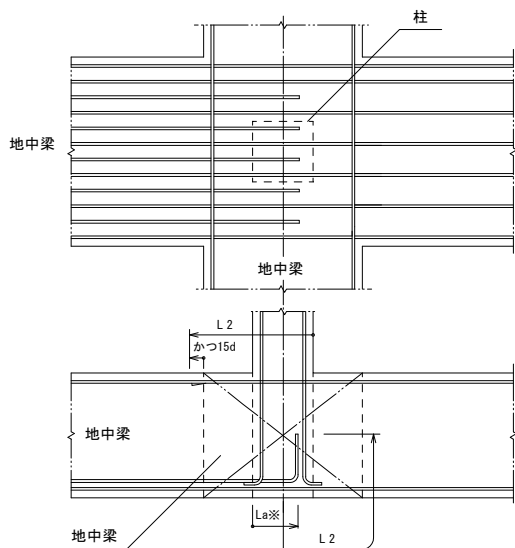
(注) 1. 図示しない事項は、10.1による。
2. 印は、継手及び余長位置を示す。
3. 破線は、柱内定着の場合を示す。
※ La の数値は、原則として、6.3表の数値かつ柱せいの3/4倍以上とする。
4. 基礎梁内の主筋カットオフ位置及び余長は図面による。



12.3図 主筋の継手、定着及び余長（その2）

工 事 名	沼田浄化センター（管理棟等）耐震補強・改修工事		
図面名称	構造細目共通図（建築構造物）(3)		
検収年月	令和 8 年 3 月	縮 尺	-
受託業者	株式会社ドーコン	図 面 番 号	S-03

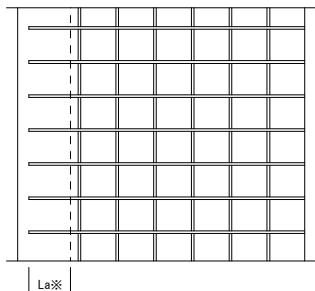
(4) 柱幅<梁幅の場合
(a) 交差部のスターラップを設ける場合は、図面による。



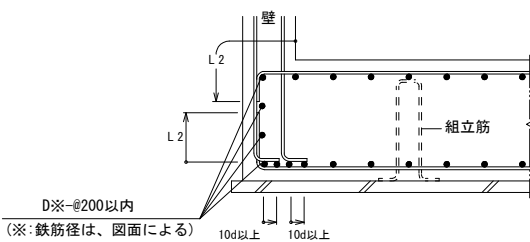
※ Laの数値は、原則として、6.3表の数値かつ柱せいの3/4倍以上とする。
12.4図 主筋の継手、定着及び余長(その3)

12.4 梁形を設けない場合の基礎底板(オイルタンク等)

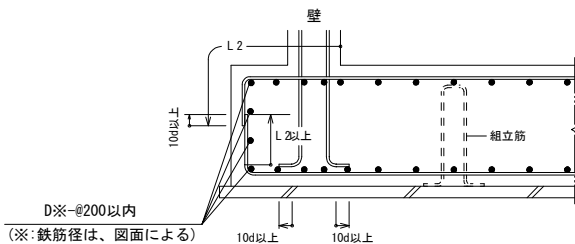
(1) 定着の取り方は、壁の面からとする。
(2) 途中で配筋が変わる場合の定着は、12.2図のように基礎底板筋を梁筋と読みかえる。



※ Laの数値は、原則として、柱せいの3/4倍以上とする。



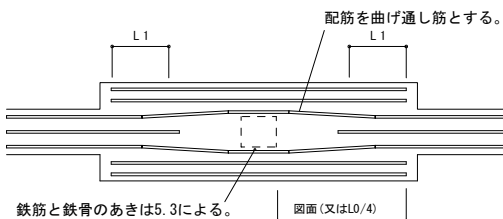
(※:鉄筋径は、図面による)



(※:鉄筋径は、図面による)

12.5図 主筋の継手、定着及び余長(その4)

(3) 鉄骨造のBOX柱等が埋め込まれる場合の端部と中央部の断面の異なる場合



12.6図 主筋の継手、定着及び余長(その5)

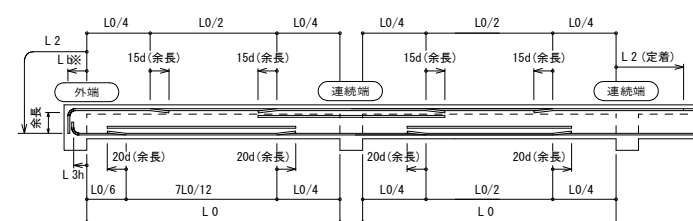
13 小梁及び片持梁の配筋要領

13.1 一般事項

(1) 図面にない事項は大梁、梁のあばら筋、及び基礎梁の項に準ずる。
(2) 印は、継手及び余長を示す。

13.2 小梁

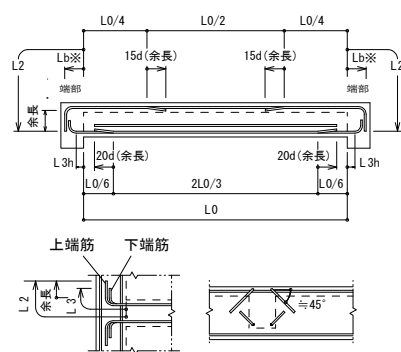
(1) 連続小梁の場合



※ Lの数値は、原則として、6.3表の数値かつ梁幅の1/2倍以上とする。

13.1図 小梁主筋の継手、定着及び余長(その1)

(2) 単独小梁の場合



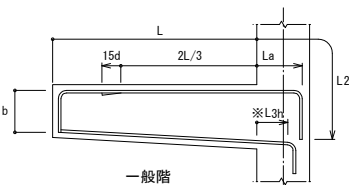
13.2図 小梁主筋の継手、定着及び余長(その2)

(注) 1. 印は、継手及び余長を示す。
2. 梁内の定着筋において梁せいが小さく垂直で余長がとれない場合、斜めにしてもよい。
3. 図示のない事項は、10.1及び12.1に準ずる。
※ Lbの数値は、原則として、6.3表の数値かつ梁幅の1/2倍以上とする。

13.3 片持梁筋の定着

(1) 先端に小梁のない場合

a. 先端の折曲げの長さbは、梁せいよりかぶり厚さを除いた長さとする。
b. 梁筋を引き通さない場合は、取り合い部材に定着する。ただし、柱に取り合う場合は、全数を引き通すことができる場合でも、上端筋は、2本以上を柱に定着する。

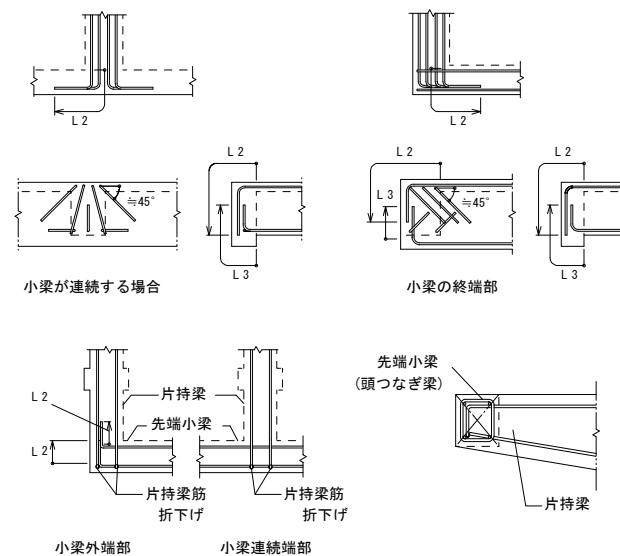


13.3図 片持梁主筋の定着及び余長(先端に小梁のない場合)

※ L3hをフックなしで定着させる場合は25dとする。

(2) 先端に小梁がある場合

a. 上端筋は、先端小梁内に斜めに定着する。
b. 先端小梁終端部の主筋は、片持梁内に水平定着する。
c. 先端小梁の連続端は、片持梁の先端を貫通する通し筋としてよい。

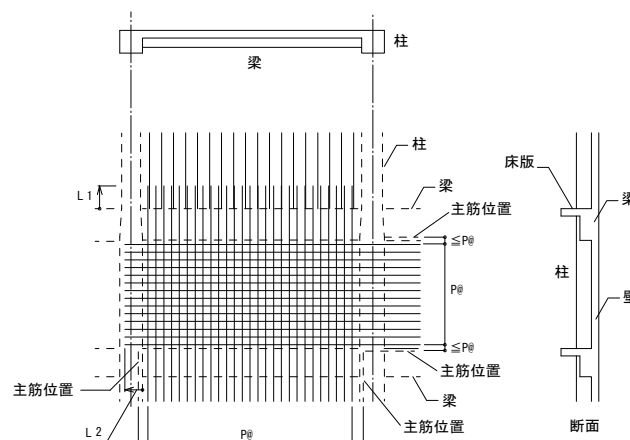


13.4図 片持梁主筋の定着

14 壁の配筋要領

14.1 一般事項

(1) 一般壁配筋の重ね継手の長さはL1とし、耐震壁の鉄筋の重ね継手の長さは40dとする。ただし、SD390、SD490を使用する場合は特記による。また、定着の長さは、L2とし、鉄筋の継手位置は、柱・梁部以外とする。
(2) 幅止め筋は、縦、横ともD10-@1000を標準とする。
(3) 打増し部分に、壁及びスラブ等が取りつく場合は、壁及びスラブ筋等の定着長さには打増し部分は含まない。
(4) 土圧及び水圧などを受ける壁の配筋は、図面による。



(注) 図中のP@は、図面の壁筋の間隔を示す

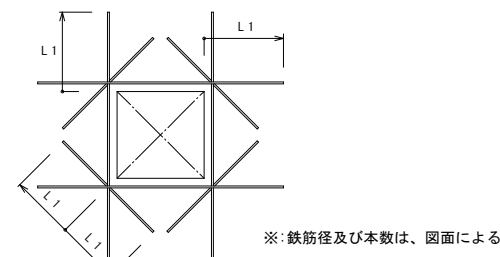
14.1図 壁の配筋

14.2 耐震壁の開口

(1) 耐震壁等の開口は、図面以外は設けてはならない。
(2) やむを得ず開口をあける場合は、H19国土交通省告示593号の規定を満足することを構造計算によって確認すること。

14.3 壁開口部の補強

(1) 壁開口部の補強は、図面による。補強筋の長さ及び位置は、14.3図を標準とする。



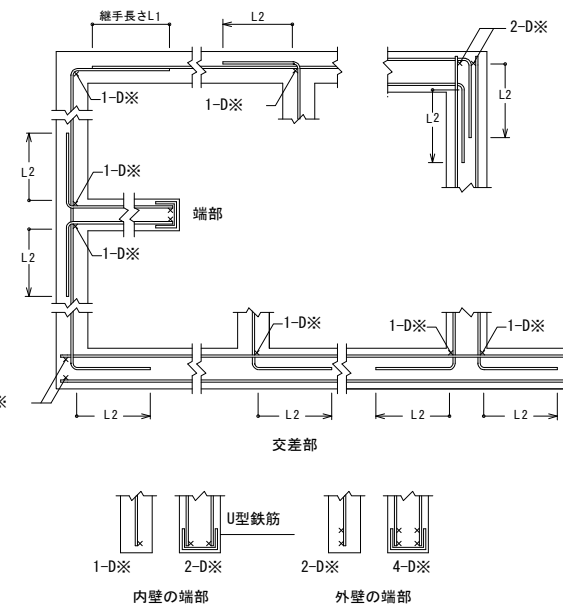
14.3図 壁開口部の補強の定着長さ

(2) 開口部は柱及び梁に接する部分又は鉄筋を緩やかに曲げることにより、開口部を避けて配筋出来る場合は、補強筋を省略することができる。

14.4 壁の交差部及び端部

壁の交差部及び端部の交差部は、14.4図による。

a. 交差部補強筋D※はD13以上、かつ壁主筋と同径とする。
b. 壁の端部にU型鉄筋を使用する場合の径及び間隔は、壁筋と同径及び同間隔とする。

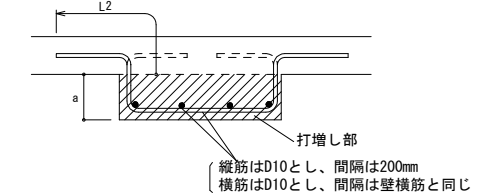


14.4図 壁の交差部及び端部の配筋

※壁構造の場合は、「壁構造配筋指針・同解説」(日本建築学会)に基づき図面による。

14.5 壁の打増し要領

コンセントボックス等を壁に埋め込む場合の補強は、特記によるほか、配管等での壁の打増し補強筋は、14.5図による。
打増し厚さのaが50mm以上、200mm以下に適用する。
200mmを超える場合は、特記による。



14.5図 壁の打増し補強配筋

工事名	沼田浄化センター(管理棟等)耐震補強・改修工事		
図面名称	構造細目共通図(建築構造物)(4)		
検収年月	令和8年3月	縮尺	-
受託業者	株式会社ドーコン	図面番号	S-04

15 床の配筋要領

15.1 一般事項

(1) 鉄筋の継手長さは、 $L1$ とする。
 (2) 定着長さ及び受け筋は、15.1図による。ただし、引き通すことができない場合は、15.2図、15.3図により梁内に定着する。
 (3) 基礎梁と床版を一体打ちとしなくて、打ち継ぎを設ける場合の補強は図面による。

15.1図 スラブ筋の定着長さ及び受け筋(その1)

15.2図 スラブ筋の定着長さ及び受け筋(その2)

※ Lb の数値は、原則として、6.3表の数値かつ梁幅の1/2倍以上とする。

15.3図 スラブ筋の定着長さ及び受け筋(その3)

※ Lb の数値は、原則として、6.3表の数値かつ梁幅の1/2倍以上とする。

15.2 片持スラブ

(1) 片持スラブの配筋

15.4図 片持スラブの配筋

※ 先端の折り曲げ長さ b は、スラブ厚さよりかぶり厚さを除いた長さとする。

(2) 先端に小梁がなく壁が取り付け付く場合

15.5図 先端に壁が付く場合の配筋

先端壁の縦筋の径及び間隔に合わせる

垂れ壁のない場合

垂れ壁のある場合

15.3 片持ちスラブ出隅部の補強配筋

(1) 出隅部の補強筋は図面により、配筋方法は、15.6図による。
 (2) 出隅受け部分(図のハッチ部分)の配筋は、図面による。

15.6図 片持ちスラブ出隅部の補強配筋

(注) $b1 \geq b2$ とする

(注) 1. $b1 \geq b2$ とする
 2. 柱又は梁に $L1$ を定着する

15.4 地上部最上階の屋根床版

(1) 出隅及び入隅部分には、15.7図により、補強筋(溶接金網)を上端筋の下側に配筋する。
 (2) 陸屋根、勾配屋根共通とする。

15.7図 出隅及び入隅部分の補強配筋

PH・吹抜け等

$\phi 6@100(1500\text{角})$ 溶接金網

15.5 段差床版の補強

同一床版に段差がある場合、15.8図の補強を行う。ただし、 $H > 150$ の場合は、小梁を設ける事を原則とする。

15.8図 段差のある床版の補強配筋

$H \leq 70$

$70 < H \leq 150$

D : 鉄筋径は、図面による。

15.6 床版開口部の補強

(1) 開口の最大径 ≤ 700 の場合は、開口によって切られる鉄筋と同量の鉄筋で周囲を補強し、隅角部には、斜め方向に主筋径以上の鉄筋2本を上下筋の内側に配筋する。(15.9図) 開口の最大径 > 700 の場合は図面による。

15.9図 床版開口部の補強配筋

(2) 床版開口の最大径が両方向の配筋間隔以下で、鉄筋を緩やかに曲げることにより、開口部を避けて配筋できる場合は、補強筋を省略することができる。

16 柱及び梁の増し打ち要領

16.1 柱

(1) 増し打ちコンクリートの補強は、16.1図による。ただし、 $a < 70\text{mm}$ の場合、補強は行わない。 $200\text{mm} < a$ の場合は、図面による。

16.1図 柱の増し打ち補強配筋

※1. 帯筋と同径・同材質・同ピッチとする。

(2) 増し打ち部分での鉄筋は、定着長さとして認めない。ただし、躯体と一体打ちの場合は除く。
 (3) 増し打ち部分の帯筋の定着長さは、 $L2$ 以上とする。
 (4) 増し打ち部分主筋の定着、重ね長さは、柱の主筋による。

16.2 梁

(1) 増し打ちコンクリートの補強は、16.2図による。
 $a < 70\text{mm}$ の場合、補強は行わない。 $200\text{mm} < a$ の場合は、図面による。

16.2図 梁の増し打ち補強配筋

※1. あばら筋と同径・同材質・同ピッチとする。

(2) 増し打ち部分での鉄筋は、定着長さとして認めない。ただし、躯体と一体打ちの場合は除く。
 (3) 増し打ち部分のあばら筋の定着長さは、 $L2$ 以上とする。
 (4) 増し打ち部分の主筋の定着、重ね長さは、梁の主筋による。
 (5) 梁の上下の増し打ちが途中で終わる場合

16.3図 梁の上下の増し打ち配筋補強(途中で終わる場合)

あばら筋と同径・同材質・同ピッチ

補強筋: D16

(6) 梁の側面の増し打ちが途中で終わる場合

16.4図 梁の側面の増し打ち補強配筋(途中で終わる場合)

あばら筋と同径・同材質・同ピッチ

補強筋: D16

梁のあばら筋

18 階段の配筋要領

18.1 階段の配筋要領

(1) 壁配筋は、図面による。
 (2) 階段主筋は、壁の中心線を越えてから縦に曲げ下ろす。

18.1図 片持ちスラブ形階段配筋の定着

※1: 壁芯

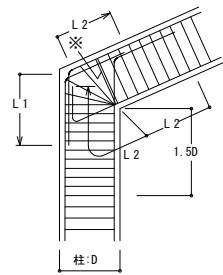
工事名	沼田浄化センター(管理棟等)耐震補強・改修工事		
図面名称	構造細目共通図(建築構造物)(5)		
検収年月	令和8年3月	縮尺	-
受託業者	株式会社ドーコン	図面番号	S-05

19 勾配屋根の取り合い

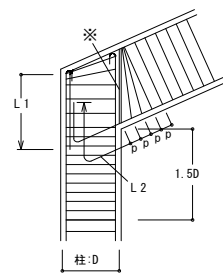
19.1 斜め柱・斜め梁の取り合い

- (1) ※印の鉄筋は、同径以上とし、かつダブル巻きとする。
- (2) 1.5Dの範囲の柱の帯筋は一段太いものか、またはダブル巻きとし@100以下とする。
- (3) 柱の取合い部における斜め梁のせん断補強筋中心間隔は、当該梁部材のせん断補強筋中心間隔以下とする。

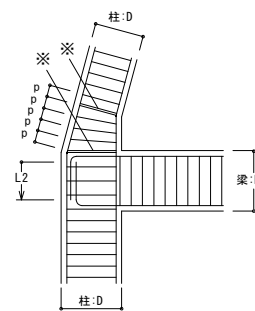
a) 柱幅と斜材(柱又は梁)幅が同一



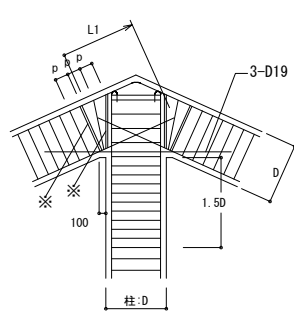
b) 柱幅と斜材幅が異なる



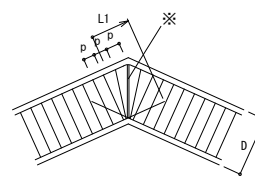
c) 柱脚で斜材となる



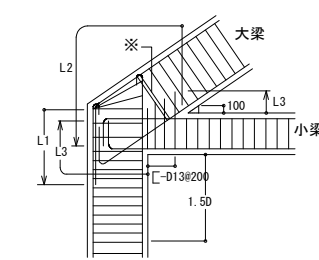
d) 柱頭で斜材となる上端筋は、連続筋とする。



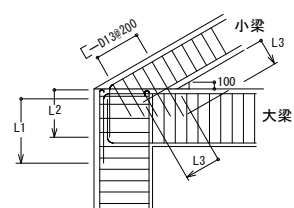
e) 梁が斜材となる上端筋は、連続筋とする。



f) 斜め大梁に小梁が接する場合
柱筋はa), b)に倣う。



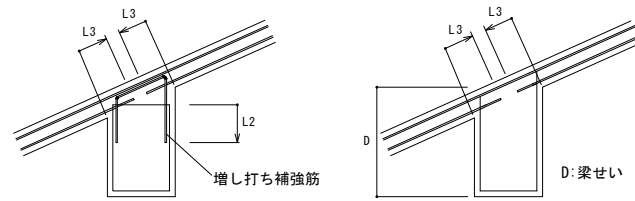
g) 大梁に斜め小梁が接する場合



19.1図 斜め柱・斜め梁の取り合い配筋

19.2 梁と床版の取り合い

増し打ち補強要領は、16.2による。



19.2図 梁と床版の取り合い配筋

19.3 円柱の取り合い

円柱と梁の取り合い



1) 柱頭部で柱芯に梁が
取り付く場合

2) 柱頭部で柱外面に梁が
取り付く場合

フーチング
(図面による)

基礎梁

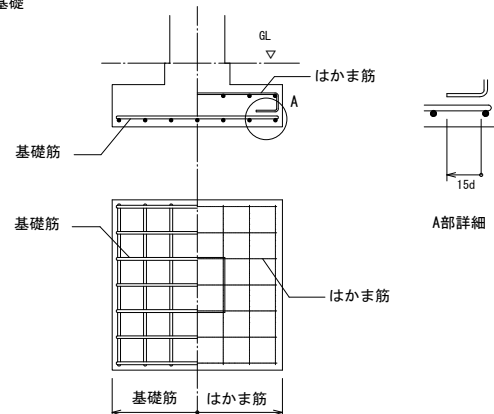
3) 柱脚部の円柱と基礎との
取合い

19.3図 円柱の取り合い配筋

20 基礎及び基礎梁の配筋

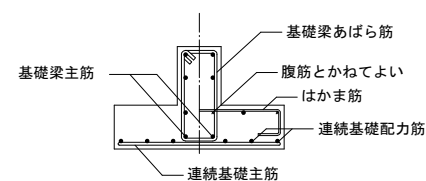
20.1 直接基礎の配筋

(1) 独立基礎



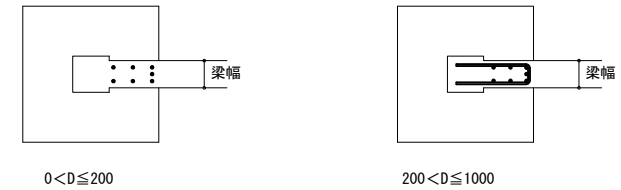
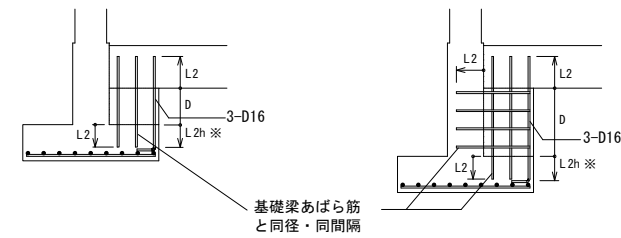
20.1図 独立基礎の配筋

(2) 連続基礎



20.2図 連続基礎の配筋

20.2 基礎接合部の補強配筋

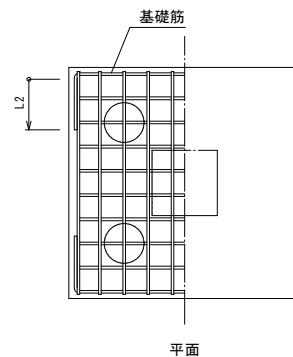
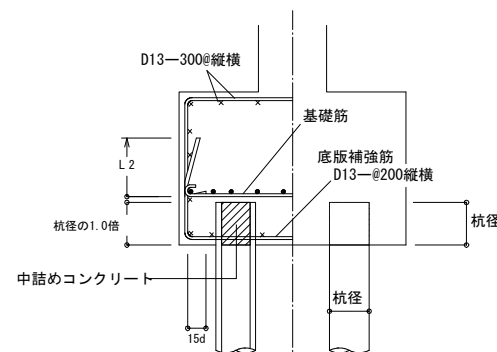


※L2を確保できない場合は、標仕(5.3.4(e)(2))によることができる。

21 杭基礎の補強

21.1 杭基礎の配筋

- (1) 中詰めコンクリートは、基礎のコンクリートと同じ調合のコンクリートを使用する。
- (2) 既製コンクリート杭以外の場合は、特記による。



21.1図 杭基礎の配筋及び杭頭部の補強方法

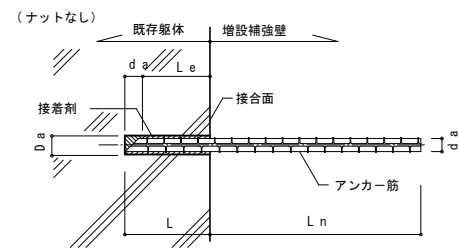
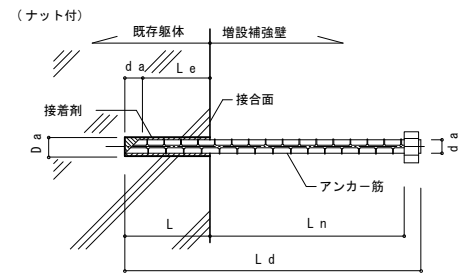
21.2 基礎接合部の補強

基礎接合部の補強は、20.2による。

工事名	沼田浄化センター(管理棟等)耐震補強・改修工事		
図面名称	構造細目共通図(建築構造物)(6)		
検収年月	令和8年3月	縮尺	-
受託業者	株式会社ドーコン	図面番号	S-06

あと施工アンカー

(1) 接着系アンカー



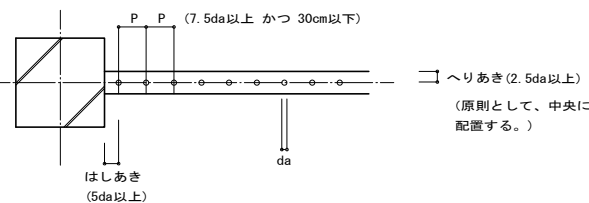
L : コンクリートの穿孔深さ、または接着系アンカーの埋め込み長さ
 Le : アンカーの有効埋め込み長さ
 Ld : アンカー筋の全長
 Ln : 有効定着長さ
 D : 既存コンクリート躯体への穿孔径
 da : アンカー軸部の直径、アンカー筋の呼び名

アンカー関係共通事項	
接着系アンカーの有効埋め込み長さ	一般部 : $Le = 7da$ 開口補強筋 : $Le = 12da$
接着系アンカーの有効定着長さ	一般部 : $Ln = 20da$ 開口補強筋 : $Ln = L_1 + 5da$ (=補強筋との継手長さ+リブランス)
アンカー筋形状	ナット付き異形棒鋼(開口補強筋用はナットなし)とし、ナットからねじ山が2山以上であること。 また、先端形状は45°カットとする。

施工確認試験荷重(確認強度)		
アンカー筋呼び名 (da)	アンカーの有効埋め込み長さ (Le)	荷重 (kN)
D13	7da	18.2
D19	7da	28.4
D16	12da	39.1
D19	12da	49.0

確認強度は、計算で得られた、アンカーの鋼材による引張荷重又はコンクリート破壊による引張荷重(埋込みピッチ及びへりあきの影響を受ける場合は、低減した荷重)の小さい方の2/3程度の荷重。

(2) あと施工アンカーの位置と間隔



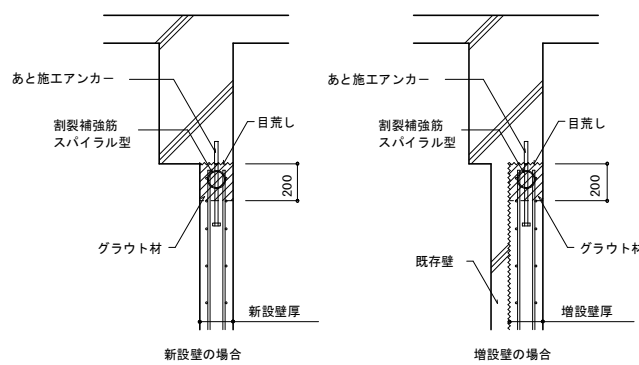
割裂補強筋配筋要領

- 割裂補強筋は、改修壁の柱・梁に接する面全てに配置する。
- 割裂補強筋は、6φスパイラル型とし、ピッチ、スパイラル径は下記による。
- 継手は、2巻以上の重ねとする。

壁厚	スパイラル径	割裂補強筋	備考
150	75φ	6φ#50	
170	90φ	6φ#50	
180	100φ	6φ#50	
300	200φ	6φ#50	

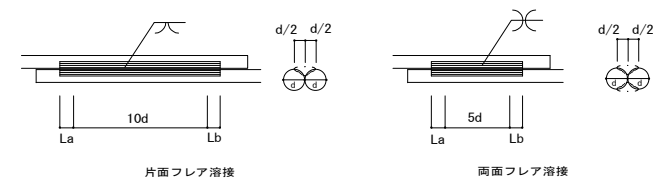
新設・増設壁上部グラウト要領

- 特記なき新設・増設壁上部は、グラウトを行う。
- グラウト材の設計基準強度は30N/mm²以上とする。調合はJIS R 5201(セメントの物理試験方法)のフロー試験によるモルタルのコンスタンションに準じ、フロー値は180mm以上240mm未満とする。コンスタンション試験はJ14ロート試験法に準ずる。

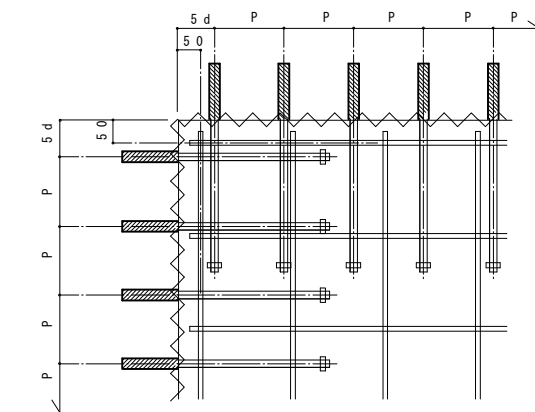


鉄筋フレア溶接要領

- 特記なき鉄筋のフレア溶接は、下図の片面または両面とする。
- 鉄筋のフレア溶接の溶接長さは、ビードの始点(La)及び、クレータ(Lb)を除いた部分の長さとする。但し、La及びLbは2d以上とする。



アンカー筋ピッチ標準

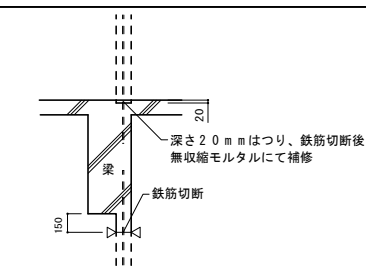


既存壁等撤去要領図 S=1/30

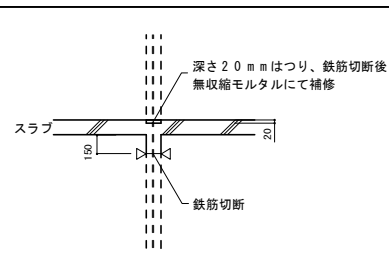
注記) 特記なき壁等の撤去は下図による。
 注記) <印は、コンクリートカッター位置を示し、カッター深さ30とする。

注記) 鉄筋切断部には、錆止め塗装を行う。
 注記) 鉄筋はつり出しは、特記による。

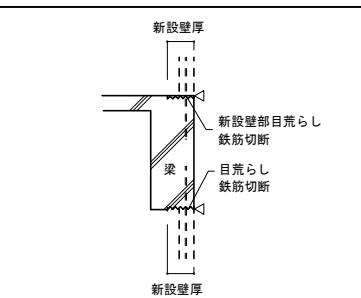
撤去壁-梁 取合部 (撤去のみの場合)



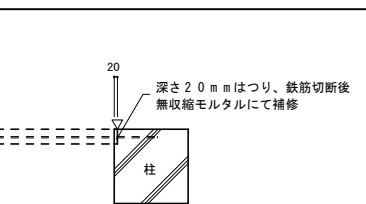
撤去壁-スラブ 取合部



撤去壁-梁 取合部 (壁を新設する場合)



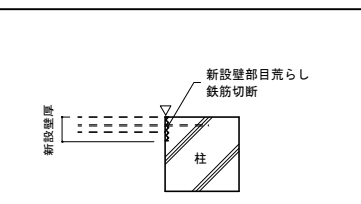
撤去壁-柱 取合部 (撤去のみの場合)



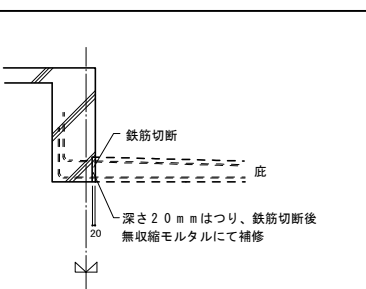
撤去壁-直交壁 取合部



撤去壁-柱 取合部 (壁を新設する場合)



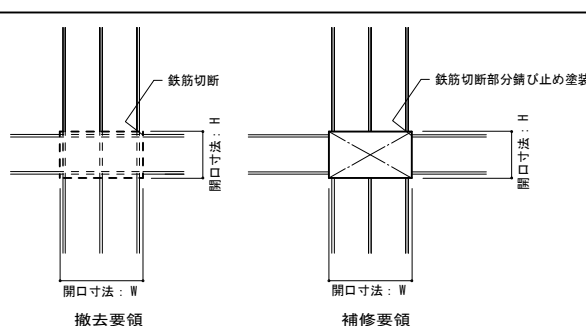
撤去底-梁 取合部



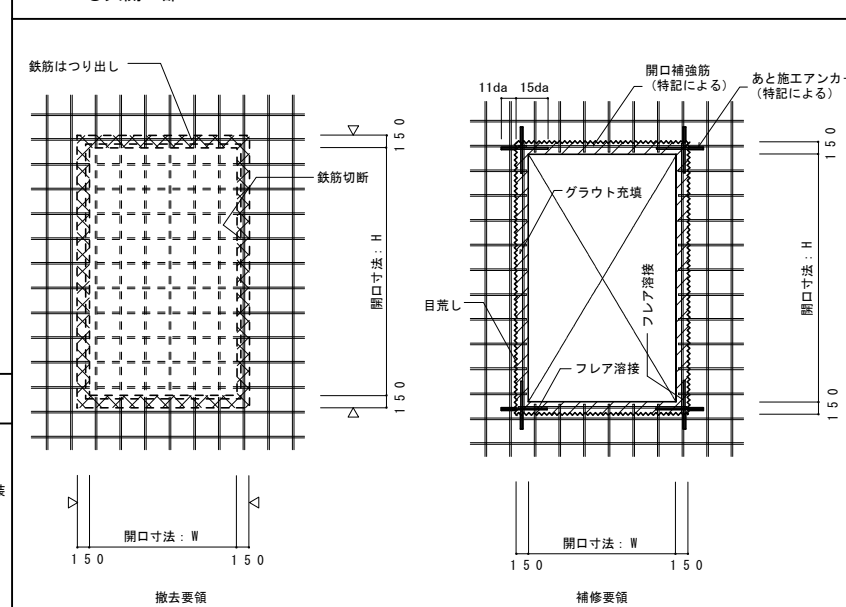
新設壁開口配筋要領図

- 床・壁にコア抜きにより先導孔を開ける。
- 各開口寸法に合わせ、コンクリートカッター及び、はつり出しにより開口部を開ける。
- 小開口部は切断面の補修(錆止め塗装)を施す。大開口部はあと施工アンカーにより、開口補強筋を設ける。開口補強筋を取り付けた後、内型枠に合わせグラウト材を充填する。

○小開口部 ・適用は特記による。



○大開口部 ・適用は特記による。

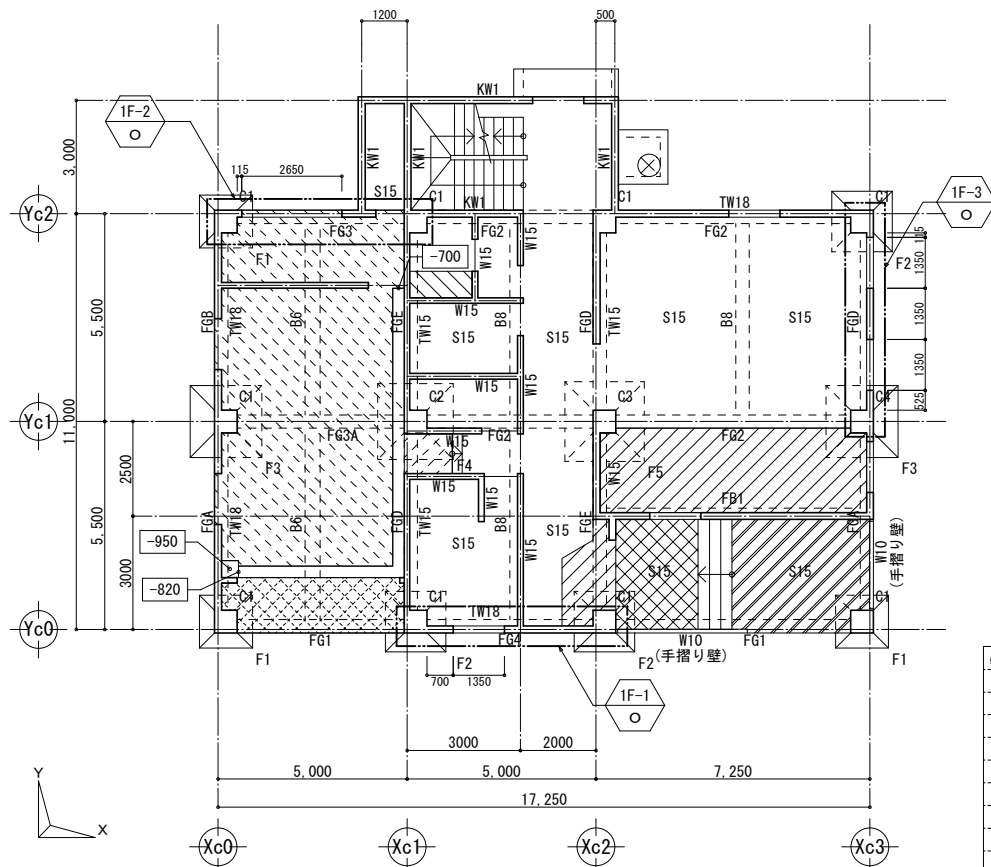


注記) <印は、コンクリートカッター位置を示し、カッター深さ30

202004

1. 参考図書
 「2017年改訂版 既存鉄筋コンクリート建物の耐震改修設計指針 同解説」 日本建築防災協会/国土交通大臣指定耐震改修支援センター
 ※第3章 補強部材・部位の設計
 ※第4章 補強工事の施工

工事名	沼田浄化センター(管理棟等)耐震補強・改修工事		
図面名称	耐震改修標準詳細図		
検収年月	令和8年3月	縮尺	-
受託業者	株式会社ドーコン	図面番号	S-07



1階伏図 S=1/100 (見下付図)

特記なき限り下記による。

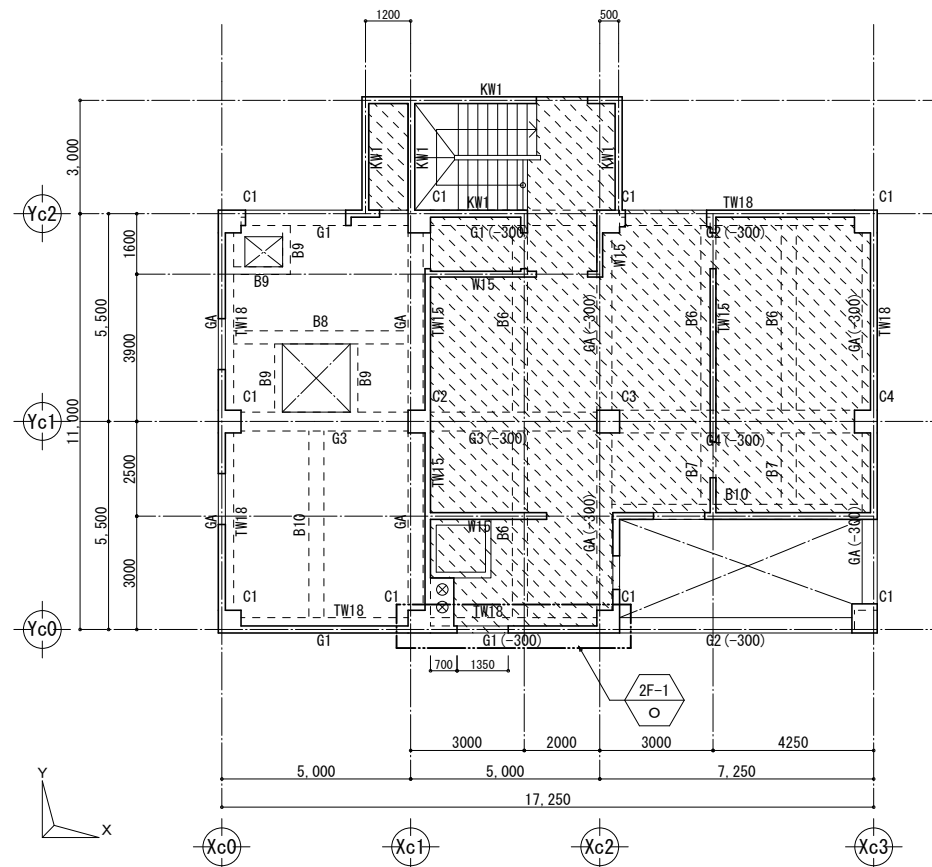
基準レベル：1FL▽49.300

梁：スラブ上端レベル：-30

スラブ：S18

壁：W18

印レベル：-500~-520
印レベル：-350
印レベル：-260
印レベル：-200
印レベル：-520~-800
印レベル：-250
印レベル：-785~-800



2階伏図 S=1/100 (見下付図)

特記なき限り下記による。

基準レベル：2FL▽52.900

梁：スラブ上端レベル：±0

スラブ：S18

壁：W18

印レベル：-300

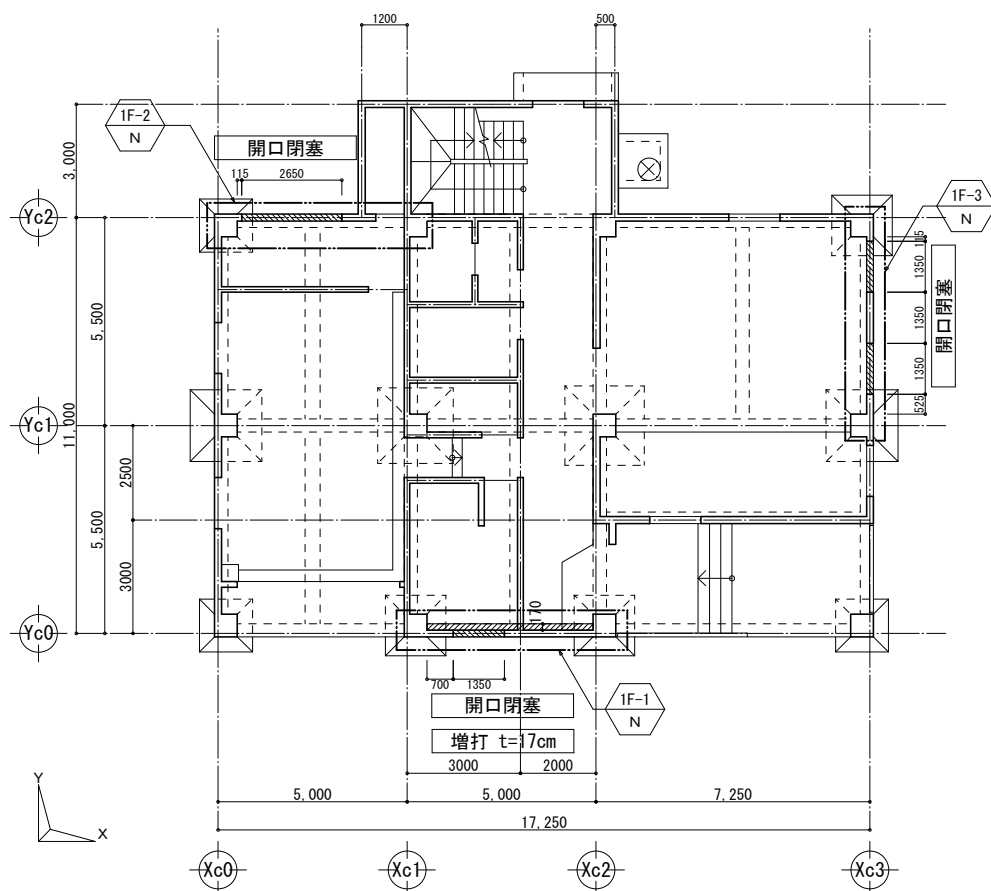
凡例

特記なき限り下記による。

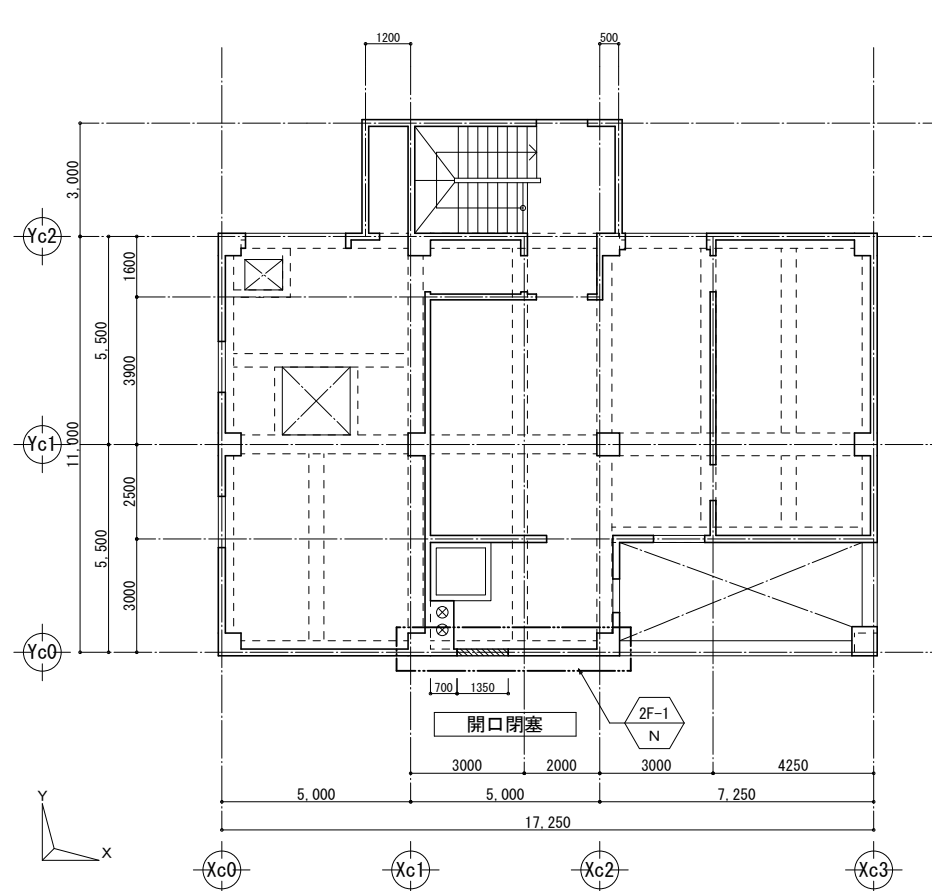
○ 部位番号 を示す。

○ : 補強前, N : 補強後

□ 改修工事範囲



1階伏図 S=1/100 (見下付図)



2階伏図 S=1/100 (見下付図)

凡例

特記なき限り下記による。

印：開口閉塞

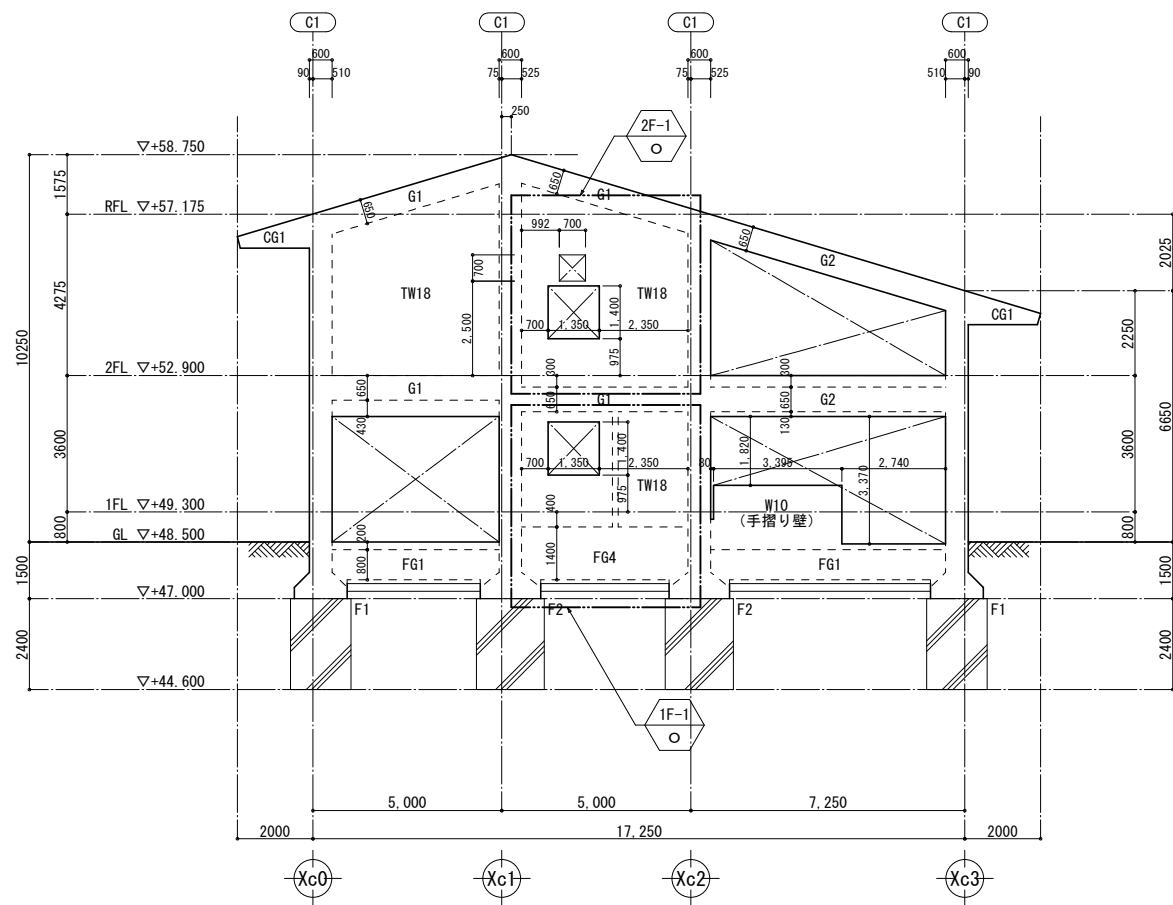
印：増し打ち

○ 部位番号 を示す。

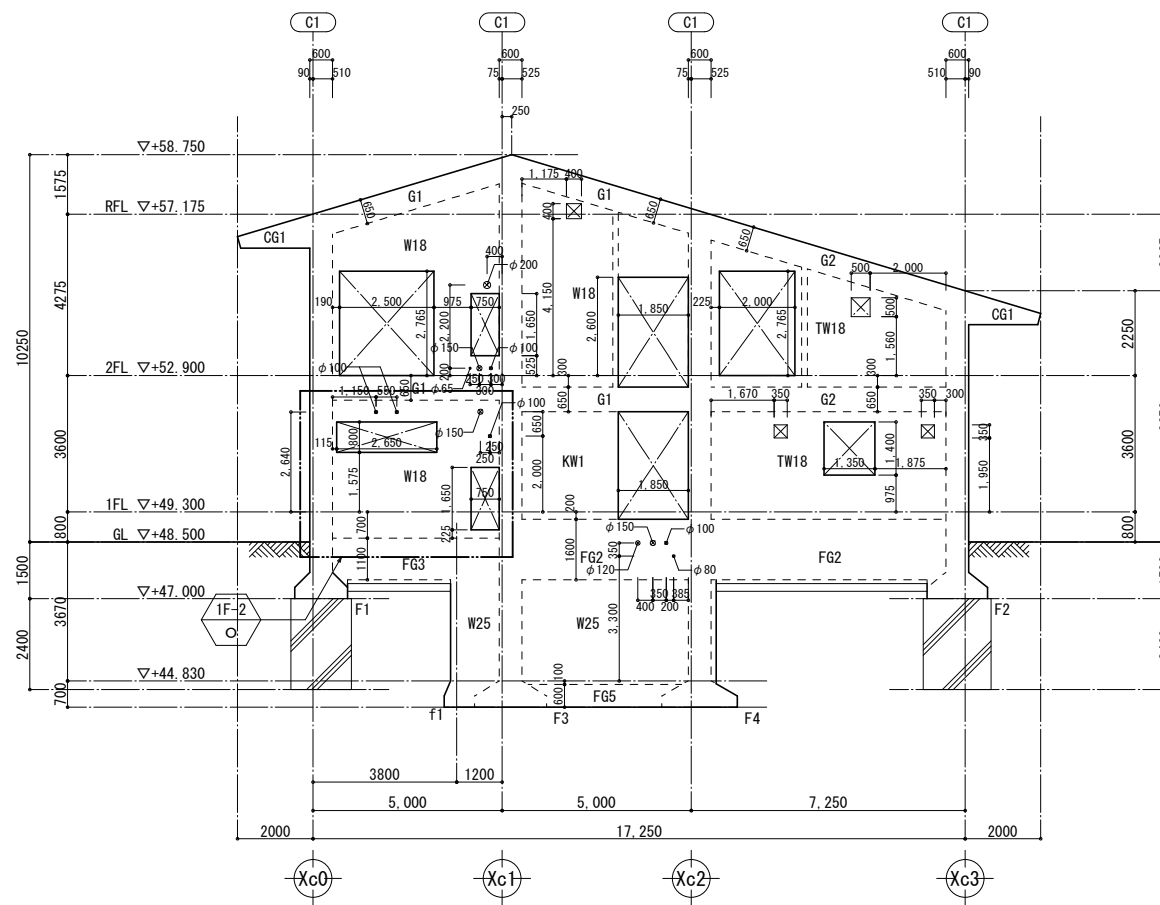
○ : 補強前, N : 補強後

□ 改修工事範囲

工事名	沼田浄化センター（管理棟等）耐震補強・改修工事		
図面名称	管理棟 伏図（改修前後）		
検収年月	令和 8 年 3 月	縮尺	1:100
受託業者	株式会社ドーコン	図面番号	S-08



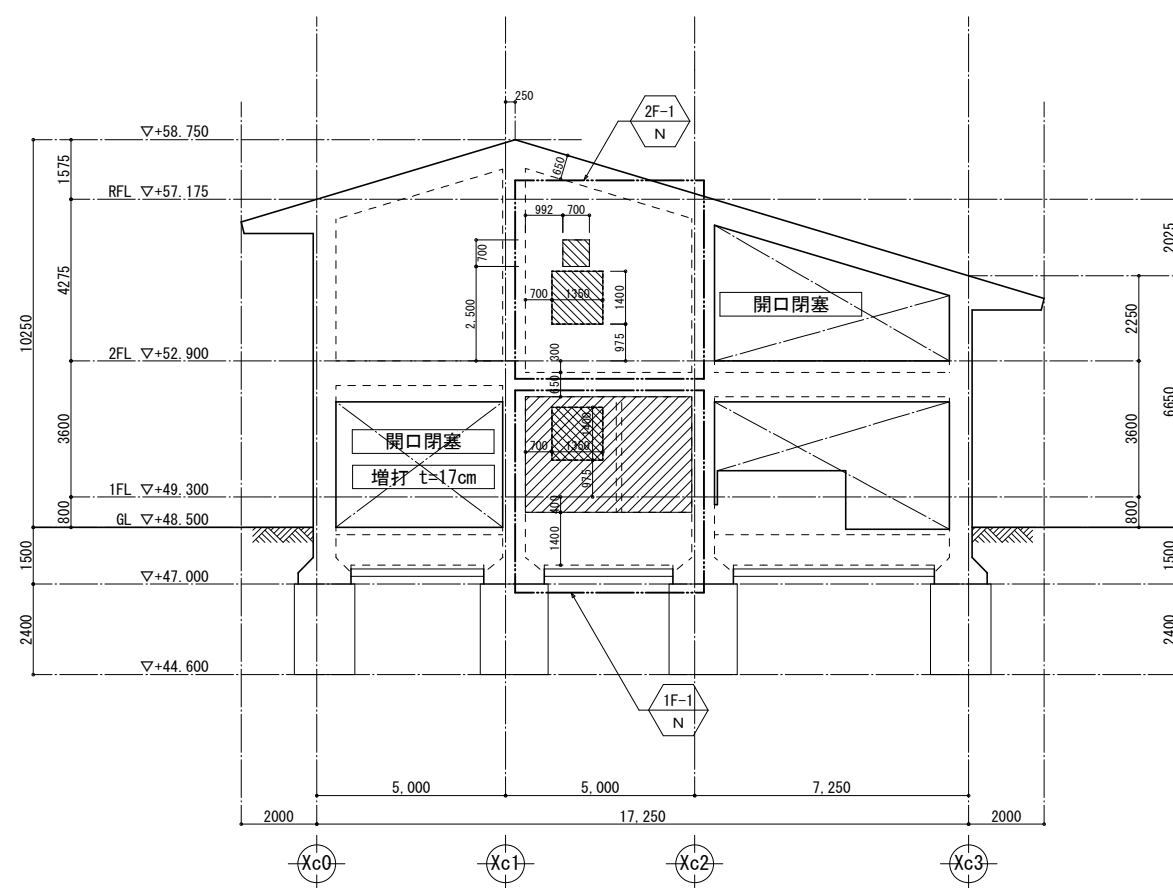
Yc0通り軸組図 S=1/100



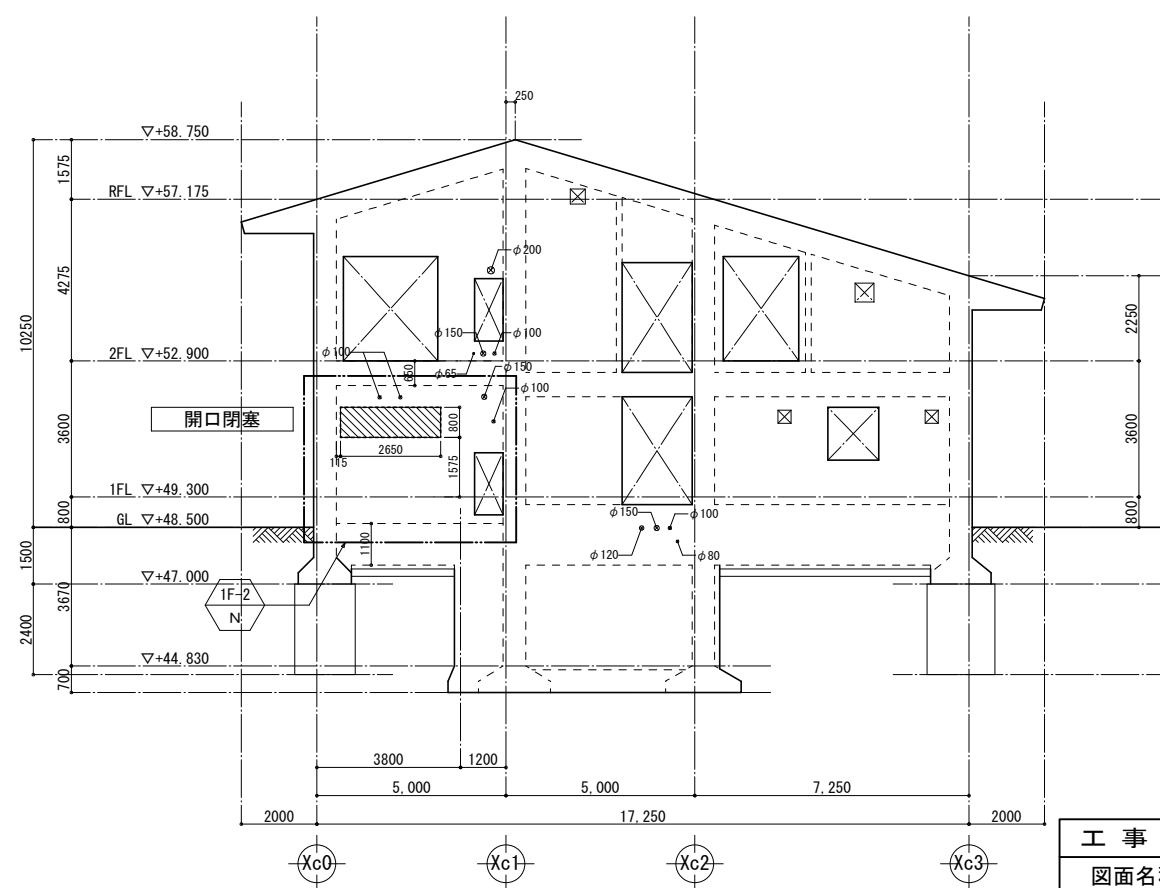
Yc2通り軸組図 S=1/100

特記なき限り下記による。
 (Cn) 印は柱番号を示す。

凡例
 特記なき限り下記による。
 〇 部位番号 を示す。
 ○ : 補強前、N : 補強後
 〇 改修工事範囲



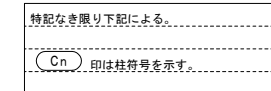
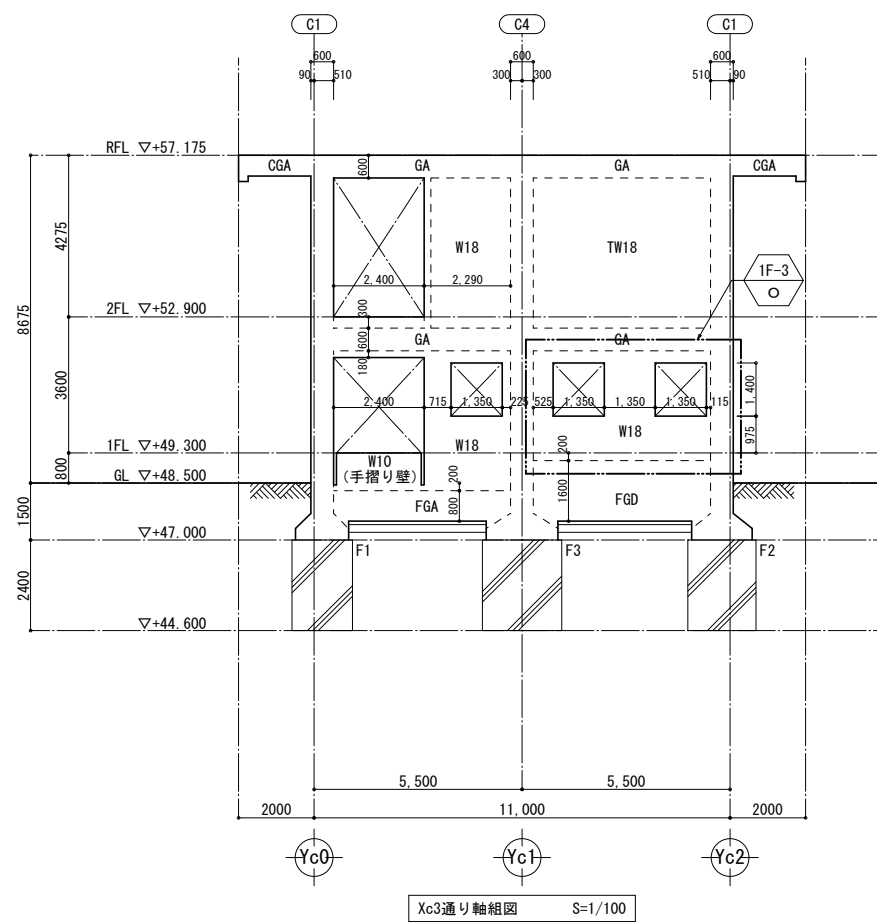
Yc0通り軸組図 S=1/100



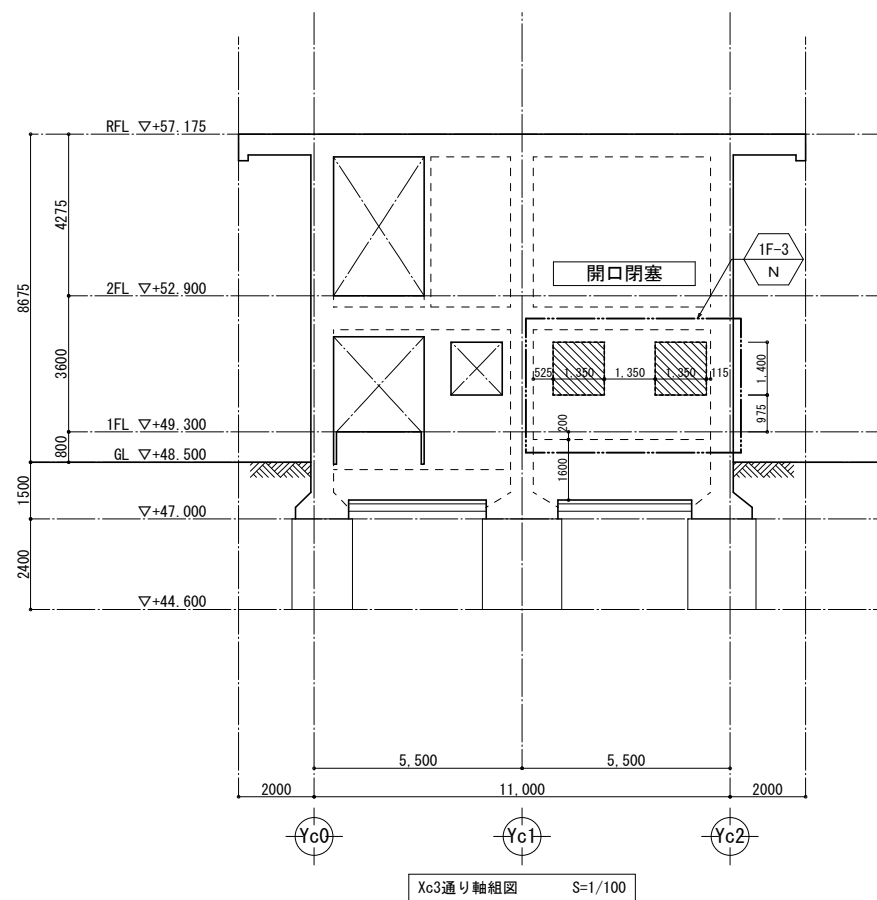
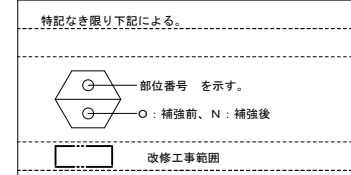
Yc2通り軸組図 S=1/100

凡例
 特記なき限り下記による。
 〇 印 : 開口閉塞
 〇 印 : 増し打ち
 〇 部位番号 を示す。
 ○ : 補強前、N : 補強後
 〇 改修工事範囲

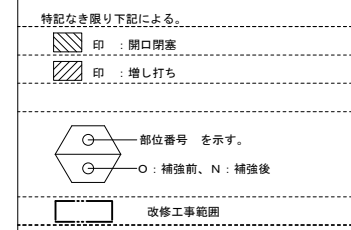
工事名	沼田浄化センター(管理棟等)耐震補強・改修工事		
図面名称	管理棟 軸組図(改修前後)(1)		
検収年月	令和 8 年 3 月	縮尺	1:100
受託業者	株式会社ドーコン	図面番号	S-09



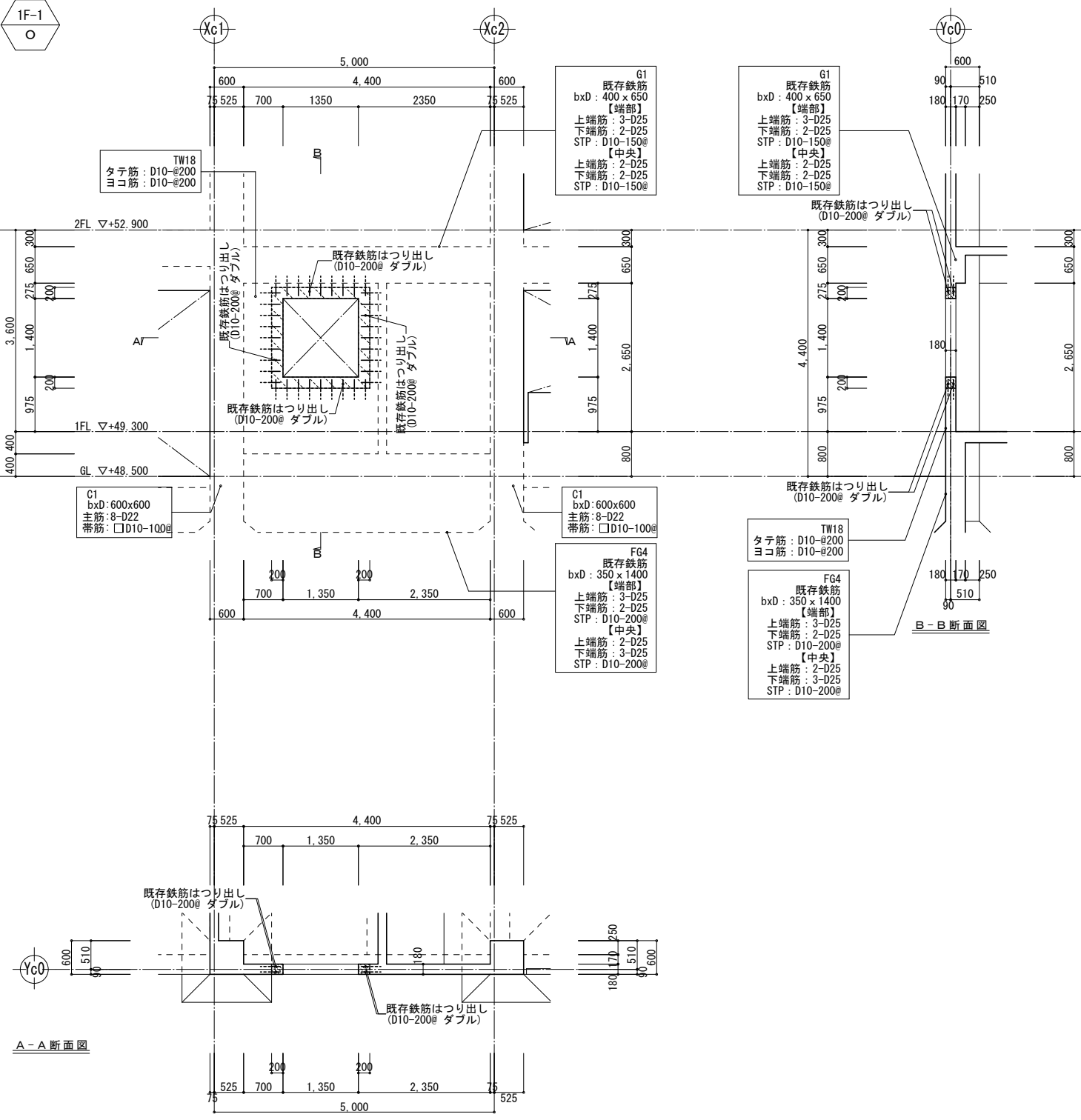
凡例



凡例



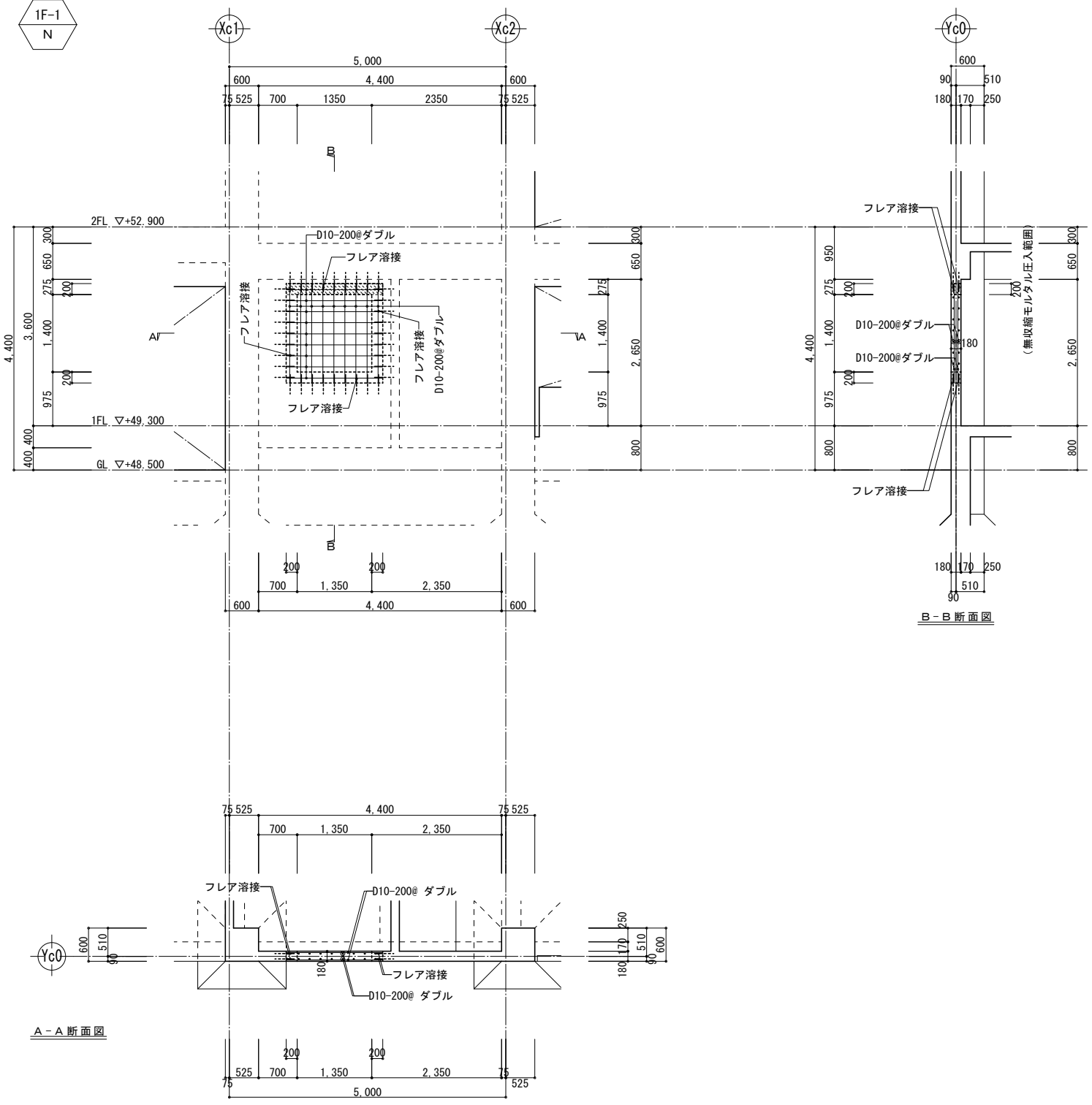
工事名	沼田浄化センター(管理棟等)耐震補強・改修工事		
図面名称	管理棟 軸組図(改修前後)(2)		
検収年月	令和 8 年 3 月	縮尺	1:100
受託業者	株式会社ドーコン	図面番号	S-10



Yc0通り補強詳細図 S=1/50

特記なき限り下記による。

印：既設壁撤去（鉄筋はつり出し）範囲を示す。



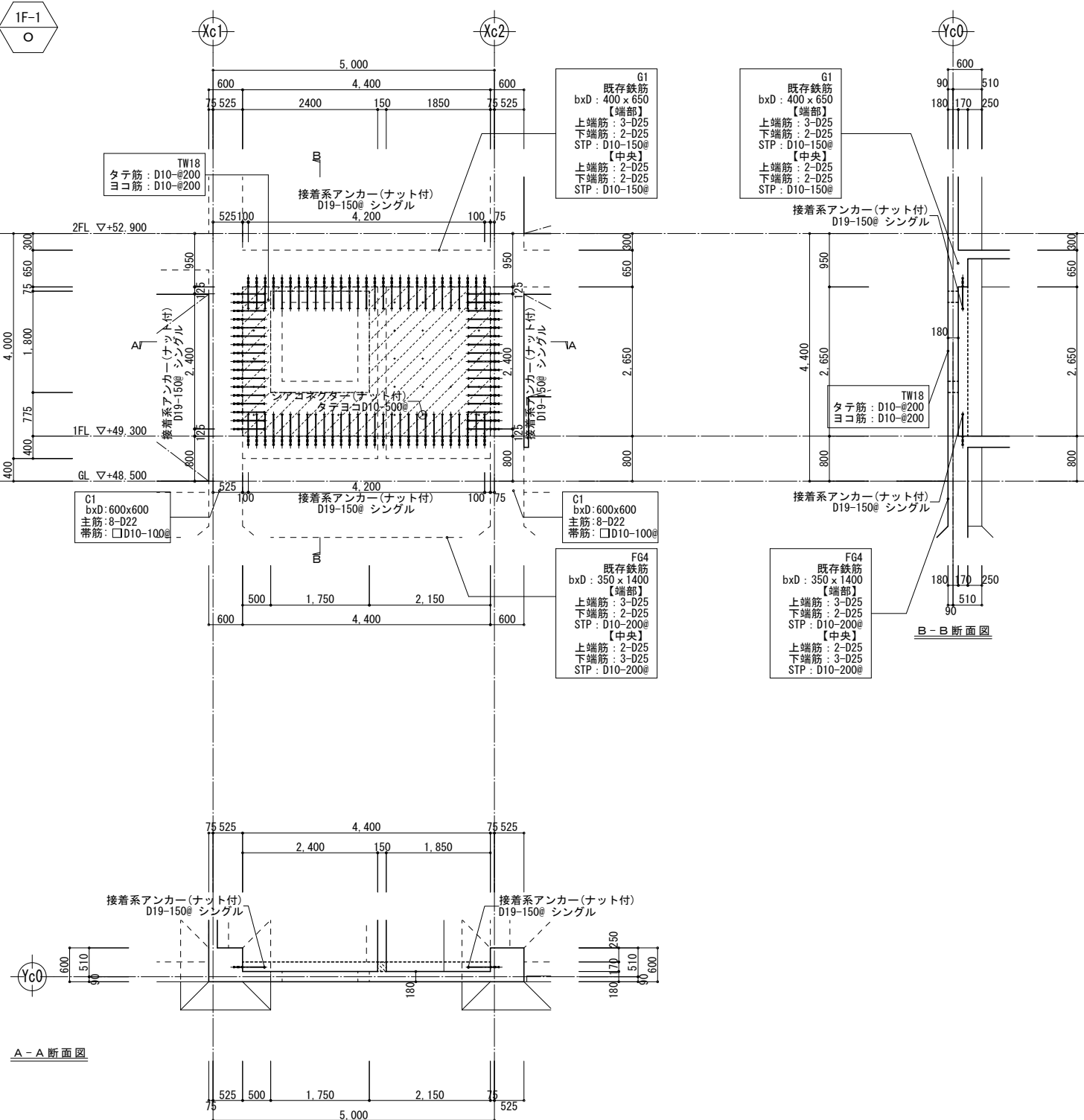
Yc0通り補強詳細図 S=1/50

特記なき限り下記による。

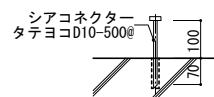
印：無収縮モルタル圧入範囲を示す。

D10	D13	D16	D19	D22	D25	D29
●	×	■	●	○	○	×

工事名	沼田浄化センター（管理棟等）耐震補強・改修工事		
図面名称	管理棟 1階補強詳細図(1)		
検収年月	令和 8 年 3 月	縮尺	1:50
受託業者	株式会社ドーコン	図面番号	S-11



Yc0通り補強詳細図 S=1/50



シアコネクター配筋標準

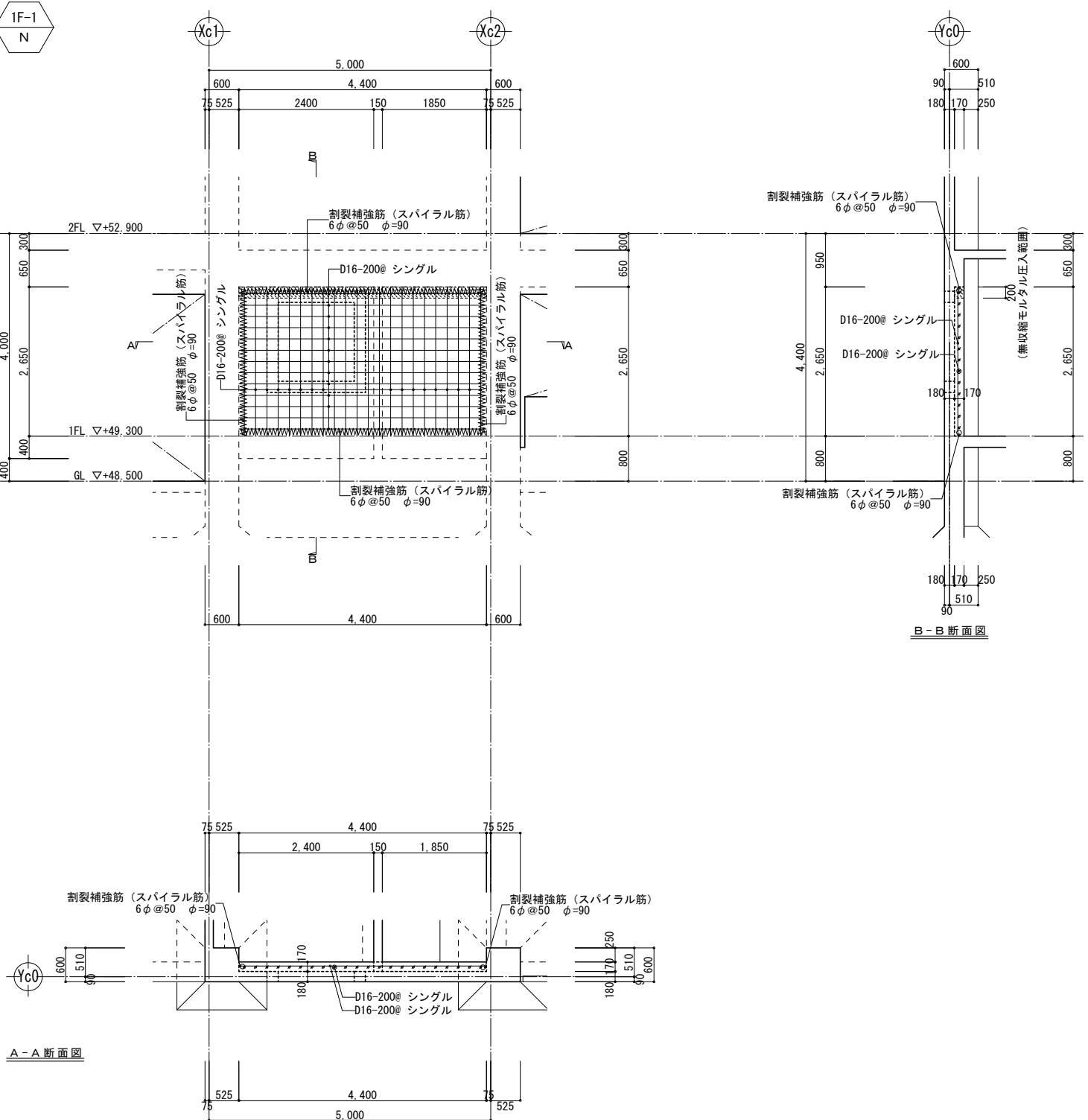
接着系アンカー配筋標準

アンカー筋長さ		開口部					
一般部	鉄筋径 (da)			鉄筋径 (da)			
	Le	L	Ln	Le	L	Ln	
D13	97	110	260	D13	157	170	590
D16	114	130	320	D16	194	210	720
D19	141	160	380	D19	231	250	860
D22	158	180	440	D22	268	290	990
D25	175	200	500	D25	305	330	1130

記号凡例
 Le : 有効埋込み深さ(一般部:Le≥7da, 開口部:Le≥12da)
 L : 埋込み深さ (L=Le+da)
 Ln : 有効定着長さ(一般部:Ln≥20da; 開口部:Ln≥40da+5da)

特記なき限り下記による。

印: 既設壁撤去(鉄筋はつり出し)範囲を示す。



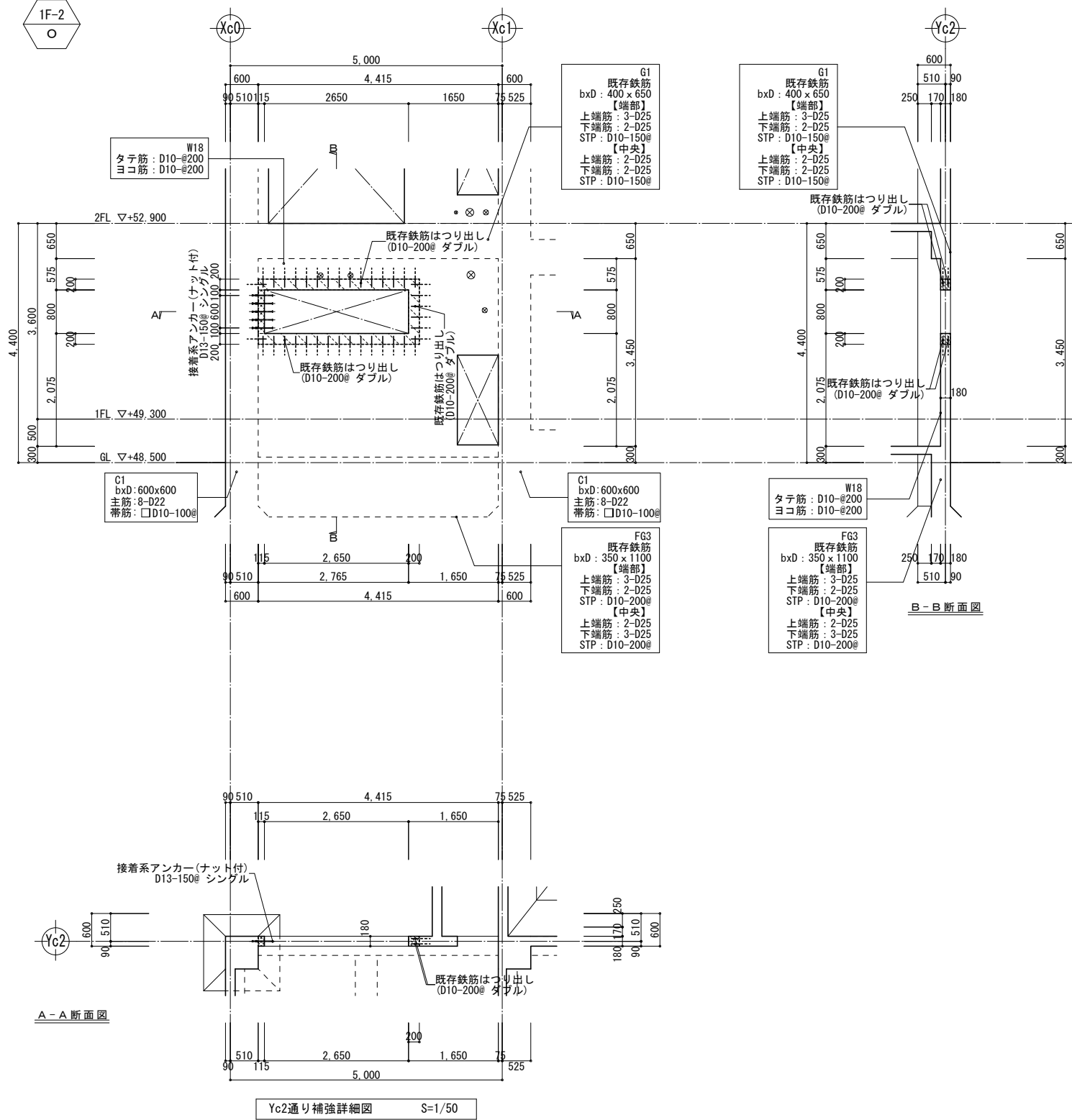
Yc0通り補強詳細図 S=1/50

特記なき限り下記による。

印: 無収縮モルタル圧入範囲を示す。

D10	D13	D16	D19	D22	D25	D29
●	×	■	●	○	○	×

工事名	沼田浄化センター(管理棟等)耐震補強・改修工事		
図面名称	管理棟 1階補強詳細図(2)		
検収年月	令和 8 年 3 月	縮尺	1:50
受託業者	株式会社ドーコン	図面番号	S-12



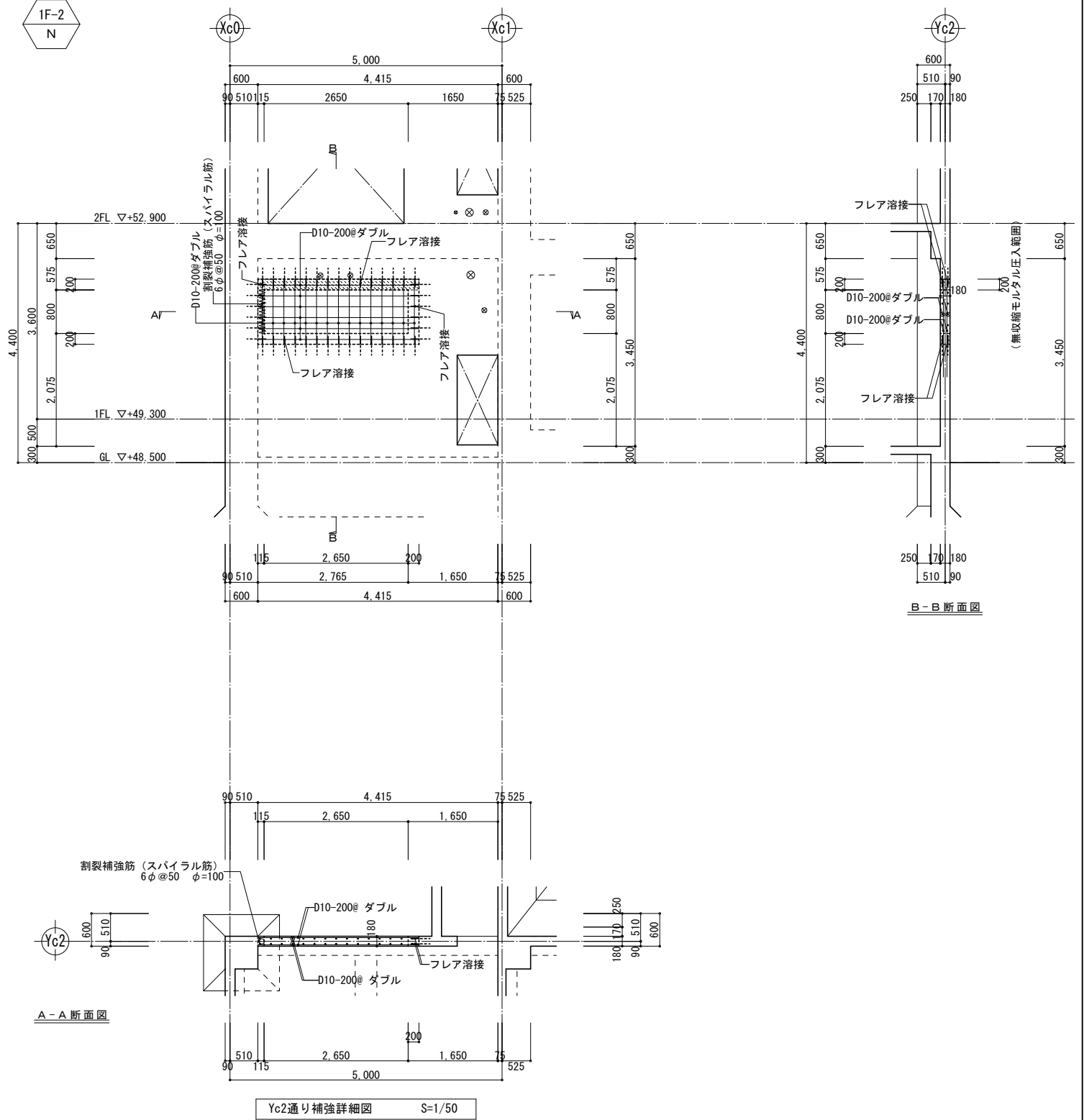
接着系アンカー配筋標準

アンカー筋長さ		開口部					
一般部		鉄筋径 (da)					
鉄筋径 (da)	Le	L	Ln	鉄筋径 (da)	Le	L	Ln
D13	97	110	260	D13	157	170	590
D16	114	130	320	D16	194	210	720
D19	141	160	380	D19	231	250	860
D22	158	180	440	D22	268	290	990
D25	175	200	500	D25	305	330	1130

記号凡例
 Le : 有効埋込み深さ(一般部: $Le \geq 7da$, 開口部: $Le \geq 12da$)
 L : 埋込み深さ ($L=Le+da$)
 Ln : 有効定着長さ(一般部: $Ln \geq 20da$; カット付き, 開口部: $Ln \geq 40da+5da$)

特記なき限り下記による。

- 印: 既設壁撤去(鉄筋はつり出し)範囲を示す。
- 印: 既設壁撤去範囲を示す。

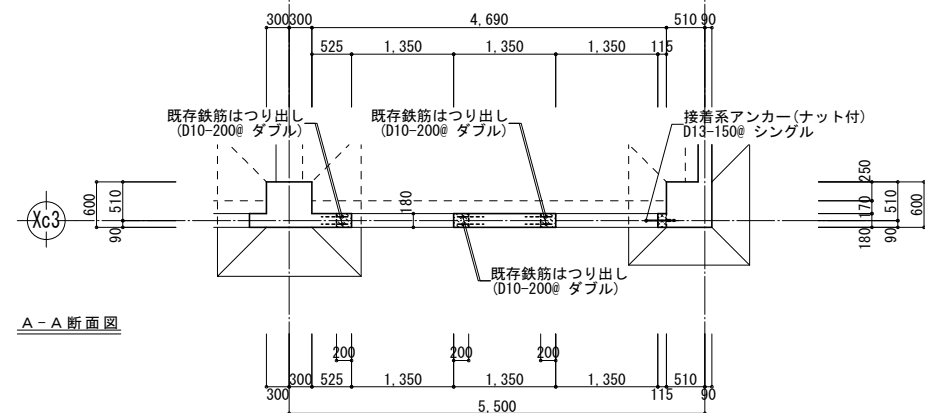
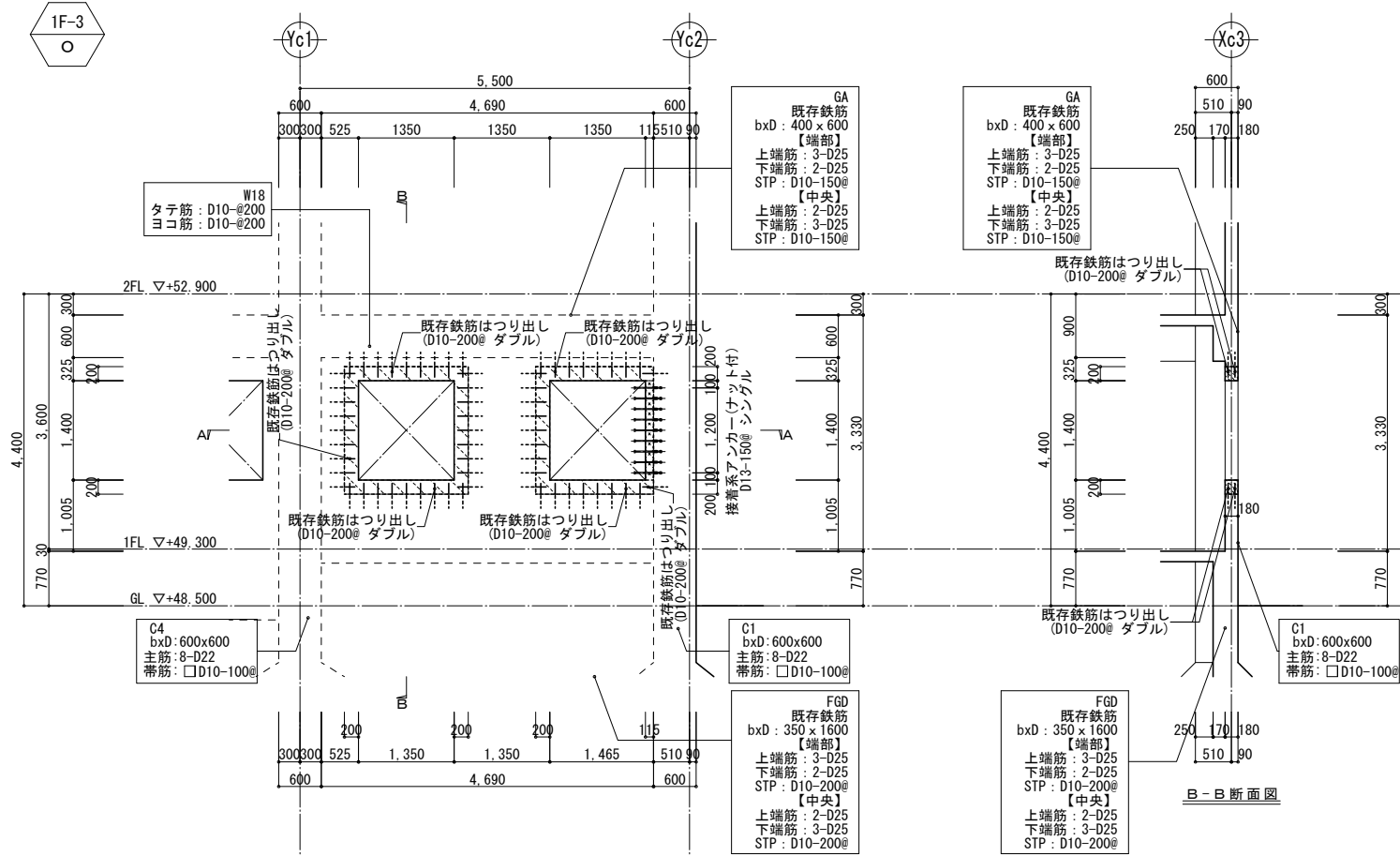


特記なき限り下記による。

- 印: 無収縮モルタル圧入範囲を示す。

D10	D13	D16	D19	D22	D25	D29
●	×	■	●	○	○	×

工事名	沼田浄化センター(管理棟等)耐震補強・改修工事		
図面名称	管理棟 1階補強詳細図(3)		
検収年月	令和 8 年 3 月	縮尺	1:50
受託業者	株式会社 ドーコン	図面番号	S-13



Xc3通り補強詳細図 S=1/50

接着系アンカー配筋標準

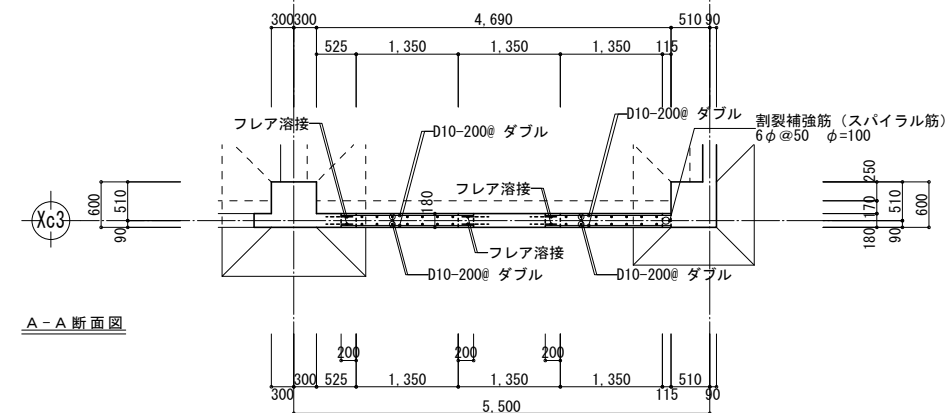
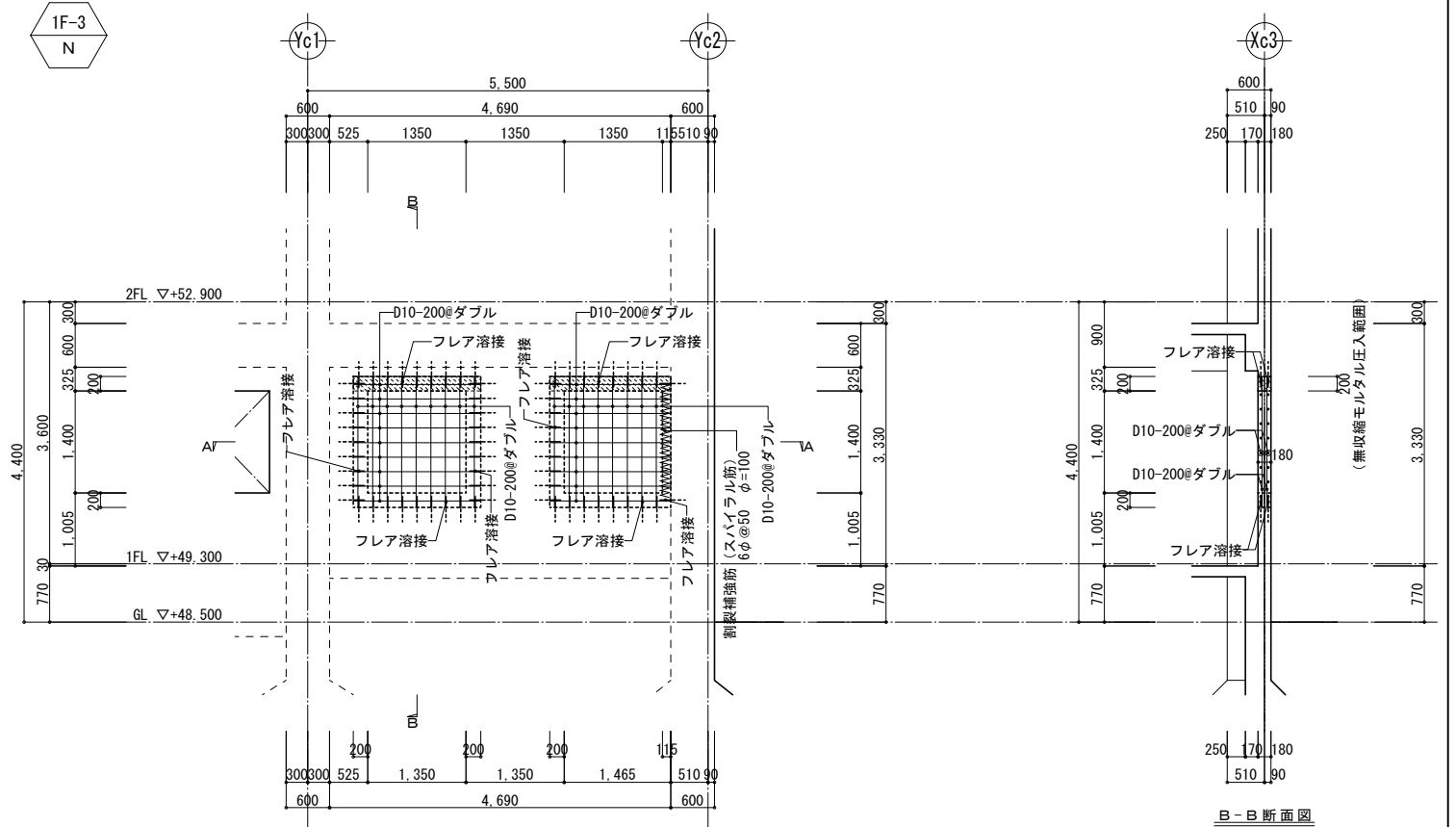
アンカー筋長さ		開口部					
一般部	鉄筋径 (da)			鉄筋径 (da)			
	Le	L	Ln	Le	L	Ln	
D13	97	110	260	D13	157	170	590
D16	114	130	320	D16	194	210	720
D19	141	160	380	D19	231	250	860
D22	158	180	440	D22	268	290	990
D25	175	200	500	D25	305	330	1130

記号凡例
 Le : 有効埋込み深さ(一般部:Le≥7da, 開口部:Le≥12da)
 L : 埋込み深さ (L=Le+da)
 Ln : 有効定着長さ(一般部:Ln≥20da; ナット付き, 開口部:Ln≥40da+5da)

特記なき限り下記による。

印: 既設壁撤去(鉄筋はつり出し)範囲を示す。

印: 既設壁撤去範囲を示す。



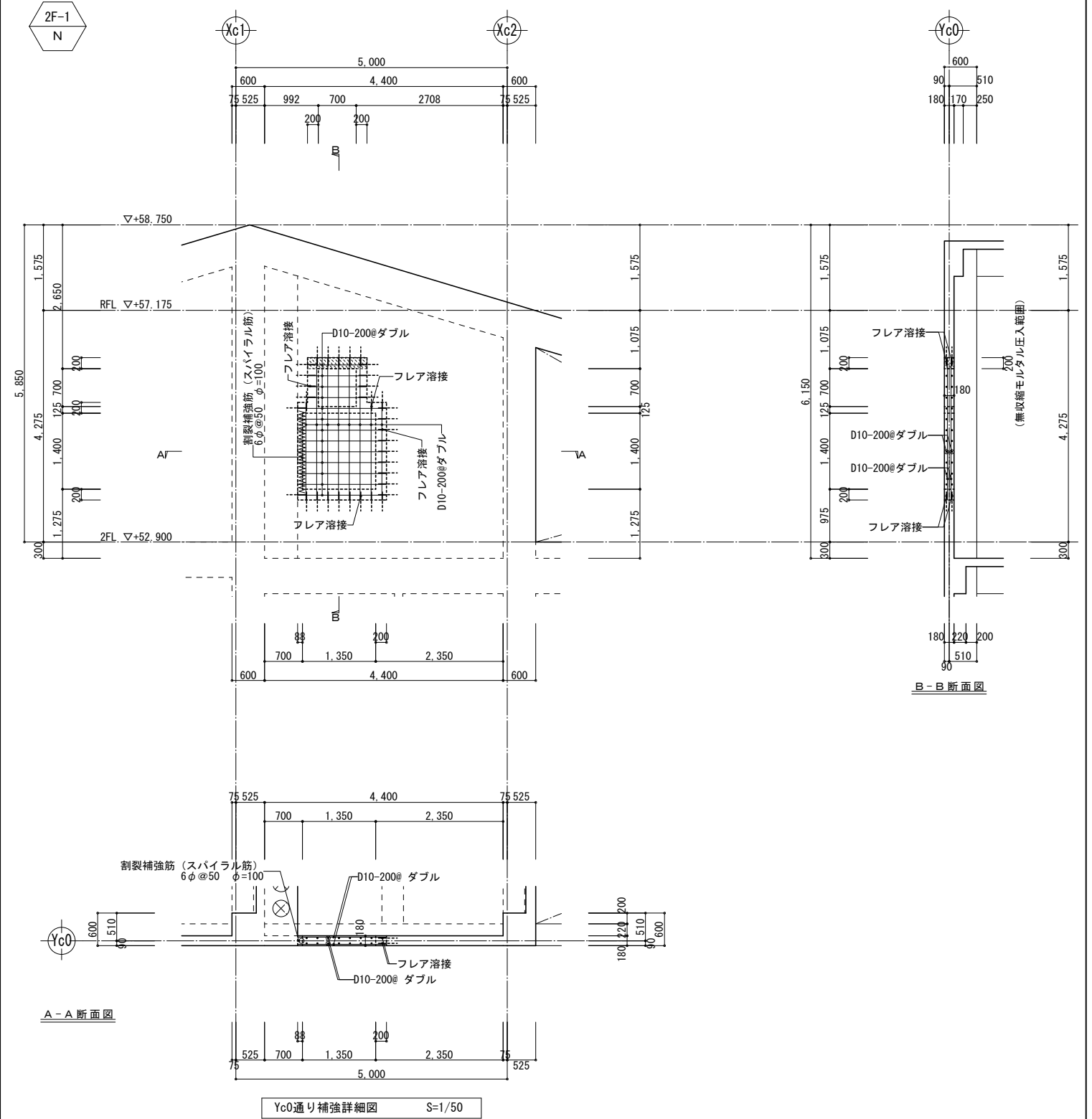
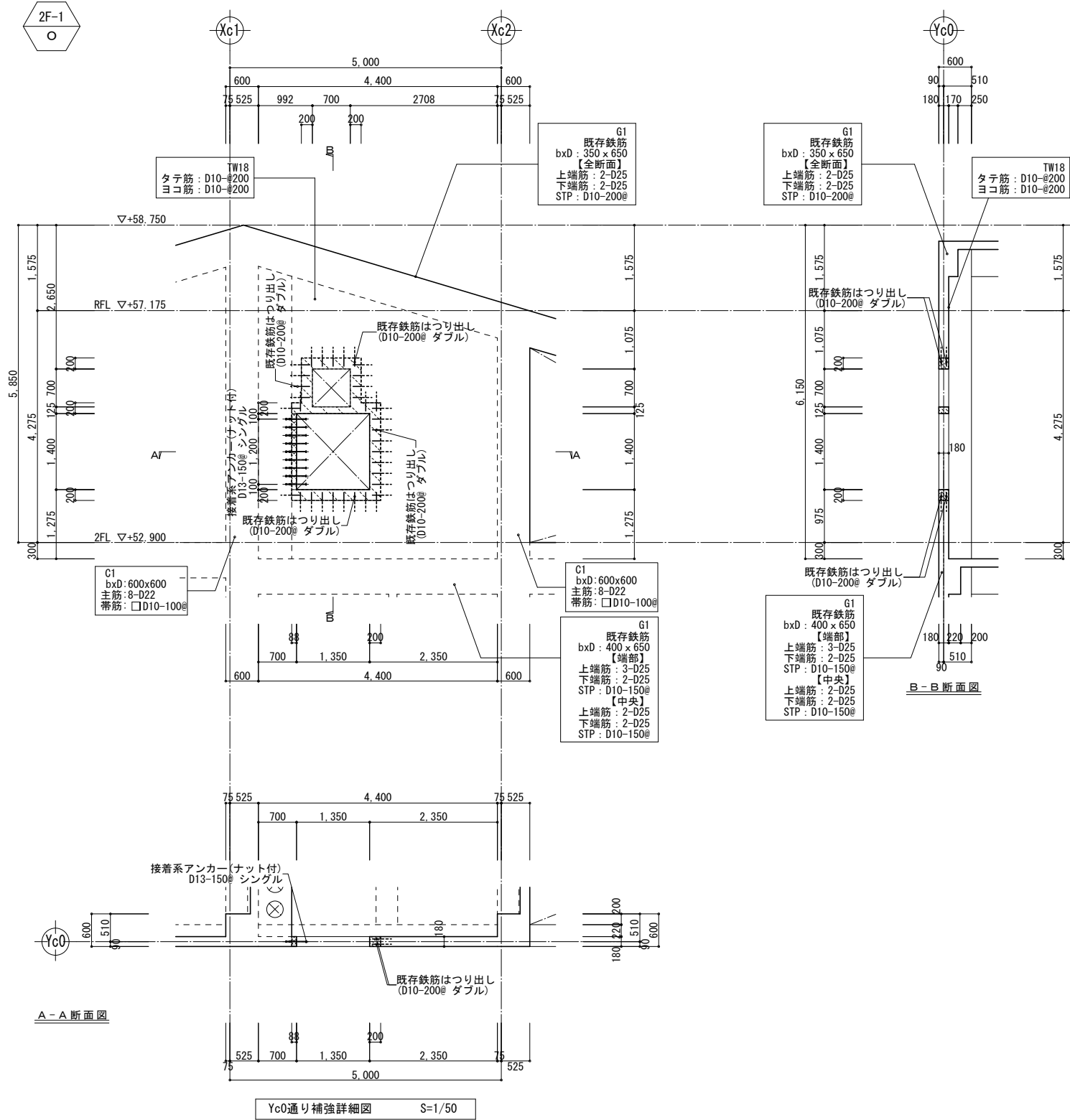
Xc3通り補強詳細図 S=1/50

特記なき限り下記による。

印: 無収縮モルタル圧入範囲を示す。

D10	D13	D16	D19	D22	D25	D29
○	×	●	●	○	○	×

工事名	沼田浄化センター(管理棟等)耐震補強・改修工事		
図面名称	管理棟 1階補強詳細図(4)		
検収年月	令和 8 年 3 月	縮尺	1:50
受託業者	株式会社ドーコン	図面番号	S-14



接着系アンカー配筋標準

アンカー筋長さ				開口部			
一般部				開口部			
鉄筋径 (da)	Le	L	Ln	鉄筋径 (da)	Le	L	Ln
D13	97	110	260	D13	157	170	590
D16	114	130	320	D16	194	210	720
D19	141	160	380	D19	231	250	860
D22	158	180	440	D22	268	290	990
D25	175	200	500	D25	305	330	1130

記号凡例
 Le : 有効埋込み深さ(一般部: $Le \geq 7da$, 開口部: $Le \geq 12da$)
 L : 埋込み深さ ($L = Le + da$)
 Ln : 有効定着長さ(一般部: $Ln \geq 20da$; カット付き, 開口部: $Ln \geq 40da + 5da$)

特記なき限り下記による。

印: 既設壁撤去(鉄筋はつり出し)範囲を示す。

印: 既設壁撤去範囲を示す。

特記なき限り下記による。

印: 無収縮モルタル圧入範囲を示す。

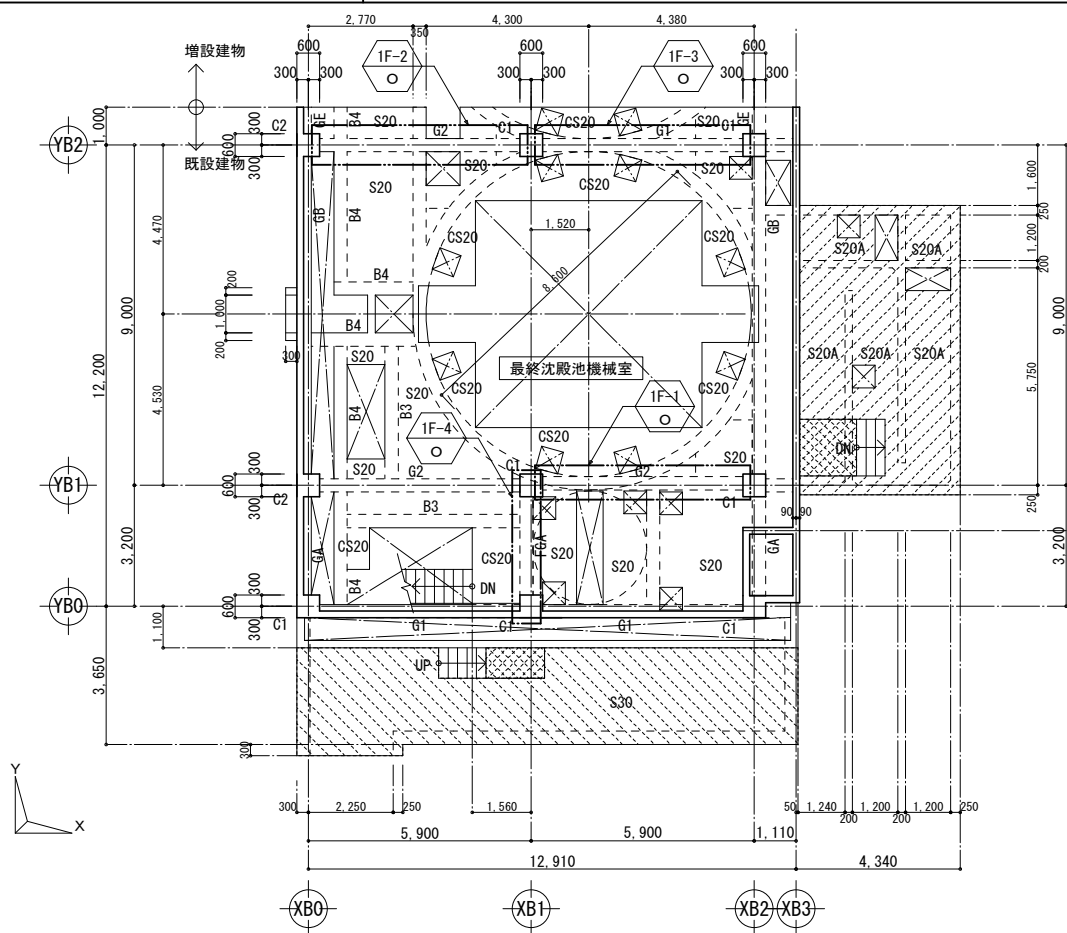
D10	D13	D16	D19	D22	D25	D29
●	×	■	●	○	○	×

工事名	沼田浄化センター(管理棟等)耐震補強・改修工事		
図面名称	管理棟 2階補強詳細図(1)		
検収年月	令和 8 年 3 月	縮尺	1:50
受託業者	株式会社 ドーコン	図面番号	S-15

1階伏図

S=1/100

補強前



1階伏図 S=1/100
(見下げ図)

特記なき限り下記による。

基準レベル	: 1FL=V+49.750
梁上端レベル	: -50
スラブ上端レベル	: ±0
スラブ	: S20
壁	: W18A
印レベル	: -1750
印レベル	: -950
印レベル	: -150

凡例

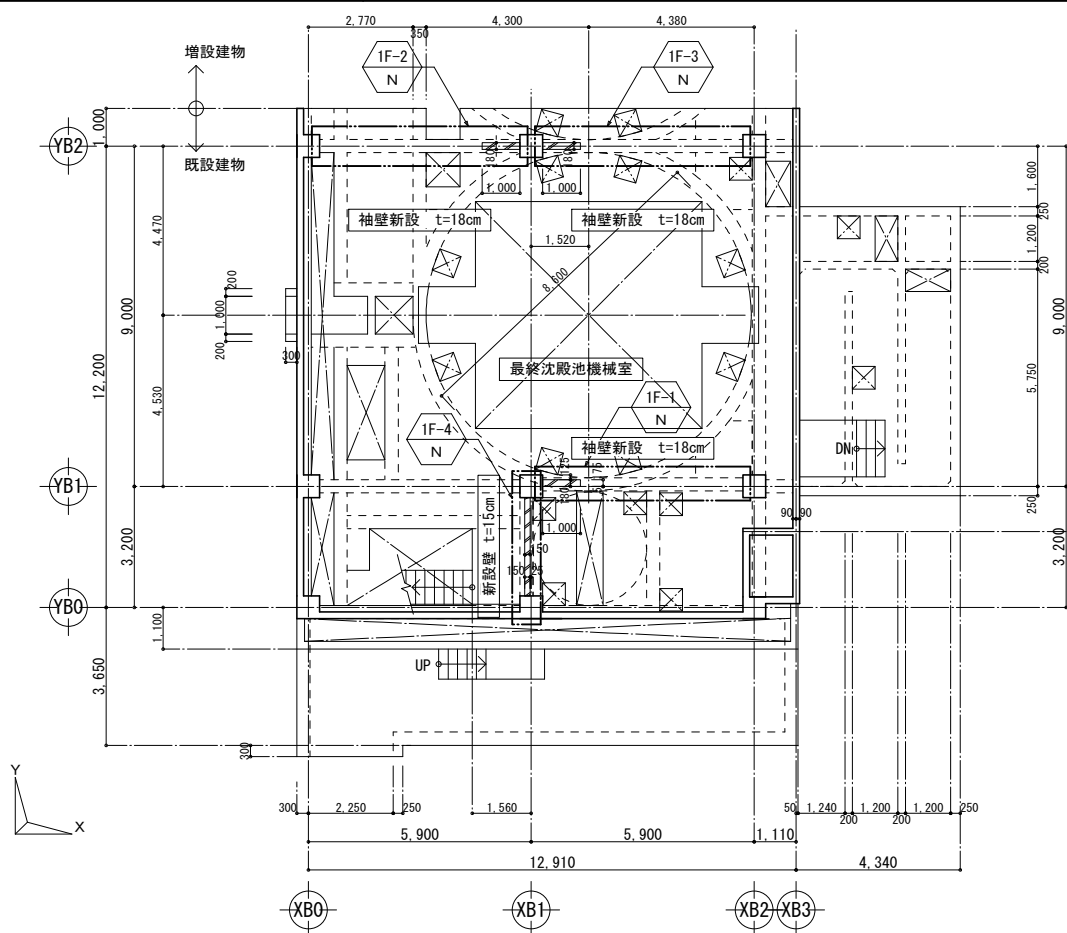
特記なき限り下記による。

	部位番号 を示す。
	○ : 補強前、N : 補強後
	改修工事範囲

1階伏図

S=1/100

補強後



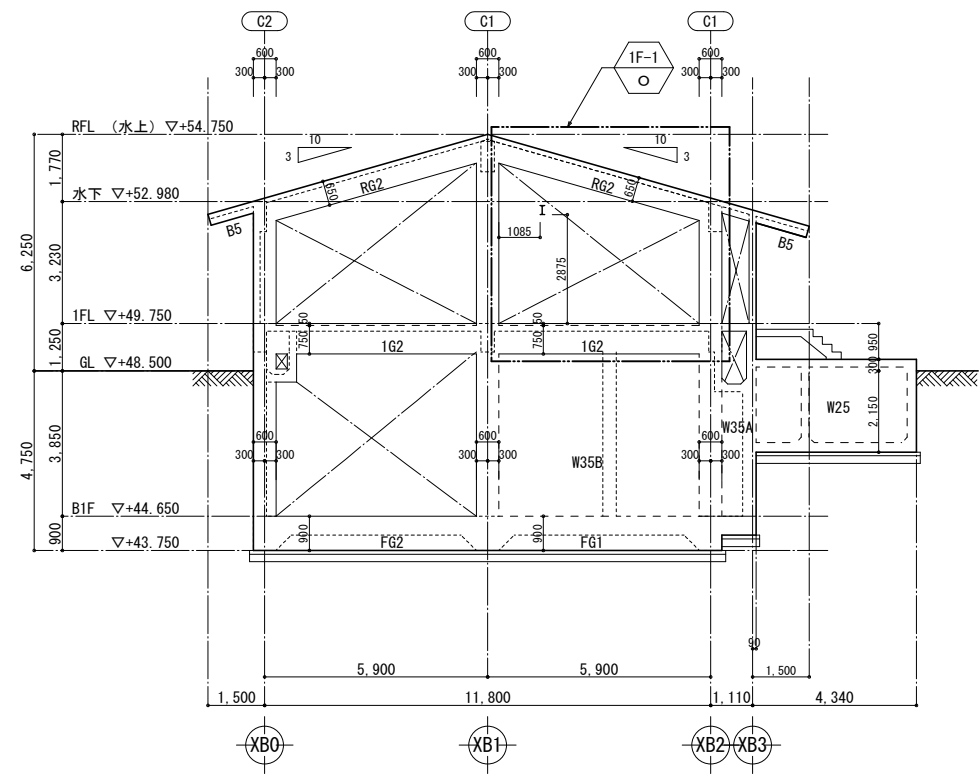
1階伏図 S=1/100
(見下げ図)

凡例

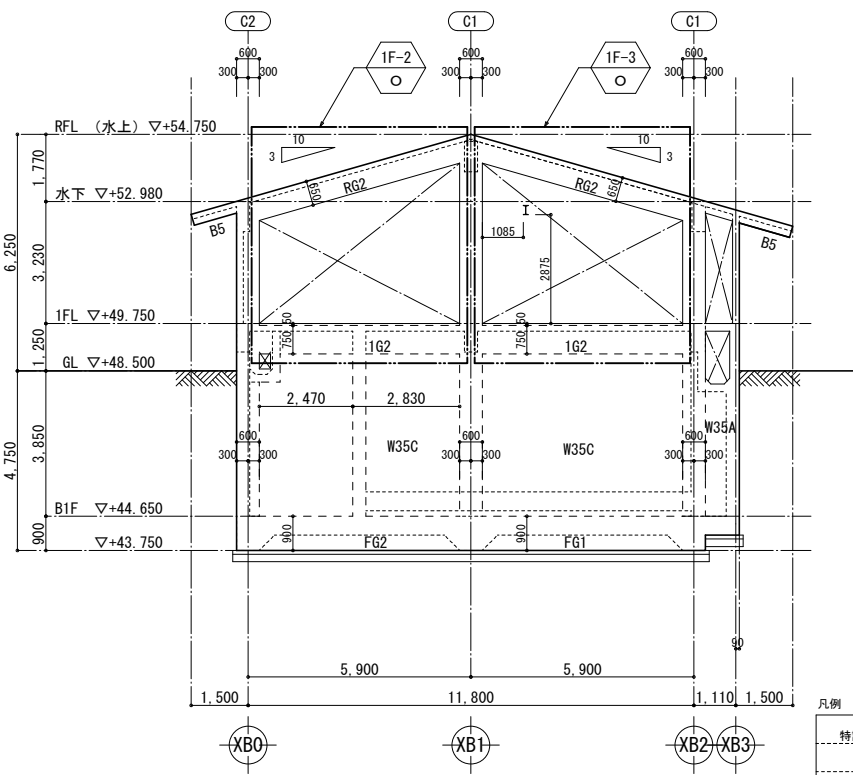
特記なき限り下記による。

	印 : RC壁新設を示す。
	部位番号 を示す。
	○ : 補強前、N : 補強後
	改修工事範囲

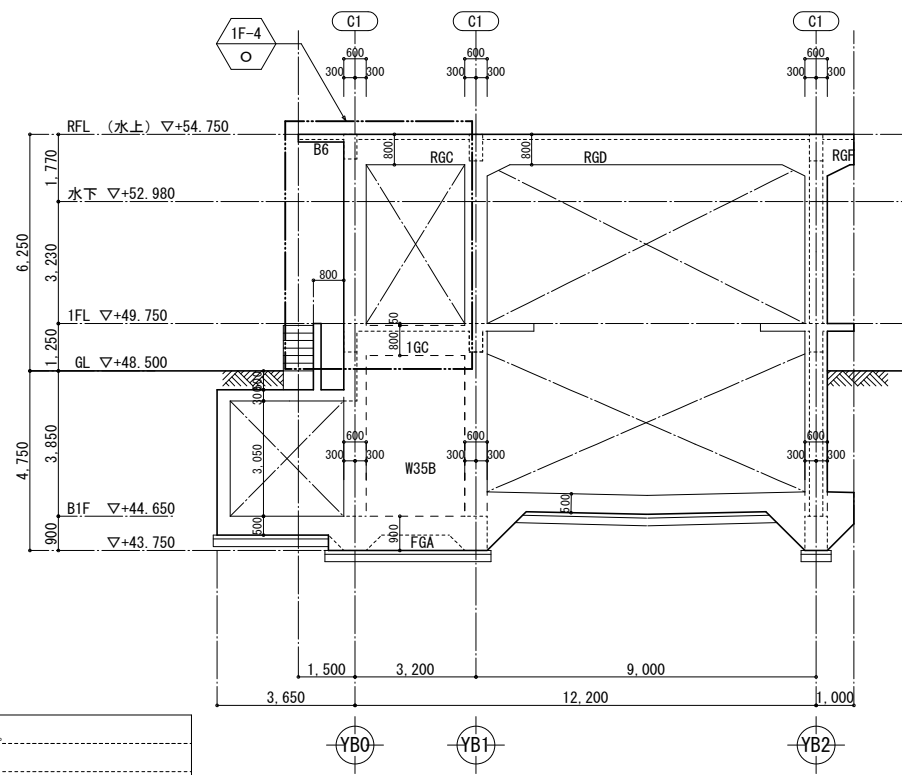
工事名	沼田浄化センター（管理棟等）耐震補強・改修工事		
図面名称	最終沈殿池（既設棟）伏図（改修前後）		
検収年月	令和 8 年 3 月	縮尺	1:100
受託業者	株式会社ドーコン	図面番号	S-16



YB1通り軸組図 S=1/100



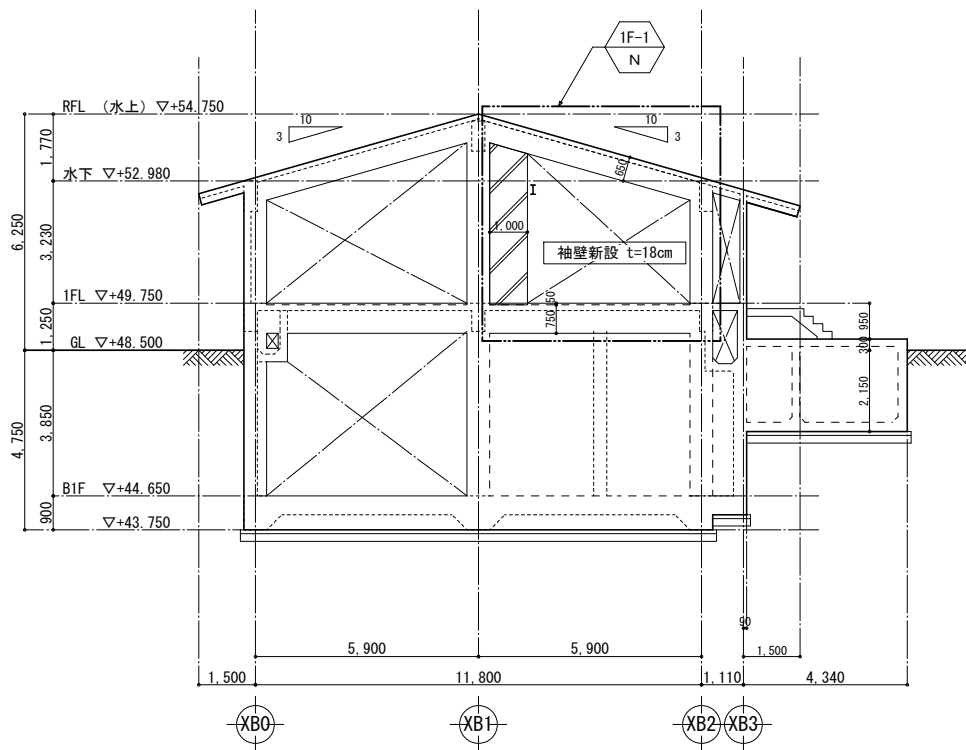
YB2通り軸組図 S=1/100



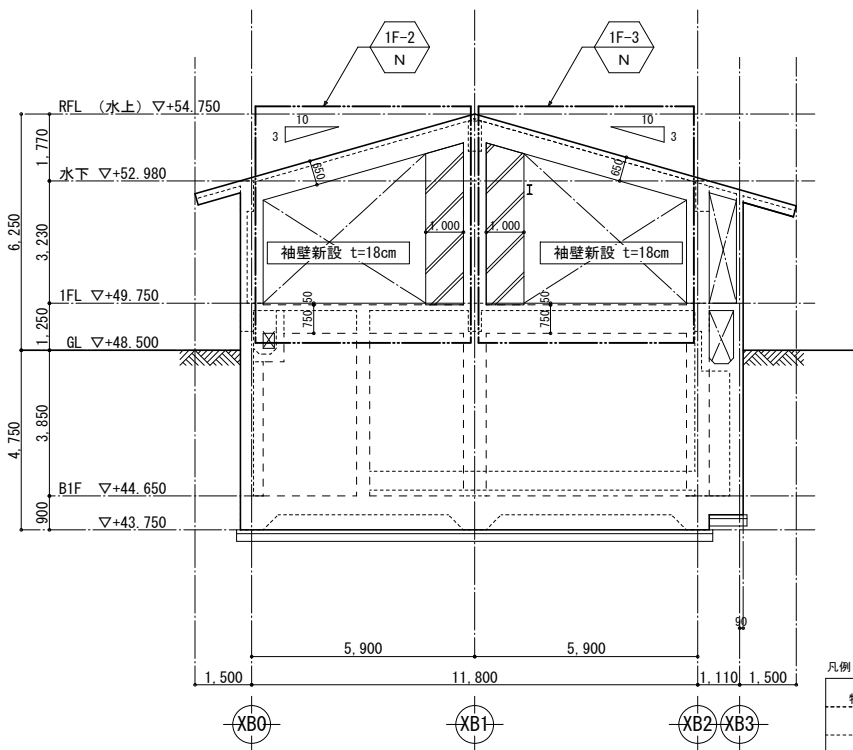
XB1通り軸組図 S=1/100

特記なき限り下記による。
印は柱番号を示す。

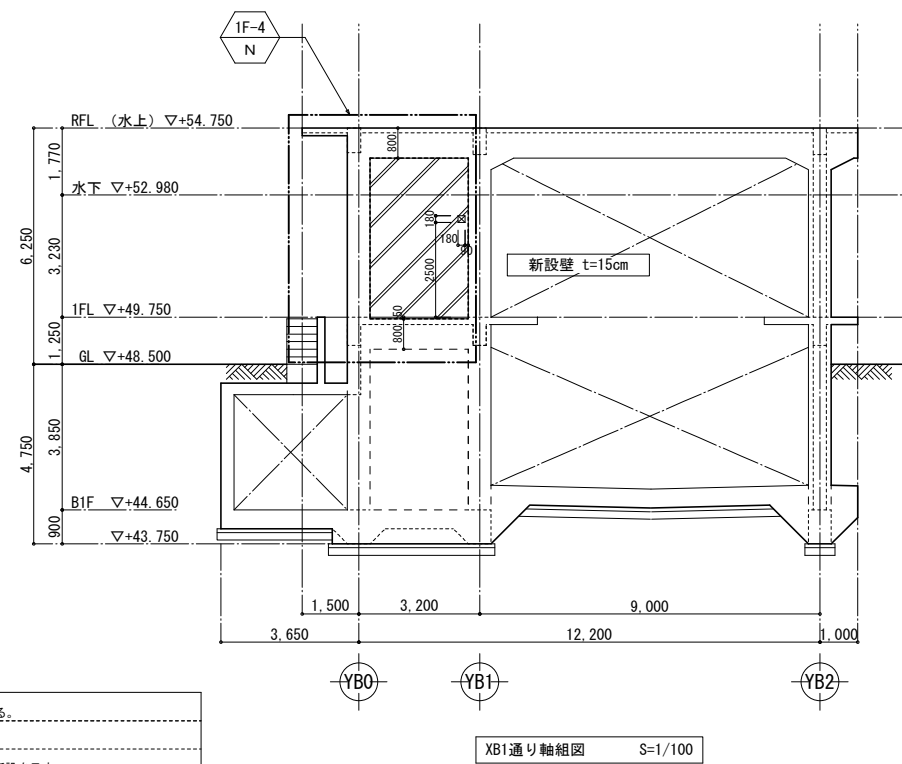
凡例
特記なき限り下記による。
○ 部位番号 を示す。
○ : 補強前、N : 補強後
印 : 改修工事範囲



YB1通り軸組図 S=1/100



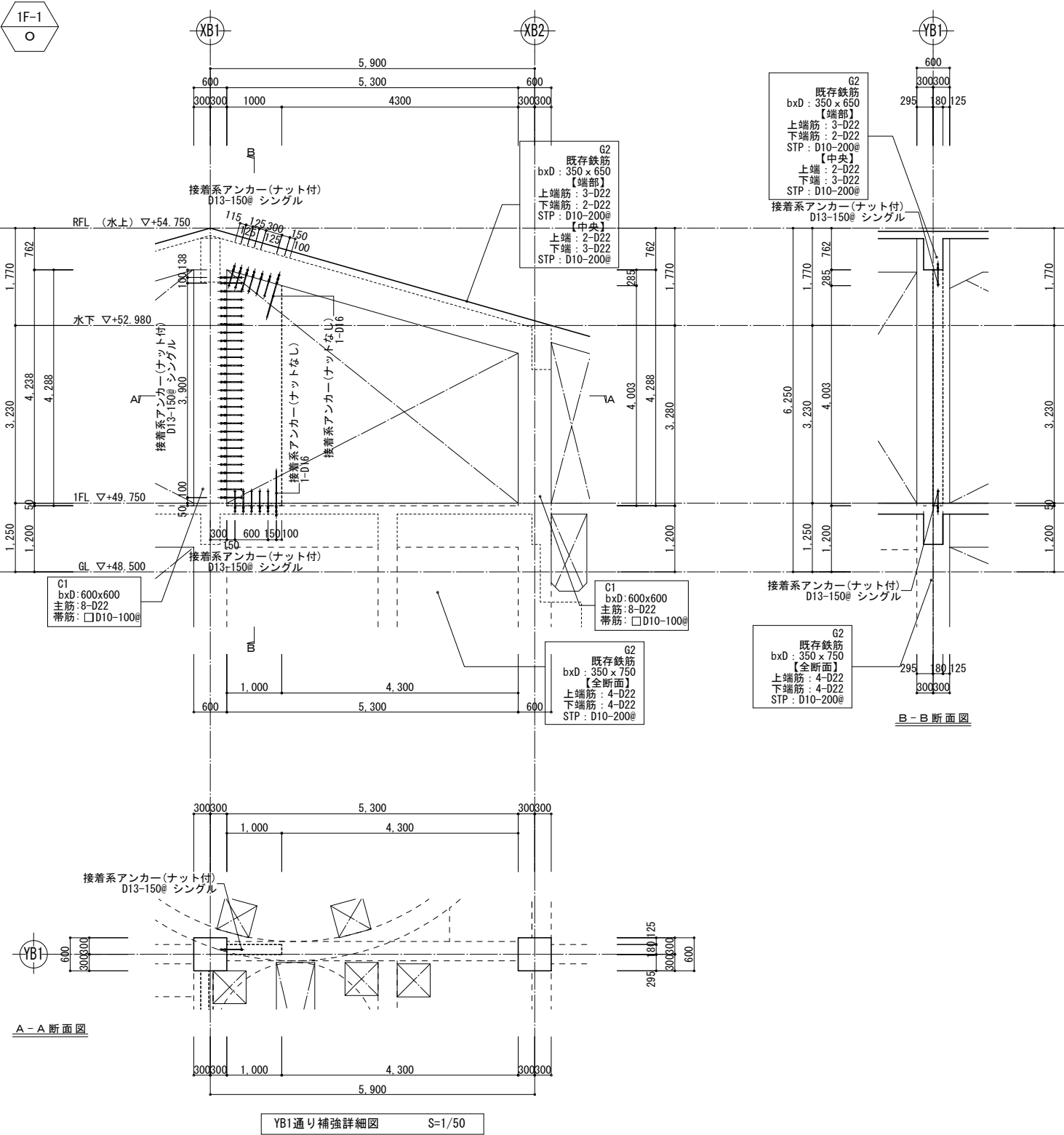
YB2通り軸組図 S=1/100



XB1通り軸組図 S=1/100

凡例
特記なき限り下記による。
印 : RC壁新設を示す。
○ 部位番号 を示す。
○ : 補強前、N : 補強後
印 : 改修工事範囲

工事名	沼田浄化センター（管理棟等）耐震補強・改修工事		
図面名称	最終沈殿池（既設棟）軸組図（改修前後）		
検収年月	令和 8 年 3 月	縮尺	1:100
受託業者	株式会社ドーコン	図面番号	S-17



YB1通り補強詳細図 S=1/50

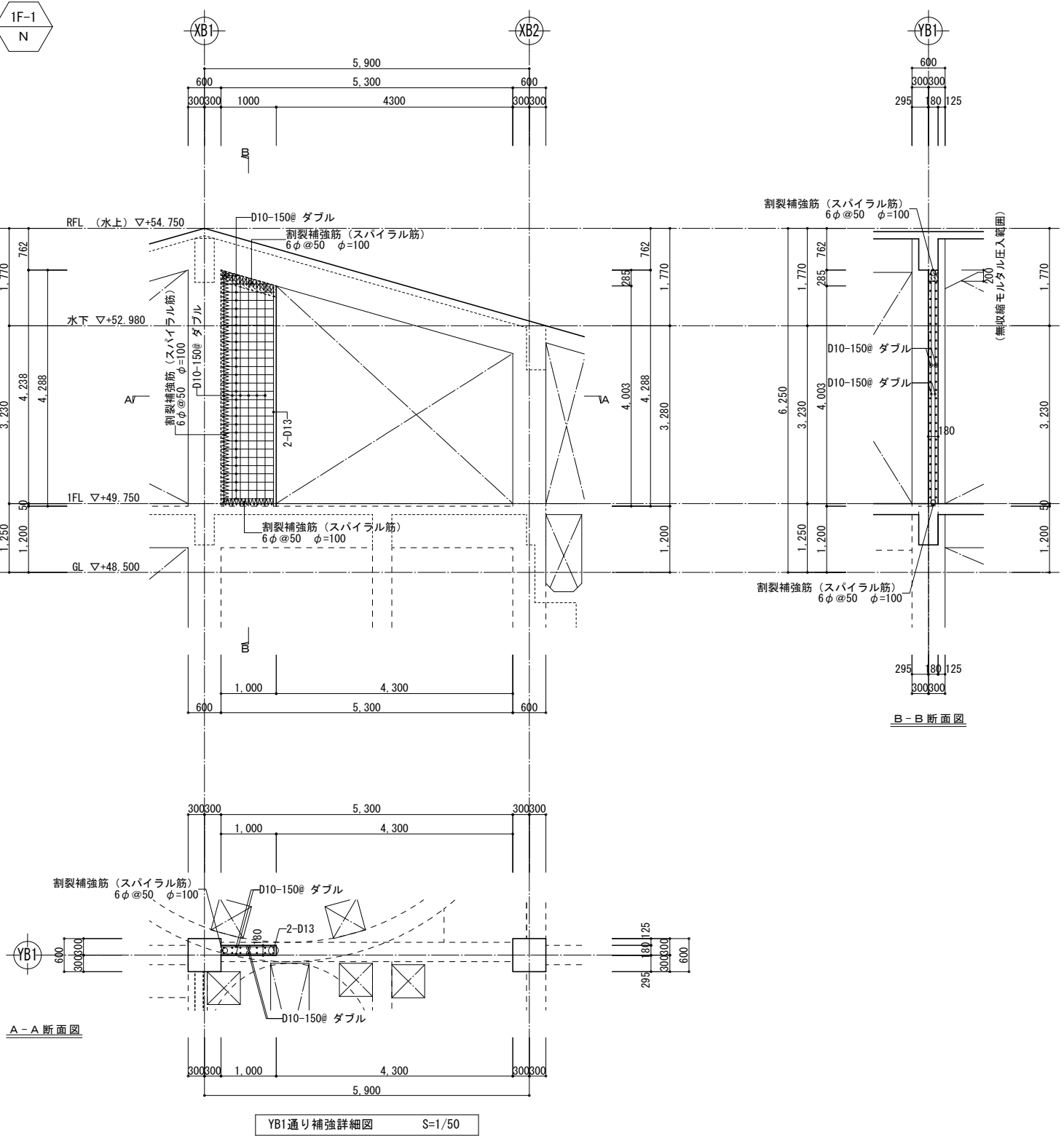
接着系アンカー配筋標準

アンカー筋長さ				開口部			
鉄筋径 (da)	Le	L	Ln	鉄筋径 (da)	Le	L	Ln
D13	97	110	260	D13	157	170	590
D16	114	130	320	D16	194	210	720
D19	141	160	380	D19	231	250	860
D22	158	180	440	D22	268	290	990
D25	175	200	500	D25	305	330	1130

記号凡例
 Le : 有効埋込み深さ(一般部:Le≥7da, 開口部:Le≥12da)
 L : 埋込み深さ (L=Le+da)
 Ln : 有効定着長さ(一般部:Ln≥20da; ナット付き, 開口部:Ln≥40da+5da)

特記なき限り下記による。

印: 既設壁撤去(鉄筋はつり出し)範囲を示す。



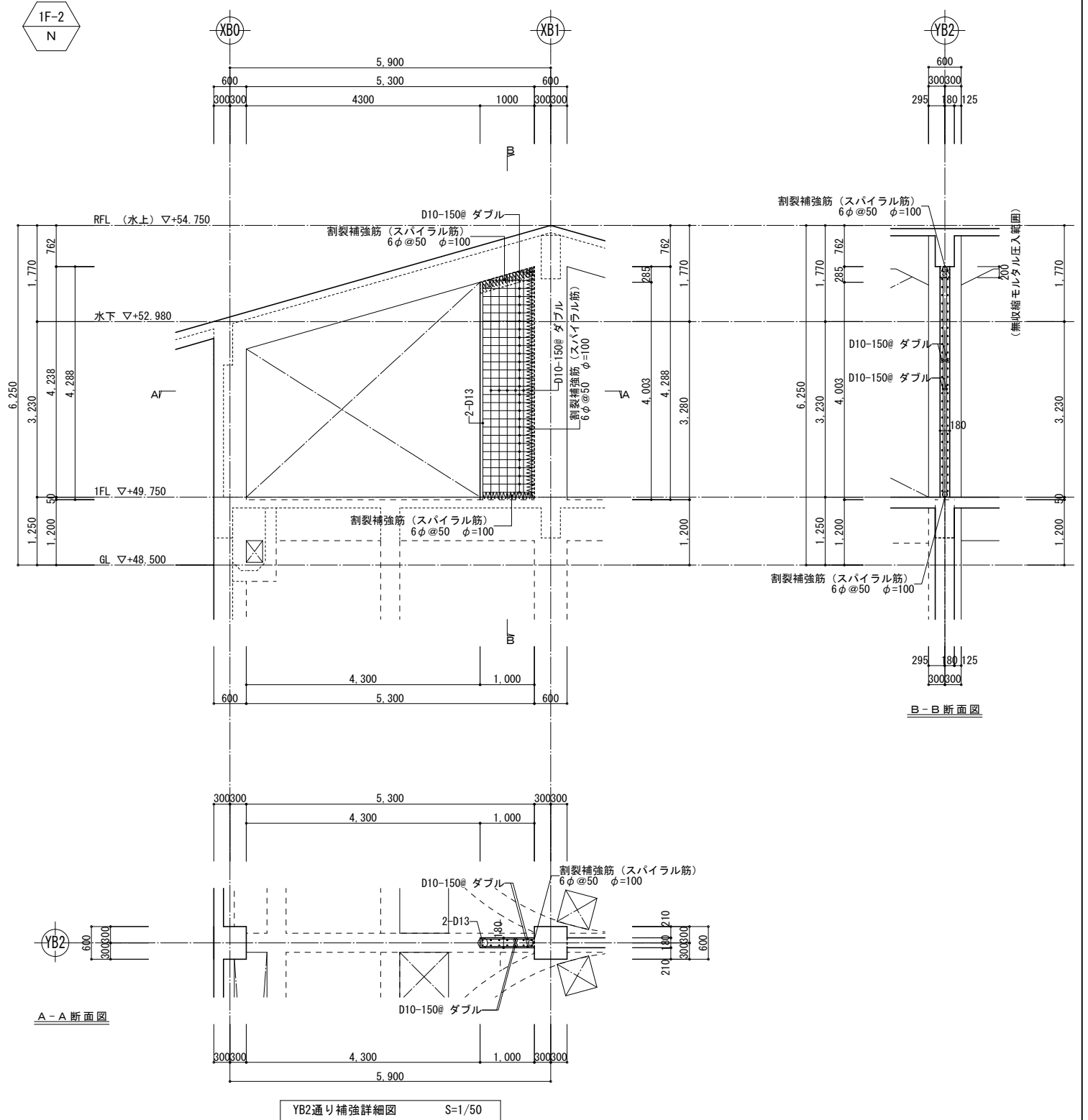
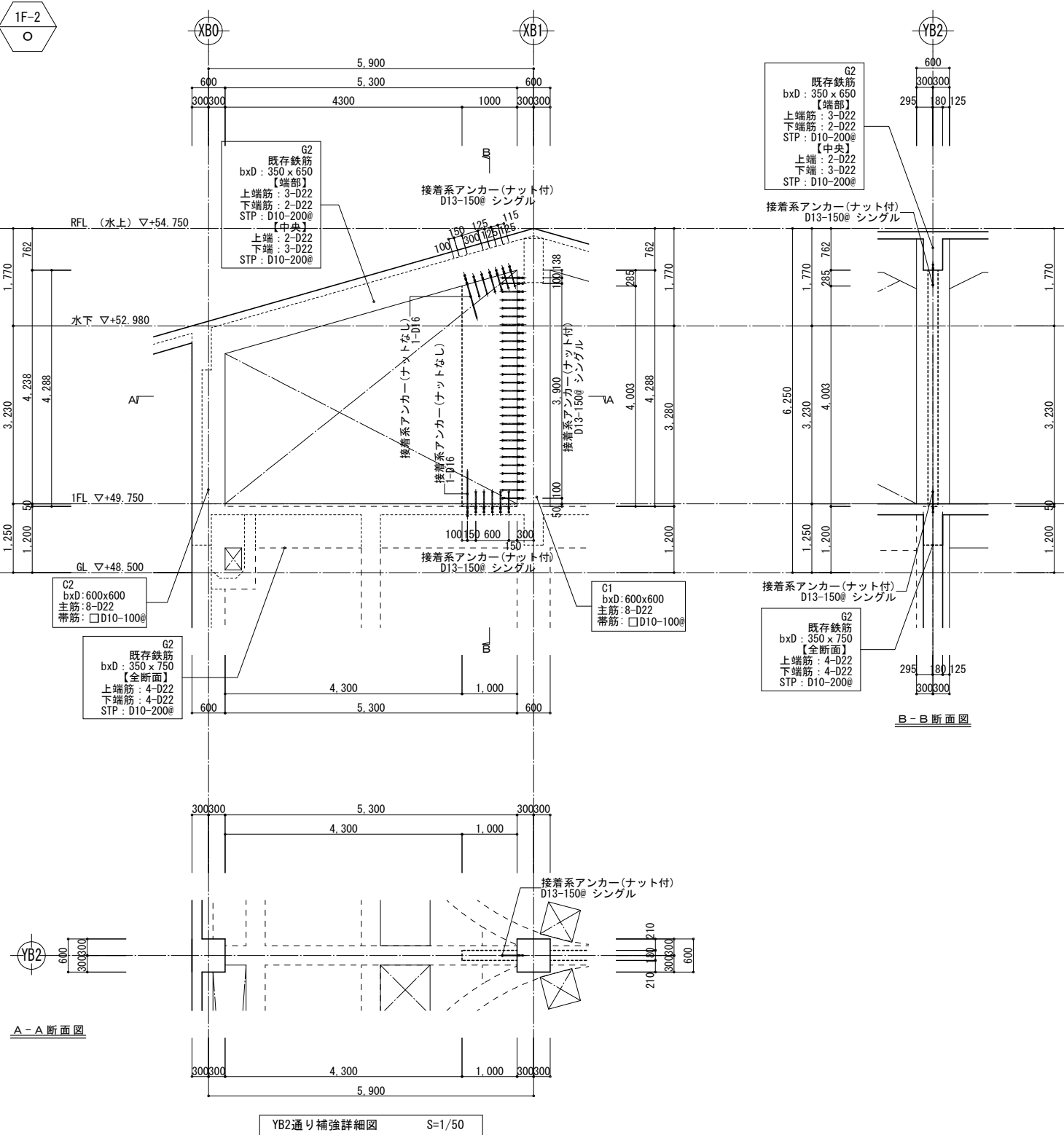
YB1通り補強詳細図 S=1/50

特記なき限り下記による。

印: 無収縮モルタル圧入範囲を示す。

D10	D13	D16	D19	D22	D25	D29
●	×	#	●	○	○	×

工事名	沼田浄化センター(管理棟等)耐震補強・改修工事		
図面名称	最終沈殿池(既設棟)1階補強詳細図(1)		
検収年月	令和 8 年 3 月	縮尺	1:50
受託業者	株式会社ドーコン	図面番号	S-18



接着系アンカー配筋標準

アンカー筋長さ				開口部			
一般部				開口部			
鉄筋径 (da)	Le	L	Ln	鉄筋径 (da)	Le	L	Ln
D13	97	110	260	D13	157	170	590
D16	114	130	320	D16	194	210	720
D19	141	160	380	D19	231	250	860
D22	158	180	440	D22	268	290	990
D25	175	200	500	D25	305	330	1130

記号凡例
 Le : 有効埋込み深さ(一般部:Le≥7da, 開口部:Le≥12da)
 L : 埋込み深さ (L=Le+da)
 Ln : 有効定着長さ(一般部:Ln≥20da; かつ付き, 開口部:Ln≥40da+5da)

特記なき限り下記による。

印: 既設壁撤去(鉄筋はつり出し)範囲を示す。

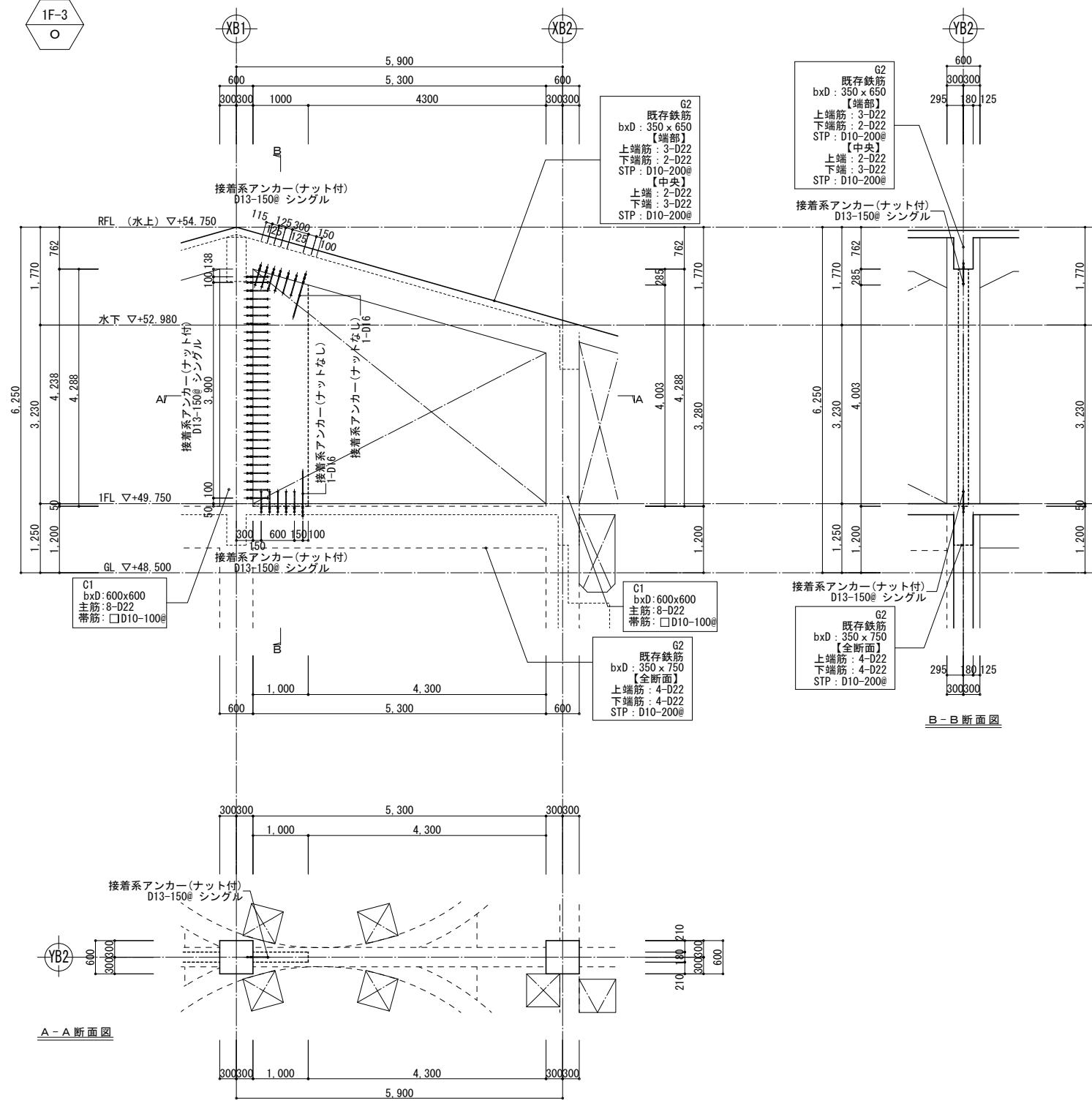
特記なき限り下記による。

印: 無収縮モルタル圧入範囲を示す。

鉄筋記号凡例

D10	D13	D16	D19	D22	D25	D29
●	×	#	●	○	○	×

工事名	沼田浄化センター(管理棟等)耐震補強・改修工事		
図面名称	最終沈殿池(既設棟)1階補強詳細図(2)		
検収年月	令和 8 年 3 月	縮尺	1:50
受託業者	株式会社ドーコン	図面番号	S-19



YB2通り補強詳細図 S=1/50

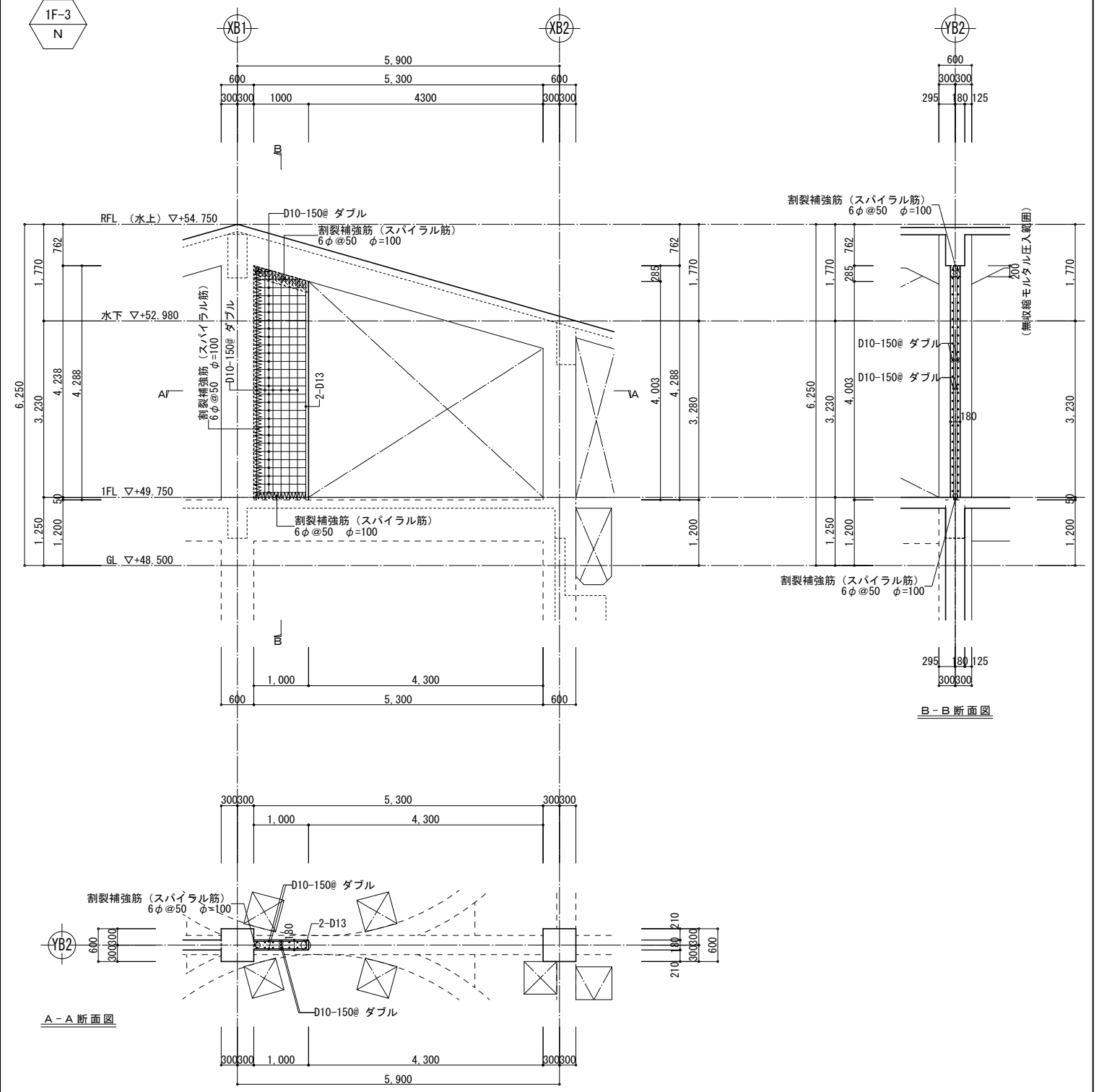
接着系アンカー配筋標準

アンカー筋長さ		開口部					
一般部				鉄筋径 (da)	Le	L	Ln
D13	97	110	260	D13	157	170	590
D16	114	130	320	D16	194	210	720
D19	141	160	380	D19	231	250	860
D22	158	180	440	D22	268	290	990
D25	175	200	500	D25	305	330	1130

記号凡例
 Le : 有効埋込み深さ(一般部: $Le \geq 7da$, 開口部: $Le \geq 12da$)
 L : 埋込み深さ ($L = Le + da$)
 Ln : 有効定着長さ(一般部: $Ln \geq 20da$; カット付き, 開口部: $Ln \geq 40da + 5da$)

特記なき限り下記による。

印: 既設壁撤去(鉄筋はつり出し)範囲を示す。



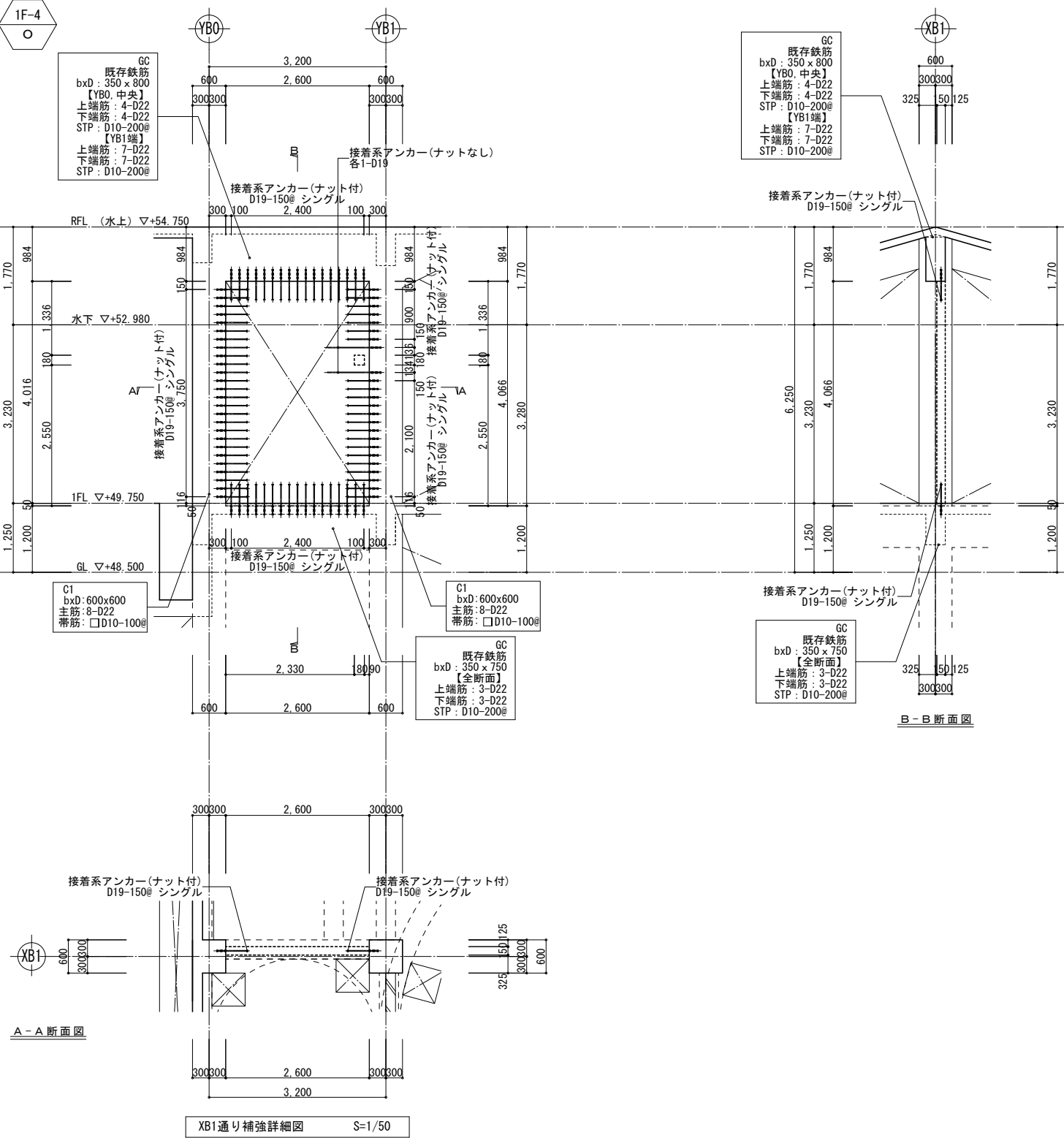
YB2通り補強詳細図 S=1/50

特記なき限り下記による。

印: 無収縮モルタル圧入範囲を示す。

D10	D13	D16	D19	D22	D25	D29
●	×	#	●	○	○	×

工事名	沼田浄化センター(管理棟等)耐震補強・改修工事		
図面名称	最終沈殿池(既設棟)1階補強詳細図(3)		
検収年月	令和8年3月	縮尺	1:50
受託業者	株式会社ドーコン	図面番号	S-20



XB1通り補強詳細図 S=1/50

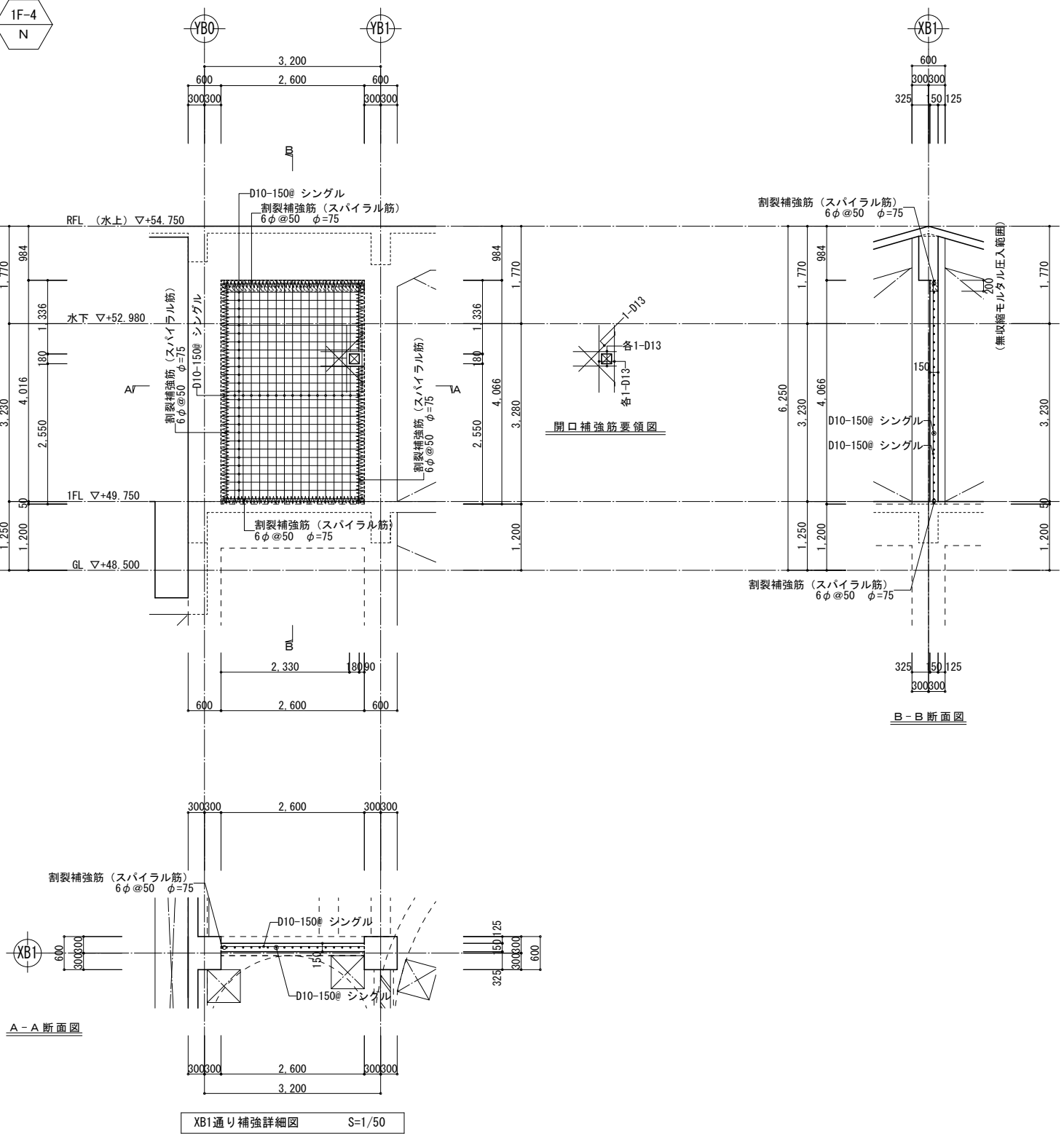
接着系アンカー配筋標準

		アンカー筋長さ			開口部		
		一般部			開口部		
鉄筋径 (da)	Le	L	Ln	鉄筋径 (da)	Le	L	Ln
D13	97	110	260	D13	157	170	590
D16	114	130	320	D16	194	210	720
D19	141	160	380	D19	231	250	860
D22	158	180	440	D22	268	290	990
D25	175	200	500	D25	305	330	1130

記号凡例
 Le : 有効埋込み深さ(一般部: $Le \geq 7da$, 開口部: $Le \geq 12da$)
 L : 埋込み深さ ($L = Le + da$)
 Ln : 有効定着長さ(一般部: $Ln \geq 20da$; 開口部: $Ln \geq 40da + 5da$)

特記なき限り下記による。

印: 既設壁撤去(鉄筋はつり出し)範囲を示す。



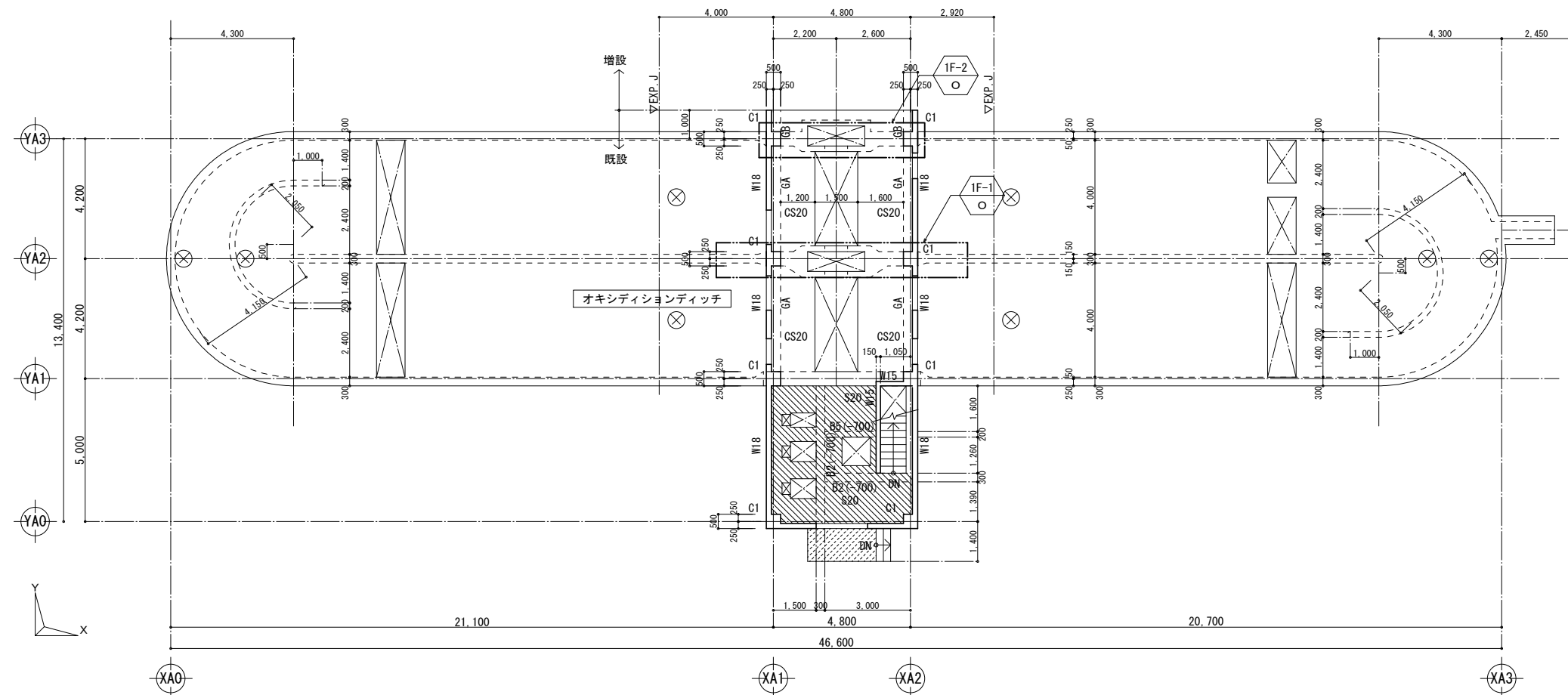
XB1通り補強詳細図 S=1/50

特記なき限り下記による。

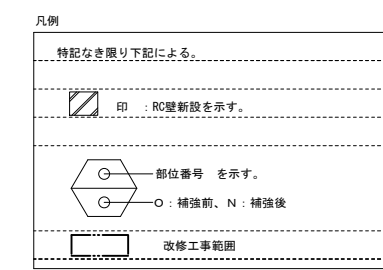
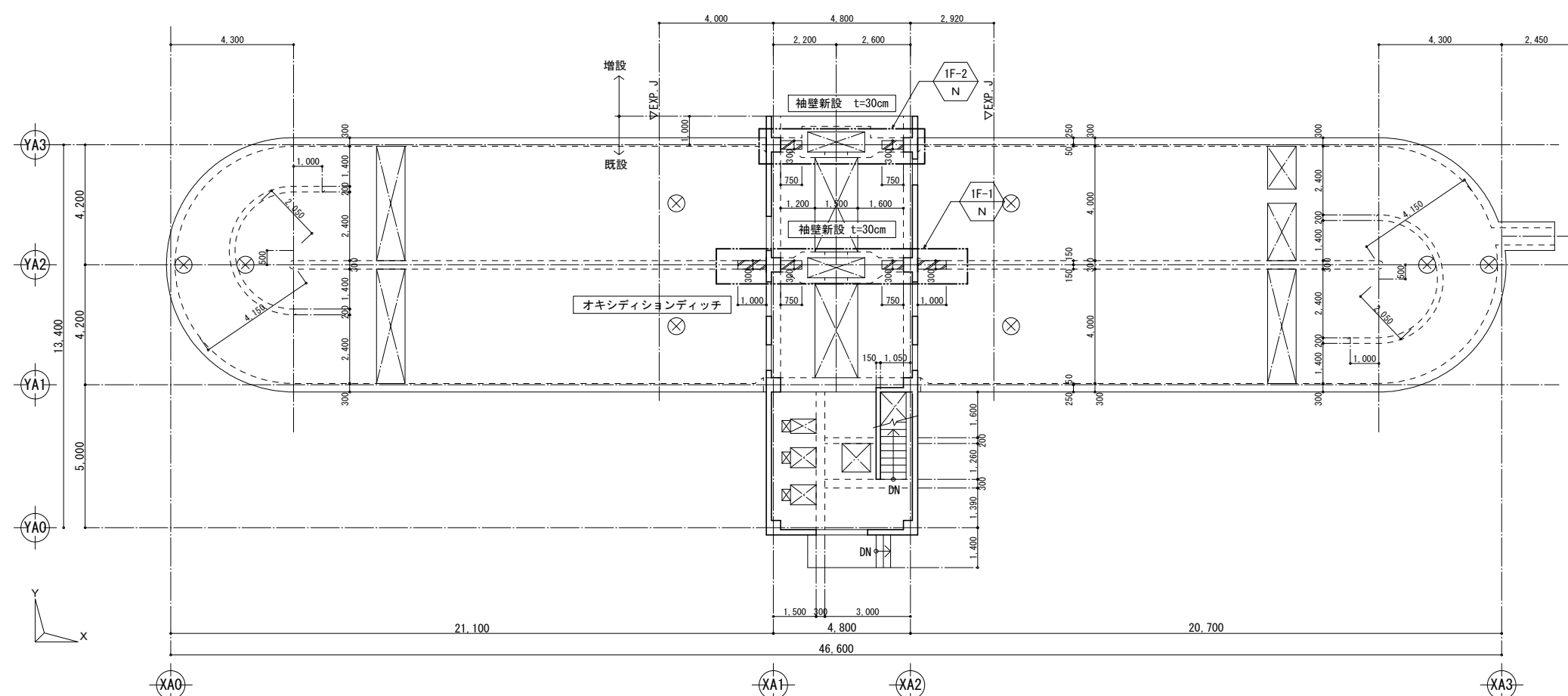
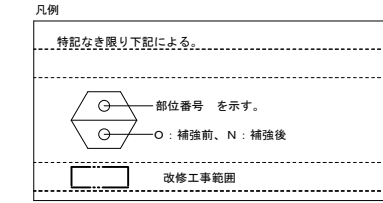
印: 無収縮モルタル圧入範囲を示す。

D10	D13	D16	D19	D22	D25	D29
○	×	#	●	○	○	×

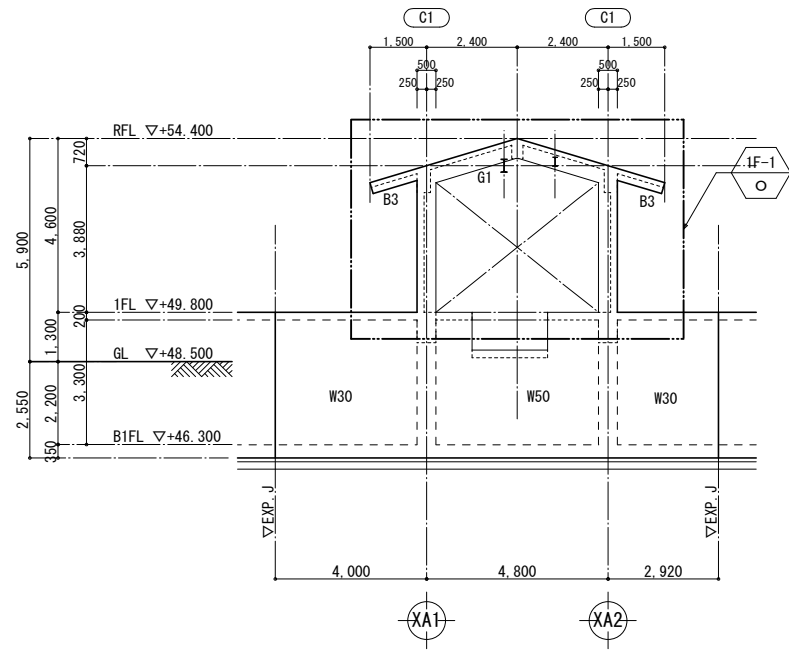
工事名	沼田浄化センター(管理棟等)耐震補強・改修工事		
図面名称	最終沈殿池(既設棟)1階補強詳細図(4)		
検収年月	令和8年3月	縮尺	1:50
受託業者	株式会社ドーコン	図面番号	S-21



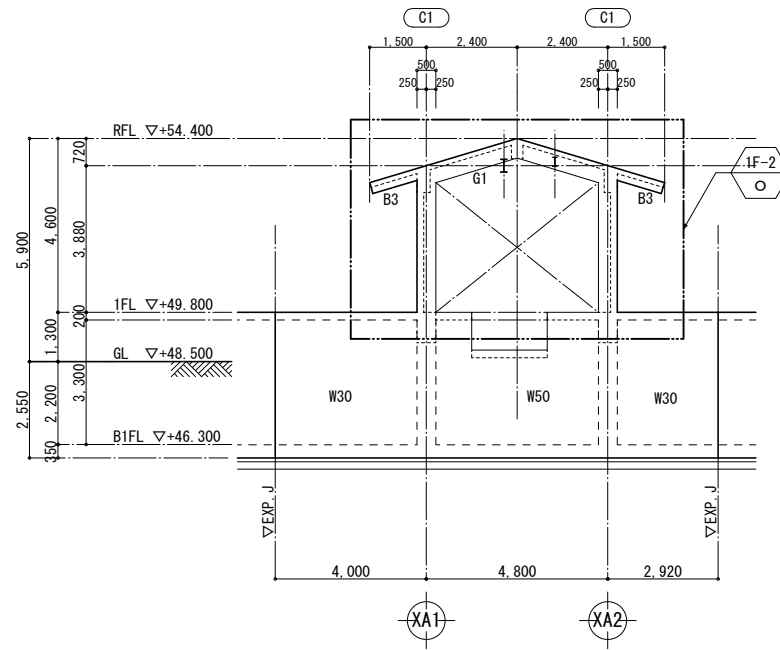
特記なき限り下記による。
 基準レベル : 1F=▽+49.800
 床・スラブ上端レベル : ±0
 スラブ : FS20
 壁 : W18
 印レベル : -700
 印レベル : -800



工事名	沼田浄化センター（管理棟等）耐震補強・改修工事		
図面名称	ポンプ室・オキシデーションディッチ1系 伏図（改修前後）		
検収年月	令和 8 年 3 月	縮尺	1:100
受託業者	株式会社ドーコン	図面番号	S-22



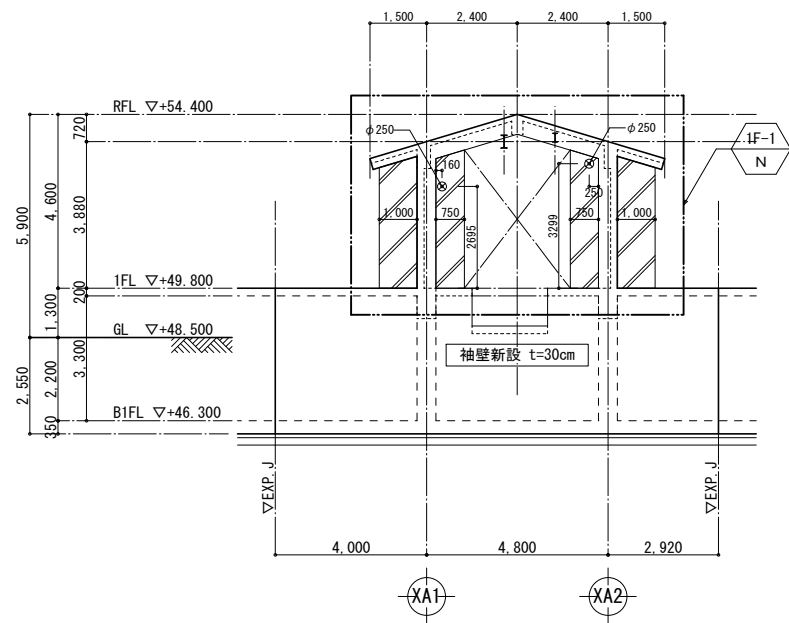
YA2通り軸組図 S=1/100



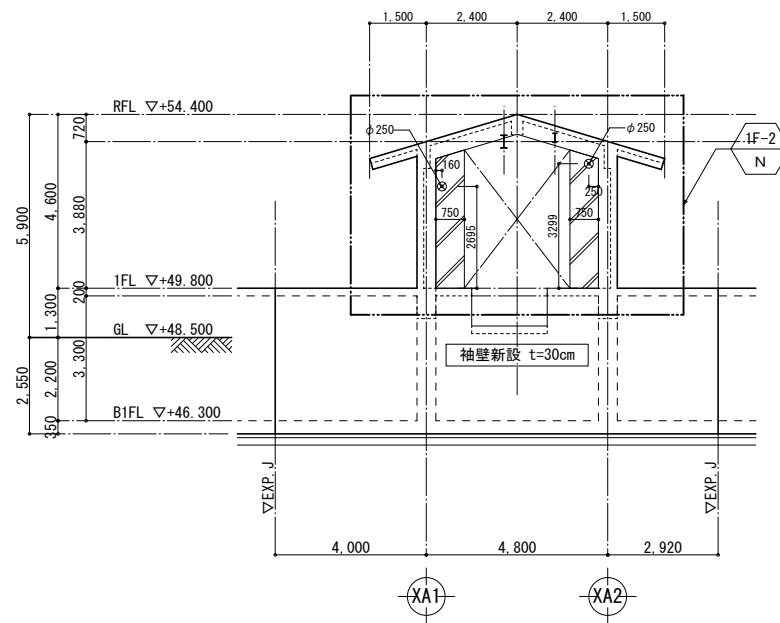
YA3通り軸組図 S=1/100

共通事項
 特記なき限り下記による。
 (Cn) 印は柱符号を示す。

凡例
 特記なき限り下記による。
 〇 部位番号 を示す。
 ○ : 補強前、N : 補強後
 〇 改修工事範囲



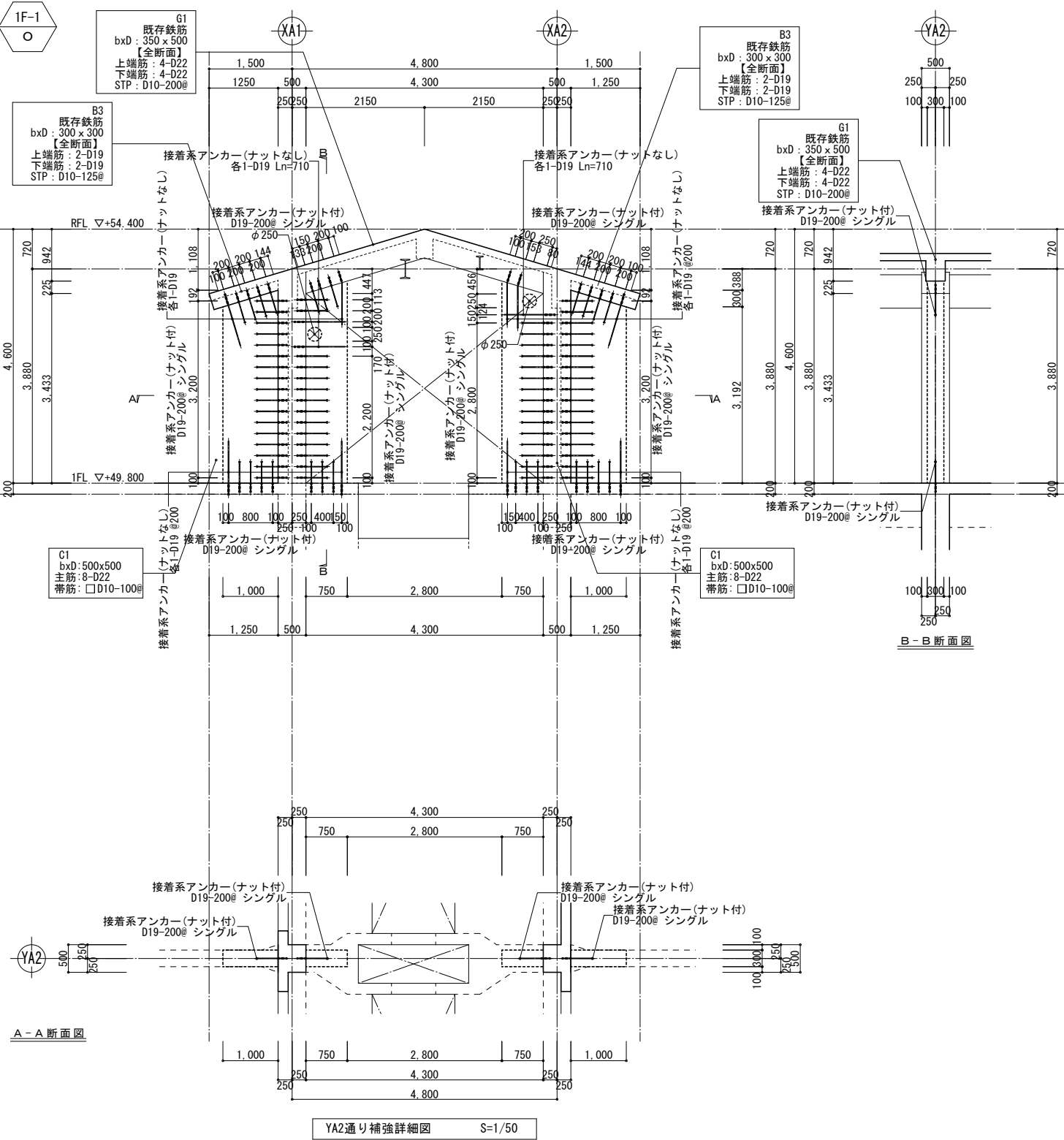
YA2通り軸組図 S=1/100



YA3通り軸組図 S=1/100

凡例
 特記なき限り下記による。
 〇 印 : RC壁新設を示す。
 〇 部位番号 を示す。
 ○ : 補強前、N : 補強後
 〇 改修工事範囲

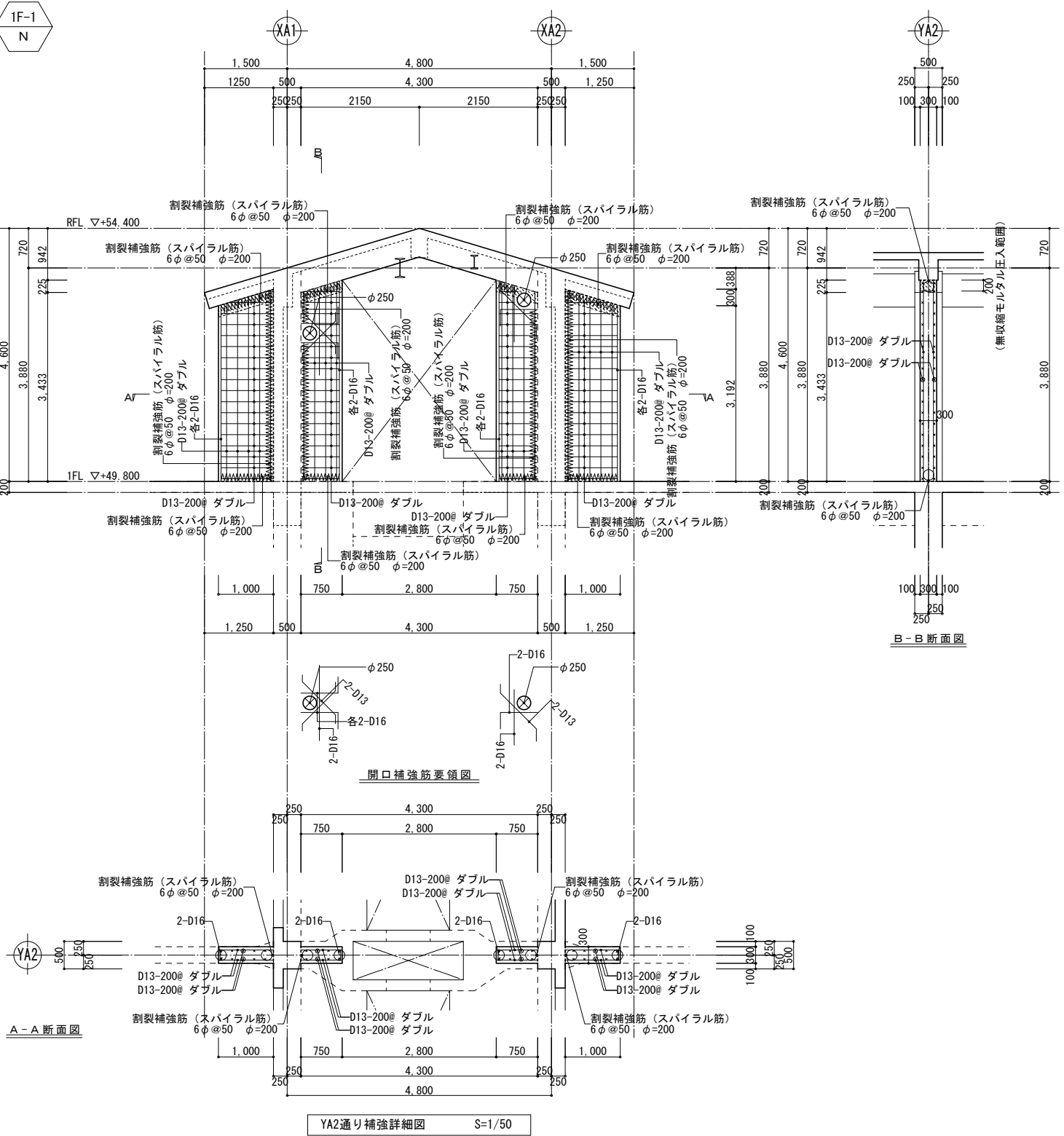
工事名	沼田浄化センター（管理棟等）耐震補強・改修工事		
図面名称	ポンプ室・オキシデーシオンディッチ1系 軸組図（改修前後）		
検収年月	令和 8 年 3 月	縮尺	1:100
受託業者	株式会社ドーコン	図面番号	S-23



接着系アンカー配筋標準

アンカー筋長さ	開口部							
	鉄筋径 (da)	Le	L	Ln	鉄筋径 (da)	Le	L	Ln
一般部	D13	97	110	260	D13	157	170	590
	D16	114	130	320	D16	194	210	720
	D19	141	160	380	D19	231	250	860
	D22	158	180	440	D22	268	290	990
	D25	175	200	500	D25	305	330	1130

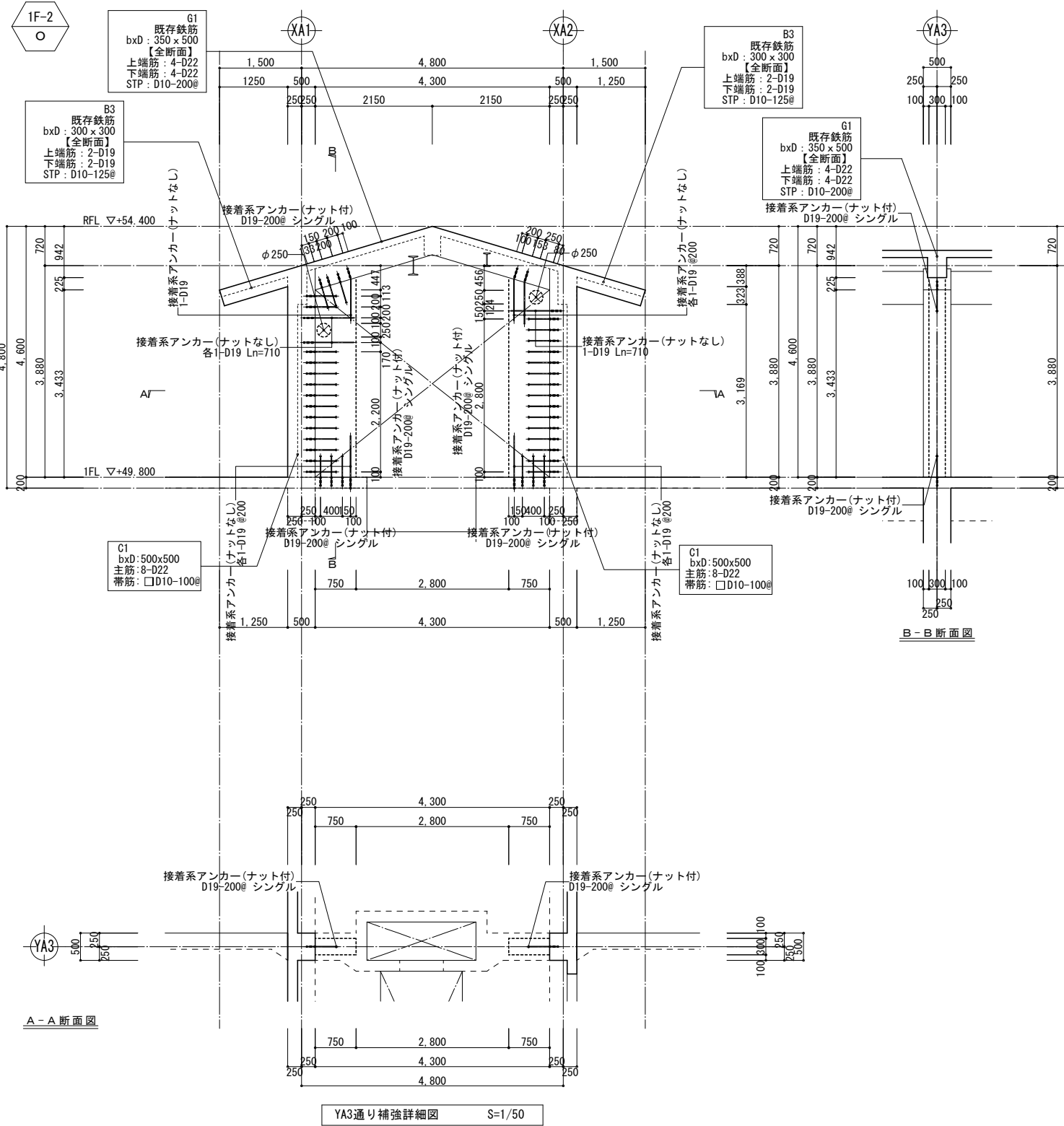
記号凡例
 Le : 有効埋込み深さ(一般部: Le ≥ 7da, 開口部: Le ≥ 12da)
 L : 埋込み深さ (L = Le + da)
 Ln : 有効定着長さ(一般部: Ln ≥ 20da; ナット付き, 開口部: Ln ≥ 40da + 5da)



特記なき限り下記による。
 印: 無収縮モルタル圧入範囲を示す。

D10	D13	D16	D19	D22	D25	D29
○	×	■	●	○	○	×

工事名	沼田浄化センター(管理棟等)耐震補強・改修工事		
図面名称	ポンプ室・オキシデーションディッチ1系 1階補強詳細図(1)		
検収年月	令和 8 年 3 月	縮尺	1:50
受託業者	株式会社ドーコン	図面番号	S-24

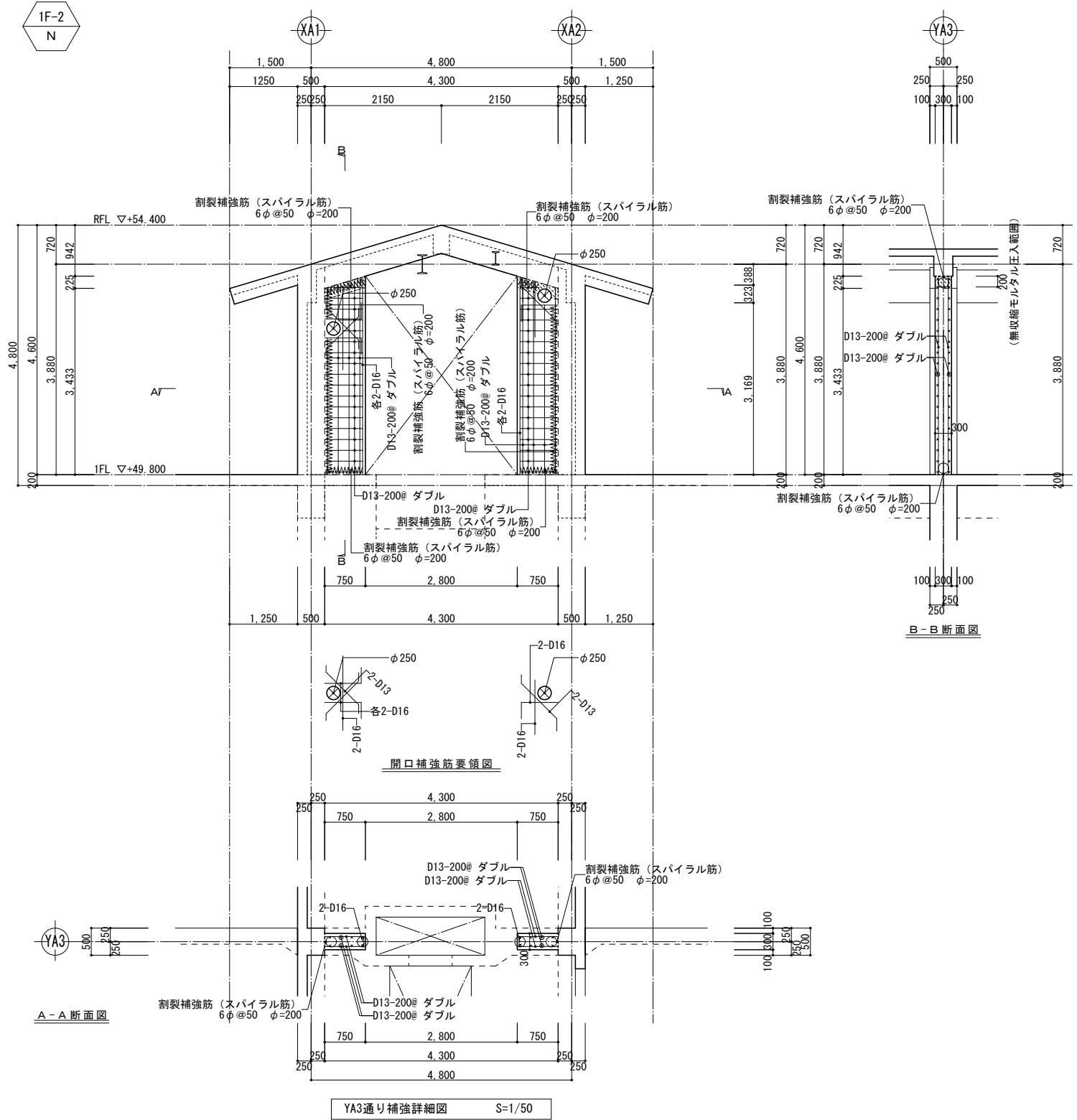


YA3通り補強詳細図 S=1/50

接着系アンカー配筋標準

アンカー筋長さ		開口部					
一般部		鉄筋径 (da)		鉄筋径 (da)		鉄筋径 (da)	
Le	L	Le	L	Le	L	Le	L
D13	97	110	260	D13	157	170	590
D16	114	130	320	D16	194	210	720
D19	141	160	380	D19	231	250	860
D22	158	180	440	D22	268	290	990
D25	175	200	500	D25	305	330	1130

記号凡例
 Le : 有効埋込み深さ(一般部:Le≥7da, 開口部:Le≥12da)
 L : 埋込み深さ (L=Le+da)
 Ln : 有効定着長さ(一般部:Ln≥20da; ナット付き, 開口部:Ln≥40da+5da)



YA3通り補強詳細図 S=1/50

特記なき限り下記による。
 印: 無収縮モルタル圧入範囲を示す。

D10	D13	D16	D19	D22	D25	D29
○	×	■	●	○	○	×

工事名	沼田浄化センター(管理棟等)耐震補強・改修工事		
図面名称	ポンプ室・オキシデーションディッチ1系 1階補強詳細図(2)		
検収年月	令和 8 年 3 月	縮尺	1:50
受託業者	株式会社 ドーコン	図面番号	S-25

Form with multiple columns: 1. 工事種目 (Construction Type), 2. 工事との取合い (Coordination with Work), 3. 配管 (Piping), 4. 機械設備 (Mechanical Equipment), 5. 電気配管 (Electrical Piping), 6. 貫通部の処理 (Penetration Treatment), 7. 吊り及び支持 (Hanging and Support), 8. スリーブ (Sleeve), 9. はつり及び穴あけ (Cutting and Drilling), 10. 耐震措置 (Seismic Measures), 11. 総合調整 (Overall Adjustment), 12. 試運転調整 (Commissioning Adjustment), 13. 仮設工事 (Temporary Work), 14. 土工事 (Earthwork), 15. 地業工事 (Groundwork), 16. コンクリート工事 (Concrete Work).

● 工事概要

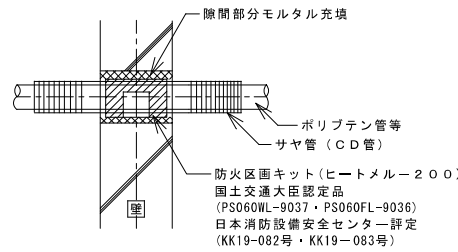
● 機械設備共通事項

● 機械設備共通事項

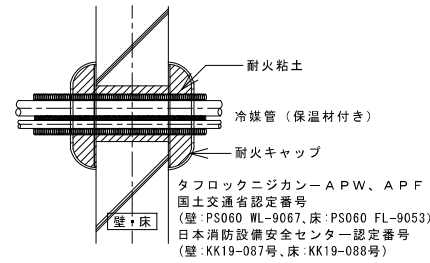
● 機械設備共通事項

Table with project details: 工事名 (Project Name), 図面名称 (Drawing Name), 検収年月 (Inspection Date), 受託業者 (Contractor).

○ 給水管・給湯管防火区画貫通部参考図

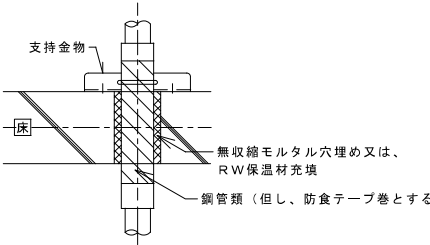
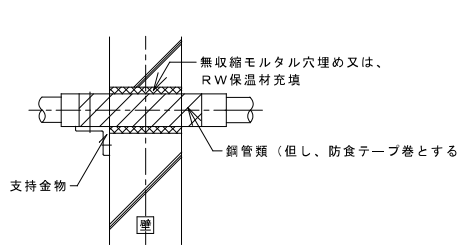


● 冷媒管防火区画貫通部参考図

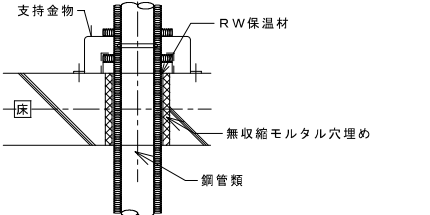
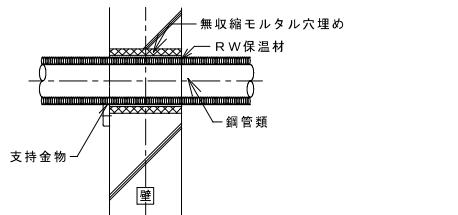


○ 鋼管類による防火区画貫通部参考図

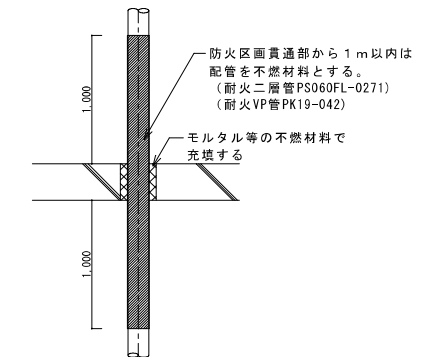
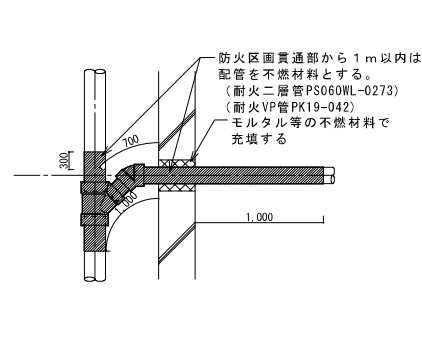
貫通部において保温が必要無い場合。



貫通部において保温が必要な場合。



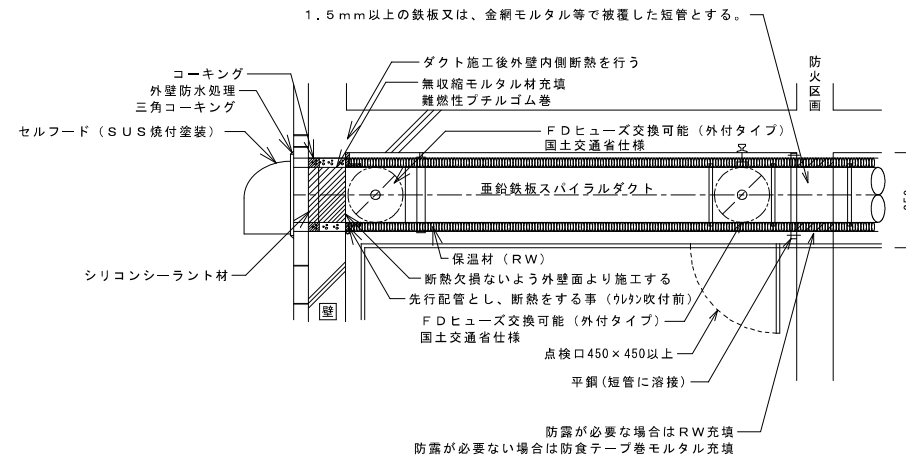
● 排水・通気管防火区画貫通部 (塩化ビニル管) 参考図



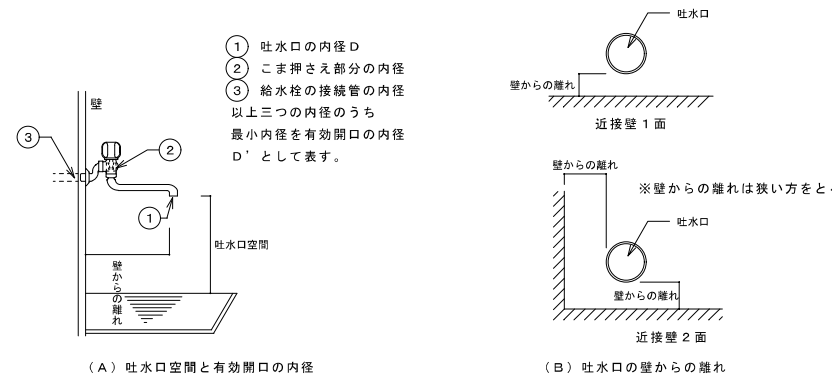
防火区画を貫通できる硬質塩化ビニル管管径 (建設省告示第3183号)

構造区分	管種		
	給水管 (肉厚6.6mm以上)	排水・通気管 おおいの無い場合 (肉厚6.6mm以上)	排水・通気管 0.5mm以上の鉄板の覆いのある場合 (肉厚7.0mm以上)
防火構造	115mm以下 (100A)	115mm以下 (100A)	141mm以下 (125A)
30分耐火構造	115mm以下 (100A)	115mm以下 (100A)	141mm以下 (125A)
1時間耐火構造	115mm以下 (100A)	90mm以下 (75A)	115mm以下 (100A)
2時間耐火構造	90mm以下 (75A)	61mm以下 (50A)	90mm以下 (75A)

○ ダクト区画貫通部参考図

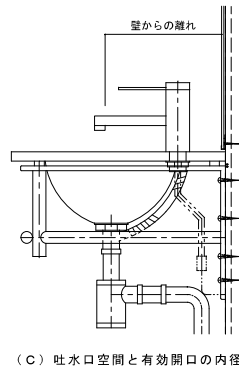


○ 吐水口空間解説図

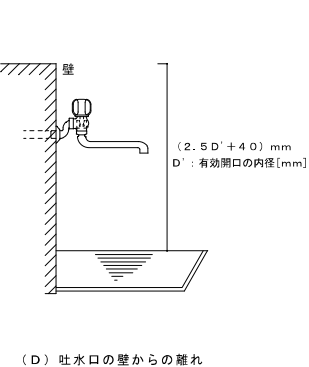


(A) 吐水口空間と有効開口の内径

(B) 吐水口の壁からの離れ



(C) 吐水口空間と有効開口の内径



(D) 吐水口の壁からの離れ

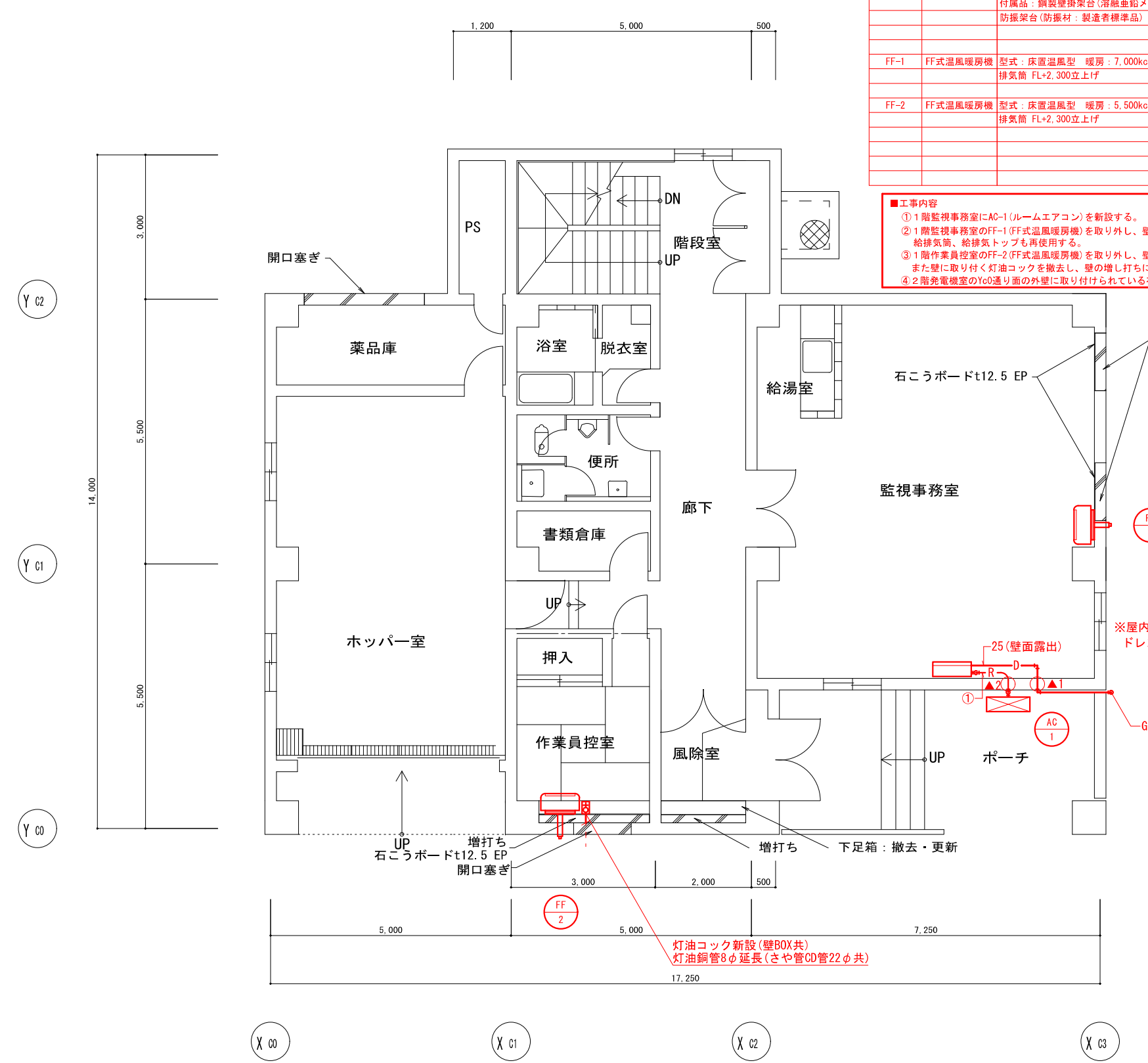
近接壁の影響が無い場合	近接壁の影響が有る場合							
	近接壁1面の場合				近接壁2面の場合			
	壁からの離れ				壁からの離れ			
1.7D'+5	3D'以下	3D'を越え	5D'を越えるもの	4D'以下	4D'を越え	6D'を越え	7D'を越えるもの	
	3.0D'	2.0D'+5	1.7D'+5	3.5D'	3.0D'	2.0D'+5	1.7D'+5	

- 1) D : 吐水口の口径 [mm] D' : 有効開口の内径 [mm]
- 2) 吐水口の断面が長方形の場合は長辺をDとする。
- 3) あふれ縁より少しでも高い壁が有る場合は近接壁とみなし、近接壁1面、2面の数値による。
- 4) 吐水口端面があふれ縁に対して平行でない場合は、吐水口端の最下端と衛生器具・あふれ縁との空間を吐水口空間とする。

工事名	沼田浄化センター (管理棟) 改築・耐震補強実施設計業務委託		
図面名称	機械設備特記仕様書 3		
検収年月	令和 8 年 3 月	縮尺	N.S
受託業者	株式会社 ドーコン	図面番号	AM-03

記号	名称	仕様	数量	電源			設置場所	備考
				φ	V	kW		
AC-1	ルームエアコン	型式：空冷ヒートポンプルームエアコン 冷房：3.6kW以上 室内機：壁掛型 ワイヤレスリモコン 付属品：銅製壁掛架台(溶融亜鉛メッキ2種35) 防振架台(防振材：製造者標準品) その他付属品一式	1	1	100	1.42	室外機：屋外ポーチ 室内機：監視事務室	冷房時定格 NSZ-GV3625同等品 冷房期のみ使用 本工事にて新設
FF-1	FF式温風暖房機	型式：床置温風型 暖房：7,000kcal/h 灯油焚き 灯油消費量0.918L/h 排気筒 FL+2,300立上げ	1	1	100	500W	監視事務室	既設品再使用
FF-2	FF式温風暖房機	型式：床置温風型 暖房：5,500kcal/h 灯油焚き 灯油消費量0.72L/h 排気筒 FL+2,300立上げ	1	1	100	500W	作業員控室	既設品再使用

- 工事内容
- 1階監視事務室にAC-1(ルームエアコン)を新設する。
 - 1階監視事務室のFF-1(FF式温風暖房機)を取り外し、壁の開口塞ぎ後に再設置する(開口作業の支障とならないようにするため)。給排気筒、給排気トップも再使用する。
 - 1階作業員控室のFF-2(FF式温風暖房機)を取り外し、壁の増し打ち後に再設置する。給排気筒も再使用するが、給排気トップは新品とする。また壁に取り付く灯油コックを撤去し、壁の増し打ちに伴い灯油配管を延長の上、灯油コックを新設する。
 - 2階発電機室のYc0通り面の外壁に取り付けられている有圧用防雪フード700口(使用していない)を開口塞ぎ前に撤去する。



※屋内のエアコンドレン管はグラスウール25mm+樹脂カバー外装にて防露施工すること。ドレン管の管種は屋内は塩ビ管(VP)、屋外は高耐候性塩ビ管とする。

＜冷媒管サイズ表＞

記号	液管	ガス管	
①	6.35φ	9.52φ	※化粧カバー75×63共

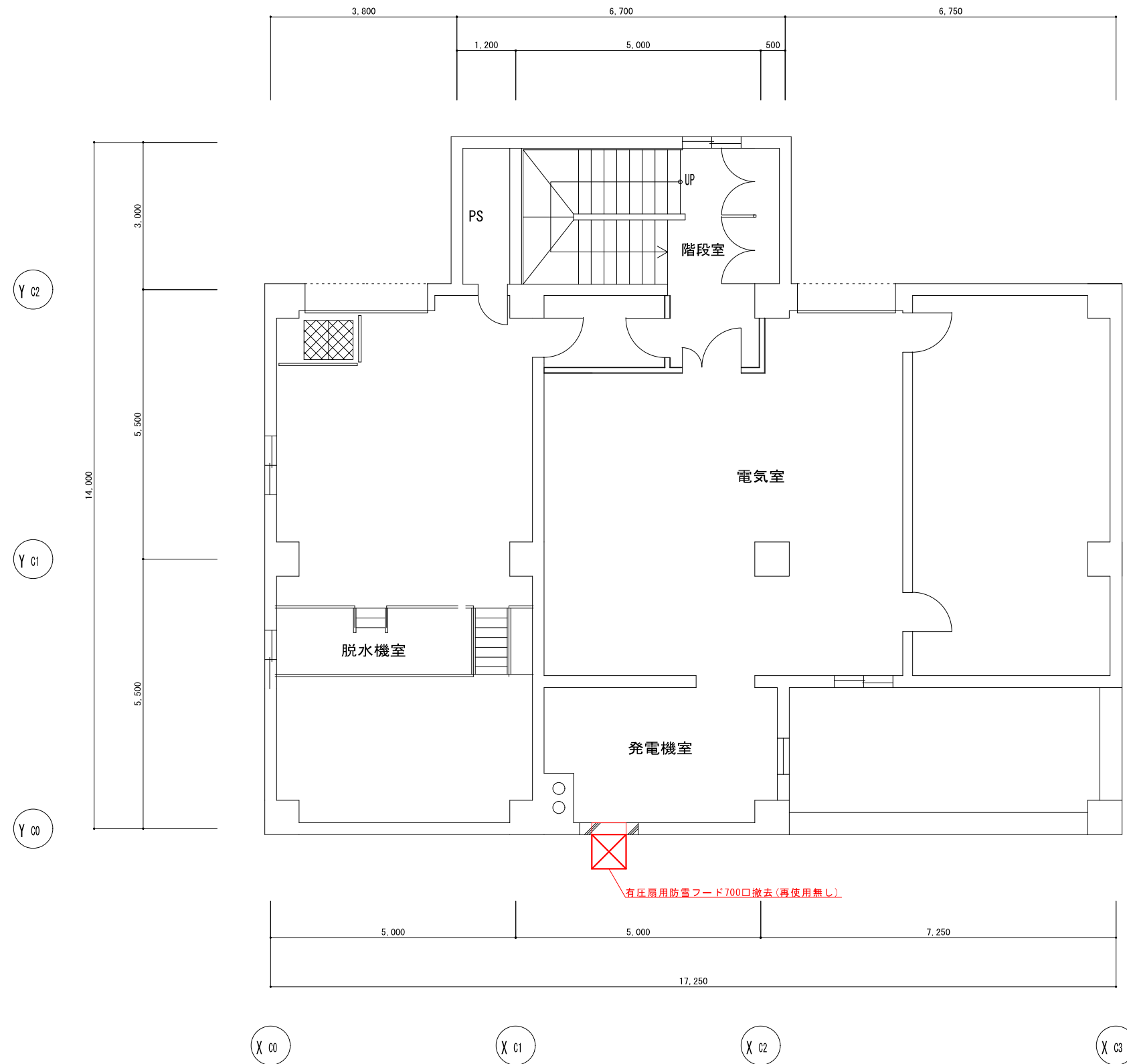
はつり記号リスト

記号	場所	口径 × 長さ
▲1	(壁)	50φ × 250L
▲2	(壁)	100φ × 250L

1階平面図 S=1:50

RC壁 新設(建築工事)

工事名	沼田浄化センター(管理棟)改築・耐震補強実施設計業務委託		
図面名称	冷暖房設備 管理棟1階平面図		
検収年月	令和 8 年 3 月	縮尺	1:50
受託業者	株式会社 ドーコン	図面番号	AM-04



- 工事内容
- ① 1階監視事務室にAC-1(ルームエアコン)を新設する。
 - ② 1階監視事務室のFF-1(FF式温風暖房機)を取り外し、壁の開口塞ぎ後に再設置する(開口作業の支障とならないようにするため)。給排気筒、給排気トップも再使用する。
 - ③ 1階作業員控室のFF-2(FF式温風暖房機)を取り外し、壁の増し打ち後に再設置する。給排気筒も再使用するが、給排気トップは新品とする。また壁に取り付く灯油コックを撤去し、壁の増し打ちに伴い灯油配管を延長の上、灯油コックを新設する。
 - ④ 2階発電機室のYc0通り面の外壁に取り付けられている有圧扇用防雪フード700口(使用していない)を開口塞ぎ前に撤去する。

2階平面図 S=1:50 RC壁 新設

工事名	沼田浄化センター(管理棟)改築・耐震補強実施設計業務委託		
図面名称	換気設備 管理棟2階平面図		
検取年月	令和 8 年 3 月	縮尺	1:50
受託業者	株式会社ドーコン	図面番号	AM-05

項目	特記事項																																																																																																																								
▶ 1. 電気工作物の種類	● 一般用電気工作物 ○ 事業用電気工作物(自家用電気工作物)																																																																																																																								
▶ 2. 工事種目	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>新</th> <th>改</th> <th>修</th> <th>竣工の範囲</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電灯設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>●</td> <td>○ 配管 ○ 配線 ○ 器具付</td> <td></td> </tr> <tr> <td>動力設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○ 配管 ○ 配線 ○ 器具付</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電熱設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○ 配管 ○ 配線 ○ 器具付</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変圧設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>変電設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>静止形電源設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>発電設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>積内情報通信設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○ 配管 ○ 配線 ○ 器具付</td> <td></td> </tr> <tr> <td>積内交換設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○ 配管 ○ 配線 ○ 器具付</td> <td></td> </tr> <tr> <td>情報表示設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○ 配管 ○ 配線 ○ 器具付</td> <td></td> </tr> <tr> <td>映像音響設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○ 配管 ○ 配線 ○ 器具付</td> <td></td> </tr> <tr> <td>拡声設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○ 配管 ○ 配線 ○ 器具付</td> <td></td> </tr> <tr> <td>誘導支援設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○ 配管 ○ 配線 ○ 器具付</td> <td></td> </tr> <tr> <td>テレビ共同受信設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○ 配管 ○ 配線 ○ 器具付</td> <td></td> </tr> <tr> <td>火災報知設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○ 配管 ○ 配線 ○ 器具付</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央監視制御設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○ 配管 ○ 配線 ○ 器具付</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防犯設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○ 配管 ○ 配線 ○ 器具付</td> <td></td> </tr> <tr> <td>積内配電回路設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○ 配管 ○ 配線 ○ 器具付</td> <td></td> </tr> <tr> <td>積内通信回路設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○ 配管 ○ 配線 ○ 器具付</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	新	改	修	竣工の範囲	備考	電灯設備	○	○	●	○ 配管 ○ 配線 ○ 器具付		動力設備	○	○	○	○ 配管 ○ 配線 ○ 器具付		電熱設備	○	○	○	○ 配管 ○ 配線 ○ 器具付		変圧設備	○	○	○			変電設備	○	○	○			静止形電源設備	○	○	○			発電設備	○	○	○			積内情報通信設備	○	○	○	○ 配管 ○ 配線 ○ 器具付		積内交換設備	○	○	○	○ 配管 ○ 配線 ○ 器具付		情報表示設備	○	○	○	○ 配管 ○ 配線 ○ 器具付		映像音響設備	○	○	○	○ 配管 ○ 配線 ○ 器具付		拡声設備	○	○	○	○ 配管 ○ 配線 ○ 器具付		誘導支援設備	○	○	○	○ 配管 ○ 配線 ○ 器具付		テレビ共同受信設備	○	○	○	○ 配管 ○ 配線 ○ 器具付		火災報知設備	○	○	○	○ 配管 ○ 配線 ○ 器具付		中央監視制御設備	○	○	○	○ 配管 ○ 配線 ○ 器具付		防犯設備	○	○	○	○ 配管 ○ 配線 ○ 器具付		積内配電回路設備	○	○	○	○ 配管 ○ 配線 ○ 器具付		積内通信回路設備	○	○	○	○ 配管 ○ 配線 ○ 器具付	
名称	新	改	修	竣工の範囲	備考																																																																																																																				
電灯設備	○	○	●	○ 配管 ○ 配線 ○ 器具付																																																																																																																					
動力設備	○	○	○	○ 配管 ○ 配線 ○ 器具付																																																																																																																					
電熱設備	○	○	○	○ 配管 ○ 配線 ○ 器具付																																																																																																																					
変圧設備	○	○	○																																																																																																																						
変電設備	○	○	○																																																																																																																						
静止形電源設備	○	○	○																																																																																																																						
発電設備	○	○	○																																																																																																																						
積内情報通信設備	○	○	○	○ 配管 ○ 配線 ○ 器具付																																																																																																																					
積内交換設備	○	○	○	○ 配管 ○ 配線 ○ 器具付																																																																																																																					
情報表示設備	○	○	○	○ 配管 ○ 配線 ○ 器具付																																																																																																																					
映像音響設備	○	○	○	○ 配管 ○ 配線 ○ 器具付																																																																																																																					
拡声設備	○	○	○	○ 配管 ○ 配線 ○ 器具付																																																																																																																					
誘導支援設備	○	○	○	○ 配管 ○ 配線 ○ 器具付																																																																																																																					
テレビ共同受信設備	○	○	○	○ 配管 ○ 配線 ○ 器具付																																																																																																																					
火災報知設備	○	○	○	○ 配管 ○ 配線 ○ 器具付																																																																																																																					
中央監視制御設備	○	○	○	○ 配管 ○ 配線 ○ 器具付																																																																																																																					
防犯設備	○	○	○	○ 配管 ○ 配線 ○ 器具付																																																																																																																					
積内配電回路設備	○	○	○	○ 配管 ○ 配線 ○ 器具付																																																																																																																					
積内通信回路設備	○	○	○	○ 配管 ○ 配線 ○ 器具付																																																																																																																					
▶ 3. 設備概要	<p>本工事対象建築物の設備概要は下記のとおりとする。 なお、改修工事については改修工事後の設備概要を示し、 本工事の対象となっていない設備については記載していない。</p> <p>引込(電力) ○ 架空 ○ 地中 引込(通信) ○ 架空 ○ 地中</p> <p>受電方式 ○ 低圧受電(○ 電灯 ○ 動力) ○ 高圧受電 _____KV</p> <p>受電設備 ○ 非常電源専用受電設備 ○ 屋内 ○ 屋外 ○ キュービクル式 ○ 高圧スイッチギア 変圧器 単相計 _____KVA 三相計 _____KVA</p> <p>自家発電装置 種別 ○ ディーゼル機関 ○ ガス機関 ○ ガスタービン機関 発電機出力 _____KVA 燃料 ○ 軽油 ○ A重油 ○ 灯油 ○ 燃料ガス</p> <p>その他発電装置 ○ 燃料電池発電装置 ○ 太陽光発電装置 ○ 風力発電装置</p> <p>直流電源装置 ○ 鉛蓄電池 ○ アルカリ蓄電池</p> <p>直流電源装置の用途 ○ 受変電機器制御電源 ○ 非常用照明</p> <p>UPS装置 ○ 常時インバータ給電方式 ○ ラインインタラクティブ方式 ○ 常時商用給電方式</p> <p>照明制御装置 ○ 人感センサ ○ 明るさセンサ ○ タイマ ○ その他 (_____)</p> <p>幹線設備 電灯 ○ 単相3線式200/100V 50Hz 動力 ○ 三相3線式200V 50Hz</p> <p>電熱設備 ロードヒーティング ○ 単相100V ○ 単相200V ○ 三相200V フロアヒーティング ○ 単相100V ○ 単相200V ○ 三相200V</p> <p>雷保護設備 受雷部 ○ 突針 ○ 水平導体又はメッシュ導体 引き下げ導線システム ○ 引下げ導線 ○ 構造体利用引下げ導線</p> <p>積内情報通信設備 インタフェース ○ 100BASE-TX ○ 1000BASE-T ○ その他 (_____) 機器 ○ L2スイッチ ○ L3スイッチ ○ ルーター ○ その他 (_____)</p> <p>積内交換設備 交換装置 ○ デジタルPBX ○ ボタン電話装置 ○ IP-PBX ○ VoIPサーバ 実装数/容量数 局線数 _____ 内線数 _____ 電話機 ○ 一般形 ○ 多機能形 ○ 停電用 ○ IP電話機</p> <p>情報表示設備 ○ マルチサイン装置 ○ 出退表示装置 ○ 時計表示装置 出力回路数 _____ 回路</p> <p>映像音響設備 ○ 有り ○ 無し</p> <p>拡声設備 ○ H:形増幅器 増幅器容量 _____W ○ 一般放送用 ○ 非常放送用 ○ 遠隔操作器 _____箇所</p> <p>誘導支援設備 ○ 音声誘導装置 その他機器 ○ インターホン ○ テレビインターホン ○ 外部受付用インターホン ○ トイレ等呼出装置 ○ 受付呼出装置</p> <p>テレビ共同受信設備 アンテナ ● UHF ○ BS ○ BS・100°CS ○ CS</p>																																																																																																																								

● 工事概要

● 電気設備共通事項

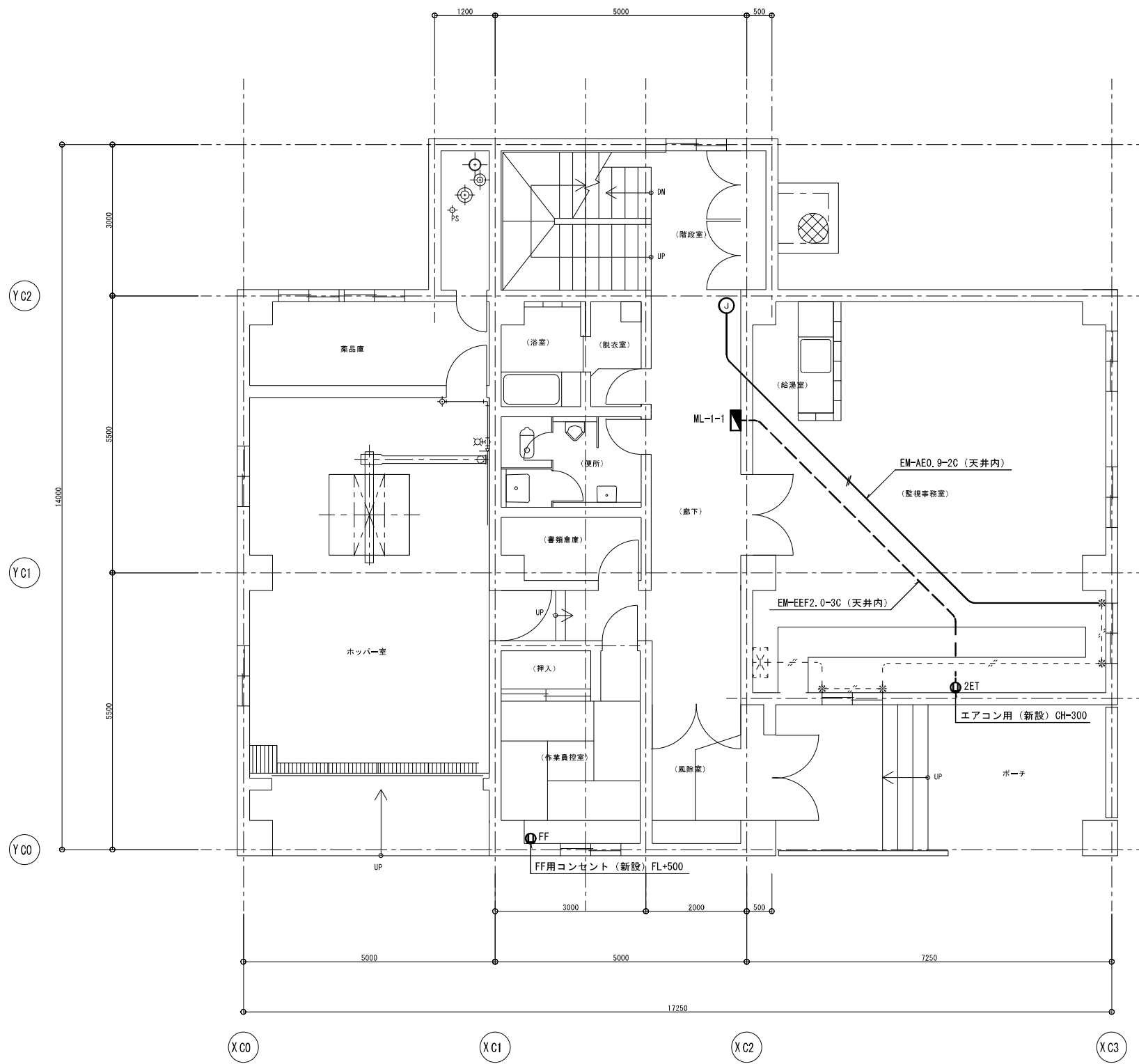
項目	特記事項
▶ 1. 電気保安技術者	電気主任技術者を補佐し、監督職員の承認を受け電気工作物の保安業務を行う電気保安技術者を置くこと。 ○ 第1種または第2種電気工事士(一般用電気工作物) ○ 電気主任技術者または同等の知識及び経験を有するもの(事業用/自家用電気工作物)及び監督職員が同等と認めるもの
▶ 2. 電気工事士	最大電力500kW以上の場合においても、第一種電気工事士により施工を行う。
▶ 3. 諸手続	本工事の施工に必要な官公署その他への手続は、受注者が代行し速やかに、費用は全て受注者の負担とする。
▶ 4. 試運転調整	この工事に必要な試運転調整の費用は全て受注者の負担とする。
▶ 5. 土工事	○ 山砂の類 ○ 良質土 ○ その他 ○ 掘削土の良質土 ○ 山砂の類 掘削土の捨て場所 (約 _____km 捨て場所 _____) 捨て土均し(○ 有り ○ 無し) ○ 積内被均し ○ 積内指示の場所に堆積 ○ 積外敷均し ○ 処理費(○ 有償 ○ 無償)
▶ 6. 使用建材等	使用する建材は「北海道建設部建築局建築設備課平成 _____年度版設備機材等指定名簿」による。なお、各種規格などは最新のものとする。
▶ 7. 製品の検査	次の機器は原則、監督職員立会のもとに工場検査を行うこと。(_____)
▶ 8. 参考図	図中参考図の寸法は略号法とする。
▶ 9. 図示表示	図中における図示記号は、各図中の凡例及び標準図による。
▶ 10. 耐震措置	耐震措置の計算及び施工方法は次によるほか、すべて「建築設備耐震設計・施工指針2005年版(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)」による。 (1) 設計用水平地震力 機器の質量(自由表面を有する水槽その他の貯槽)については有効質量(自由表面係数(=1.0とする。))及び次に示す設計用標準水平地震度を乗じたものとする。

● 電気設備共通事項

● 電力設備工事

項目	特記事項																																																		
▶ 11. 防災電話(非常電源)	○ 設計用標準水平地震度(特定の施設) <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>機器種別</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">上層階 屋上及び塔屋</td> <td>機器</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中間階</td> <td>水槽類</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>機器</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1階・地下階</td> <td>防振支持の機器</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>水槽類</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table> ● 設計用標準水平地震度(一般の施設) <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>機器種別</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">上層階 屋上及び塔屋</td> <td>機器</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中間階</td> <td>水槽類</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1階・地下階</td> <td>機器</td> <td>0.6</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table> 重要機器は、以下による。 ・ 配電盤 ・ 発電装置(防災用) ・ 直流電源装置 ・ 交流無停電電源装置 ・ 交換機 ・ 自動火災報知受信機 ・ 中央監視制御装置 (2) 設計用鉛直地震力 設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。 次の設備は防災電源(非常電源)として関係法令等に適合したものであること。 ○ キュービクル等 ○ 蓄電池 ○ 発電装置	設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	上層階 屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	防振支持の機器	2.0	2.0	中間階	水槽類	2.0	1.5	機器	1.5	1.0	1階・地下階	防振支持の機器	1.5	1.5	水槽類	1.5	1.0	設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	上層階 屋上及び塔屋	機器	1.5	1.0	防振支持の機器	2.0	1.5	中間階	水槽類	1.5	1.0	防振支持の機器	1.5	1.0	1階・地下階	機器	0.6	0.4	防振支持の機器	1.0	0.6
設置場所	機器種別	重要機器	一般機器																																																
上層階 屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5																																																
	防振支持の機器	2.0	2.0																																																
中間階	水槽類	2.0	1.5																																																
	機器	1.5	1.0																																																
1階・地下階	防振支持の機器	1.5	1.5																																																
	水槽類	1.5	1.0																																																
設置場所	機器種別	重要機器	一般機器																																																
上層階 屋上及び塔屋	機器	1.5	1.0																																																
	防振支持の機器	2.0	1.5																																																
中間階	水槽類	1.5	1.0																																																
	防振支持の機器	1.5	1.0																																																
1階・地下階	機器	0.6	0.4																																																
	防振支持の機器	1.0	0.6																																																
▶ 12. 塗装工事	金属部の塗装箇所 ○ 無し ○ 有り(_____)																																																		
▶ 13. 電線及びケーブル	環境配慮形を使用することを原則とする。																																																		
▶ 14. 位置ボックス	図面に特記がある場合を除き標準仕様書の使用区分による。 ○ 気密処理を行う。																																																		
▶ 15. 配線器具用プレート	図中に特記がない場合は下記による。 ● アルミ合金製 ● 合成樹脂製 ○ ステンレス製																																																		
▶ 16. フロアプレート	床ボックスに取付のもの(二重床を除く)は水平高低調整形プレートを用いる。																																																		
▶ 17. フリボルト	床下ビット等の湿気のある場所に使用するフリボルトはステンレス製とする。																																																		
▶ 18. ボルト・ナット等	屋外又はそれに類する場所で使用するボルト、ナット等は亜鉛メッキ又はステンレス製とする。																																																		
▶ 19. プルボックス	天井内隠蔽部分及び高所取付のプルボックスの蓋に用いるビスは脱落防止ビスとする。																																																		
▶ 20. 結露防止	(1) 断熱材は可能な限り欠損させないこと。 ただしこれによりがたい場合は、同等以上の処理を行う。 (2) 断熱処理箇所使用するインサートは断熱インサートとする。																																																		
▶ 21. 呼び線	長さ1m以上の通線を行わない配管には、導入線(樹脂被覆鉄線等)を挿入する。																																																		
▶ 22. 適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には、次の条件を用いる。 風圧力 風速(V ₀ = _____m/s) 地表面相対区分(_____) 垂直積雪量 平成12年5月31日建設省告示第1455号 における区域 別表(_____)																																																		
▶ 23. 電線本数及び管路等	分電盤、制御盤及び端子盤等の2次側以降の配管配線経路、電線太さ、電線本数及び管径等は、監督職員の承認を受けて変更しなくてはならない。																																																		
▶ 24. 防火区画貫通処理	防火区画及び防火上主要な開仕切りの貫通部は、国土交通大臣認定工法により処理すること。																																																		
▶ 1. フロアコンセント	床: ○ アップ形 ○ プラグ収納形 ○ 上下可動形 ○ ハイテンションアウトレット 床(○ Aフロア): ○ アップ形 ○ プラグ収納形 ○ ハーネス式 材質: ○ アルミ合金 ○ 銅合金 ○ 樹脂 床(ステージ): ○ プラグ収納形(アルミ合金鍍金プレート製) ● 六角形連用 ○ ワイドハンドル形 特殊コンセントは表示及びプラグ付きとする。 ● 六角形連用 ○ ワイド形 ○ 単一形 三相可変速用インバータ装置の規約効率率は、次の数値以上とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>電動機出力(kW)</th> <th>0.4</th> <th>0.75</th> <th>1.5</th> <th>2.2</th> <th>3.7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規約効率(%)</td> <td>86.0</td> <td>88.5</td> <td>92.0</td> <td>93.0</td> <td>94.0</td> </tr> <tr> <th>電動機出力(kW)</th> <th>5.5</th> <th>7.5</th> <th>11</th> <th>15</th> <th>18.5</th> </tr> <tr> <td>規約効率(%)</td> <td>94.0</td> <td>94.5</td> <td>94.5</td> <td>95.0</td> <td>95.5</td> </tr> <tr> <th>電動機出力(kW)</th> <th>22</th> <th>30</th> <th>37</th> <th>45</th> <th>-</th> </tr> <tr> <td>規約効率(%)</td> <td>95.5</td> <td>95.5</td> <td>95.5</td> <td>95.5</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> (備考) 1) 規約効率は、JEM-T245「汎用インバータの規約効率」により算出した値とする。 2) 規約効率は、JIS C 4212「高効率低圧三相かご形電動機」のIP4X、6極定格、50Hz、電圧200Vの電動機を駆動したときの値とする。	電動機出力(kW)	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	規約効率(%)	86.0	88.5	92.0	93.0	94.0	電動機出力(kW)	5.5	7.5	11	15	18.5	規約効率(%)	94.0	94.5	94.5	95.0	95.5	電動機出力(kW)	22	30	37	45	-	規約効率(%)	95.5	95.5	95.5	95.5	-														
電動機出力(kW)	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7																																														
規約効率(%)	86.0	88.5	92.0	93.0	94.0																																														
電動機出力(kW)	5.5	7.5	11	15	18.5																																														
規約効率(%)	94.0	94.5	94.5	95.0	95.5																																														
電動機出力(kW)	22	30	37	45	-																																														
規約効率(%)	95.5	95.5	95.5	95.5	-																																														
▶ 2. タンブラスイッチ																																																			
▶ 3. コンセント																																																			
▶ 4. インバータ装置の規約効率																																																			
▶ 5. 雷保護設備適用規格	○ JIS A 4201:2003 保護レベル ○ I ○ II ○ III ○ IV ○ JIS A 4201:1992																																																		
▶ 6. 接地極	(1) A種・B種・C種接地は銅板(900×900×1.5t)とし、それ以外の接地は銅又は銅覆鋼製接地棒とする。 (2) 接地極上端の埋設深さは、凍結深度以上とする。 ただし、凍結深度0.75m未満の場合は、埋設深さを0.75mとする。																																																		
▶ 7. 接地埋設設備	形状は、140H×90W×1.0tとし、文字は刻記、腐食加工とする。材質はステンレス製とする。																																																		

項目	特記事項																																																																																																									
▶ 8. 分電盤等の予備配管	予備の配線用遮断器が4個以下の場合は、(PF22)相当を1本以上、5個以上の場合は、(PF22)相当を2本以上を二重天井内まで立ち上げるものとする。ただし、シャフト内は適用しない。																																																																																																									
▶ 9. 電動機等への接続	別途工事の電動機等への配線接続は本工事とする。																																																																																																									
▶ 1. 主燃料槽	「危険物規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」によるほか所轄消防署が承認したものとする。																																																																																																									
▶ 2. 防油堤	○ 本工事 ○ 別途工事																																																																																																									
▶ 1. 情報用アウトレット	壁: ○ モジュラジャック 床: ○ アップ形 ○ プラグ収納形 ○ その他 床(○ Aフロア): ○ アップ形 ○ プラグ収納形 材質: ○ アルミ合金 ○ 銅合金 ○ 樹脂																																																																																																									
▶ 2. 電話用アウトレット	壁: ○ モジュラジャック ○ 6極2芯コンデンサー付き ○ 6極4芯コンデンサー付き ○ ノズルプレート 床: ○ アップ形 ○ プラグ収納形 ○ ローテーションアウトレット(亀甲形) 床(○ Aフロア): ○ アップ形 ○ プラグ収納形 材質: ○ アルミ合金 ○ 銅合金 ○ 樹脂																																																																																																									
▶ 3. 電線用防振設備工事の留意事項等	(1) 必要な官庁関係手続きは全て実施する。 (2) 施工にあたっては業者が注意し、作業範囲の安全対策を実施する。 (3) 対策後のテレビ設備状況写真を提出する。 (4) 工事期間中の電気料金及び電柱借用料金その他は、本工事にて負担する。																																																																																																									
▶ 1. 地中線埋設機	形状は75H×100W×1.0tとし、文字は刻記、腐食加工とする。材質はステンレス製とする。																																																																																																									
▶ 2. 埋設シート	(1) シートは、縦横補強付樹脂シートとし、2倍以上重ね合わせとする。 (2) 埋設シートを敷く範囲は次による。 ○ 高圧又は特別高圧 ○ 低圧 ○ 通信線路																																																																																																									
▶ 3. ケーブル保護	高圧用: コンクリート製(120角×90)の頂部に矢印(赤)を刻印したもの。 低圧用: コンクリート製(100角×600)の頂部に矢印(赤)を刻印したもの。 通常用: コンクリート製(100角×600)の頂部に矢印(赤)を刻印したもの。 鉄線(鍍金面用) ケーブル埋設機(140H×90W×1.0t) 文字は刻記、腐食加工とする。 材質はステンレス製とする。																																																																																																									
▶ 4. 高圧柱上機器仕様	_____KV _____A ○ 耐塩形 ○ 重耐塩形 ○ 過電流ロック付 ○ 地保保護装置付 ○ 密閉形																																																																																																									
▶ 5. 高圧ケーブルの屋外端末処理仕様	○ 耐塩形 ○ 一般形																																																																																																									
▶ 6. 端末処理用銘板	屋内外とも、高圧ケーブルの端末処理用銘板を取り付けること。																																																																																																									
▶ 7. ハンドホール	ハンドホールにケーブル支持金具(亜鉛メッキ重量形銅同等品)を2本以上取り付け、接地する。																																																																																																									
▶ 8. 外灯遮断方式	外灯ポール内には防浪戻し又はそれに類する記録用遮断器を設置する。																																																																																																									
▶ 9. 外灯金属部の接地	ポールごとに接地極を設置する。																																																																																																									
▶ 10. 土工	発生土等の処理 ○ 積外搬出(約 _____km) 捨て場所(_____) 捨て土ならし ○ 有り ○ 無し ○ 積内敷ならし ○ 積内指示場所に堆積 埋め戻し ○ 掘削土の良質土 ○ (_____) 周囲圍の保護 ○ 山砂 ○ 掘削土の良質土																																																																																																									
▶ 1. 機器の取付高さは図示のほかに下記を標準とする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>測定</th> <th>取付高(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">共用電力</td> <td>取用計器</td> <td>地上~変中心</td> <td>1,800~2,000</td> </tr> <tr> <td>引込開閉器</td> <td>床上~中心</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td>分電盤</td> <td>"</td> <td>1,500(上層1,900以下)</td> </tr> <tr> <td>スイッチ</td> <td>"</td> <td>1,150</td> </tr> <tr> <td>コンセント(一般)</td> <td>"</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>"(和室)</td> <td>"</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>"(台上)</td> <td>台上~中心</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>"(土間)</td> <td>床上~中心</td> <td>800~1,300</td> </tr> <tr> <td>プラケット(一般)</td> <td>"</td> <td>2,100~2,500</td> </tr> <tr> <td>"(吊橋)</td> <td>"</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">動力</td> <td>機形制御盤</td> <td>床上~中心</td> <td>1,500(上層1,900以下)</td> </tr> <tr> <td>開閉器</td> <td>"</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>操作スイッチ</td> <td>床上~下壁</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td>端子盤</td> <td>"</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>換気装置</td> <td>床上~中心</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>屋外位置ボックス</td> <td>"</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>"(和室)</td> <td>"</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>屋外インターホン</td> <td>"</td> <td>1,150</td> </tr> <tr> <td>屋外位置ボックス</td> <td>"</td> <td>1,150</td> </tr> <tr> <td>"(和室)</td> <td>"</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">時計</td> <td>屋形形時計</td> <td>"</td> <td>1,500(上層1,900以下)</td> </tr> <tr> <td>子時計</td> <td>"</td> <td>2,300</td> </tr> <tr> <td>屋形形スピーカ</td> <td>"</td> <td>2,300</td> </tr> <tr> <td>アッテネーター</td> <td>"</td> <td>1,150</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">表示</td> <td>表示盤</td> <td>"</td> <td>2,300</td> </tr> <tr> <td>屋外発光機</td> <td>"</td> <td>1,150</td> </tr> <tr> <td>ベルブザーチャイム</td> <td>"</td> <td>2,300</td> </tr> <tr> <td>屋外ボタン</td> <td>"</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">テレビ受信</td> <td>分配器箱</td> <td>床上~上壁</td> <td>1,900</td> </tr> <tr> <td>テレビアウトレット</td> <td>床上~中心</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>受信箱</td> <td>"(和室)</td> <td>"</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>受信箱</td> <td>床上~上壁</td> <td>1,900</td> </tr> </tbody> </table>	名称	測定	取付高(mm)	共用電力	取用計器	地上~変中心	1,800~2,000	引込開閉器	床上~中心	1,800	分電盤	"	1,500(上層1,900以下)	スイッチ	"	1,150	コンセント(一般)	"	500	"(和室)	"	200	"(台上)	台上~中心	150	"(土間)	床上~中心	800~1,300	プラケット(一般)	"	2,100~2,500	"(吊橋)	"	2,500	動力	機形制御盤	床上~中心	1,500(上層1,900以下)	開閉器	"	1,500	操作スイッチ	床上~下壁	1,300	端子盤	"	500	換気装置	床上~中心	2,000	屋外位置ボックス	"	500	"(和室)	"	200	屋外インターホン	"	1,150	屋外位置ボックス	"	1,150	"(和室)	"	200	時計	屋形形時計	"	1,500(上層1,900以下)	子時計	"	2,300	屋形形スピーカ	"	2,300	アッテネーター	"	1,150	表示	表示盤	"	2,300	屋外発光機	"	1,150	ベルブザーチャイム	"	2,300	屋外ボタン	"	200	テレビ受信	分配器箱	床上~上壁	1,900	テレビアウトレット	床上~中心	500	受信箱	"(和室)	"	200	受信箱	床上~上壁	1,900
名称	測定	取付高(mm)																																																																																																								
共用電力	取用計器	地上~変中心	1,800~2,000																																																																																																							
	引込開閉器	床上~中心	1,800																																																																																																							
	分電盤	"	1,500(上層1,900以下)																																																																																																							
	スイッチ	"	1,150																																																																																																							
	コンセント(一般)	"	500																																																																																																							
	"(和室)	"	200																																																																																																							
	"(台上)	台上~中心	150																																																																																																							
	"(土間)	床上~中心	800~1,300																																																																																																							
	プラケット(一般)	"	2,100~2,500																																																																																																							
	"(吊橋)	"	2,500																																																																																																							
動力	機形制御盤	床上~中心	1,500(上層1,900以下)																																																																																																							
	開閉器	"	1,500																																																																																																							
	操作スイッチ	床上~下壁	1,300																																																																																																							
	端子盤	"	500																																																																																																							
	換気装置	床上~中心	2,000																																																																																																							
	屋外位置ボックス	"	500																																																																																																							
	"(和室)	"	200																																																																																																							
	屋外インターホン	"	1,150																																																																																																							
	屋外位置ボックス	"	1,150																																																																																																							
	"(和室)	"	200																																																																																																							
時計	屋形形時計	"	1,500(上層1,900以下)																																																																																																							
	子時計	"	2,300																																																																																																							
	屋形形スピーカ	"	2,300																																																																																																							
	アッテネーター	"	1,150																																																																																																							
表示	表示盤	"	2,300																																																																																																							
	屋外発光機	"	1,150																																																																																																							
	ベルブザーチャイム	"	2,300																																																																																																							
	屋外ボタン	"	200																																																																																																							
テレビ受信	分配器箱	床上~上壁	1,900																																																																																																							
	テレビアウトレット	床上~中心	500																																																																																																							
受信箱	"(和室)	"	200																																																																																																							
受信箱	床上~上壁	1,900																																																																																																								
工事名	沼田浄化センター(管理棟)改築・耐震補強実施設計業務委託																																																																																																									
図面名称	電気設備工事特記仕様書																																																																																																									
検収年月	令和 8 年 3 月	縮尺	—																																																																																																							
受託業者	株式会社ドーコン	図面番号	AE-01																																																																																																							



凡例

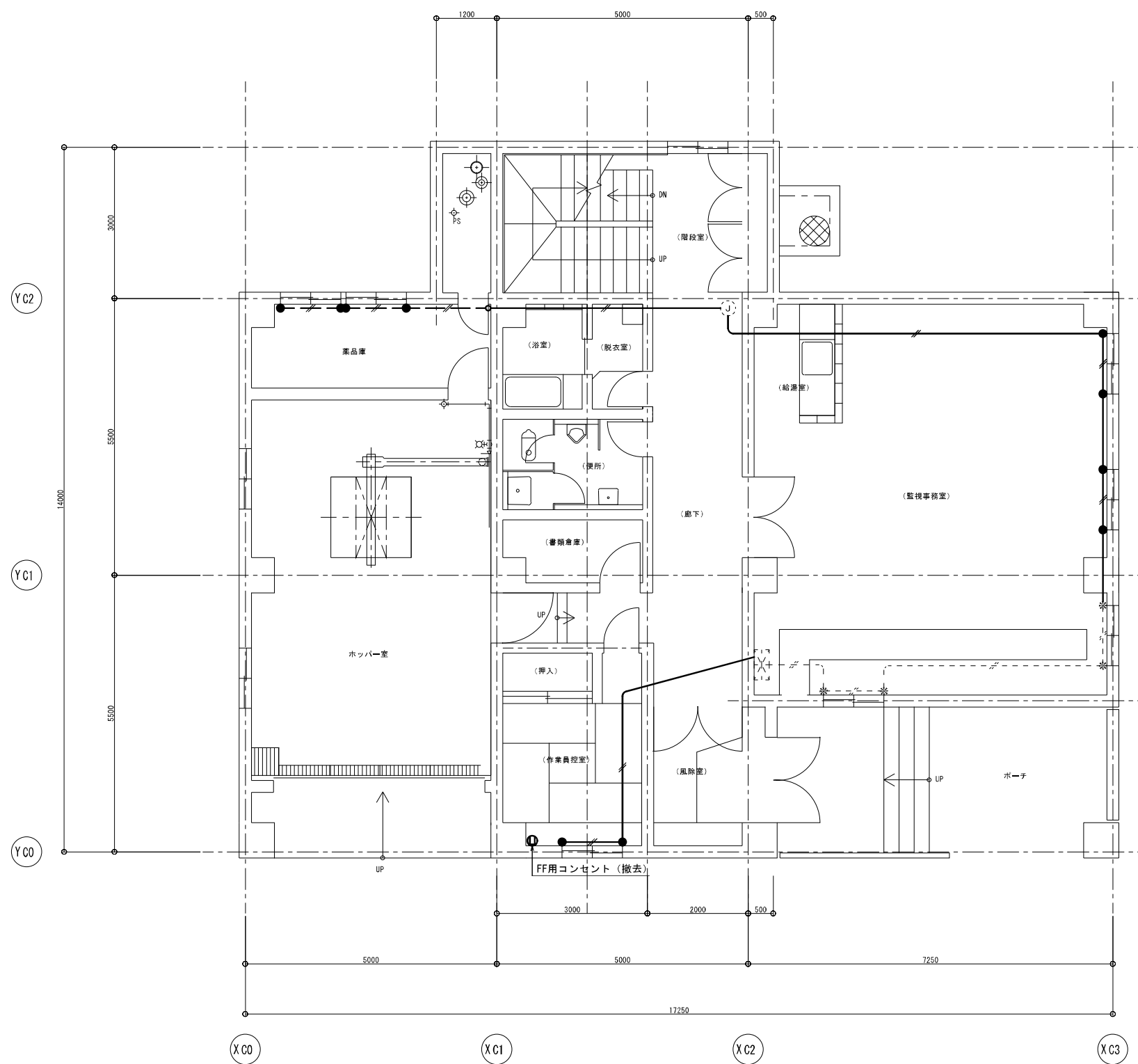
記号	名称	備考
■	分電盤	ブレーカー (ELB2P20A) 増設
① 2ET	コンセント	2P15A×2 E付
② FF	コンセント	2P15A×2 E付
⊗	防犯受信機	既設
●	センサー	既設
○	ジャンクションボックス	既設

<改修工事概要>

- 耐震補強工事に伴い、干渉する機器及び配線の盛替を行う。
- 作業員控室において壁増し打ち後にコンセントを新設する。天井内で既設配線と接続し、メタルモールで設置する。
- 既設分電盤 (ML-1-1) にブレーカーを増設して監視事務室にエアコン用のコンセントを新設する。天井からメタルモールで立上げてコンセントを設置する。
- 監視事務室の防犯センサー撤去に伴い、既設センサを廊下のジャンクションボックスで接続する。

管理棟 電気設備 1階平面図(改修後)
S=1/50

工事名	沼田浄化センター(管理棟)改築・耐震補強実施設計業務委託		
図面名称	管理棟 電気設備 1階平面図(改修後)		
検取年月	令和 8 年 3 月	縮尺	1:50
受託業者	株式会社ドーコン	図面番号	AE-02



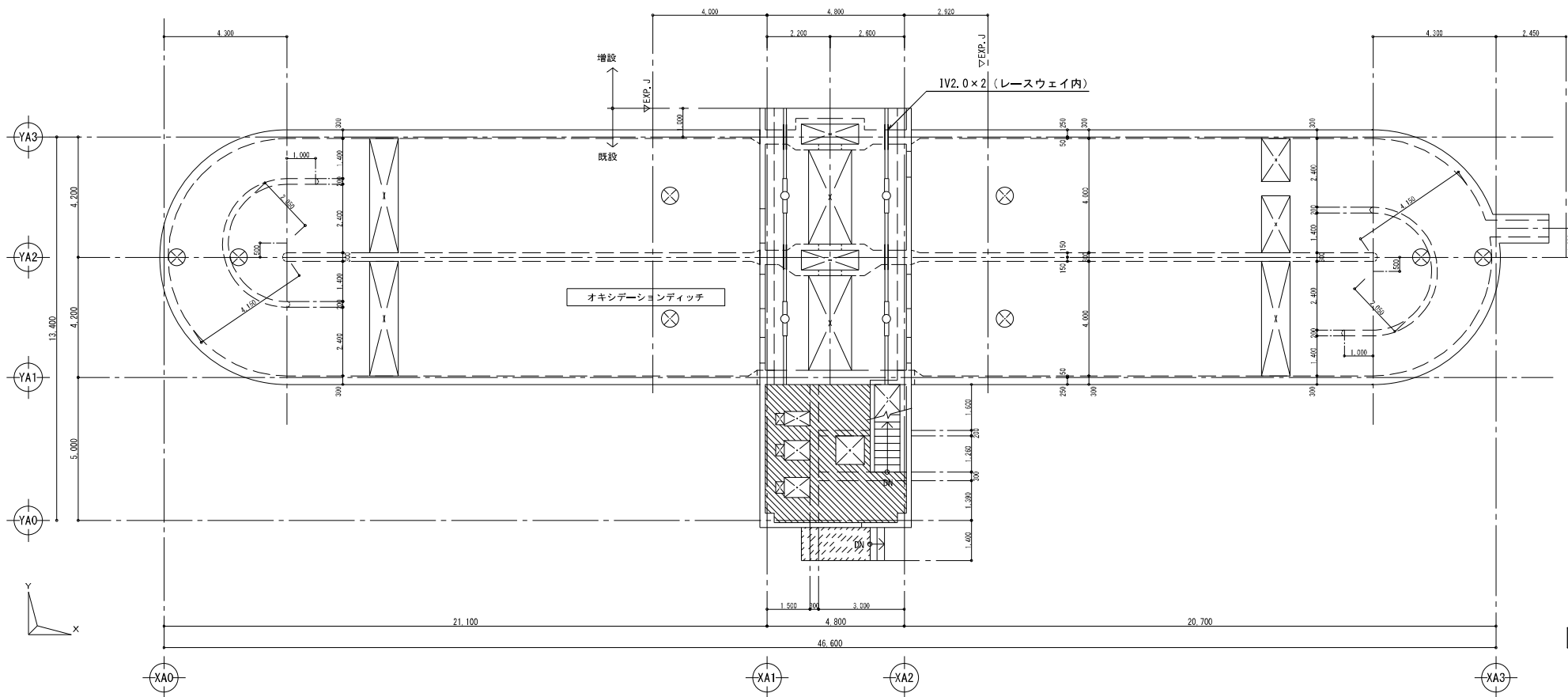
管理棟 電気設備 1階平面図(改修前)

S=1/50

凡例		
記号	名称	備考
①	コンセント	2P15A×2
●	センサー	
—	AE0.9-2C (天井内)	

<改修工事概要>
 ・耐震補強工事に伴い、干渉する機器及び配線を撤去する。
 ・対象の機器等を図中大線で示す。

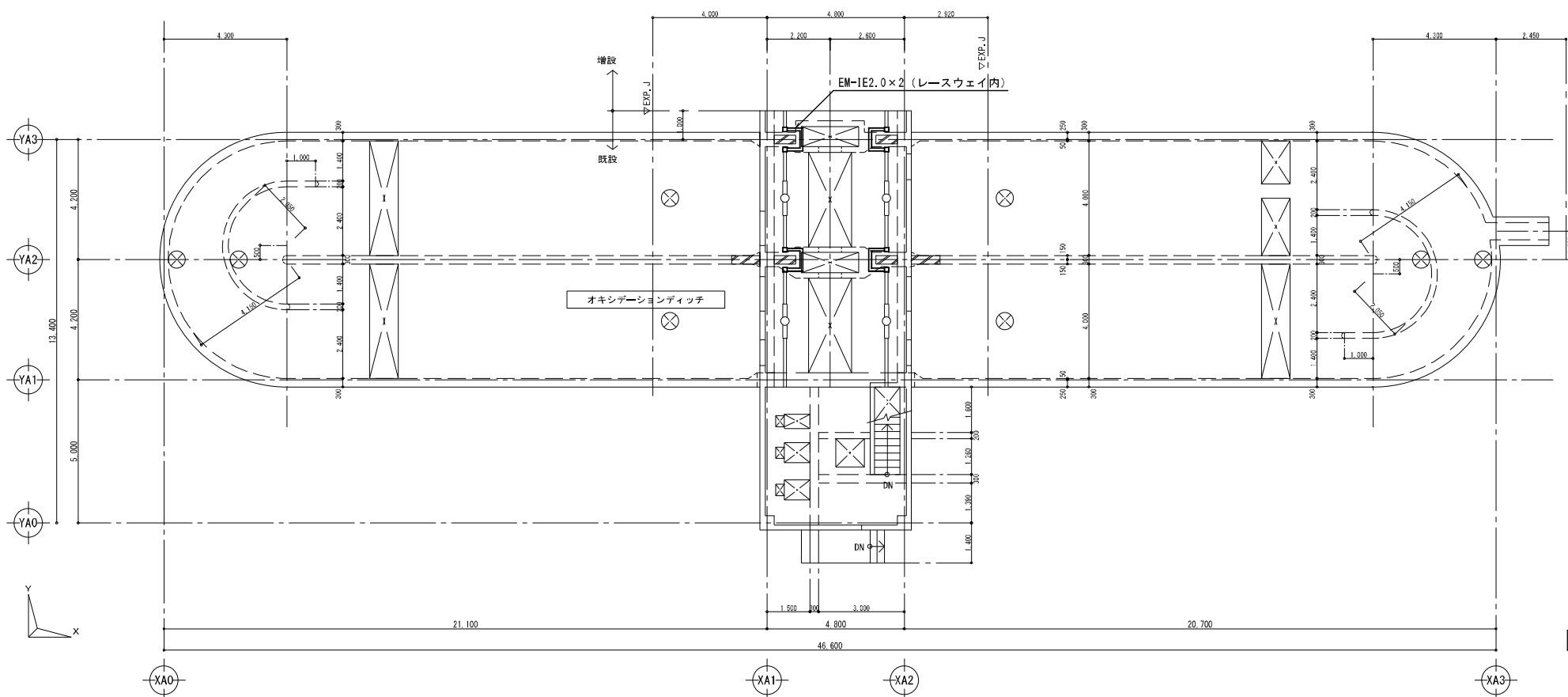
工事名	沼田浄化センター(管理棟)改築・耐震補強実施設計業務委託		
図面名称	管理棟 電気設備 1階平面図(改修前)		
検取年月	令和 8 年 3 月	縮尺	1:50
受託業者	株式会社ドーコン	図面番号	AE-03



1階平面図 S=1/100

凡例		
記号	名称	備考
○	FL40W×2 (レースウェイ取付)	既設
≡	レースウェイ	既設

<改修工事概要>
 ・壁の増し打ちに伴い、干渉するレースウェイを撤去する。
 ・対象の範囲を図中太線で示す。



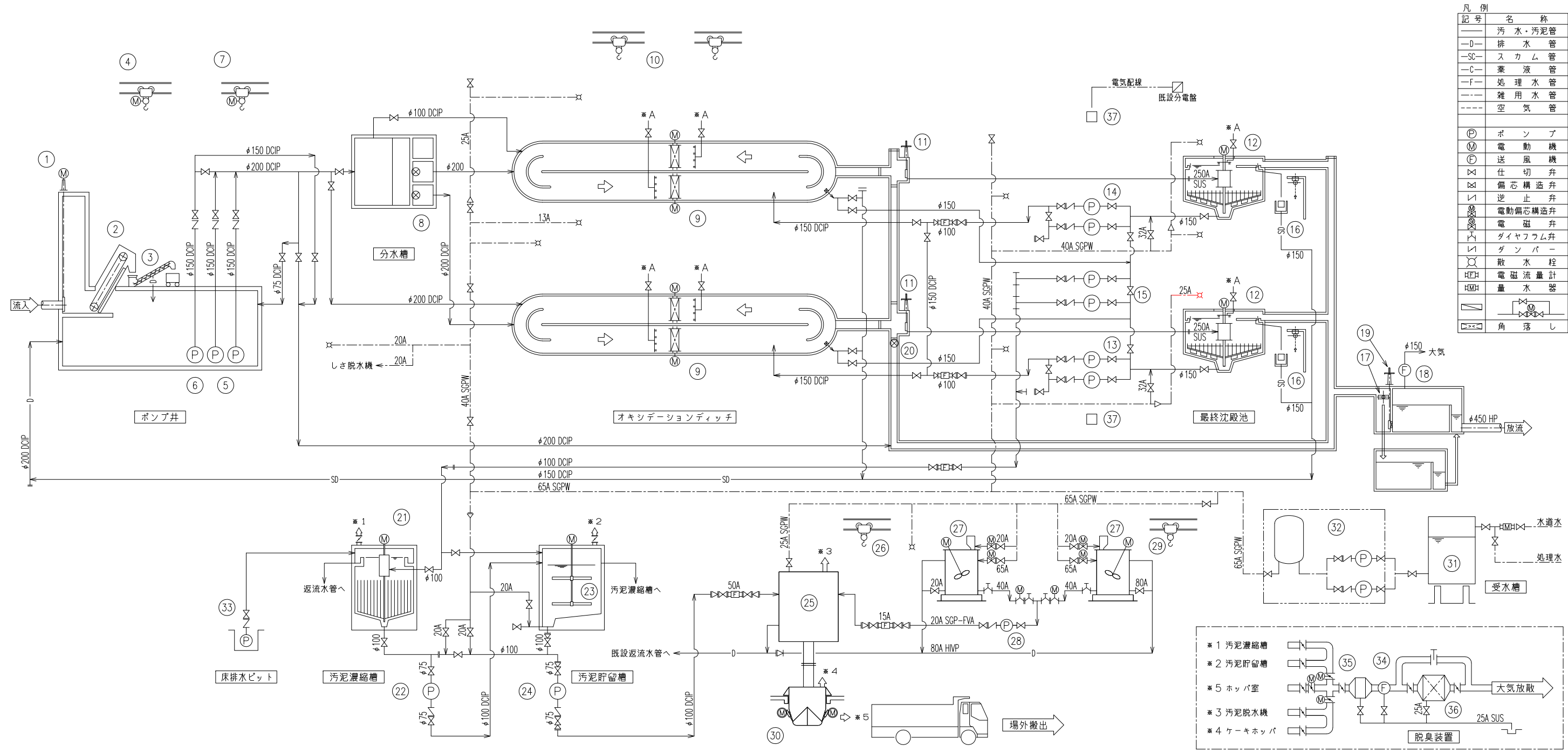
1階平面図 S=1/100

凡例		
記号	名称	備考
○	FL40W×2 (レースウェイ取付)	既設
≡	レースウェイ	既設
□	ジャンクションボックス	新設

<改修工事概要>
 ・壁の増し打ちに伴い、レースウェイを干渉しないよう盛替える。
 ・既設レースウェイを切断し、ジャンクションボックスを設置して配線を接続する。

工事名	沼田浄化センター（管理棟）改築・耐震補強実施設計業務委託		
図面名称	ポンプ室・オキシデーションディッチ1系 電気設備図（改修前後）		
検収年月	令和 8 年 3 月	縮尺	1:100
受託業者	株式会社ドーコン	図面番号	AE-04

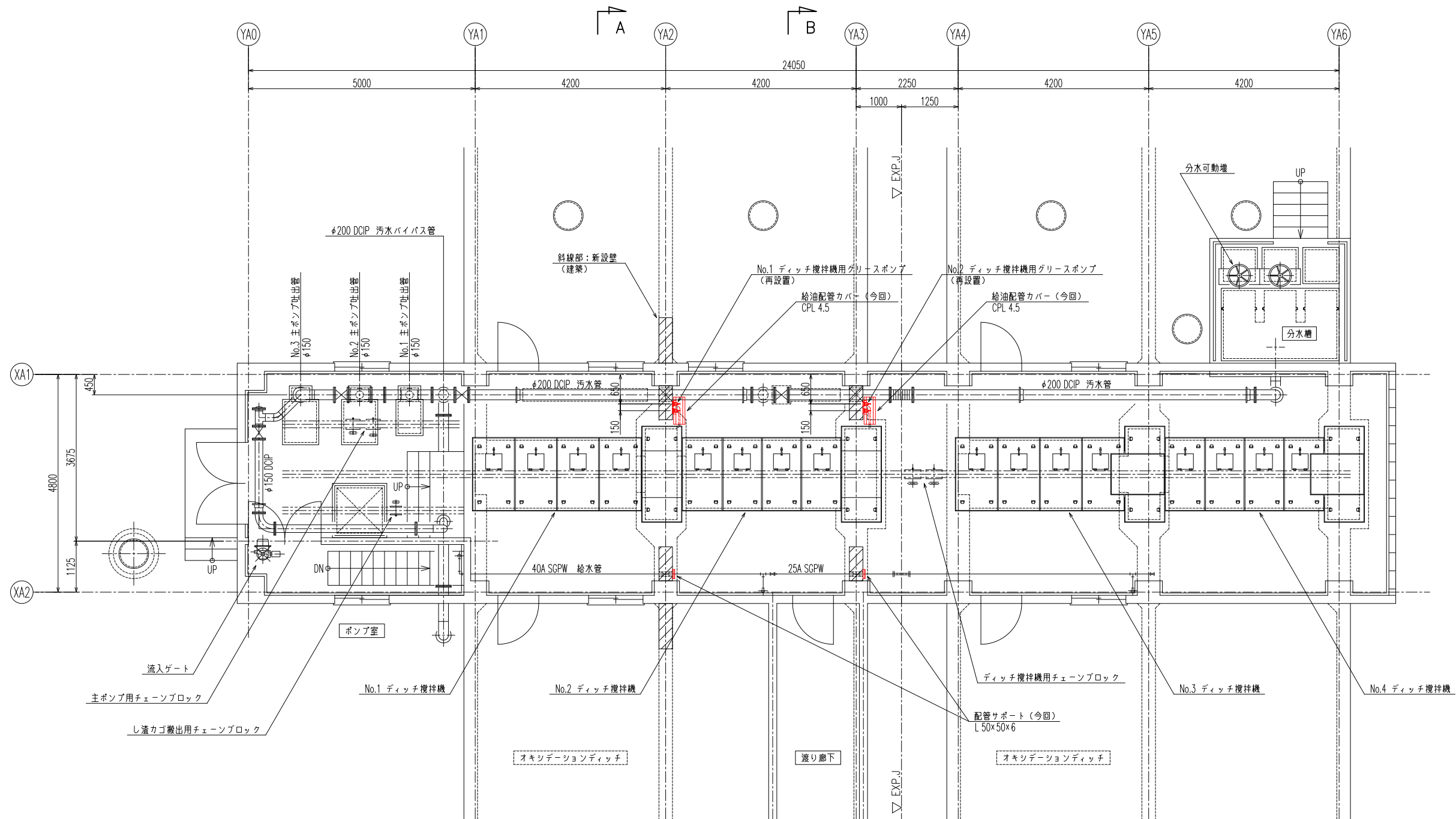
凡例	
—	汚水・汚泥管
-D-	排水管
-SC-	スカム管
-C-	薬液管
-F-	処理水管
-	雑用水管
-	空気管
(P)	ポンプ
(M)	電動機
(F)	送風機
(V)	仕切弁
(C)	偏心構造弁
(L)	逆止弁
(E)	電動偏心構造弁
(S)	電磁弁
(D)	ダイヤフラム弁
(G)	ダンパー
(H)	散水栓
(HEH)	電磁流量計
(HMH)	量水器
(Z)	角落し



番号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
名称	流入ゲート	自動除塵機	しき脱水機	しきかご兼出チェーンブロック	No.1 No.2 主ポンプ	No.3 主ポンプ	主ポンプ用チェーンブロック	分水可動堰	No.3・4ディッチ攪拌機	ディッチ攪拌機チェーンブロック	ディッチ流出可動堰	No.2終沈汚泥攪拌機	返送汚泥ポンプ1	No.3・4返送汚泥ポンプ	余剰汚泥ポンプ
型式	鑄鉄製電動丸形	裏掻き連続式	二軸対向スクリュー式	電動チェーンブロック	着脱式水中汚水ポンプ	着脱式水中汚水ポンプ	チェーンブロック	鑄鉄製手動角形	横軸ローター式	チェーンブロック	鑄鉄製手動角形	中央駆動懸垂形	無閉塞形渦巻ポンプ	無閉塞形渦巻ポンプ	一軸ネジ式ポンプ
仕様	φ450	0.9mW×1.5mH×目電5mm	60L/毎	0.49ton	φ80×1.2m ³ /min×13mH	φ80×0.9m ³ /min×13mH	2.0ton×12m	W300×ST300	1000φ×2850mmL	2.0ton	W600×ST600	径8.6m×軸深3.0m	φ80×0.6m ³ /min×4mH	φ80×0.6m ³ /min×4mH	φ80×3m ³ /min×10mH
動力	0.4kW	0.4kW	0.4kW	0.45kW	5.5kW	5.5kW	3.0kW	—	15kW	—	—	0.4kW	2.2kW	2.2kW	2.2kW
備考	1 0 1	1 0 1	1 0 1	1 0 1	2 0 2	1 0 1	1 0 1	2 0 2	4 0 4	2 0 2	2 0 2	2 0 2	2 0 2	2 0 2	2 0 2
備考					吸込スクルー式	吸込スクルー式			VVF						
番号	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚
名称	スカム兼出チェーンブロック	円形次亜塩素器	塩混排気ファン	接触タンク流入ゲート	終沈バイパスゲート	濃縮汚泥攪拌機	濃縮汚泥ポンプ	汚泥貯留槽攪拌機	汚泥供給ポンプ	汚泥脱水機	脱水機用チェーンブロック	薬品溶解タンク	薬品供給ポンプ	薬品搬入用チェーンブロック	ケーキホッパー
型式	チェーンブロック	円形錠剤式	ラインファン	鑄鉄製手動角形	鑄鉄製手動角形	中央駆動懸垂型	一軸ネジ式ポンプ	縦軸ミキサー	一軸ネジ式ポンプ	多重円盤型汚泥脱水機	チェーンブロック	鋼板製丸型	一軸ネジ式ポンプ	チェーンブロック	電動閉閉式角形
仕様	0.5ton	充填量:70kg	φ150×2m ³ /min×100Pa	W300×L450	W300×L450	3.0m×3.5mH	φ80×2m ³ /hr×10mH	羽根径1.0m	φ80×5m ³ /hr×20mH	ろ径1.0m 50kg/毎	1.0ton	3.0m ³	φ20×0.6m ³ /min×10mH	0.49ton	有効容量:4.0m ³
動力	—	—	0.25kW	—	—	0.4kW	2.2kW	3.7kW	3.7kW	8.15kW	—	1.5kW	0.4kW	—	0.75kW×2
備考	2 0 2	1 0 1	1 0 1	1 0 1	1 0 1	1 0 1	1 0 1	1 0 1	1 0 1	1 0 1	1 0 1	2 0 2	1 0 1	1 0 1	1 0 1
備考									渦電流継手				渦電流継手		重量計付
番号	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷	㊸	㊹	㊺
名称	受水槽	上水給水ユニット	床排水ポンプ	脱臭ファン	エリミネータ	脱臭装置	除湿器	—	—	—	—	—	—	—	—
型式	樹脂製パネル式	圧力タンク式給水ユニット	水中汚水汚物ポンプ	FRP製ターボファン	慣性衝突式	活性炭吸着方式	床置き産業用除湿器	—	—	—	—	—	—	—	—
仕様	2.0m ³	φ40×0.22m ³ /min×25mH	φ80×0.4m ³ /min×6mH	10m ³ /min×300mmAq	処理量:10m ³ /min	処理量:10m ³ /min	2.05L/h	—	—	—	—	—	—	—	—
動力	—	2.2kW	1.5kW	2.2kW	—	—	0.66kW(総合)	—	—	—	—	—	—	—	—
備考	1 0 1	1 0 1	1 0 1	1 0 1	1 0 1	1 0 1	2 0 2	—	—	—	—	—	—	—	—
備考						カートリッジ式	φ1×100V×50Hz								

注記
 は今回工事範囲を示す。

工事名	沼田浄化センター（管理棟等）耐震補強・改修工事		
図面名称	水処理設備フローシート（更新）		
検収年月	令和 8 年 3 月	縮尺	NONE
受託業者	株式会社 ドーコン	図面番号	PM-01

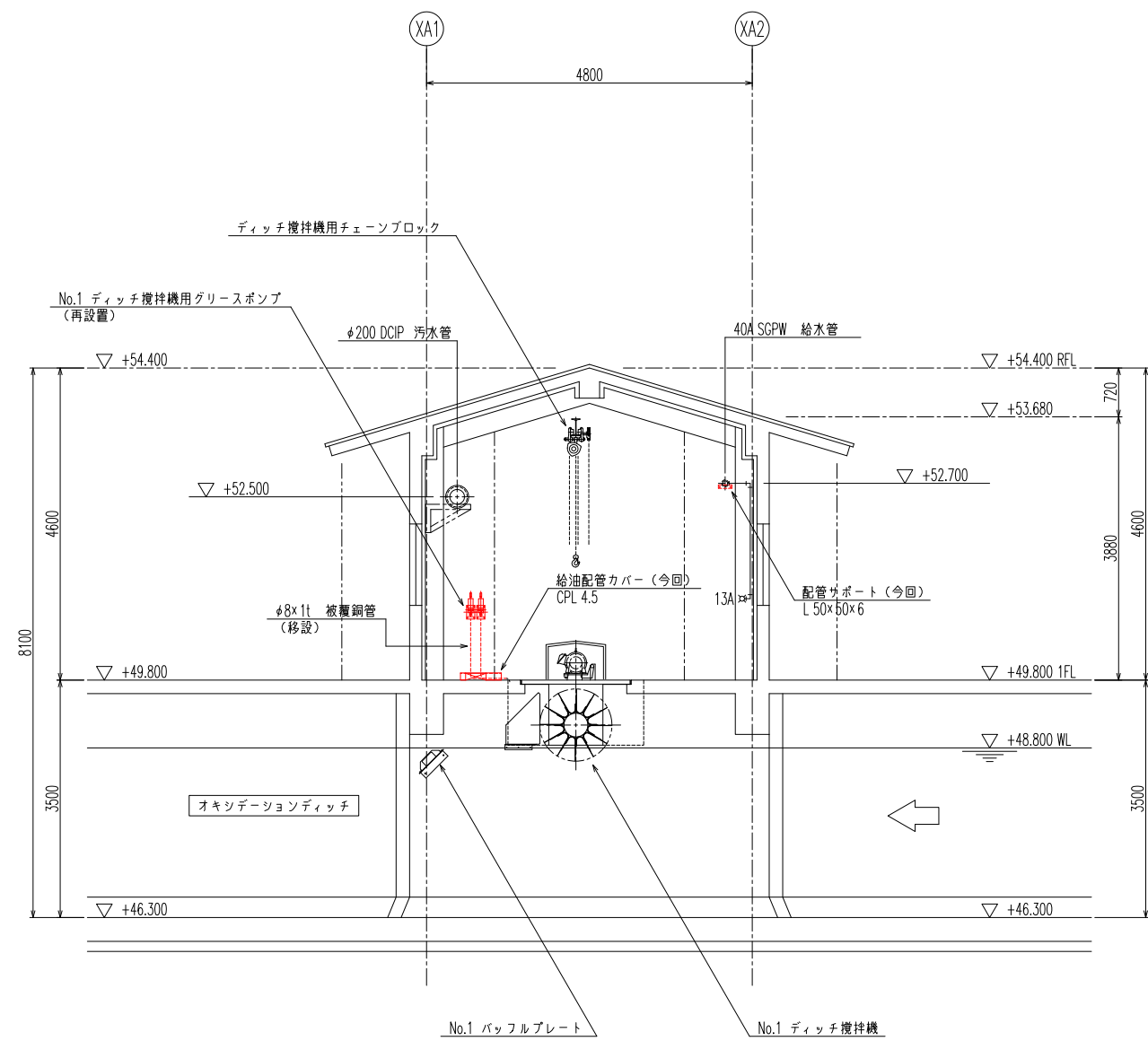


A

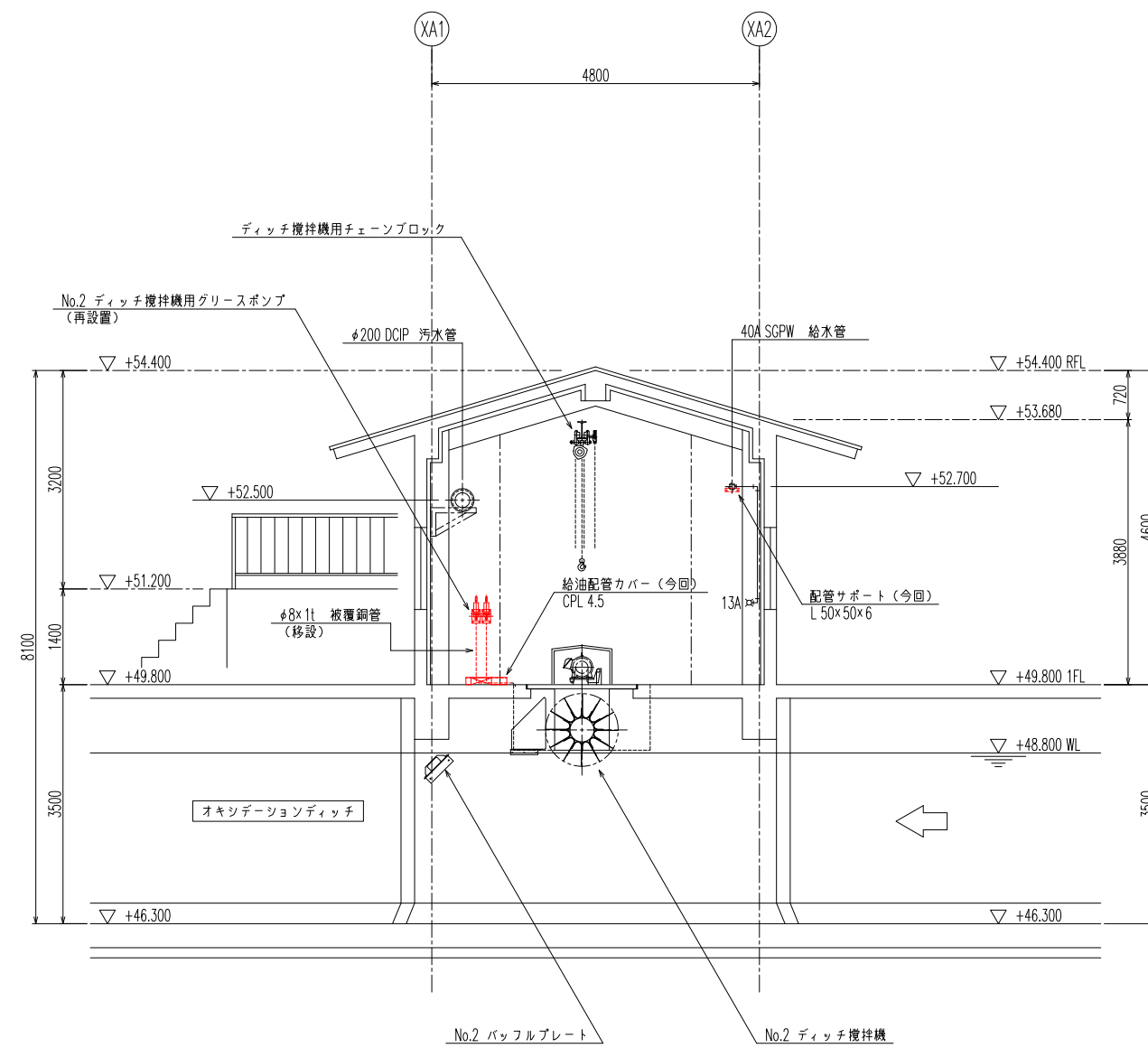
B

1階 平面図
S=1:50

工事名	沼田浄化センター(管理棟等)耐震補強・改修工事		
図面名称	オキシデーションディッチ 平面図(更新)		
検収年月	令和 8年 3月	縮尺	1:50
受託業者	株式会社 ドーコン	図面番号	PM-02

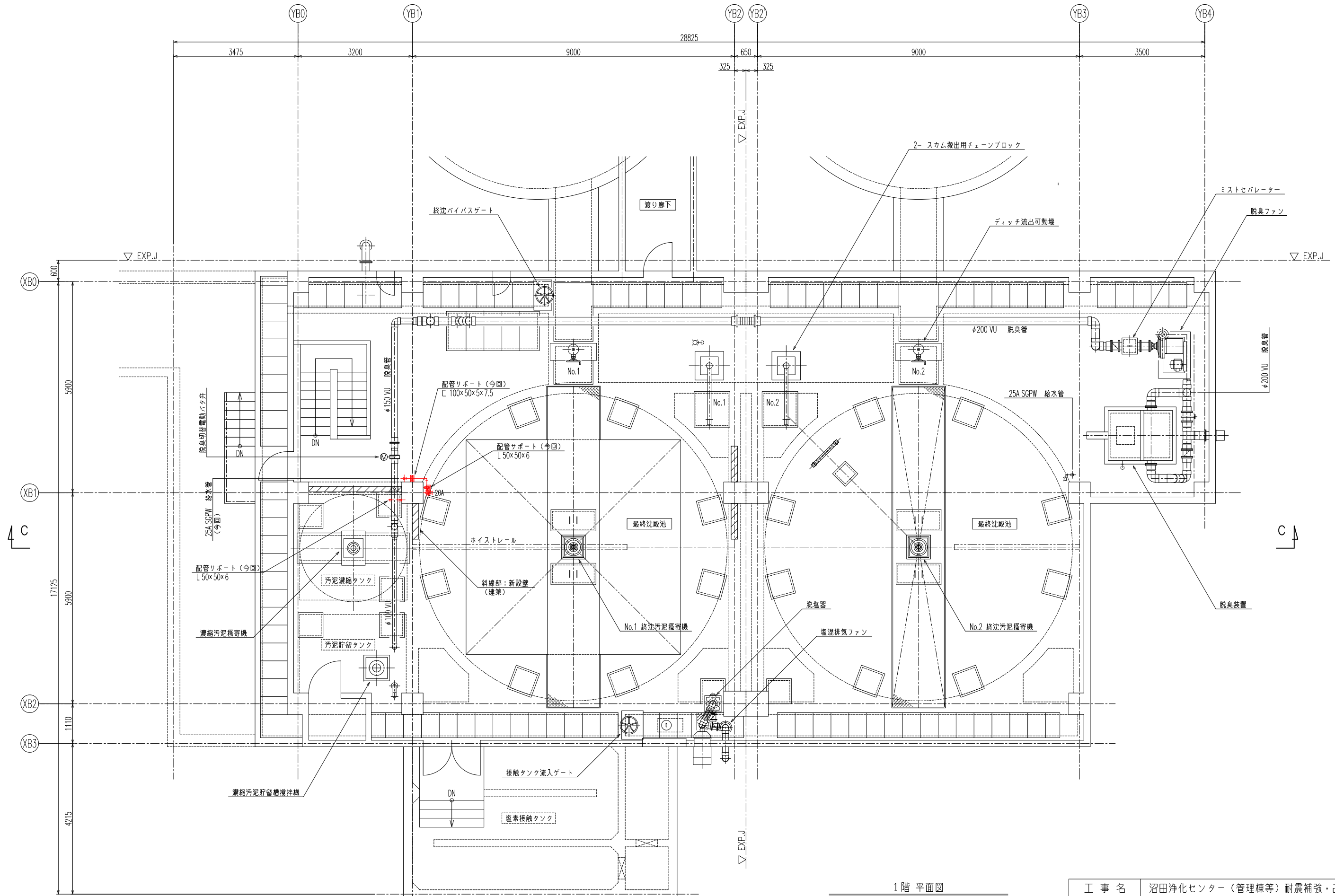


A - A 断面図
S=1:50



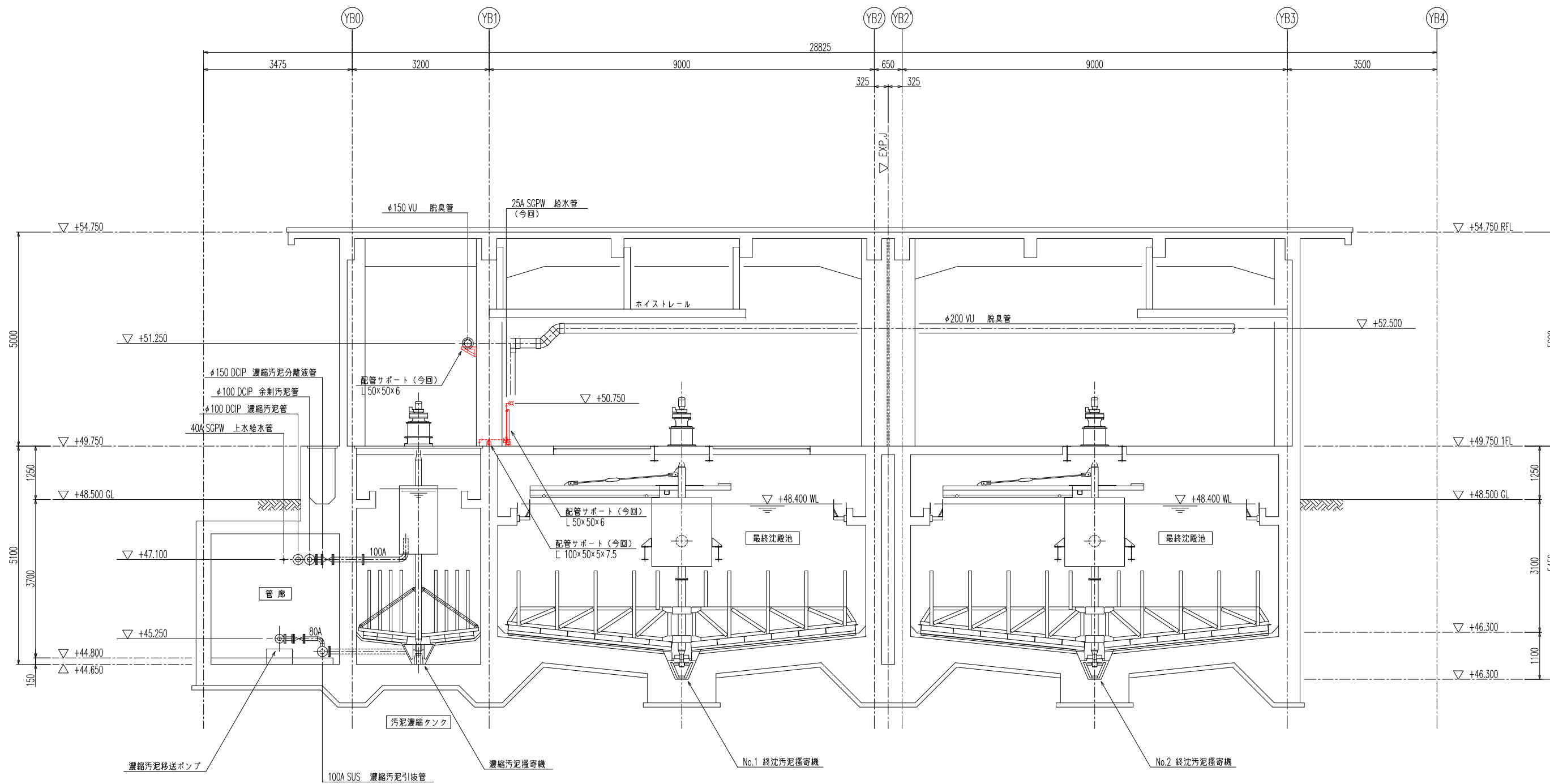
B - B 断面図
S=1:50

工事名	沼田浄化センター（管理棟等）耐震補強・改修工事		
図面名称	オキシデーションディッチ 断面図（更新）		
検収年月	令和 8 年 3 月	縮尺	1:50
受託業者	株式会社 ドーコン	図面番号	PM-03



1階 平面図
S=1:50

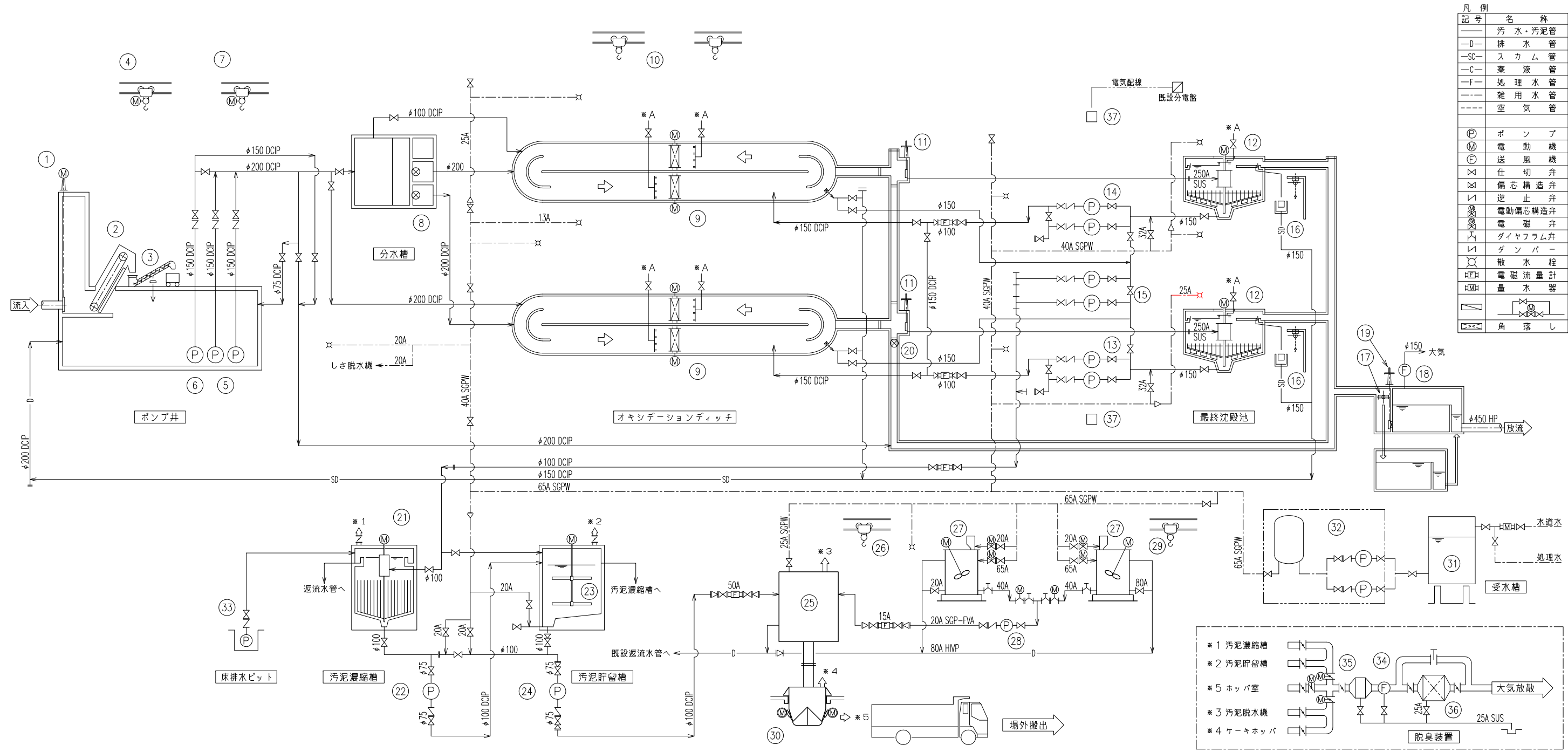
工事名	沼田浄化センター(管理棟等)耐震補強・改修工事		
図面名称	最終沈殿池 平面図(更新)		
検収年月	令和 8年 3月	縮尺	1:50
受託業者	株式会社 ドーコン	図面番号	PM-04



C - C 断面図
S=1:50

工事名	沼田浄化センター（管理棟等）耐震補強・改修工事		
図面名称	最終沈殿池 断面図（更新）		
検収年月	令和 8 年 3 月	縮尺	1:50
受託業者	株式会社 ドーコン	図面番号	PM-05

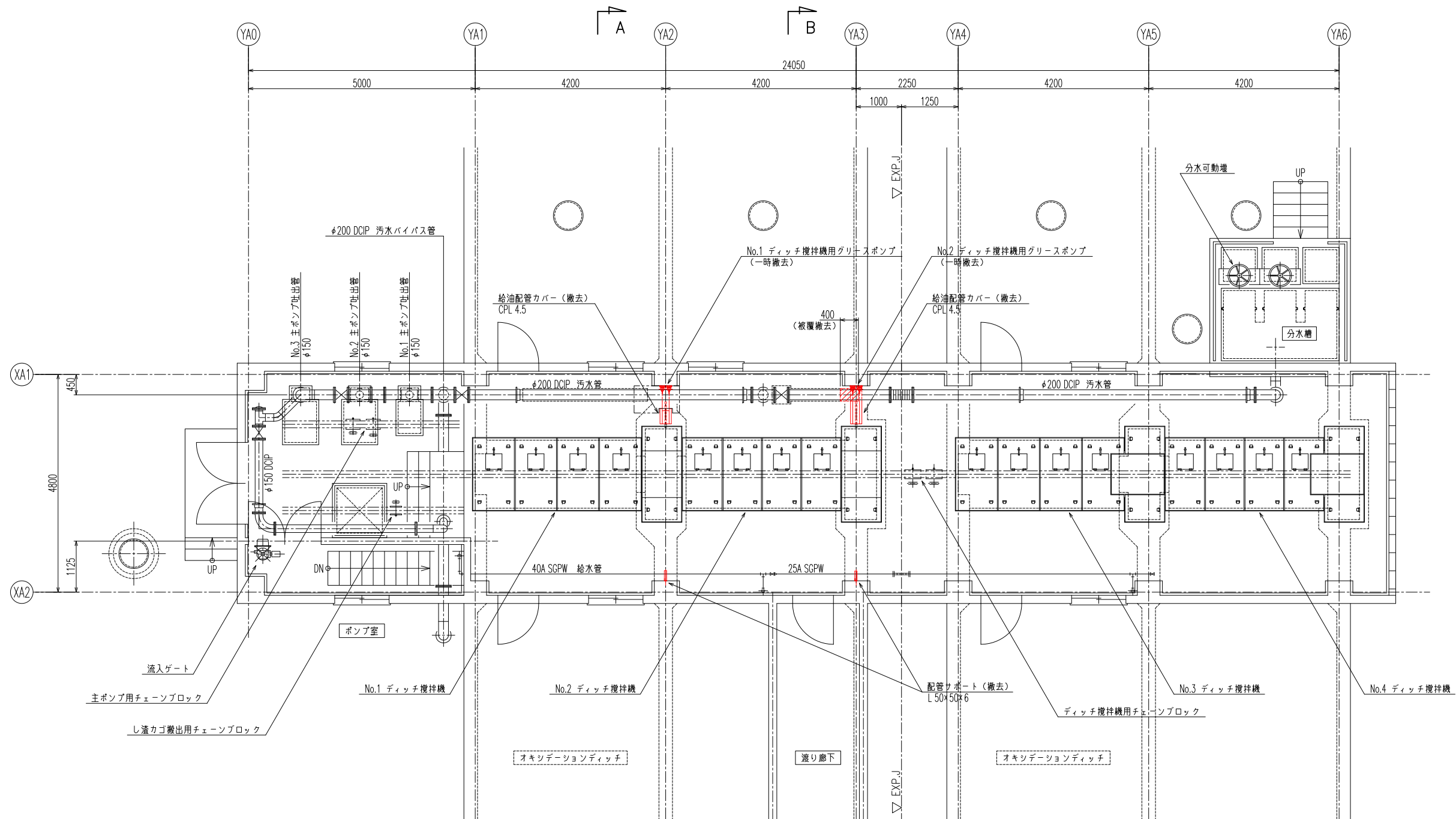
凡例	
—	汚水・汚泥管
-D-	排水管
-SC-	スカム管
-C-	薬液管
-F-	処理水管
-	雑用水管
-	空気管
(P)	ポンプ
(M)	電動機
(F)	送風機
(V)	仕切弁
(C)	偏心構造弁
(L)	逆止弁
(E)	電動偏心構造弁
(S)	電磁弁
(D)	ダイヤフラム弁
(G)	ダンパー
(H)	散水栓
(HEH)	電磁流量計
(HM)	量水器
(Z)	角落し



番号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
名称	流入ゲート	自動除塵機	しき脱水機	しきかご兼出用チェーンブロック	No.1 No.2 主ポンプ	No.3 主ポンプ	主ポンプ用チェーンブロック	分水可動堰	No.3・4ディッチ攪拌機	ディッチ攪拌機チェーンブロック	ディッチ流出可動堰	No.2終沈汚泥攪拌機	返送汚泥ポンプ1	No.3・4返送汚泥ポンプ	余剰汚泥ポンプ
型式	鋳鉄製電動丸形	裏掻き連続式	二軸対向スクリュー式	電動チェーンブロック	着脱式水中汚水ポンプ	着脱式水中汚水ポンプ	キーフロ-電動チェーンブロック	鋳鉄製手動角形	横軸ローター式	キ-フロ-電動チェーンブロック	鋳鉄製手動角形	中央駆動懸垂形	無閉塞形渦巻ポンプ	無閉塞形渦巻ポンプ	一軸ネジ式ポンプ
仕様	φ450	0.9mW×1.5mH×目電5mm	60L/毎	0.49ton	φ80×1.2m ³ /min×13mH	φ80×0.9m ³ /min×13mH	2.0ton×12m	W300×ST300	1000φ×2850mmL	2.0ton	W600×ST600	径8.6m×軸深3.0m	φ80×0.6m ³ /min×4mH	φ80×0.6m ³ /min×4mH	φ80×3m ³ /min×10mH
動力	0.4kW	0.4kW	0.4kW	0.45kW	5.5kW	5.5kW	3.0kW	—	15kW	—	—	0.4kW	2.2kW	2.2kW	2.2kW
備考	1 0 1	1 0 1	1 0 1	1 0 1	2 0 2	1 0 1	1 0 1	2 0 2	4 0 4	2 0 2	2 0 2	2 0 2	2 0 2	2 0 2	2 0 2
備考					吸込スクルー式	吸込スクルー式			VVF						
番号	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚
名称	スカム兼出用チェーンブロック	円形次亜塩素器	塩混排気ファン	接触タンク流入ゲート	終沈バイパスゲート	濃縮汚泥攪拌機	濃縮汚泥ポンプ	汚泥貯留槽攪拌機	汚泥供給ポンプ	汚泥脱水機	脱水機用チェーンブロック	薬品溶解タンク	薬品供給ポンプ	薬品搬入用チェーンブロック	ケーキホッパー
型式	キ-フロ-電動チェーンブロック	円形錠剤式	ラインファン	鋳鉄製手動角形	鋳鉄製手動角形	中央駆動懸垂型	一軸ネジ式ポンプ	縦軸ミキサー	一軸ネジ式ポンプ	多重円盤型汚泥脱水機	キ-フロ-電動チェーンブロック	鋼板製丸型	一軸ネジ式ポンプ	キ-フロ-電動チェーンブロック	電動閉閉式角形
仕様	0.5ton	充填量:70kg	φ150×2m ³ /min×100Pa	W300×L450	W300×L450	3.0m×3.5mH	φ80×2m ³ /hr×10mH	羽根径1.0m	φ80×5m ³ /hr×20mH	ろ径1.0m 50kg/毎	1.0ton	3.0m ³	φ20×0.6m ³ /min×10mH	0.49ton	有効容量:4.0m ³
動力	—	—	0.25kW	—	—	0.4kW	2.2kW	3.7kW	3.7kW	8.15kW	—	1.5kW	0.4kW	—	0.75kW×2
備考	2 0 2	1 0 1	1 0 1	1 0 1	1 0 1	1 0 1	1 0 1	1 0 1	1 0 1	1 0 1	1 0 1	2 0 2	1 0 1	1 0 1	1 0 1
備考									渦電流継手			渦電流継手			重量計付
番号	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲								
名称	受水槽	上水給水ユニット	床排水ポンプ	脱臭ファン	エリミネータ	脱臭装置	除湿器								
型式	樹脂製パネル式	圧力タンク式給水ユニット	水中汚水汚物ポンプ	FRP製ターボファン	慣性衝突式	活性炭吸着方式	床置き産業用除湿器								
仕様	2.0m ³	φ40×0.22m ³ /min×25mH	φ80×0.4m ³ /min×6mH	10m ³ /min×300mmAq	処理量:10m ³ /min	処理量:10m ³ /min	2.05L/h								
動力	—	2.2kW	1.5kW	2.2kW	—	—	0.66kW(総合)								
備考	1 0 1	1 0 1	1 0 1	1 0 1	1 0 1	1 0 1	2 0 2								
備考						カートリッジ式	φ1×100V×50Hz								

注記
 は今回工事範囲を示す。

工事名	沼田浄化センター(管理棟等)耐震補強・改修工事		
図面名称	水処理設備フローシート(撤去)		
検収年月	令和 8 年 3 月	縮尺	NONE
受託業者	株式会社 ドーコン	図面番号	PM-06

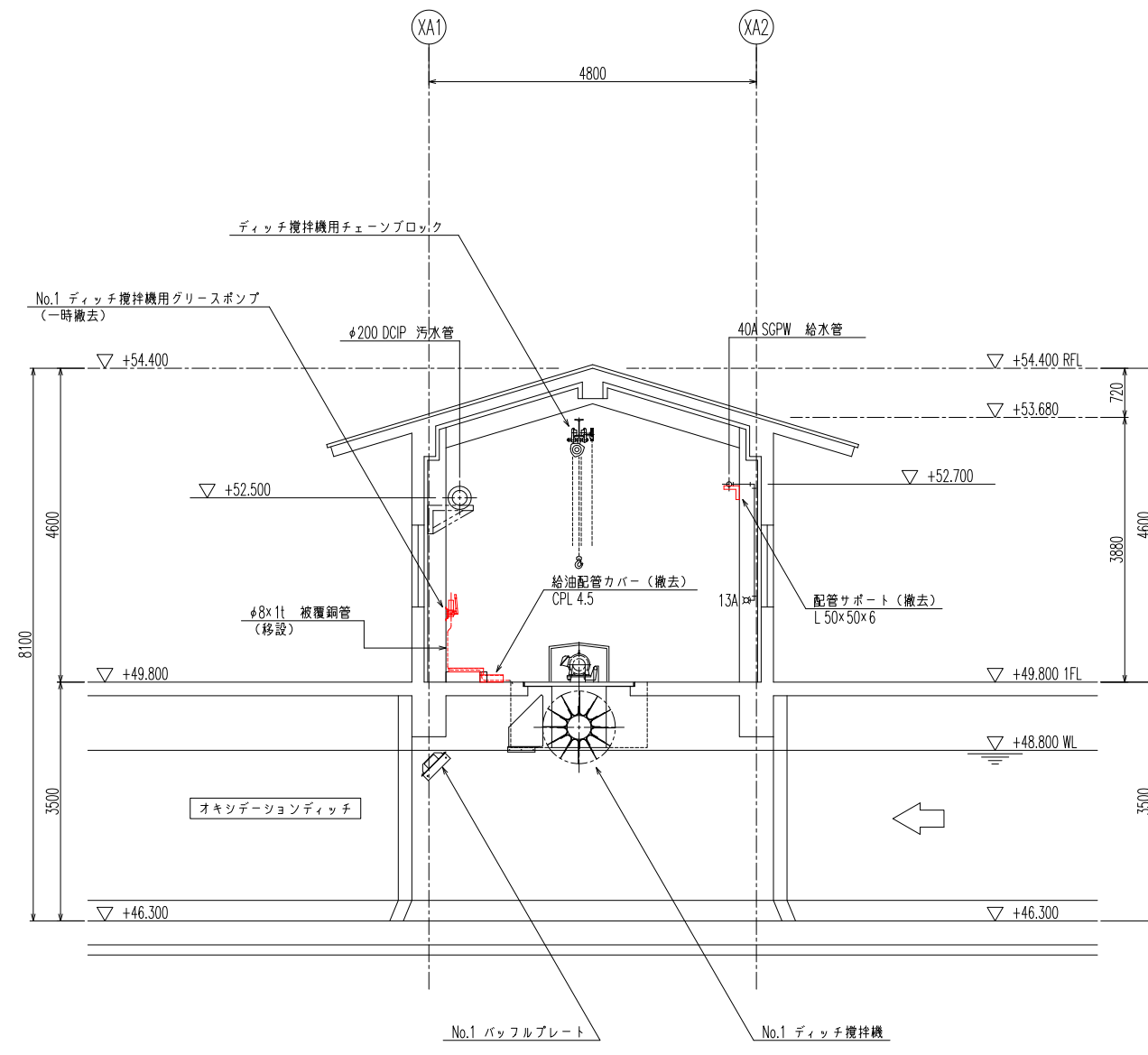


A

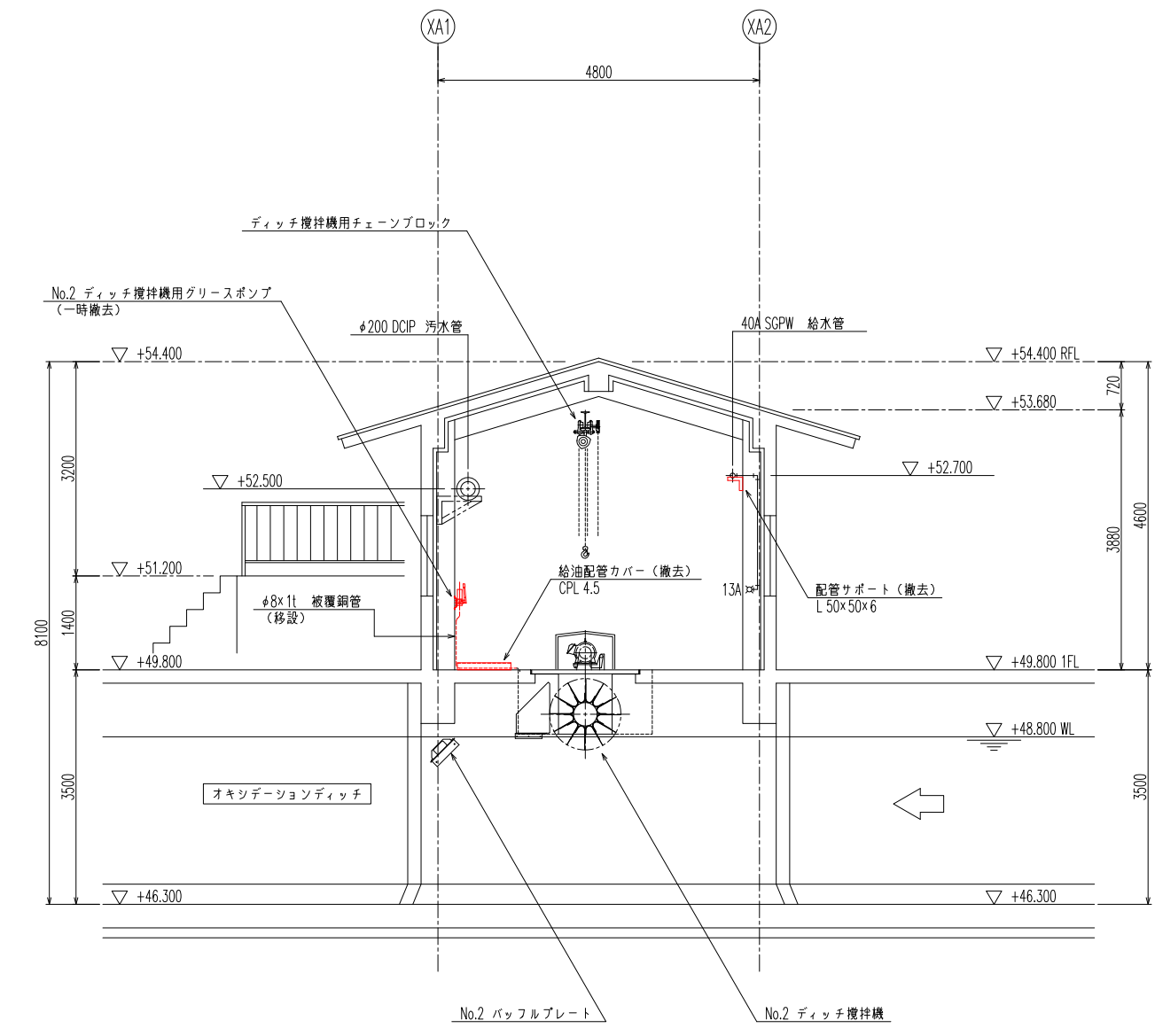
B

1階 平面図
S=1:50

工事名	沼田浄化センター（管理棟等）耐震補強・改修工事		
図面名称	オキシレーションディッチ 平面図（撤去）		
検収年月	令和 8年 3月	縮尺	1:50
受託業者	株式会社 ドーコン	図面番号	PM-07

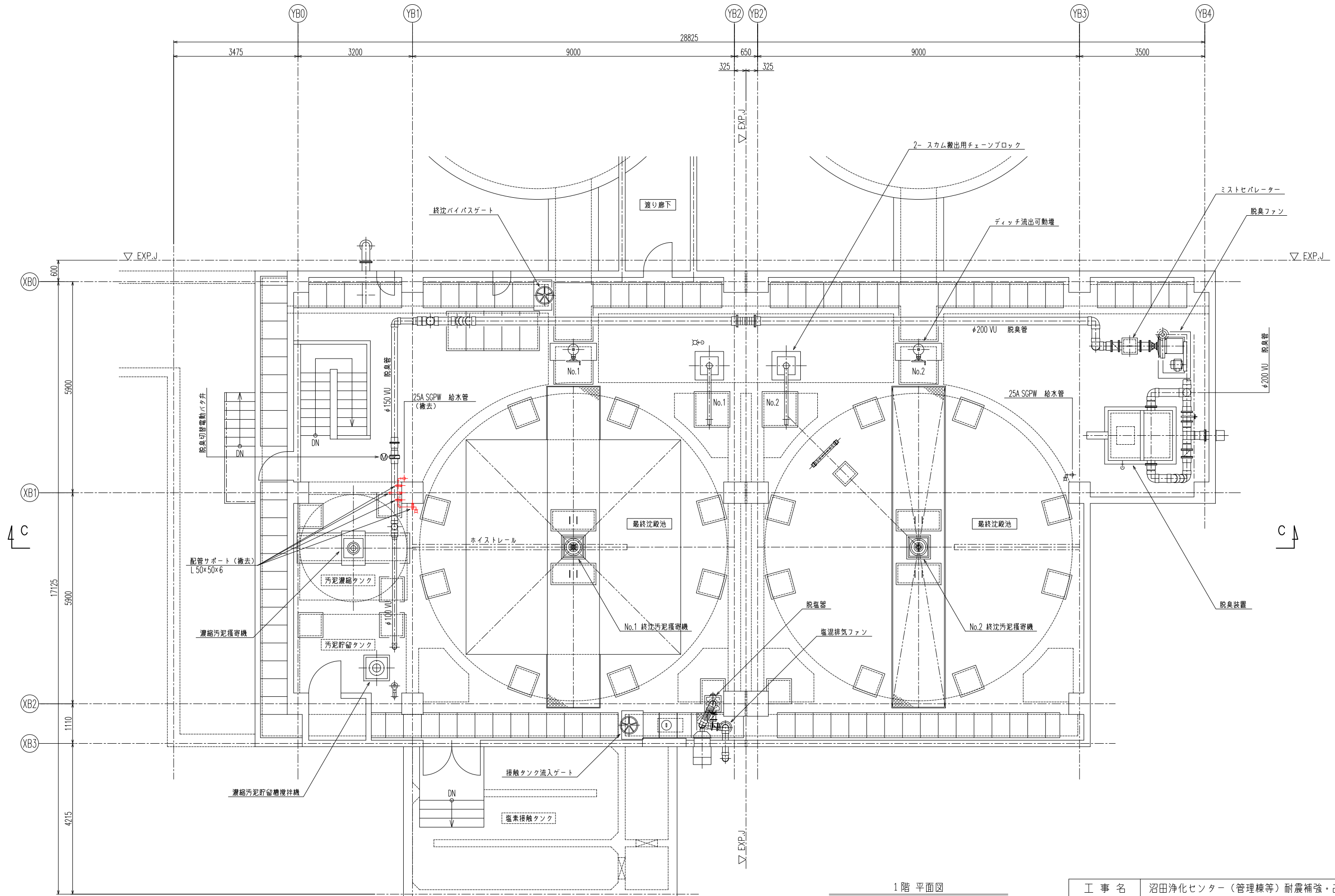


A - A 断面図
S=1:50



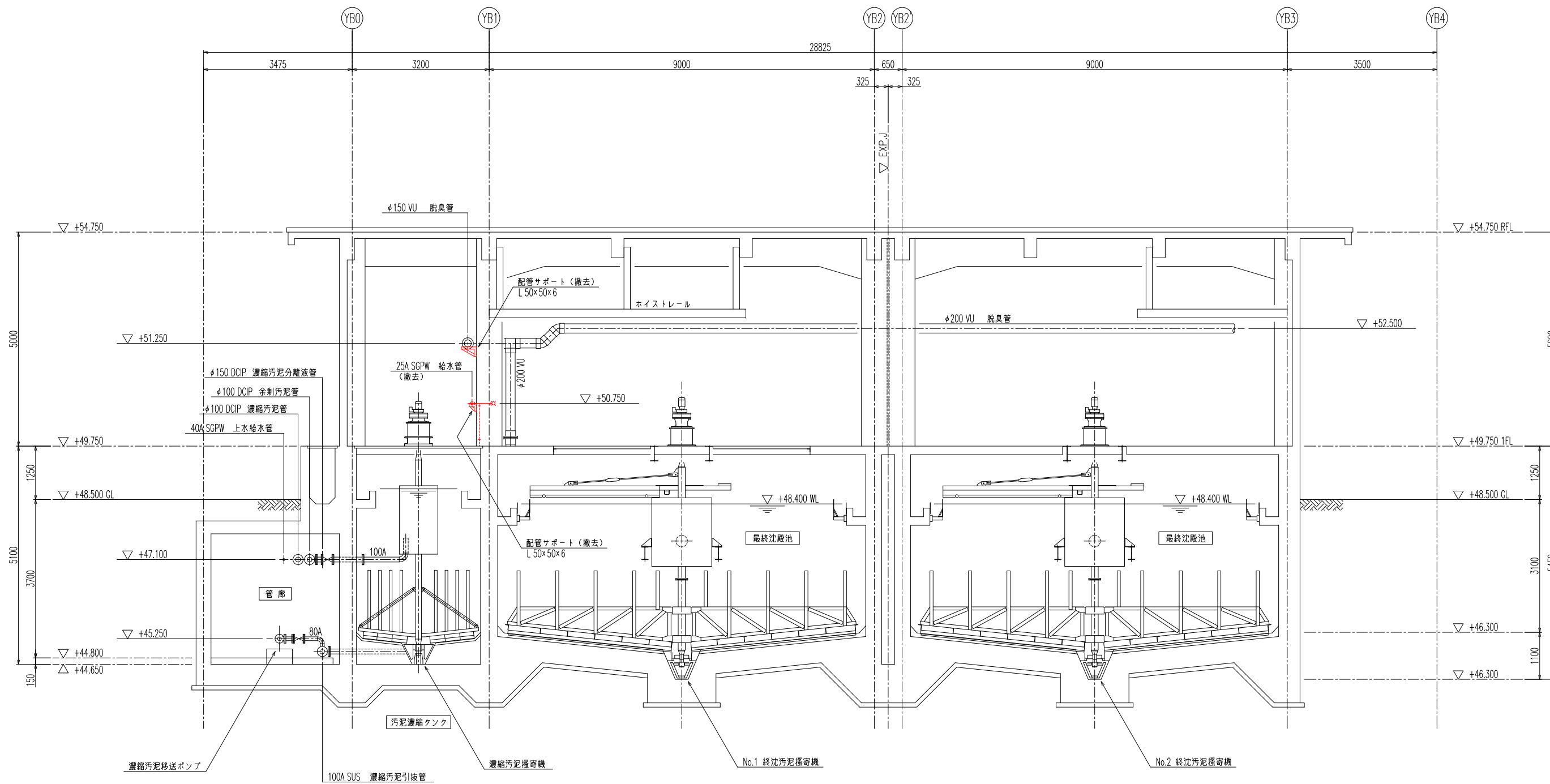
B - B 断面図
S=1:50

工事名	沼田浄化センター（管理棟等）耐震補強・改修工事		
図面名称	オキシデーションディッチ 断面図（撤去）		
検収年月	令和 8 年 3 月	縮尺	1:50
受託業者	株式会社 ドーコン	図面番号	PM-08



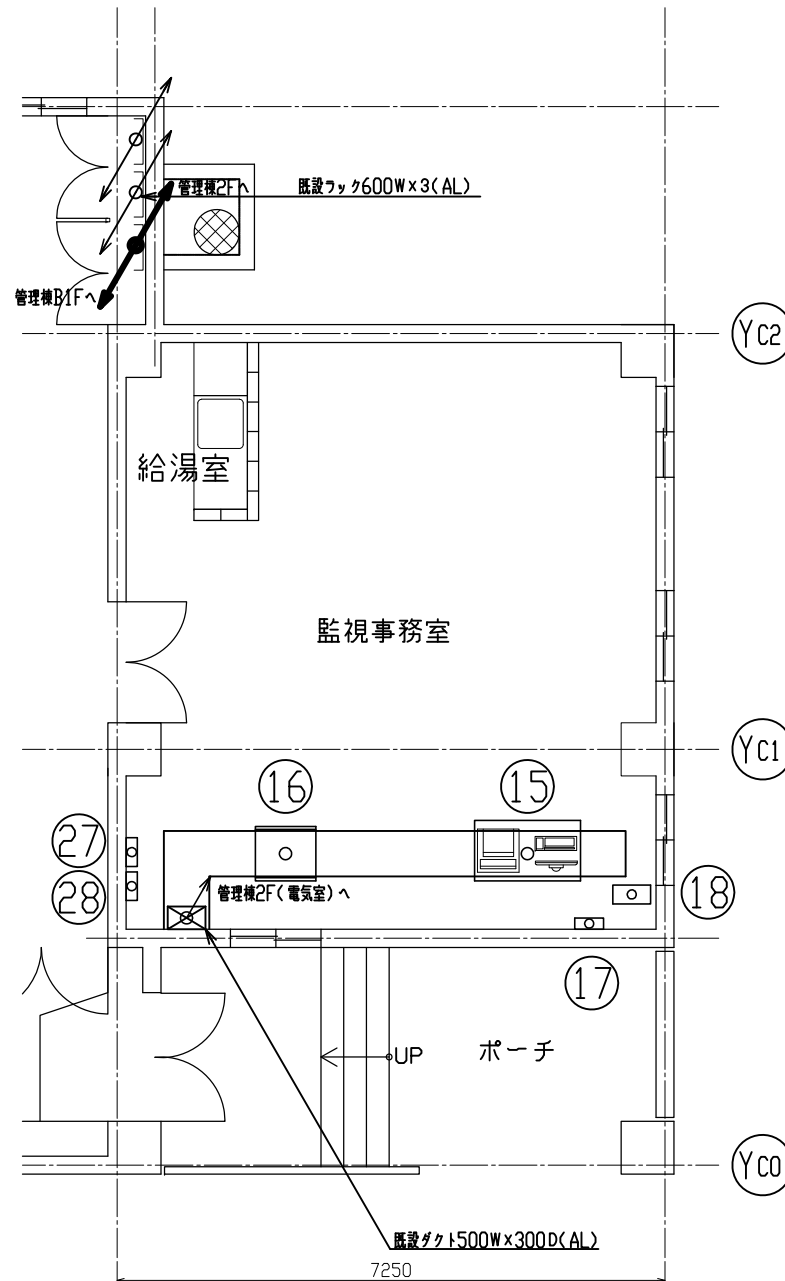
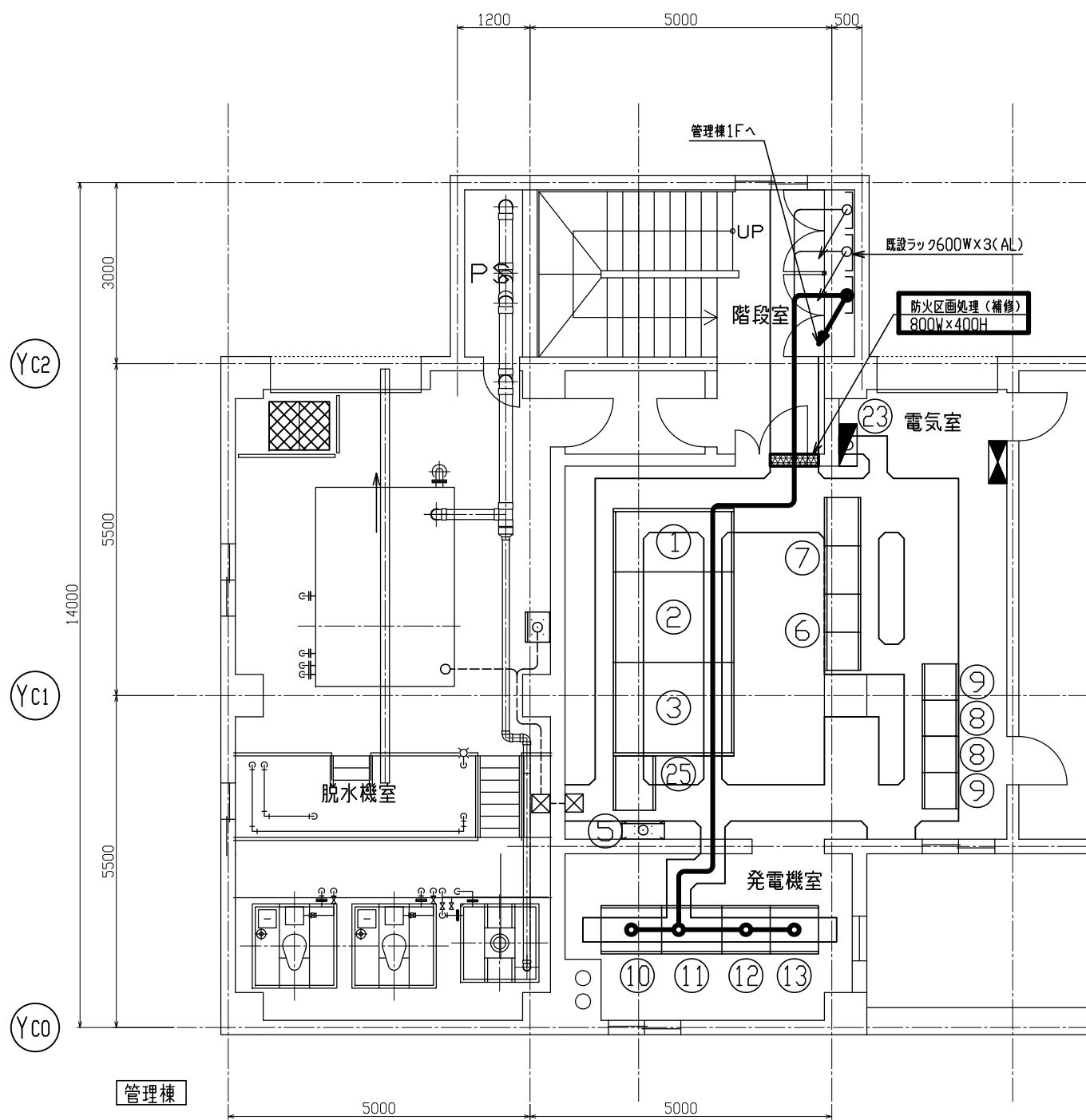
1階 平面図
S=1:50

工事名	沼田浄化センター（管理棟等）耐震補強・改修工事		
図面名称	最終沈殿池 平面図（撤去）		
検収年月	令和 8 年 3 月	縮尺	1:50
受託業者	株式会社 ドーコン	図面番号	PM-09



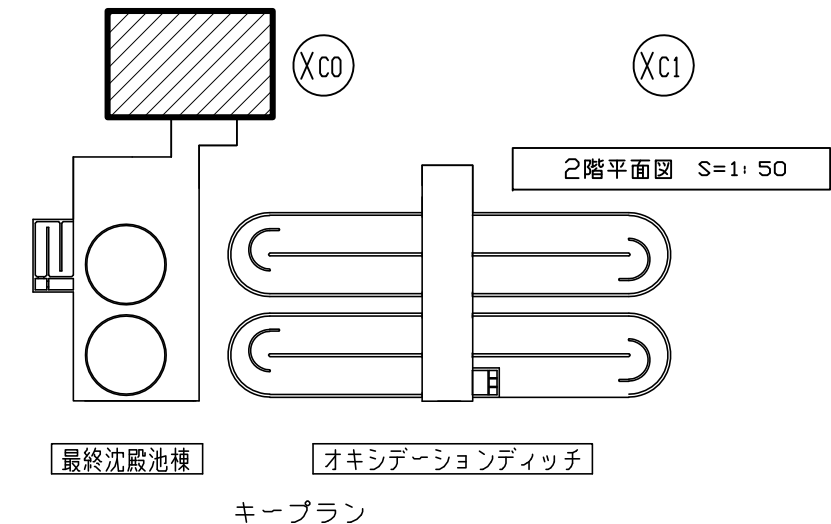
C - C 断面図
S=1:50

工事名	沼田浄化センター（管理棟等）耐震補強・改修工事		
図面名称	最終沈殿池 断面図（撤去）		
検収年月	令和 8 年 3 月	縮尺	1:50
受託業者	株式会社 ドーコン	図面番号	PM-10



機器一覧表

番号	機器名称	盤記号	備考
①	引込受電盤	HP-1	
②	変圧器盤	HP-2	
③	動力主幹照明盤	LP-1	
④	シーケンスコントローラ盤	WS-SQC	
⑤	接地端子盤		
⑥	主ポンプ・水処理1系設備C/C	W-C/C-1	
⑦	主ポンプ・水処理1系設備Ry盤	W-RY-1	
⑧	水処理2系・汚泥処理設備C/C	W-S-C/C-2	
⑨	水処理2系・汚泥処理Ry盤	W-S-RY-2	
⑩	No.1ディッチ曝気機VVVF盤	VVVF-1	
⑪	No.2ディッチ曝気機VVVF盤	VVVF-2	
⑫	No.3ディッチ曝気機VVVF盤	VVVF-3	
⑬	No.4ディッチ曝気機VVVF盤	VVVF-4	
⑭	欠番		
⑮	ディスプレイ監視装置	LCD	
⑯	計装変換器盤	KP-1	
⑰	非常通報装置		
⑱	汎用UPS	UPS	
㉖	防犯受信機		
㉗	火災報知受信機		

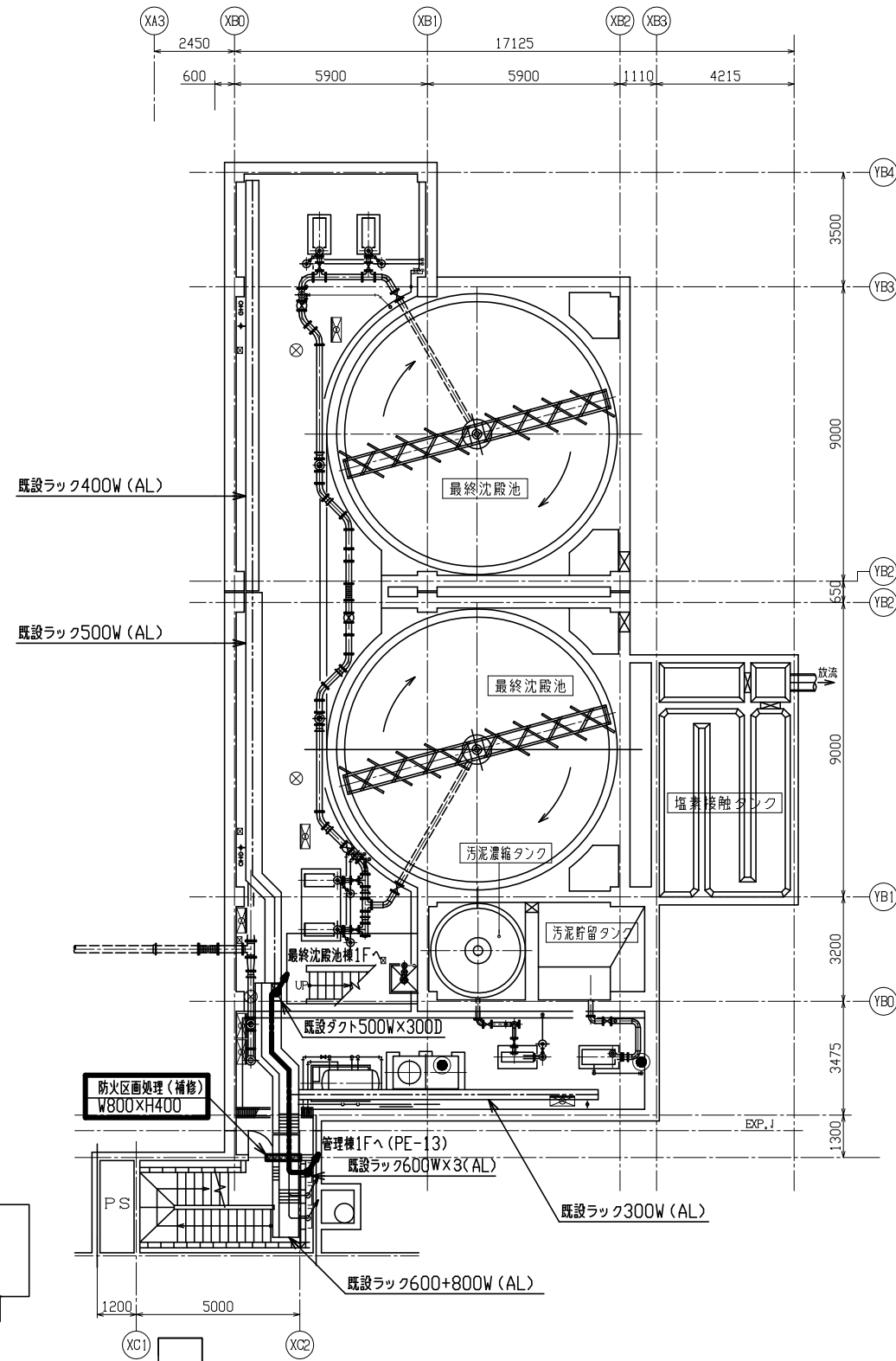
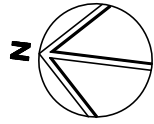


1階平面図 S=1:50

注記

1. は、撤去・更新を示す

工事名	沼田浄化センター(管理棟等)耐震補強・改修工事		
図面名称	管理棟1階・2階平面配線図(更新・撤去)		
検収年月	令和8年3月	縮尺	1:50
受託業者	株式会社ドーコン	図面番号	PE-01

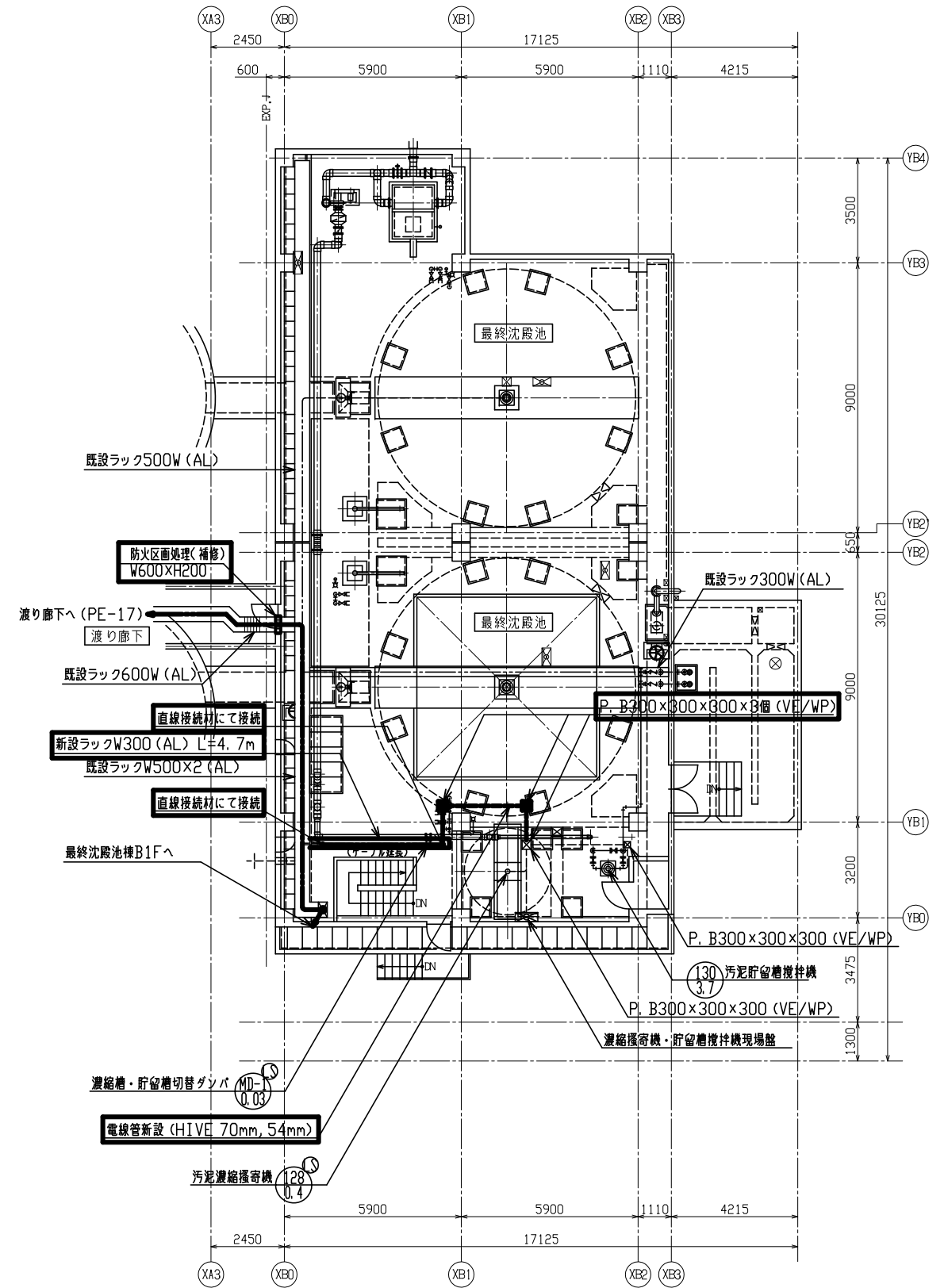


最終沈殿池地下1階下部平面図

最終沈殿池棟

オキシデーションディッチ

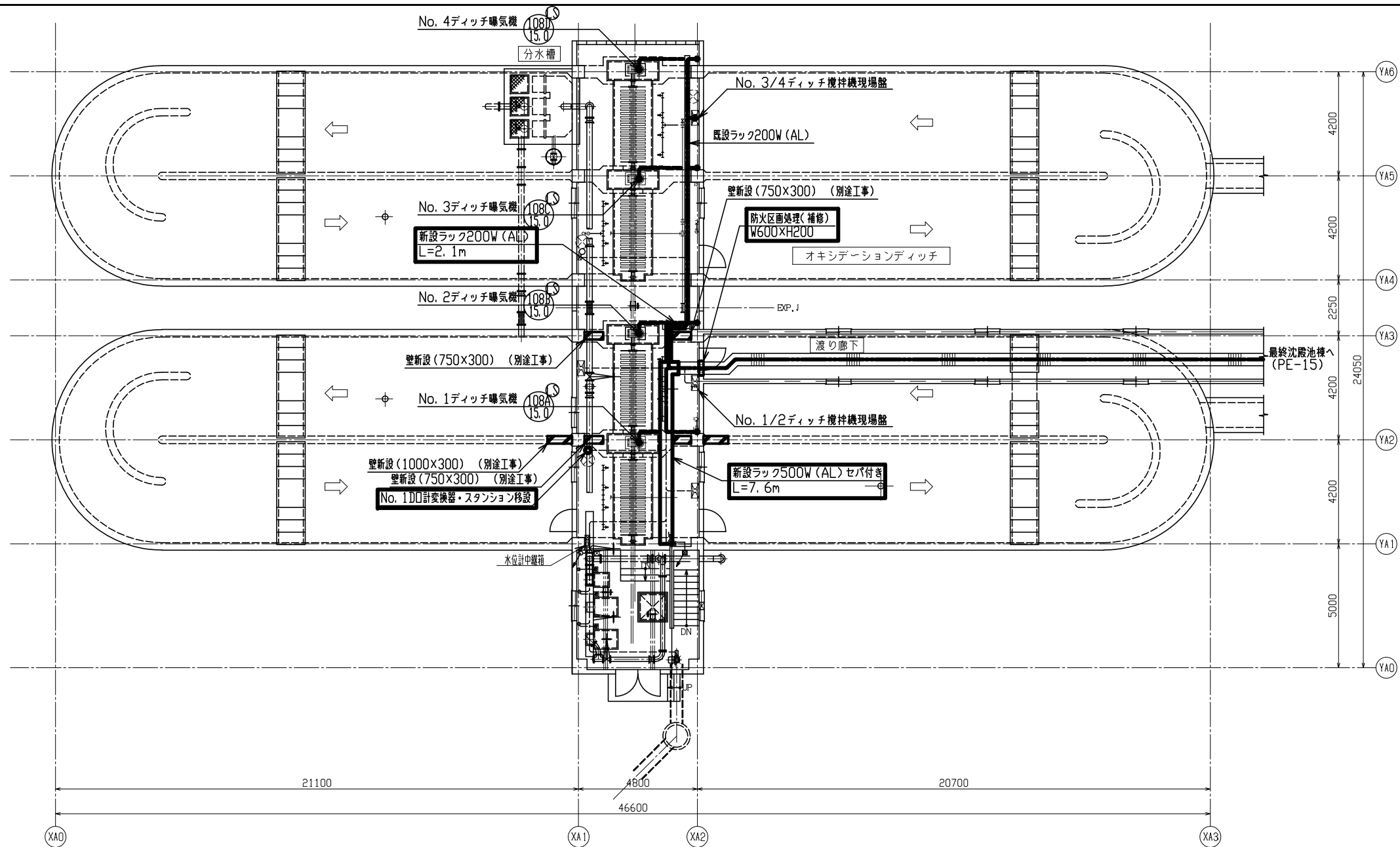
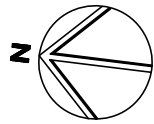
ケーブルラン



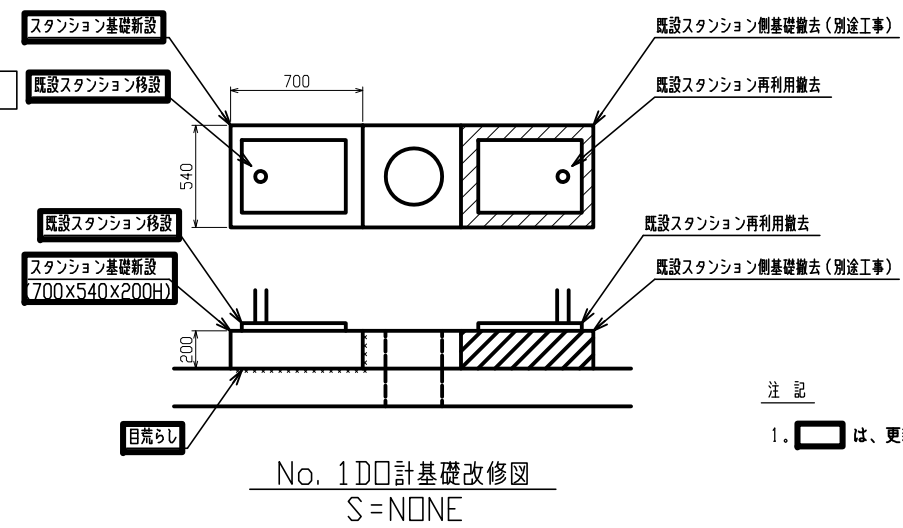
最終沈殿池1階平面図

- 注記
1. は、更新を示す。
 2. ケーブルラックの新設の際は吊上機Iビーム下を通過しないこと。

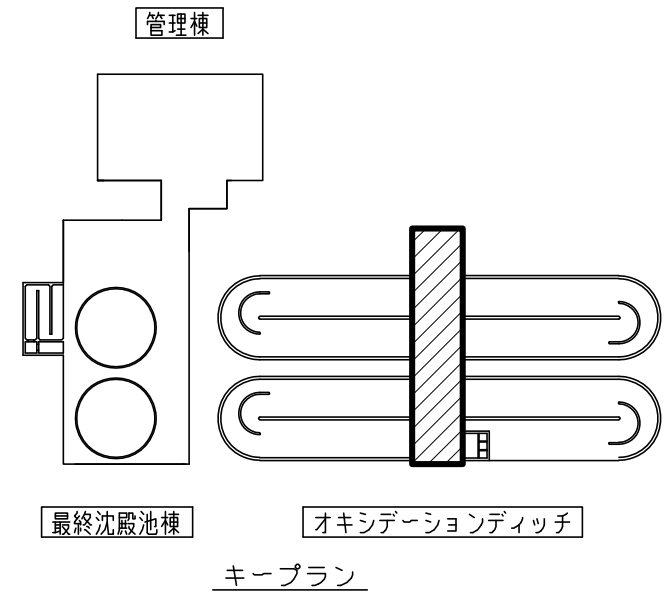
工事名	沼田浄化センター(管理棟等)耐震補強・改修工事		
図面名称	最終沈殿池棟地下1階・1階平面配線図(更新)		
検収年月	令和8年3月	縮尺	1:100
受託業者	株式会社ドーコン	図面番号	PE-02



オキシレーションディッチ (上部) 平面図

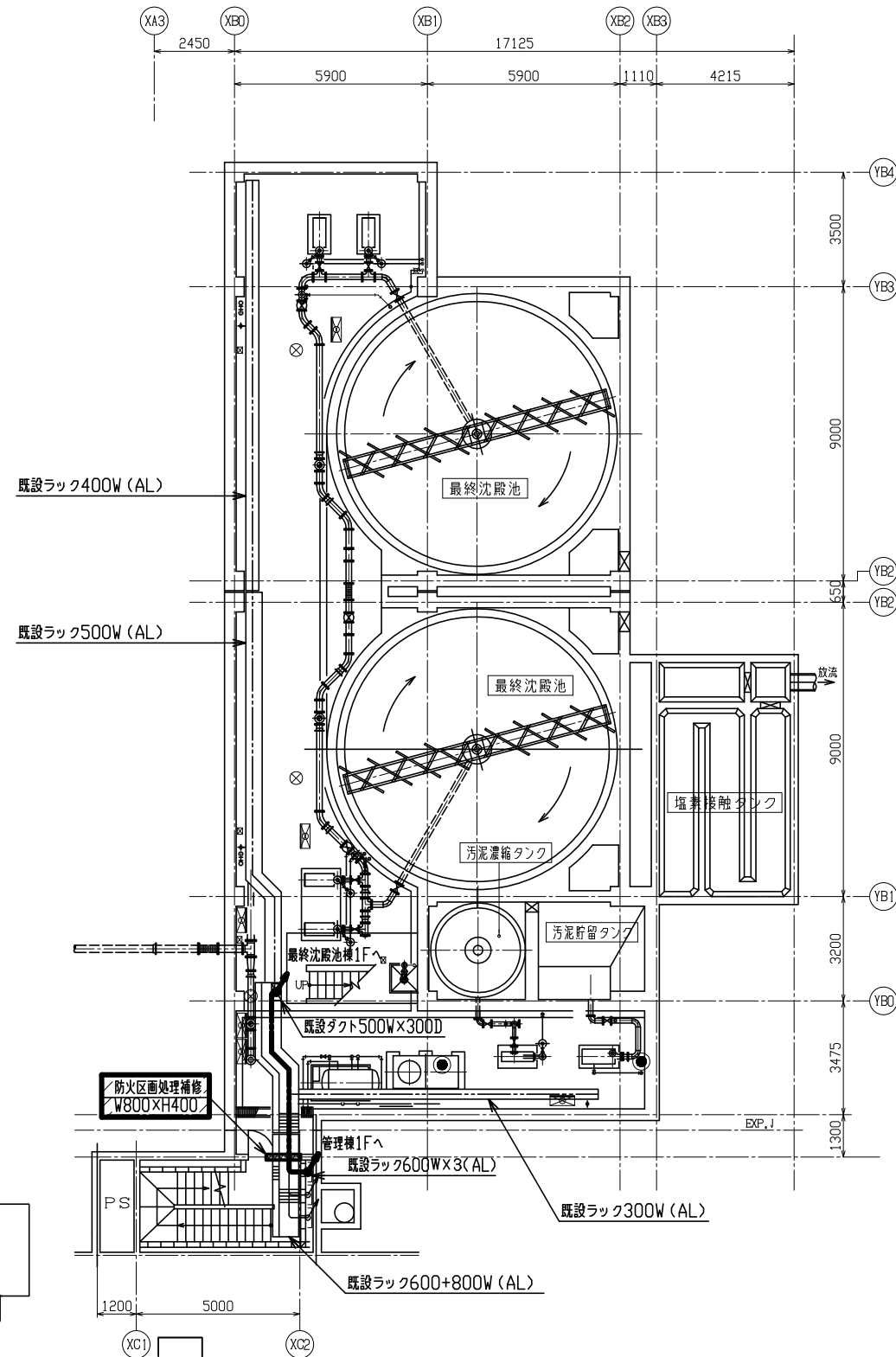
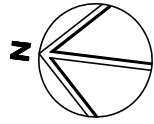


注記
 1. は、更新を示す。



オキシレーションディッチ (下部) 及びポンプ室 (地下1階) 平面図

工事名	沼田浄化センター (管理棟等) 耐震補強・改修工事		
図面名称	オキシレーションディッチ棟地下1階・1階平面配線図 (更新)		
検収年月	令和8年3月	縮尺	1:100
受託業者	株式会社ドーコン	図面番号	PE-03

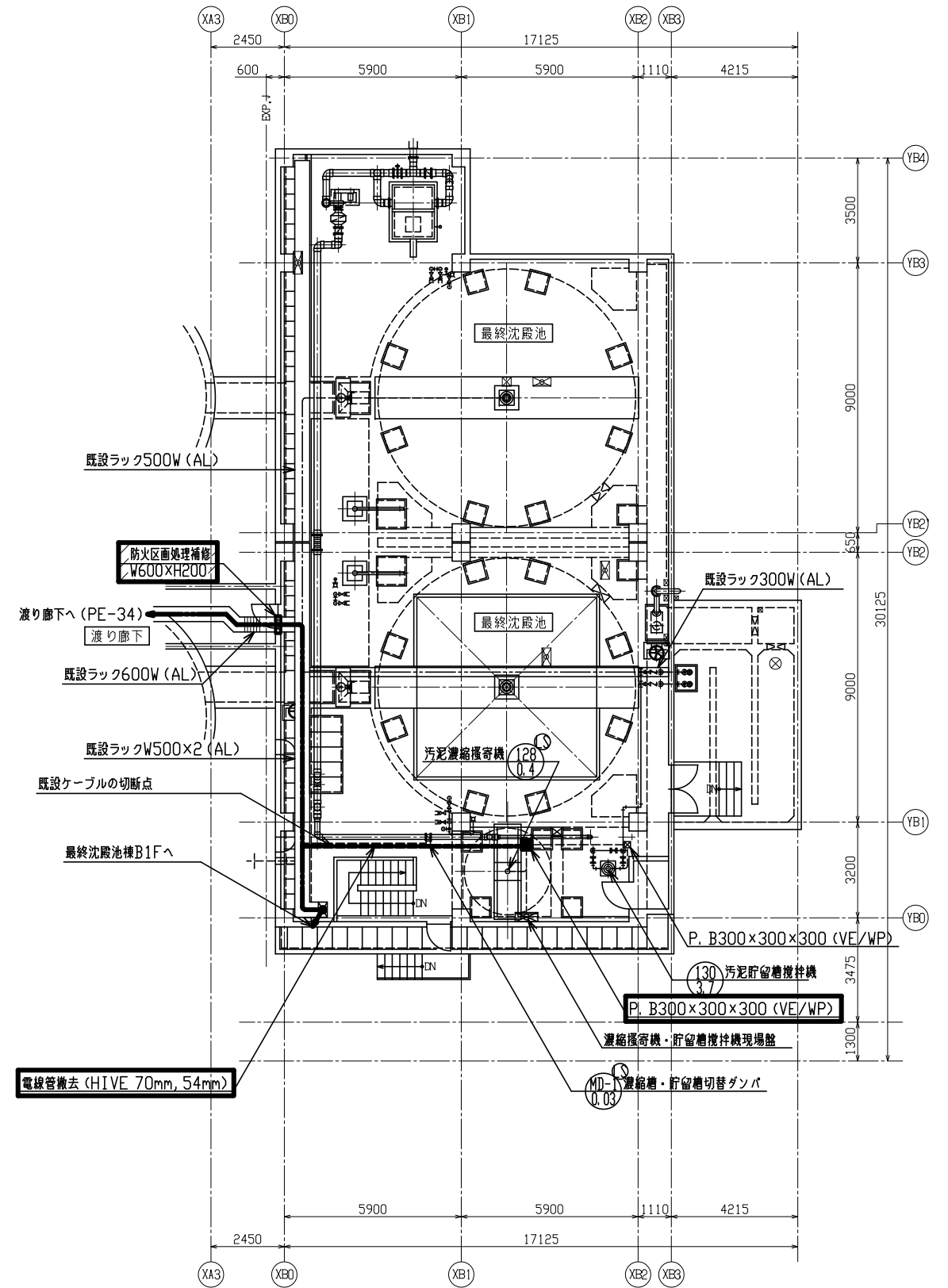


最終沈殿池地下1階下部平面図

最終沈殿池棟

オキシデーションディッチ

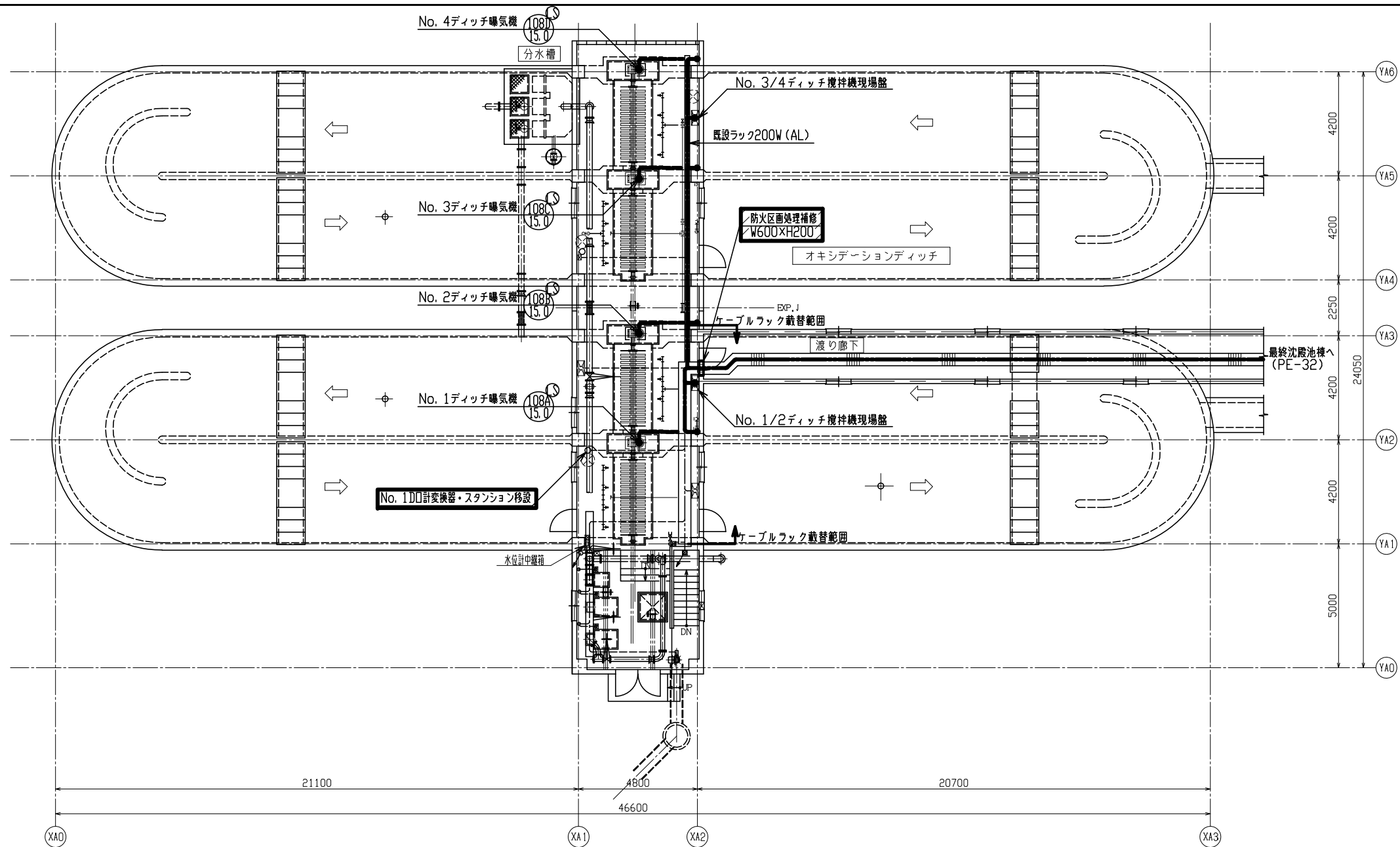
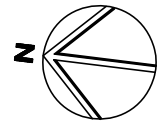
ケーブルラン



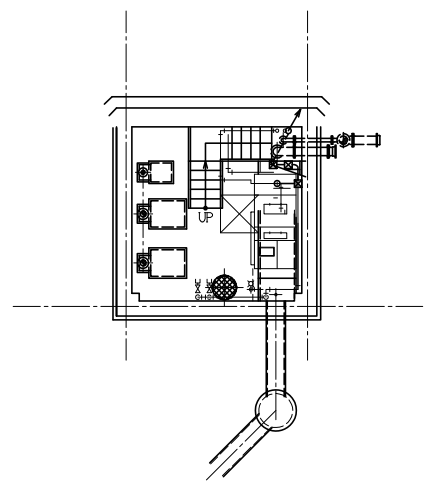
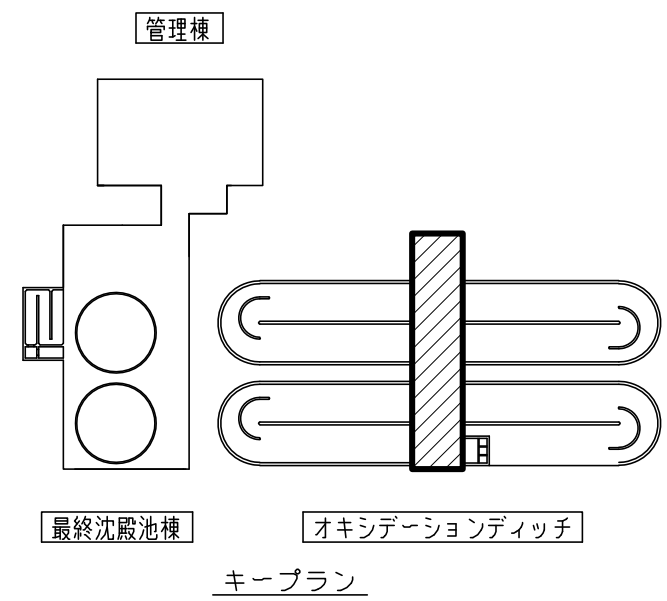
最終沈殿池1階平面図

注記
1. は、撤去を示す。

工事名	沼田浄化センター(管理棟等)耐震補強・改修工事		
図面名称	最終沈殿池棟地下1階・1階平面配線図(撤去)		
検収年月	令和8年3月	縮尺	1:100
受託業者	株式会社ドーコン	図面番号	PE-04



オキシデーションディッチ（上部）平面図



オキシデーションディッチ（下部）及びポンプ室（地下1階）平面図

注記
1. は、撤去を示す。

工事名	沼田浄化センター（管理棟等）耐震補強・改修工事		
図面名称	オキシデーションディッチ棟地下1階・1階平面配線図（撤去）		
検収年月	令和8年3月	縮尺	1:100
受託業者	株式会社ドーコン	図面番号	PE-05

配線番号	自		至		配線仕様 種別、サイズ、芯数、本数	端末 屋外/屋内	接地線 種別、サイズ	電線管 種別、サイズ、本数	備考
	記号	名称	記号	名称					
R 1001	VVVF-1	No. 1ディッチ曝気装置VVVF盤	108A	No. 1ディッチ攪拌機	600VCV-S 3Φ - 4C				電線管流用
R 1002	"	"	LCB-2	No. 1/2ディッチ攪拌機現場盤	EM-CEE-S 1.25Φ - 2C x 2				電線管流用
R 1003	VVVF-2	No. 2ディッチ曝気装置VVVF盤	108B	No. 2ディッチ攪拌機	600VCV-S 3Φ - 4C				電線管流用
R 1004	"	"	LCB-2	No. 1/2ディッチ攪拌機現場盤	EM-CEE-S 1.25Φ - 2C x 2				電線管流用
R 1005	VVVF-3	No. 3ディッチ曝気装置VVVF盤	108C	No. 3ディッチ攪拌機	600VCV-S 60Φ - 4C		HIVE 70mm		電線管流用
R 1006	VVVF-4	No. 4ディッチ曝気装置VVVF盤	108D	No. 4ディッチ攪拌機	600VCV-S 60Φ - 4C		HIVE 70mm		電線管流用
R 1007	VVVF-3	No. 3ディッチ曝気装置VVVF盤	LCB-3	No. 3/4ディッチ攪拌機現場盤	EM-CEE-S 1.25Φ - 2C x 2		HIVE 36mm		電線管流用
R 1008	VVVF-4	No. 4ディッチ曝気装置VVVF盤	"	"	EM-CEE-S 1.25Φ - 2C x 2		"		電線管流用
R 2001	W-S-C/C-2	水処理2系・汚泥処理CC	128	汚泥濃縮機	600VEM-CE 3.5Φ - 3C		HIVE 54mm	カ/P、Bまで電線管	
R 2006	"	"	LCB-10	濃縮機・貯留機攪拌機現場盤	EM-CEE 2Φ - 2C		HIVE 70mm	カ/P、Bまで電線管	

配線番号	自		至		配線仕様 種別、サイズ、芯数、本数	端末 屋外/屋内	接地線 種別、サイズ	電線管 種別、サイズ、本数	備考
	記号	名称	記号	名称					
3001	VVVF-1	No. 1ディッチ曝気装置VVVF盤	108A	No. 1ディッチ攪拌機	600VCV-S 3Φ - 4C				電線管流用
3002	"	"	LCB-2	No. 1/2ディッチ攪拌機現場盤	EM-CEE-S 1.25Φ - 2C x 2				電線管流用
3003	VVVF-2	No. 2ディッチ曝気装置VVVF盤	108B	No. 2ディッチ攪拌機	600VCV-S 3Φ - 4C				電線管流用
3004	"	"	LCB-2	No. 1/2ディッチ攪拌機現場盤	EM-CEE-S 1.25Φ - 2C x 2				電線管流用
3005	VVVF-3	No. 3ディッチ曝気装置VVVF盤	108C	No. 3ディッチ攪拌機	600VCV-S 60Φ - 4C		HIVE 70mm		電線管流用
3006	VVVF-4	No. 4ディッチ曝気装置VVVF盤	108D	No. 4ディッチ攪拌機	600VCV-S 60Φ - 4C		HIVE 70mm		電線管流用
3007	VVVF-3	No. 3ディッチ曝気装置VVVF盤	LCB-3	No. 3/4ディッチ攪拌機現場盤	EM-CEE-S 1.25Φ - 2C x 2		HIVE 36mm		電線管流用
3008	VVVF-4	No. 4ディッチ曝気装置VVVF盤	"	"	EM-CEE-S 1.25Φ - 2C x 2		"		電線管流用
3009	"	"	"	"	"		"		"
3010	W-S-C/C-2	水処理2系・汚泥処理CC	128	汚泥濃縮機	600VEM-CE 3.5Φ - 3C		HIVE 54mm	カ/P、Bまで電線管	カ/P上延長分
3011	"	"	130	汚泥貯留機攪拌機	600VEM-CE 8Φ - 3C		"	"	カ/P上延長分
3012	"	作業用電源盤	LCB-10	濃縮機・貯留機攪拌機現場盤	600VEM-CE 3.5Φ - 2C		"	"	カ/P上延長分
3013	LCB-10	濃縮機・貯留機攪拌機現場盤	"	濃縮汚泥ポンプ・汚泥供給ポンプ現場盤	600VEM-CE 3.5Φ - 2C		EM-IE 3.5Φ	"	カ/P上延長分
3014	W-S-C/C-2	水処理2系・汚泥処理CC	LCB-10	濃縮機・貯留機攪拌機現場盤	EM-CEE 2Φ - 2C		HIVE 70mm	"	カ/P上延長分
3015	"	"	"	"	EM-CEE 2Φ - 2C		"	"	カ/P上延長分
3016	W-S-RY-2	水処理2系・汚泥処理RY盤	"	"	EM-CEE 1.25Φ - 20C		"	"	カ/P上延長分
3017	"	"	"	"	EM-CEE 1.25Φ - 15C		"	"	カ/P上延長分
3018	"	"	"	"	EM-CEE 1.25Φ - 5C		"	"	カ/P上延長分

配線番号	自		至		配線仕様 種別、サイズ、芯数、本数	端末 屋外/屋内	接地線 種別、サイズ	電線管 種別、サイズ、本数	備考
	記号	名称	記号	名称					
S 2001	W-S-C/C-2	水処理2系・汚泥処理CC	128	汚泥濃縮機	600VEM-CE 3.5Φ - 3C		HIVE 54mm	カ/P、Bまでケーブル	
S 2002	"	"	130	汚泥貯留機攪拌機	600VEM-CE 8Φ - 3C		"	"	
S 2003	"	作業用電源盤	LCB-10	濃縮機・貯留機攪拌機現場盤	600VEM-CE 3.5Φ - 2C		"	"	
S 2004	LCB-10	濃縮機・貯留機攪拌機現場盤	"	濃縮汚泥ポンプ・汚泥供給ポンプ現場盤	600VEM-CE 3.5Φ - 2C		"	"	
S 2005	EA	A種接地(幹線)	"	"	EM-IE 3.5Φ		"	"	
S 2006	W-S-C/C-2	水処理2系・汚泥処理CC	LCB-10	濃縮機・貯留機攪拌機現場盤	EM-CEE 2Φ - 2C		HIVE 70mm	カ/P、Bまでケーブル	
S 2007	"	"	"	"	EM-CEE 2Φ - 2C		"	"	
S 2008	W-S-RY-2	水処理2系・汚泥処理RY盤	"	"	EM-CEE 1.25Φ - 20C		"	"	
S 2009	"	"	"	"	EM-CEE 1.25Φ - 15C		"	"	
S 2010	"	"	"	"	EM-CEE 1.25Φ - 5C		"	"	
S 2011	"	"	"	"	"		"	"	
S 2012	LCB-3	No. 3/4ディッチ攪拌機現場盤	LCB-1	流入ゲート・前処理・主ポンプ現場盤	600VEM-CE 3.5Φ - 2C		EM-IE 3.5Φ	"	カ/P電線管流用
S 2013	W-RY-1	主ポンプ・水処理1系設備RY盤	"	"	EM-CEE 1.25Φ - 20C		"	"	カ/P電線管流用
S 2014	"	"	"	"	EM-CEE 1.25Φ - 10C x 2		"	"	カ/P電線管流用
S 2015	W-C/C-1	主ポンプ・水処理1系設備CC	105A	No. 1主ポンプ	600VEM-CE 22Φ - 3C		"	"	カ/P電線管流用
S 2016	W-RY-1	主ポンプ・水処理1系設備RY盤	"	"	EM-CEE 1.25Φ - 4C		"	"	カ/P電線管流用
S 2017	W-C/C-1	主ポンプ・水処理1系設備CC	105B	No. 2主ポンプ	600VEM-CE 22Φ - 3C		"	"	カ/P電線管流用
S 2018	W-RY-1	主ポンプ・水処理1系設備RY盤	"	"	EM-CEE 1.25Φ - 4C		"	"	カ/P電線管流用
S 2019	W-C/C-1	主ポンプ・水処理1系設備CC	106	No. 3主ポンプ	600VEM-CE 14Φ - 3C		EM-IE 3.5Φ	HIVE 36mm	カ/P電線管流用
S 2020	W-RY-1	主ポンプ・水処理1系設備RY盤	"	"	EM-CEE 1.25Φ - 4C		HIVE 22mm	"	カ/P電線管流用
S 2021	W-C/C-1	主ポンプ・水処理1系設備CC	102	自動除塵機	600VEM-CE 3.5Φ - 3C		EM-IE 3.5Φ	HIVE 28mm	カ/P電線管流用
S 2022	"	"	103	洗濯水機	600VEM-CE 3.5Φ - 3C		EM-IE 3.5Φ	HIVE 28mm	カ/P電線管流用
S 2023	W-RY-1	主ポンプ・水処理1系設備RY盤	103MV	洗濯水機洗浄水弁	EM-CEE 1.25Φ - 6C		EM-IE 3.5Φ	HIVE 22mm	カ/P電線管流用
S 2024	W-C/C-1	主ポンプ・水処理1系設備CC	104	洗濯水機洗浄水弁	600VEM-CE 2Φ - 3C		EM-IE 3.5Φ	HIVE 28mm	カ/P電線管流用
S 2025	"	"	107	主ポンプ用チェーンブロック	600VEM-CE 8Φ - 3C		EM-IE 3.5Φ	HIVE 28mm	カ/P電線管流用
S 2026	"	"	101	流入ゲート	600VEM-CE 2Φ - 3C		EM-IE 3.5Φ	HIVE 28mm	カ/P電線管流用
S 2027	W-RY-1	主ポンプ・水処理1系設備RY盤	"	"	EM-CEE 1.25Φ - 6C		"	"	カ/P電線管流用
S 2028	KP-1	計装交換器盤	LCB-1	流入ゲート・前処理・主ポンプ現場盤	EM-CEE-S 1.25Φ - 2C x 2		"	"	カ/P電線管流用
S 2029	LCB-1	流入ゲート・前処理・主ポンプ現場盤	"	流入ゲート開度計	EM-CEE-S 1.25Φ - 2C		"	"	カ/P電線管流用
S 2030	KP-1	計装交換器盤	"	"	600VEM-CE 2Φ - 2C		EM-IE 3.5Φ	"	カ/P電線管流用

配線番号	自		至		配線仕様 種別、サイズ、芯数、本数	端末 屋外/屋内	接地線 種別、サイズ	電線管 種別、サイズ、本数	備考
	記号	名称	記号	名称					
4001	W-S-C/C-2	水処理2系・汚泥処理CC	128	汚泥濃縮機	600VEM-CE 3.5Φ - 3C		HIVE 54mm	カ/P電線管流用	電線管再通線分
4002	"	"	130	汚泥貯留機攪拌機	600VEM-CE 8Φ - 3C		"	"	電線管再通線分
4003	"	作業用電源盤	LCB-10	濃縮機・貯留機攪拌機現場盤	600VEM-CE 3.5Φ - 2C		"	"	電線管再通線分
4004	LCB-10	濃縮機・貯留機攪拌機現場盤	"	濃縮汚泥ポンプ・汚泥供給ポンプ現場盤	600VEM-CE 3.5Φ - 2C		"	"	電線管再通線分
4005	EA	A種接地(幹線)	"	"	EM-IE 3.5Φ		"	"	電線管再通線分
4006	W-S-C/C-2	水処理2系・汚泥処理CC	LCB-10	濃縮機・貯留機攪拌機現場盤	EM-CEE 2Φ - 2C		HIVE 70mm	カ/P電線管流用	電線管再通線分
4007	"	"	"	"	EM-CEE 2Φ - 2C		"	"	電線管再通線分
4008	W-S-RY-2	水処理2系・汚泥処理RY盤	"	"	EM-CEE 1.25Φ - 20C		"	"	電線管再通線分
4009	"	"	"	"	EM-CEE 1.25Φ - 15C		"	"	電線管再通線分
4010	"	"	"	"	EM-CEE 1.25Φ - 5C		"	"	電線管再通線分
4011	"	"	"	"	"		"	"	"
4012	LCB-3	No. 3/4ディッチ攪拌機現場盤	LCB-1	流入ゲート・前処理・主ポンプ現場盤	600VEM-CE 3.5Φ - 2C		EM-IE 3.5Φ	"	カ/P電線管流用
4013	W-RY-1	主ポンプ・水処理1系設備RY盤	"	"	EM-CEE 1.25Φ - 20C		"	"	カ/P電線管流用
4014	"	"	"	"	EM-CEE 1.25Φ - 10C x 2		"	"	カ/P電線管流用
4015	W-C/C-1	主ポンプ・水処理1系設備CC	105A	No. 1主ポンプ	600VEM-CE 22Φ - 3C		"	"	カ/P電線管流用
4016	W-RY-1	主ポンプ・水処理1系設備RY盤	"	"	EM-CEE 1.25Φ - 4C		"	"	カ/P電線管流用
4017	W-C/C-1	主ポンプ・水処理1系設備CC	105B	No. 2主ポンプ	600VEM-CE 22Φ - 3C		"	"	カ/P電線管流用
4018	W-RY-1	主ポンプ・水処理1系設備RY盤	"	"	EM-CEE 1.25Φ - 4C		"	"	カ/P電線管流用
4019	W-C/C-1	主ポンプ・水処理1系設備CC	106	No. 3主ポンプ	600VEM-CE 14Φ - 3C		EM-IE 3.5Φ	HIVE 36mm	カ/P電線管流用
4020	W-RY-1	主ポンプ・水処理1系設備RY盤	"	"	EM-CEE 1.25Φ - 4C		HIVE 22mm	"	カ/P電線管流用
4021	W-C/C-1	主ポンプ・水処理1系設備CC	102	自動除塵機	600VEM-CE 3.5Φ - 3C		EM-IE 3.5Φ	HIVE 28mm	カ/P電線管流用
4022	"	"	103	洗濯水機	600VEM-CE 3.5Φ - 3C		EM-IE 3.5Φ	HIVE 28mm	カ/P電線管流用
4023	W-RY-1	主ポンプ・水処理1系設備RY盤	103MV	洗濯水機洗浄水弁	EM-CEE 1.25Φ - 6C		EM-IE 3.5Φ	HIVE 22mm	カ/P電線管流用
4024	W-C/C-1	主ポンプ・水処理1系設備CC	104	洗濯水機洗浄水弁	600VEM-CE 2Φ - 3C		EM-IE 3.5Φ	HIVE 28mm	カ/P電線管流用
4025	"	"	107	主ポンプ用チェーンブロック	600VEM-CE 8Φ - 3C		EM-IE 3.5Φ	HIVE 28mm	カ/P電線管流用
4026	"	"	101	流入ゲート	600VEM-CE 2Φ - 3C		EM-IE 3.5Φ	HIVE 28mm	カ/P電線管流用
4027	W-RY-1	主ポンプ・水処理1系設備RY盤	"	"	EM-CEE 1.25Φ - 6C		"	"	カ/P電線管流用
4028	KP-1	計装交換器盤	LCB-1	流入ゲート・前処理・主ポンプ現場盤	EM-CEE-S 1.25Φ - 2C x 2		"	"	カ/P電線管流用
4029	LCB-1	流入ゲート・前処理・主ポンプ現場盤	"	流入ゲート開度計	EM-CEE-S 1.25Φ - 2C		"	"	カ/P電線管流用
4030	KP-1	計装交換器盤	"	"	600VEM-CE 2Φ - 2C		EM-IE 3.5Φ	"	カ/P電線管流用

配線番号	自		至		配線仕様 種別、サイズ、芯数、本数	端末 屋外/屋内	接地線 種別、サイズ	電線管 種別、サイズ、本数	備考
	記号	名称	記号	名称					
S 2031	LCB-1	流入ゲート・前処理・主ポンプ現場盤	LT-1	主ポンプ水位計交換器	EM-CEE-S 1.25Φ - 2C		EM-IE 3.5Φ	HIVE 22mm	カ/P電線管流用
S 2032	KP-1	計装交換器盤	DOT-1	1系DD計	EM-CEE-S 1.25Φ - 2C		"	HIVE 22mm	カ/P電線管流用
S 2033	"	"	"	"	EM-CEE 1.25Φ - 2C		"	HIVE 22mm	カ/P電線管流用
S 2034	"	"	"	"	600VEM-CE 2Φ - 2C		EM-IE 3.5Φ	HIVE 22mm	カ/P電線管流用
S 2035	W-S-C/C-2	水処理2系・汚泥処理CC	SCB-15	作業用電源盤	600VEM-CE 14Φ - 3C		EM-IE 3.5Φ	HIVE 36mm	カ/P電線管流用
S 2036	LP-1	低圧分岐盤	"	"	600VEM-CE 14Φ - 3C		"	HIVE 54mm	カ/P電線管流用
S 2037	"	"	"	"	"		"	"	"
S 2038	W-S-RY-2	水処理2系・汚泥処理RY盤	LCB-3	No. 3/4ディッチ攪拌機現場盤	EM-CEE 1.25Φ - 20C		HIVE 70mm	"	カ/P電線管流用
S 2039	"	"	"	"	EM-CEE 1.25Φ - 15C		"	"	カ/P電線管流用
S 2040	"	"	"	"	EM-CEE 1.25Φ - 8C		"	"	カ/P電線管流用
S 2041	"	"	108C-F	No. 3ディッチ攪拌機換気ファン	600VEM-CE 2Φ - 2C		EM-IE 3.5Φ	HIVE 22mm	カ/P電線管流用
S 2042	"	"	108D-F	No. 4ディッチ攪拌機換気ファン	600VEM-CE 2Φ - 2C		EM-IE 3.5Φ	HIVE 22mm	カ/P電線管流用
S 2043	KP-1	計装交換器盤	DOT-2	2系ディッチDD計交換器	EM-CEE-S 1.25Φ - 2C		"	HIVE 22mm	カ/P電線管流用
S 2044	"	"	"	"	EM-CEE 1.25Φ - 2C		"</		